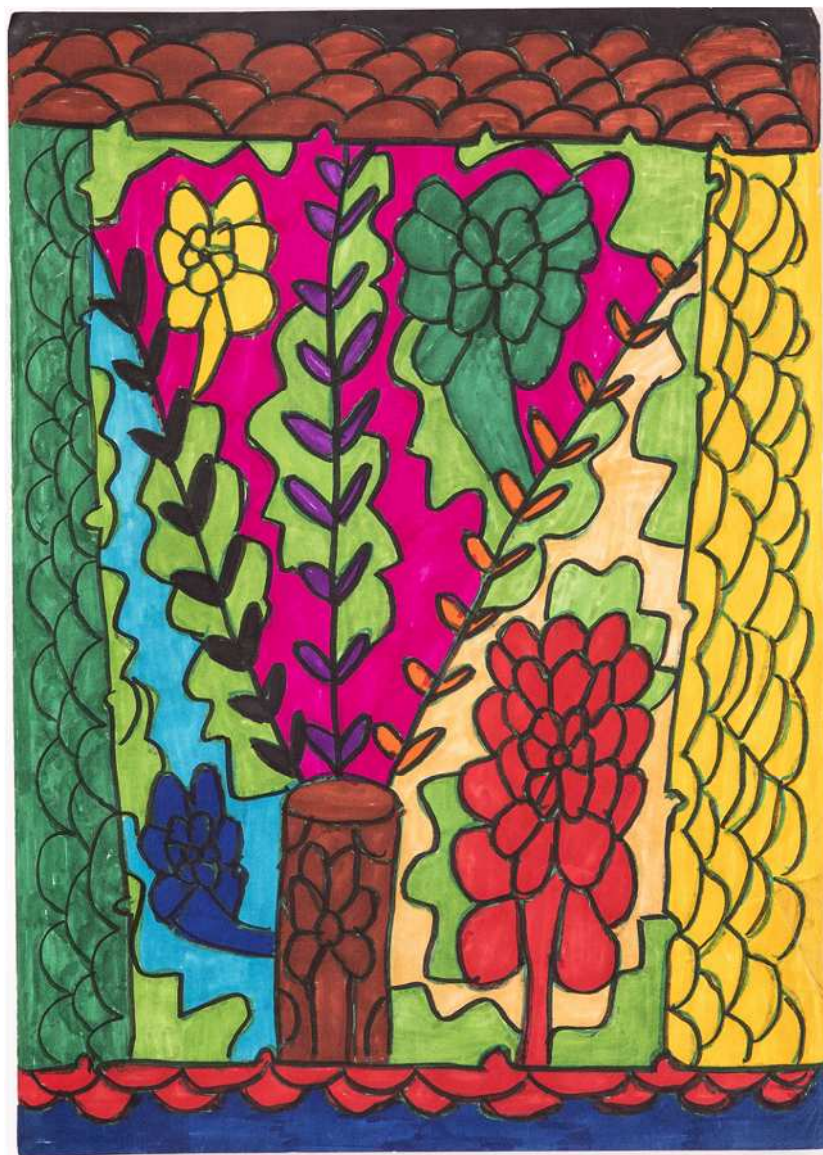


# 「青梅市地域福祉総合計画」

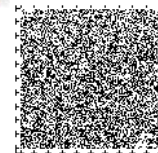
- ・第5期青梅市地域福祉計画
- ・青梅市重層的支援体制整備事業実施計画
- ・青梅市再犯防止推進計画
- ・青梅市成年後見制度利用促進基本計画
- ・第9期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画
- ・青梅市認知症施策推進計画
- ・第6期青梅市障害者計画・第7期青梅市障害福祉計画・  
第3期青梅市障害児福祉計画

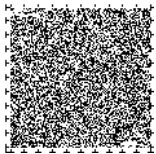
令和6（2024）年 3月

青 梅 市



工房YUAI(友愛学園成人部)所蔵





## はじめに

今日の地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢化による人口減少、地域社会や経済活動の担い手不足などの社会環境の急速な変化に伴い、地域でのつながりの希薄化や人々の価値観およびライフスタイルの変化などを背景に、8050問題やダブルケアなど、複雑化・複合化した福祉課題が増加しています。また、地域における支援ニーズも多様化しており、地域で課題を解決していくためには、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現が求められています。

青梅市では、平成16年に青梅市地域福祉計画を策定し、これまで改定を重ねながら地域福祉の推進に取り組んでまいりましたが、このような状況を踏まえ、全ての人々が住み慣れた地域で暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことのできる「地域共生社会」の実現を目指すため、この度「地域福祉総合計画」を策定いたしました。

この「地域福祉総合計画」は、複雑化・複合化する福祉課題に対し、各福祉分野が今まで以上に横断的に施策を実施することを目的とし、福祉分野の個別計画における「上位計画」に位置付けられる「青梅市地域福祉計画」とともに、個別計画である「青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画」、「青梅市障害者計画」、「青梅市障害福祉計画」および「青梅市障害児福祉計画」を改定するとともに、新たに策定した「青梅市重層的支援体制整備事業実施計画」、「青梅市認知症施策推進計画」、「青梅市再犯防止推進計画」および「青梅市成年後見制度利用促進基本計画」を包含した市としては初めての福祉総合計画となっております。

本市の最上位計画である「第7次青梅市総合長期計画」に掲げております「多様性を認め合い、みんなが健やかに暮らせるまち」を福祉共通理念として掲げ、全ての人々が尊重し合い、一人ひとりが元気に活躍できる青梅市を目指してまいります。主体である市民の皆様をはじめ、多くの地域の関係者の方々の御理解と御協力なくして、「地域共生社会」の実現はありません。

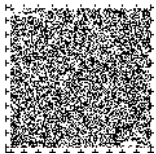
市民や各関係団体、行政が共に手を取り合い、一緒になって地域づくりを進めていきましょう。

結びに、本計画の策定にあたり、御審議を重ねていただきました「青梅市地域共生社会推進会議」の委員の方々をはじめ、各会議体の委員の皆様、アンケート調査等において貴重な御意見、御提案をお寄せいただきました多くの市民の皆様、携わっていただいた全ての方々に心より感謝申し上げます。

令和6年3月

青梅市長 大勢待 利明





あいさつから始めてみましょう。  
地域の人とつながり、その輪が  
大きくなります。



他人事も自分のこととして考えて、  
声かけや見守りをしてみましょう。



困っていることや地域で気になっていることが  
あれば、身近な人に話してみましょう。



地域には困っている人を助けるために  
活動している人がたくさんいます。  
もし、地域に困っている人、気になる人がいたら、  
そのような人に伝えてくれるだけでも構いません。  
自分一人で解決しようと思わなくても大丈夫です。

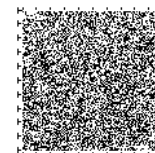


地域で活動する様々な主体が連携し、困っている方  
を支援することで、みんなが暮らしやすい地域づくり  
につながります。

何かやってみたいという方は、  
はじめの一歩を踏み出してみましょう。



地域にはたくさんの活動があり、  
新たなつながりが生まれます。  
ちょっとしたことでも、誰かの手助けに  
つながることもあります。



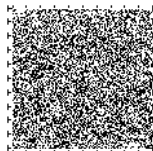
# 目次

第1編 総論.....	7
第1章 計画の策定に当たって.....	8
第2章 計画改定の考え方.....	13
第3章 データからみる市の現状.....	18
第4章 計画の全体像.....	21
第5章 計画の進行管理.....	24
第2編 地域福祉計画（再犯防止推進計画、成年後見制度利用促進基本計画）.....	26
第1章 地域福祉を取り巻く現状と課題.....	27
第2章 計画の基本的な考え方と施策体系.....	47
第3章 取組内容.....	48
第4章 取組事例.....	67
第3編 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画.....	75
第1章 高齢者保健福祉・介護保険事業を取り巻く現状と課題.....	76
第2章 計画の基本的な考え方と施策体系.....	120
第3章 取組内容.....	122
第4章 介護保険サービスの事業量見込と介護保険料の設定.....	140
第4編 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画.....	160
第1章 障がい者（児）福祉を取り巻く現状と課題.....	161
第2章 計画の基本的な考え方.....	176
第3章 取組内容.....	177
第4章 障害福祉・障害児福祉サービスの事業量見込み.....	193

資料編.....	211
1 取組指標.....	211
2 策定経過等.....	238
3 パブリック・コメント実施結果.....	268
4 オンライン交流会の結果.....	276
5 青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針.....	281
6 用語集.....	284

## 「障がい」の表記について

国の法令、市の条例等のほか、固有名詞は「害」の字を使用しますが、「障がい者」や「障がいのある方」など「ひと」を表現する場合は、「がい」とします。

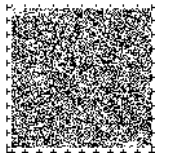


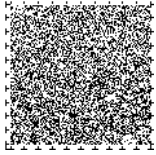


# 第1編



## 総論





# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の背景・趣旨

本市では、平成16年3月に青梅市地域福祉計画を策定し、その後の社会潮流や新たな制度、法律等への対応を含め、改定を重ねながら地域福祉の推進に取り組んでいます。

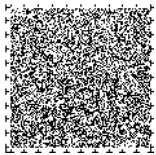
この間の我が国における福祉制度・政策は、こども・障がい者・高齢者などといった対象者の属性や、虐待・生活困窮といったリスクごとに制度を設け、支援体制の構築を進めてきました。

一方で、いわゆる「8050」やダブルケア、ヤングケアラーなど、個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えており、課題全体を捉えて関わっていくことが必要なケースや、既存の制度の対象となりにくいケースが明らかとなっています。

このような状況を踏まえ、国では、全ての人々が住み慣れた地域で暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことのできる「地域共生社会」を実現するため、令和2年に社会福祉法を改正し、包括的支援体制の構築の取組の一つとして、重層的支援体制整備事業を進めることとしました。

本市では、平成31年に第4期青梅市地域福祉計画を策定したのち、地域福祉コーディネーターの配置や既存の連携体制強化による相談支援の充実等に取り組むとともに、令和3年度から重層的支援体制整備事業への移行準備を開始しました。

このようななか、地域福祉の推進に関する計画である第4期青梅市地域福祉計画および分野別の福祉計画である第8期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画、第5期青梅市障害者計画、第6期青梅市障害福祉計画、第2期青梅市障害児福祉計画が令和5年度をもって計画期間満了を迎えることから、これらを合本し総合的な計画として策定するとともに、新たに重層的支援体制整備事業実施計画、青梅市認知症施策推進計画、青梅市再犯防止推進計画および成年後見制度利用促進基本計画を加え、本市の地域福祉の一層の推進に向けて本計画を策定するものです。



### 《国の主な動向》

#### 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」公布

平成28年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においては、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する」とこととされました。

この地域共生社会の実現を目指し、平成28年に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を立ち上げたほか、平成29年に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法が一部改正(平成30年4月施行)され、地域福祉計画の策定が市町村の努力義務とされました(第107条)。また、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」(第107条第1項第1号)や「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」(第106条の3第1項各号)が、計画に盛り込むべき事項として定められたほか、他の分野別計画の「上位計画」として位置付けられました。

さらに、令和2年6月公布の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域共生社会実現に向けた包括的支援体制の構築の取組の一つとして、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援の3つの支援を柱とする「重層的支援体制」の整備が行政に対して求められています。

#### 〈参考〉社会福祉法

##### (市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項



## 「孤独・孤立対策の重点計画」策定

「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)にもとづき、今後重点的に取り組む孤独・孤立対策の具体的施策をとりまとめた「孤独・孤立対策の重点計画」が策定されました(令和3年12月28日孤独・孤立対策推進会議決定)。この計画は、毎年度を基本としつつ必要に応じて、計画全般の見直しの検討を行うこととなっており、現在、令和4年12月に改定された計画にもとづき取り組まれています。

また、孤独・孤立対策に関する基本理念や国・地方公共団体の責務等を定めた「孤独・孤立対策推進法」が成立(令和5年5月31日)し、令和6年4月1日に施行されます。

## 新型コロナウイルス感染症拡大による生活環境等の変化(令和2年～)

令和2年以降、全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大(以下「コロナ禍」という。)し、市民生活や行政活動などに大きな影響を与えました。これらの生活環境等の変化や社会的な混乱は、地域住民が抱える生活課題をより一層顕在化しました。

## 国「第二期成年後見制度利用促進基本計画」策定(令和4年)

平成28年に成年後見制度利用促進に関する基本理念や国・地方公共団体の責務等を定めた成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「成年後見制度利用促進法」という。)が施行され、その後、平成29年には「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。同法では、市町村計画の策定を努力義務としているほか、国の基本計画では市町村の役割として、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに向けた中核機関の設置等を求めています。

### 〈参考〉成年後見制度の利用の促進に関する法律

#### (市町村の講ずる措置)

第一四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

二 略

## 国「第二次再犯防止推進計画」策定(令和5年)

平成28年に再犯防止等の推進についての基本理念や国・地方公共団体の責務等を定めた再犯の防止等の推進に関する法律(以下「再犯防止推進法」という。)が施行され、その後、平成29年に「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

同法では、市町村計画の策定を努力義務としているほか、国の計画では市町村の役割として、身近な基礎自治体としての適切なサービス提供、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくり等を求めています。

### 〈参考〉再犯の防止等の推進に関する法律

#### (地方再犯防止推進計画)

#### 第八条

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

二 略

## こども基本法の施行、こども家庭庁の設置(令和5年4月1日)

日本が平成6(1994)年に批准したこどもの権利条約に対応するための国内法としてこども基本法が成立(令和5年4月1日公布)しました。心身の発達の過程にある人を「こども」と定義し、権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律となっています。

また、こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現を目的に、内閣府の外局として、こども家庭庁を令和5年4月1日に設立しました。

## 認知症基本法成立(令和5年6月)

全国的に認知症の人が増加している現状等に鑑み、認知症施策に関する基本理念を定め、総合的かつ計画的に認知症施策を推進するための法律として成立しました。

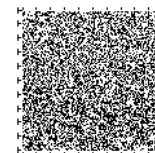
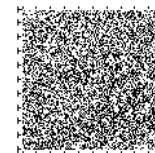
国に対策の基本計画策定を義務づけ、自治体には地域事情に応じた市町村認知症施策推進計画の策定が努力義務となっています。

### 〈参考〉共生社会の実現を推進するための認知症基本法

#### (市町村認知症施策推進計画)

第一三条 市町村(特別区を含む。以下この項において同じ。)は、基本計画(都道府県計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県計画)を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならない。

2・3 略



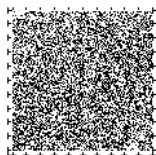
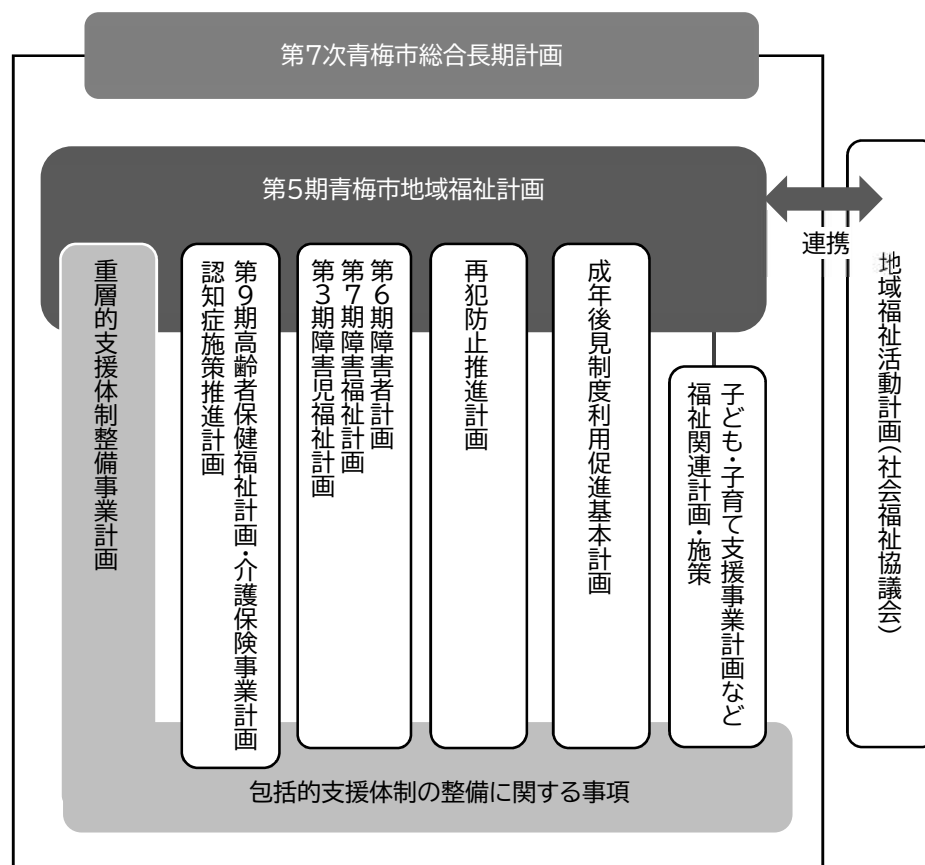
## 2 計画の位置づけ

### (1) 法的な位置づけ

- 社会福祉法第 107 条の規定にもとづく「市町村地域福祉計画」
- 社会福祉法第 106 条の 5 の規定にもとづく「市町村重層的支援体制整備事業実施計画」
- 再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項の規定にもとづく「地方再犯防止推進計画」
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項の規定にもとづく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」
- 老人福祉法第 20 条の 81 の規定にもとづく「市町村老人福祉計画」
- 介護保険法第 117 条 2 の規定にもとづく「市町村介護保険事業計画」
- 共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条の規定にもとづく「市町村認知症施策推進計画」
- 障害者基本法第 11 条 3 の規定にもとづく「市町村障害者計画」
- 障害者総合支援法第 88 条の規定にもとづく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 の規定にもとづく「市町村障害児福祉計画」
- 子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の規定にもとづく「市町村子ども・子育て支援事業計画」

### (2) 市政における位置づけ

- 本市の最上位計画であり、目指すべきまちの将来像と基本理念を定める青梅市総合長期計画との整合を図ります。
- 高齢者計画、障害者計画等、重層的支援体制整備事業実施計画、再犯防止推進計画および成年後見制度利用促進基本計画は、地域福祉計画を上位計画とし、整合を図ります。
- 子ども・子育て支援事業計画等の福祉関連計画・施策を横断的につなぐものです。なお、今後子どもの計画を地域福祉計画に包含するよう検討していきます。
- 社会福祉協議会「地域福祉活動計画」との連携を図ります。



### 3 計画期間

各計画の期間は以下のとおりです。なお、変化する社会情勢や関連する諸計画との整合性から、必要に応じて見直しをすることとします。

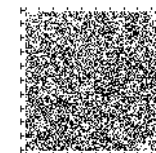
- 地域福祉計画等：令和6年度から令和11年度までの6か年（令和8年度に中間見直しを行います）
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画等：令和6年度から令和8年度までの3か年
- 障害者計画：令和6年度から令和8年度までの3か年
- 障害福祉計画・障害児福祉計画：令和6年度から令和8年度までの3か年

	令和5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)
総合長期計画	第7次						
地域福祉計画 (重層的支援体制整備事業実施計画・再犯防止推進計画・成年後見制度利用促進基本計画)		第5期					
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (認知症施策推進計画)		第9期					
障害者計画		第6期					
障害福祉計画 障害児福祉計画		第7期・第3期					

### 4 計画策定の体制

#### (1) アンケート調査実施概要

計画	調査対象	調査期間	回答数	調査方法
地域福祉計画等	18歳以上の市民 1,000人(無作為抽出)	令和5年5月12日(金)～5月29日(月) (6月1日到着分までを反映)	362件	郵送配布・郵送またはweb回答
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	65歳以上の市内在住者(施設入所者および介護認定要介護1から5までの被保険者を除く)	令和4年12月21日(水)～令和5年1月27日(金)	2,577件	郵送による配布・回収
	要支援・要介護認定を受けている方で、更新申請・区分変更申請で認定調査を受けた在宅の方	令和4年10月24日(月)～令和5年3月2日(木)	419件	対象者のうち、自宅訪問により聞き取りに協力いただけた方を対象にアンケート調査(回収は郵送)
	市内の介護サービス事業所および施設	令和4年12月26日(月)～令和5年1月20日(金)、令和5年7月18日(火)～7月24日(月)	134件	電子メール、電子申請システムおよび郵送によるアンケート調査
障害者計画 障害福祉計画 障害児福祉計画	身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳、難病医療費助成受給者証をお持ちの方(無作為抽出)	令和5年5月12日(金)～5月29日(月)	914件	郵送による配布・回収

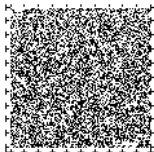


## (2) 各種会議、委員会

計画	会議名	開催数
地域福祉計画(重層的支援体制整備事業実施計画・再犯防止推進計画を含む)	地域共生社会推進会議	全5回
	包括的支援体制整備等庁内検討委員会	全2回
	地域福祉計画部会	全2回
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画等	介護保険運営委員会	全6回
	介護保険事業計画等策定部会	全3回
	庁内検討委員会	全3回
障害者計画 障害福祉計画 障害児福祉計画	障害者地域自立支援協議会	全3回(計画に関する報告事項の数)
	障害者計画等検討委員会	全4回
成年後見制度利用促進計画	成年後見制度利用促進審議会	全3回

## (3) パブリックコメント

令和5年12月15日～12月28日 15件



## 第2章 計画改定の考え方

### 1 福祉共通理念

# 多様性を認め合い、 みんなが健やかに暮らせるまち

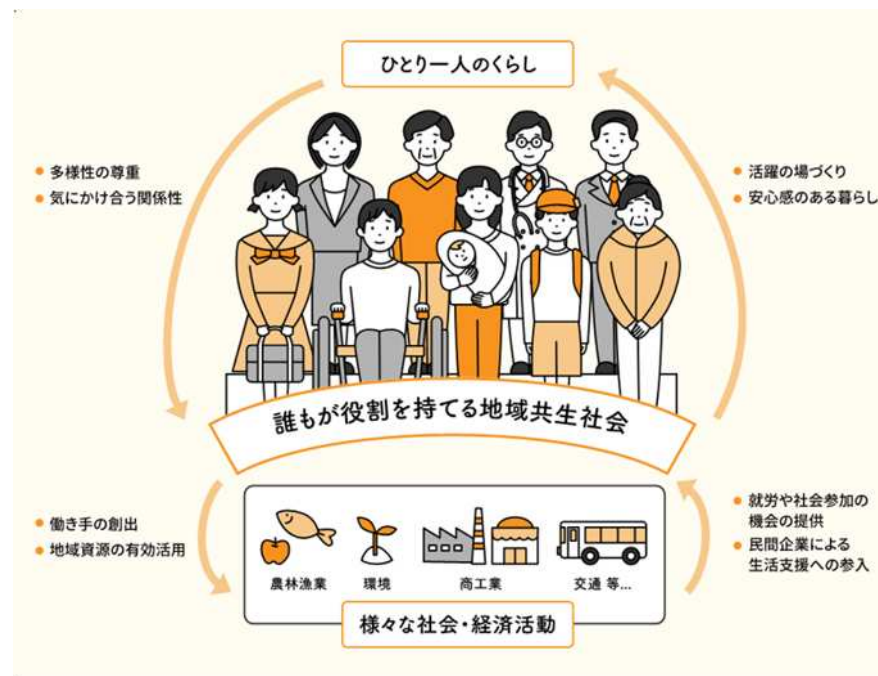
最上位計画である「第7次青梅市総合長期計画」では、青梅の人々が、青梅を楽しみながら健やかに安心して暮らすことを目指し、次の3つの基本理念を掲げています。

- 豊かな自然と都市機能が調和した持続可能なまち
- 多様性を認め合い、みんなが健やかに暮らせるまち
- 歴史と文化を継承し、人も産業も育むまち

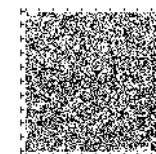
このうち、「多様性を認め合い、みんなが健やかに暮らせるまち」を本計画共通の理念として定め、全ての人が尊重し合い、一人ひとりが元気に活躍できる、地域共生社会の実現を目指します。

※地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」



## 2 地域福祉とは

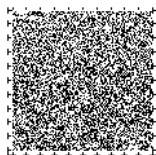
地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、市民・行政・社会福祉協議会・関係機関等が互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組むという考えです。

「福祉」とは本来、全ての人に等しくもたらされるべき「しあわせ」のことであり、誰もが安心して暮らせる幸せな生活を推進していくことをいいます。

一方で、近年の社会情勢を見ると、福祉に対するニーズは複雑化・多様化しているほか、いわゆる「8050」やダブルケアなど個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えるケースもあります。

こうした地域の生活課題に対し、これまでの子ども・障がい者・高齢者といった対象者の属性や要介護・虐待・生活困窮といったリスクごとに設けられた制度で対応するだけでなく、多様な機関や専門分野が連携しながら関わっていくことが重要です。

こうした一人ひとりの福祉ニーズに対応しつつ、一人ひとりがお互いを尊重し、助け合い、安心して地域で暮らすことができる地域共生社会の実現を目指して、市民・行政・社会福祉協議会・関係機関等がそれぞれの役割の中で協働することが、地域福祉です。



### 3 本市が取り組む重層的支援体制整備事業（重層的支援体制整備事業実施計画）

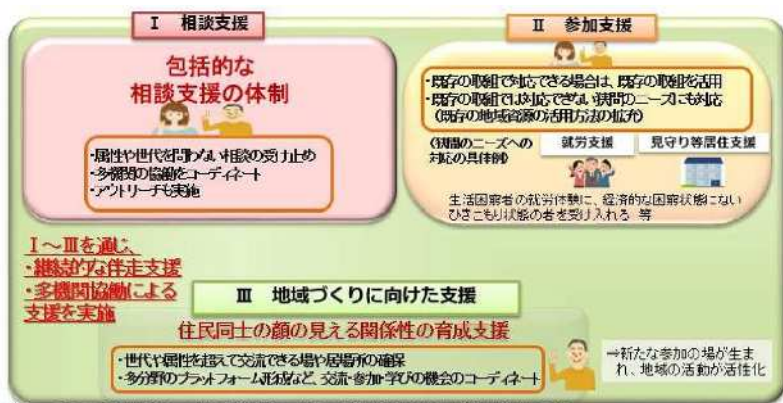
令和2年に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（改正社会福祉法等）において、地域による包括的な支援体制を構築するための新しい事業として、重層的支援体制整備事業が創設されました。

この事業は、既存制度の事業を含めた「属性を問わない包括的相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」、「地域づくりに向けた支援」という3つの支援を市町村が一体的に実施するものです。

青梅市の重層的支援体制整備事業の特徴は右のとおりです。

（計画策定の背景・趣旨は8,9 ページ、法的な位置づけは10 ページ、計画期間および計画策定の体制は11,12 ページ、取組内容は49 ページ以降に記載しています。）

重層的支援体制整備事業の概要（厚生労働省資料より）



# 青梅市における包括的な福祉相談支援体制



地域福祉コーディネーター  
地域福祉を支援するため、専門的な対応が必要な事例の対応、ネットワークづくり、地域に必要な資源開発を行う。



青梅市相談支援包括化推進員  
複雑化・複合化している地域住民が抱える課題を解決するため、地域福祉コーディネーターとともに各相談支援機関と連携し、必要な支援をコーディネートする。

## 【現状】

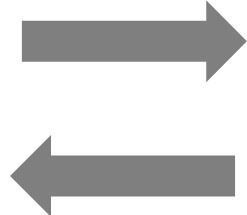
- \*どこに相談していいかわからない
- \*市役所は遠い、行きづらい



相談者



支援が届いていない人



## 包括的相談支援事業

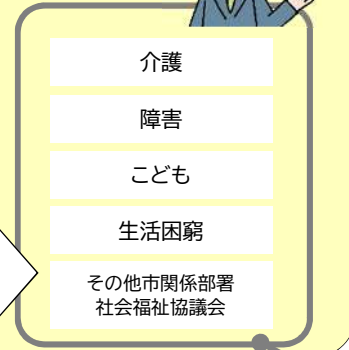
### 【新設】

- \*身近な福祉総合相談窓口(地域型)
- \*各地域の市民センター11か所に設置
- \*それぞれ地域福祉コーディネーターを配置
- \*必要な相談機関等八つなぎます

※属性を問わない包括的な相談支援を行います



連携



## アウトリーチ等事業



## 地域づくり事業



連携

## 複雑化・複合化した課題を抱えた相談

### 多機関協働事業等

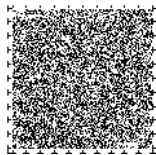
- 支援会議・重層的支援会議の開催
- 支援プランの作成



民生委員・児童委員	NPO 法人等
幼稚園・保育所	小学校・中学校
立川児童相談所	西多摩保健所
保護司	医師 病院 社会福祉事業者
社会福祉協議会	警察 公共職業安定所 etc.

対象分野	設置形態	運営形態	主な相談機関
介護	基本型	委託	・地域包括支援センター(5か所)
障害	基本型	委託 直営	・障がい者サポートセンター ・障がい者福祉課窓口
子ども	基本型	委託 直営	・子育て支援センター「はぐはぐ」 ・子ども家庭センター
生活困窮	基本型	直営	・地域福祉課(生活自立支援)窓口

対象分野	実施事業	運営形態	主な実施体制
介護	地域介護予防活動支援事業	直営	高齢者支援課
	生活支援体制整備事業	委託	生活支援コーディネーター(5か所)
障害	地域活動支援センター事業	委託	障がい者サポートセンター
子ども	地域子育て支援拠点事業	委託	子育てひろば(16か所)
生活困窮	生活困窮者支援等のための	直営	地域福祉課
	地域づくり事業	委託	地域福祉コーディネーター(11か所)



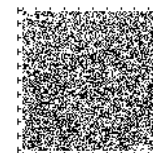
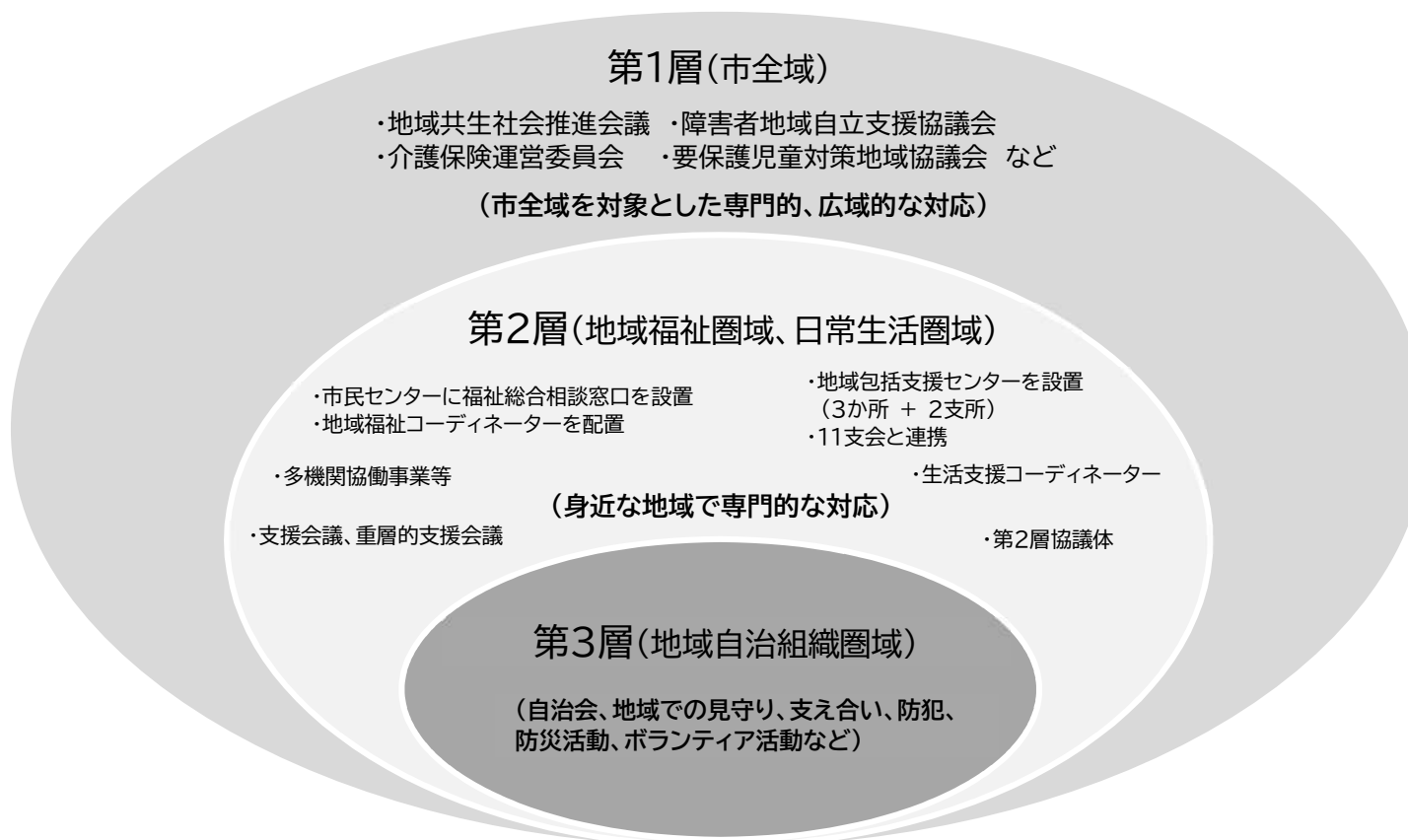


## 4 圏域の考え方

地域福祉の推進には、地域住民や地域の多様な主体が、分野や世代を超えて共に参加・協力し、保険・医療・福祉関係者等の各分野と連携するとともに、地域の社会資源も生かしながら、問題の発見・解決を図ることが必要です。

地域には、異なるレベルの圏域が重層的に重なり合っており存在しますが、青梅市においては、3層からなる圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた機能、体制を整備しています。

### 青梅市における圏域の考え方



## 第3章 データからみる市の現状

### 1 地域特性

本市は、都心から西へ 40～60 km圏にあり、中央部に鉄道が走っており、都心へのアクセスが良好です。また、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)が通り、青梅インターチェンジが設置されており、他県との行き来において利便性が高くなっています。

また、面積の6割以上を森林が占め、その間を東西に多摩川が貫いています。

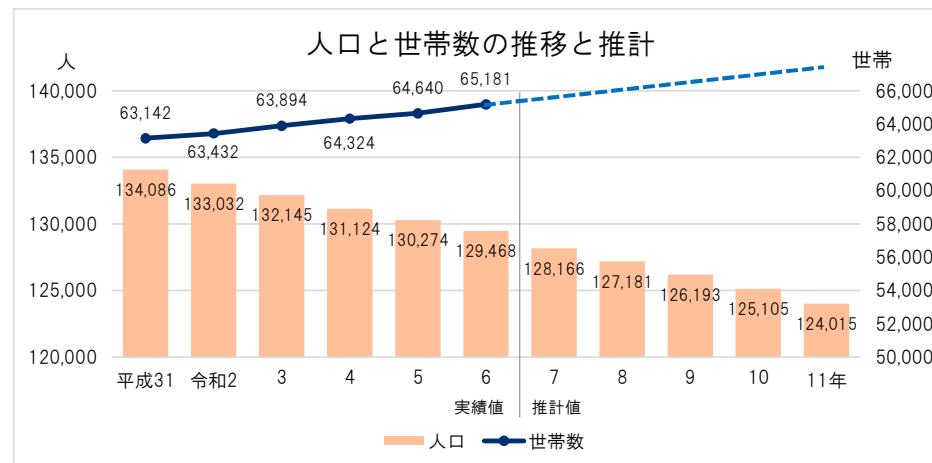
古くから霊山として崇められ、多くの野鳥や植物が生息する御岳山や、カヌーをはじめアウトドアの拠点として親しまれ、名水百選にも選定されている御岳溪流をはじめ、先人から受け継がれた美しい自然を有しています。

### 2 人口・世帯の状況

#### (1) 人口と世帯の推移

本市の総人口は年々減少傾向となっています。令和6年時点は 129,468 人となっていますが、地域福祉計画の計画最終年度である令和 11 年には 124,015 人となる見込みです。

一方、世帯数は年々増加傾向にあります。国勢調査の家族類型別にみると、平成 27 年から5年間で単身世帯が約 3,000 世帯増加しており、特に高齢単身世帯は約 2,000 世帯の増加となっています。



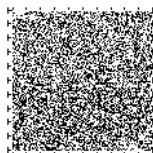
注：外国人を含む  
実績値資料：青梅市の統計(各年1月1日現在)  
推計値資料：青梅市独自推計

#### 家族類型別一般世帯数の推移

単位：世帯

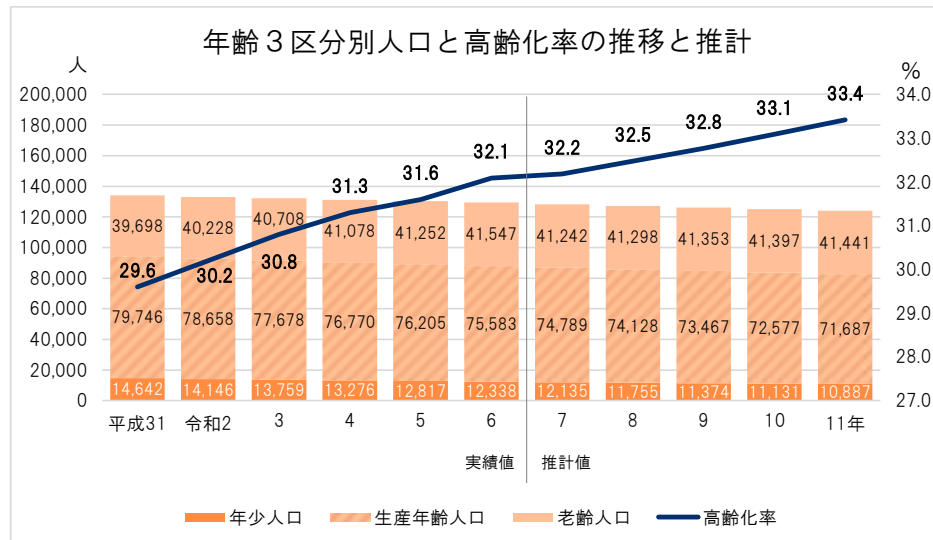
	総世帯数	親族のみ世帯		非親族世帯	単身世帯	〈再掲〉	
		総数	うち核家族世帯			高齢単身世帯	高齢夫婦世帯
平成27年	54,196	37,469	33,870	557	16,166	5,561	6,894
	(割合) 100%	69.1%	62.5%	1.0%	29.8%	10.3%	12.7%
令和2年	56,354	36,486	33,562	715	19,099	7,412	7,825
	(割合) 100%	64.7%	59.6%	1.3%	33.9%	13.2%	13.9%

注：総世帯数は不詳を含む  
資料：国勢調査



## (2) 年齢3区分別人口と高齢化率の推移

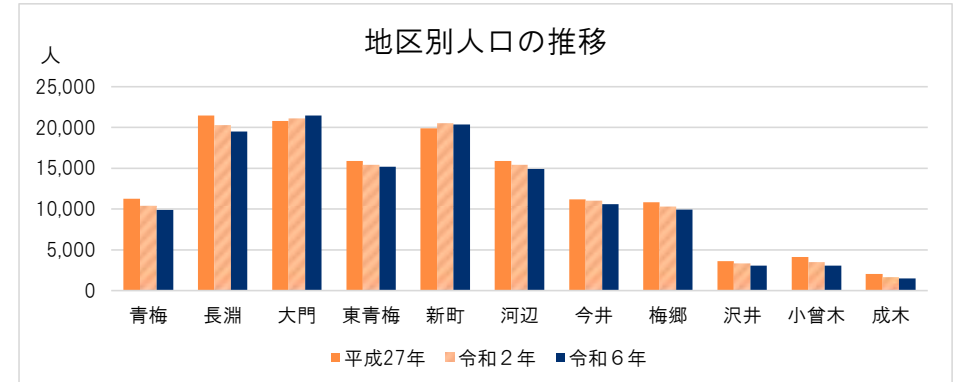
年齢3区分別人口をみると、過去5年間で生産年齢人口および年少人口は年々減少しています。一方で高齢人口は年々増加しており、高齢化率は令和6年1月1日時点で32.1%となっています。地域福祉計画の計画最終年度となる令和11年には33.4%となる見込みです。



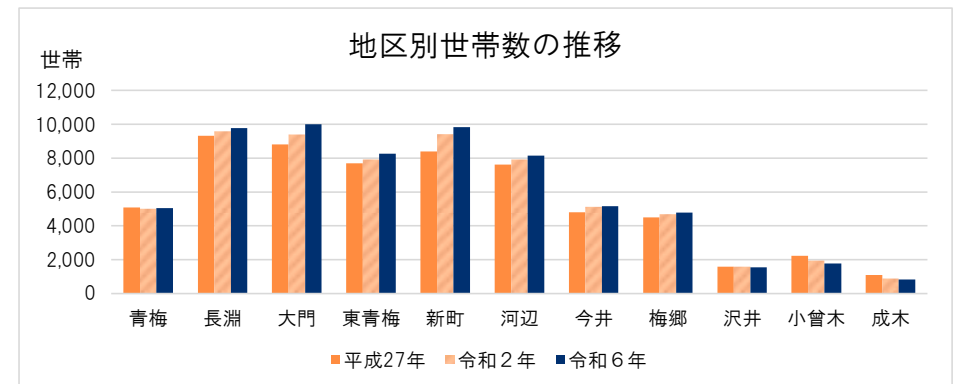
実績値資料：青梅市の統計(各年1月1日現在)  
推計値資料：青梅市独自推計

## (3) 地区別人口・世帯数の推移

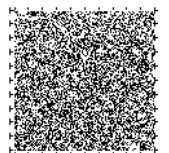
地区別に人口の推移をみると、大門地区、新町地区では過去10年間で人口が増加しています。また、青梅地区、沢井地区、小曾木地区、成木地区では人口・世帯ともに減少しています。



資料：青梅市の統計(各年1月1日現在)

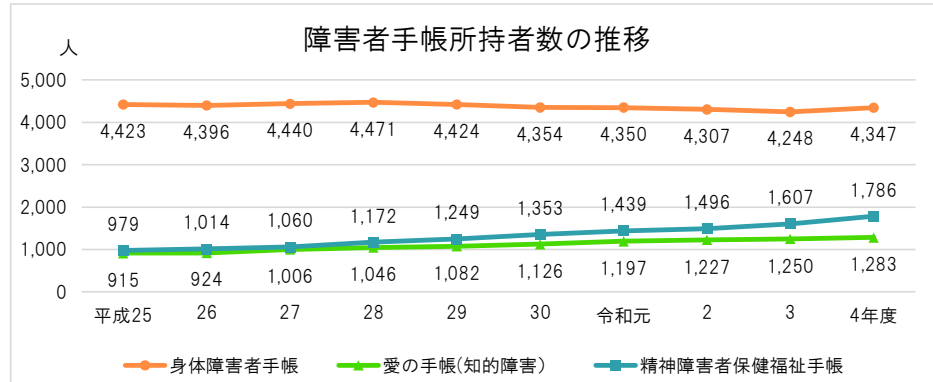


資料：青梅市の統計(各年1月1日現在)



#### (4) 障害者手帳所持者数の推移

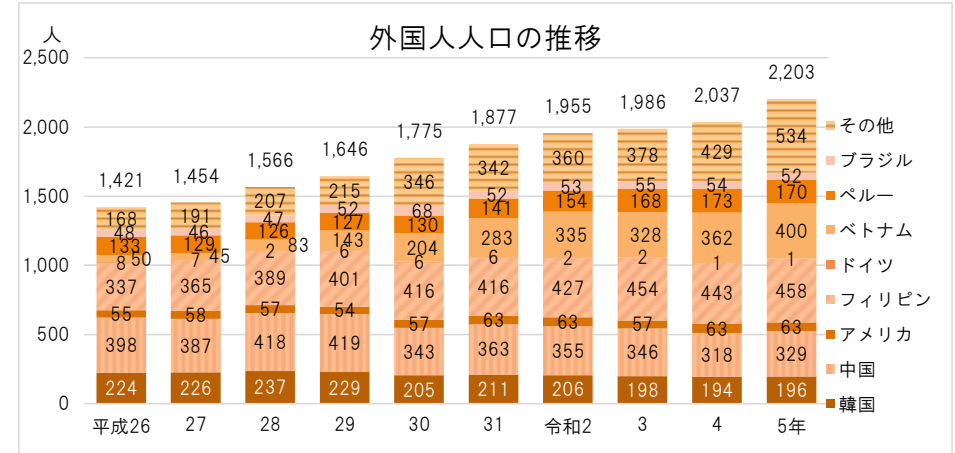
身体障害は平成 28 年度をピークに減少傾向、知的障害、精神障害は年々増加傾向にあり、特に精神障害が増加しています。



資料: 青梅市行政報告書(各年度末時点)

#### (5) 青梅市における外国人人口の推移

外国人人口は年々増加傾向にあります。国籍・地域別にみると、これまで外国人人口の多くを占めていた中国が減少傾向にあり、年々増加しているフィリピンが最も多くなっています(令和5年)。またベトナムが過去5年間で急速に増加しています。

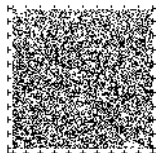


注: 国籍・地域は、東京都の統計における国籍・地域を参考にしつつ特に人口の多い国籍・地域を記載している。

:平成29年以前の韓国は、朝鮮を含む。

:平成29年以前の中国は、台湾を含む。

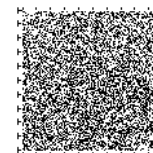
資料: 東京都の統計「外国人人口」(各年1月1日現在)



## 第4章 計画の全体像

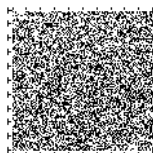
### 1 第5期青梅市地域福祉計画施策体系

基本目標	基本方針	基本施策
1 顔見知りの関係づくり	(1)福祉意識の醸成	ア 人権教育の推進 イ 福祉教育の推進
	(2)地域の居場所・活躍の場づくり	ア 地域における交流機会の創出 イ 当事者・家族同士の交流支援 ウ 社会参加に向けた支援
	(3)見守り・防犯体制の充実	ア 見守りネットワークの充実 イ 防犯対策の推進
	(4)快適なまちづくりの推進	ア 福祉のまちづくりの推進
2 多様な主体による支え合い活動の推進	(1)地域活動の担い手となる人材育成	イ 活動者・ボランティアの育成
	(2)ボランティア等の社会福祉活動支援	ア 活動継続に向けた支援 イ 社会福祉法人との連携強化
	(3)防災体制の充実	ア 災害時に備えた連携体制の構築
3 包括的な支援体制の整備・強化	(1)包括的な相談支援体制の充実	ア 相談支援・コーディネート機能の充実 イ 相談窓口の強化
	(2)複合化した地域課題を解決するための体制づくり 【青梅市再犯防止推進計画】	ア 分野横断的な連携体制の構築 イ 複合課題や制度の狭間への対応
	(3)サービス提供事業者への支援等	ア 制度の周知・普及 イ サービスの質の向上
	(4)権利擁護や成年後見制度の推進 【青梅市成年後見制度利用促進基本計画】	ア 権利擁護の推進 イ 虐待防止対策の推進



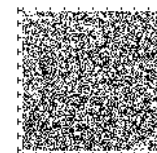
## 2 第9期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画

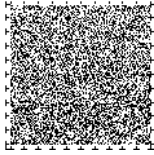
基本目標	基本方針	基本施策	
1 「支える側」「支えられる側」の枠組みを超えていきいきと過ごせる暮らしづくり	(1)生きがいづくり・介護予防等の推進	ア 健康づくりのための継続的な支援 イ 健康のための体づくり ウ 社会参加の機会の充実	エ 高齢者の就労支援 オ 移動支援サービスの充実 カ 敬老事業の推進
	(2)住民主体の生活支援の推進	ア 地域で支え合う体制づくり イ 見守り体制の充実	ウ 介護する家族への支援
	(3)介護人材の確保等、事業者への支援	ア 介護人材対策の推進 イ デジタル化の推進	
2 安心して暮らせる地域づくり	(1)安全・安心なまちづくり	ア 権利を守る取組の推進 イ 高齢者虐待防止に向けた取組 ウ 災害対策の推進	エ 感染症・熱中症予防の推進 オ 防犯対策の推進 カ バリアフリーの推進
	(2)認知症に関する支援の充実 【青梅市認知症施策推進計画】	ア 認知症への理解に関する普及・啓発 イ 認知症予防の推進 ウ 社会参加に向けた支援	エ 認知症の人を介護する家族への支援 オ 適切なサービス提供に向けた取組
3 持続可能な福祉の仕組みづくり	(1)地域包括ケアシステムの深化	ア 在宅で生活を続けるための支援 イ 多様な住まいの確保 ウ 介護予防のための取組	エ 多職種による連携 オ 相談体制の充実
	(2)介護保険サービスの充実と適正運営	ア 介護保険サービスの適正な給付 イ 介護保険サービスの整備	



### 3 第6期青梅市障害者計画、第7期青梅市障害福祉計画、第3期青梅市障害児福祉計画

基本目標	基本方針	基本施策
1 障害に対する理解促進・差別解消	(1)インクルーシブの推進	ア 普及啓発 イ 情報バリアフリーの促進 ウ 意思疎通支援の充実
	(2)ボランティア活動の促進	ア 学校教育における福祉ボランティア活動等の取組 イ ボランティア・市民活動センターの拡充 ウ NPO法人、ボランティア団体の活動支援
	(3)福祉のまちづくりの推進	ア 公共施設のユニバーサルデザイン化の推進 イ 住宅のバリアフリー化の促進 ウ 公共交通機関のバリアフリー化の促進 エ 心のバリアフリー
	(4)防災・防犯対策の充実	ア 防災対策の推進 イ 見守り・防犯対策の推進
2 生活支援・サービス・相談支援体制の充実	(1)情報提供・相談支援の充実	ア 障がい者サポートセンターの充実 イ 相談支援体制の充実 ウ 地域移行の推進 エ 虐待防止対策の推進
	(2)障害福祉サービスの充実	ア 自立支援給付の充実 イ 地域生活支援事業の充実 ウ 一般サービスの充実
	(3)保健・医療の充実	ア 生活習慣病等の疾病等の予防 イ 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実
	(4)経済的自立の支援	ア 年金・手当等の支援 イ 金銭的管理の支援
	(5)住居の確保	ア 居住支援 イ グループホームの充実 ウ 居住環境の整備
	(6)支援ネットワークの整備	ア 地域自立支援協議会の機能の充実 イ 分野横断的な連携体制の構築
3 障害特性に応じた療育・教育	(1)障がい児支援の体制の確保	ア 障がい児保育 イ 相談支援体制の充実 ウ 特別支援教育の充実 エ 特別支援学校等との連携の推進
	(2)切れ目のない支援体制の整備	ア 療育ネットワークの構築 イ 家族、保護者への支援の強化
4 就労支援・居場所づくりの推進	(1)学習・文化・スポーツ活動の振興	ア 文化活動等の支援 イ 障がい者スポーツの振興
	(2)交流機会の拡大	ア イベント事業等の充実 イ 地域における交流機会の創出
	(3)就労の促進	ア 障害者就労支援センターの充実 イ 公共職業安定所(ハローワーク)等との連携 ウ 企業や福祉施設とのネットワークの構築





## 第5章 計画の進行管理

### 1 計画の評価と進行管理

計画の推進に当たり、毎年青梅市地域共生社会推進会議に対しその効果や達成状況を報告し、実施状況の検証を行うとともに、令和8年度に中間見直しを実施します。

また、PDCAサイクルの考え方に従い、進行管理を実施し、計画全体の継続的な評価・改善を行うことにより、計画を推進するとともに、次期計画へとつなげていきます。

なお、各計画を一体的に推進するため、青梅市地域共生社会推進会議を条例にもとづく設置とするよう検討していきます。

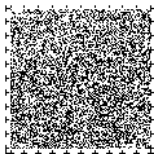
### 2 行財政の環境

地方自治体を取り巻く環境が変化する中、本市においても厳しい財政状況が続いています。

また、地域においては、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする状況がみられます。

このような複雑化・複合化する地域福祉に対応し、多様化する市民ニーズにこたえるためには、市の取組に加え、地域住民や市民活動団体との協働を進める上で、行財政環境にも注視していく必要があります。

更に、国や東京都の動向を的確かつ速やかに把握し、地域福祉向上のための財源確保に努めます。



### 3 協働による計画の推進

地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくための地域福祉活動の主役は、地域に生活している市民自身です。そして、誰もが福祉サービスの提供者であり、受け手でもあります。

住み慣れた地域で助け合い、支え合える地域社会を実現させていくには、行政の取組に加えて、市民との協働が不可欠となります。また、地域の中で活動するボランティア、NPO、関係機関・団体、サービス提供事業者、企業等も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくに当たっては、これら地域福祉を担う主体と連携を取り、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要となります。

#### (1) 市民の役割

市民は、地域の問題に関心を持ち、地域の担い手として、行動することが求められています。地域福祉の担い手として声掛けやあいさつ、見守りなど日常的な近隣同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動等に積極的に参加します。

#### (2) 青梅市社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、地域住民や幅広い福祉関係者の参加により、時代の変化と地域福祉に対応した福祉サービスや福祉活動に取り組み、地域福祉の推進役としての中心的な役割を果たしています。

また、地域住民、関係団体、行政との調整役としての機能も求められています。

福祉コミュニティと地域福祉の推進に向けて事業を支援し、連携を強化するとともに、青梅市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との整合を図ります。

#### (3) NPO・ボランティア団体、自治組織の役割

NPO・ボランティア団体、自治組織の役割として、地域で行われている様々な福祉活動を行っている団体と連携を図り、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応していくことが求められています。



#### (4) サービス提供事業者・企業の役割

サービス提供事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供および公開のほか、他のサービスとの連携、利用者本位のサービス提供の取組、多様化する福祉ニーズに対応するため新しいサービスの創出や市民参加の支援および福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

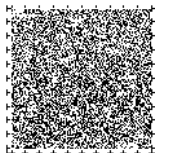
企業は、募金・活動に対する協賛、地域の一員として福祉活動に参加するなど、社会貢献活動が求められています。見守り活動、災害時の連携など、その専門性と機動力を發揮し地域福祉の活発化に取り組みます。

#### (5) 庁内の関係部署との連携・情報共有

行政は市民の福祉の増進を目指して福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

福祉ニーズの複雑化・複合化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図る観点から、制度・分野ごとの「縦割り」という関係を超越して、庁内の関係部署との横のつながりをより一層強化します。

また、あらゆる主体が同じ方向に向かって地域福祉を推進していくためにも、計画を周知し、情報共有を図るとともに、関係機関・団体の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図り、地域の福祉活動を促進させるための支援を行います。



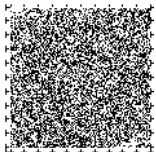


## 第2編

.....

# 地域福祉計画

(再犯防止推進計画、成年後見制度利用促進基本計画)

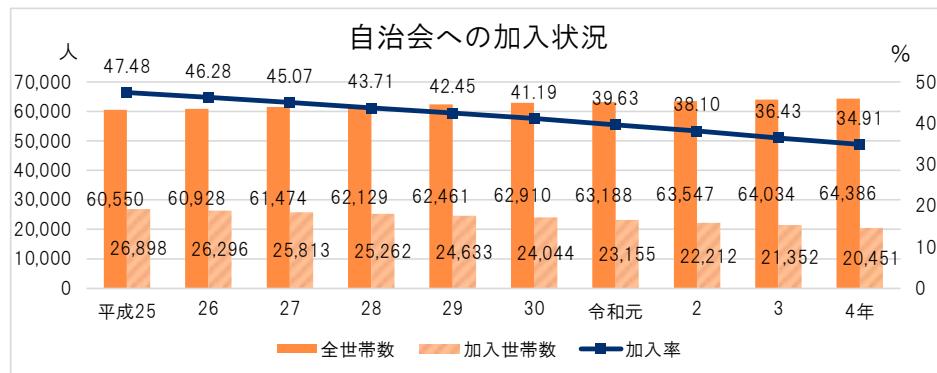


# 第1章 地域福祉を取り巻く現状と課題

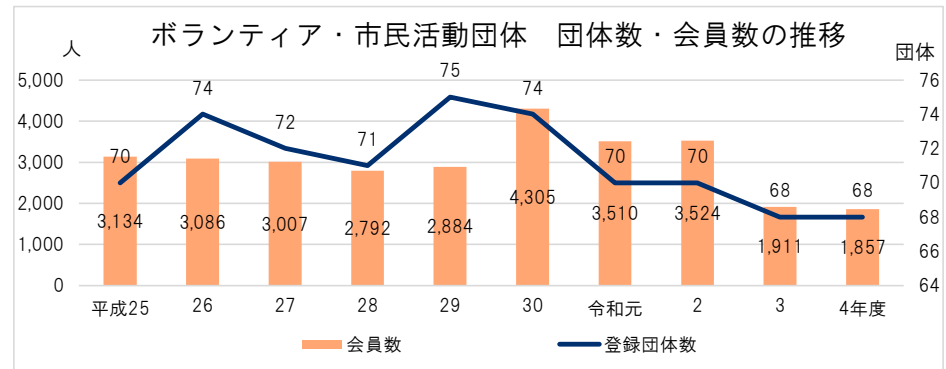
## 1 地域福祉のデータからみる現状

### (1) 自治会・ボランティア・市民活動団体の状況

自治会加入世帯数は減少傾向にあり、加入率は過去10年間で12.57ポイント減少しています。ボランティア・市民活動団体の会員数は平成30年度をピークに、登録団体数は平成29年度をピークに減少しており、令和3年度以降は過去10年間で最も低い水準となっています。



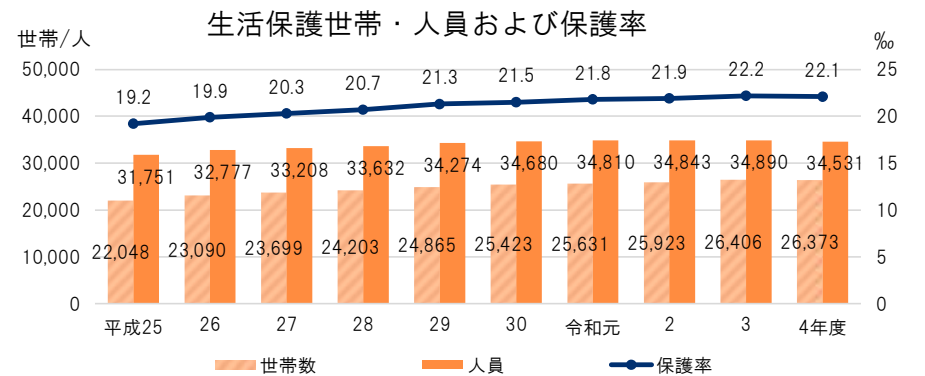
資料：市民活動推進課



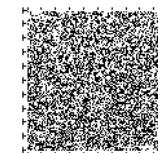
資料：市民活動推進課(年度別)

### (2) 生活保護世帯・人員の状況

生活保護世帯・人員は年々増加しています。令和4年度時点の保護率は22.1%となっています。

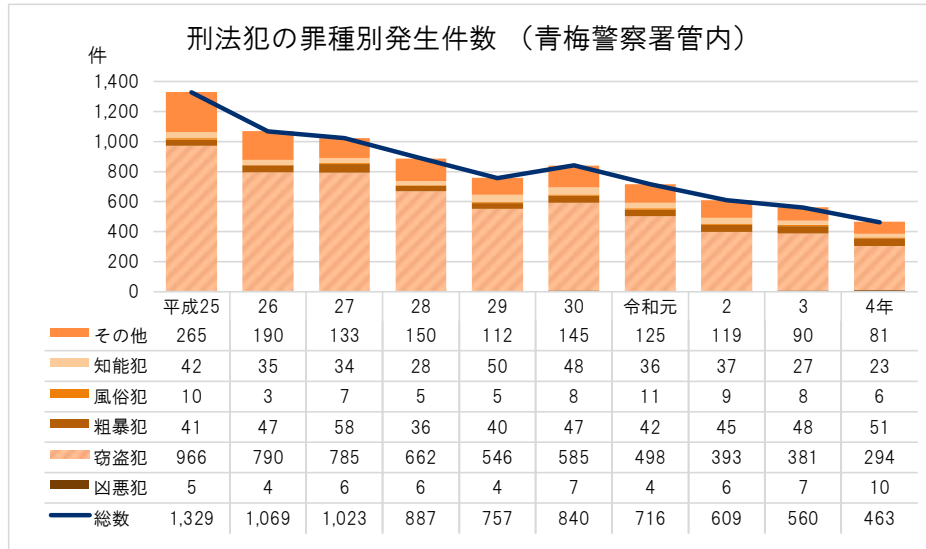


資料：青梅市の統計(各年度10月1日現在)



### (3) - 1 刑法犯の発生件数の状況

青梅警察署管内の刑法犯発生件数は、おおむね年々減少しています。  
罪種別にみると、窃盗犯が高い割合を占めています。



資料：警視庁青梅警察署（各年度 12 月末現在）  
注：青梅警察署管内の数字  
「青梅警察署管内」：管轄区域は青梅市および奥多摩町

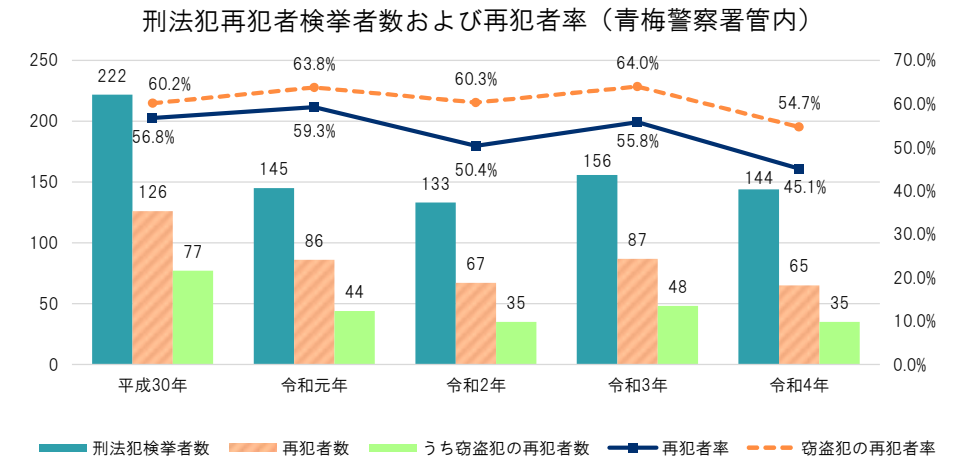
### (3) - 2 刑法犯再犯者検挙者数および再犯者率（※1）の状況

青梅警察署管内の刑法犯検挙者数（※2）は減少傾向にあります。一方、再犯者率は、令和 4 年はやや下がったものの高い傾向にあり、特に罪種別に高い割合を占める窃盗犯の再犯者率は5割を超えている状況です。

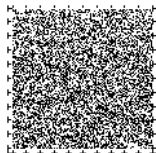
※1 「再犯者率」：刑法犯検挙者数に占める再犯者の割合

※2 20 歳以上の検挙者であり、少年は含まない。また、全ての検挙者ではなく、一般の刑法犯と覚醒剤取締法、麻薬取締法、大麻取締法による検挙者であり、その他の法令違反にかかる検挙者は含まない。

	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	再犯者数	再犯者率	再犯者数	再犯者率	再犯者数	再犯者率	再犯者数	再犯者率	再犯者数	再犯者率
全国	92,023	50.5%	86,952	50.5%	83,394	50.6%	79,809	50.0%	76,250	49.5%
警視庁	12,573	49.5%	11,320	50.8%	10,618	50.7%	9,809	51.4%	9,658	51.0%
青梅警察署	126	56.8%	86	59.3%	67	50.4%	87	55.8%	65	45.1%
うち窃盗犯	77	60.2%	44	63.8%	35	60.3%	48	64.0%	35	54.7%



資料：法務省矯正局東京矯正管区提供



## 2 地域共生社会推進のためのアンケート結果

### (1) 調査の目的

このアンケート調査は、18 歳以上の市民 1,000 人を対象に実施し、皆様の地域福祉に対する考え方、地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、ご意見、ご提言を広くお聞きし、計画策定に反映することを目的としています。

### (2) 調査概要

- ◇調査対象者:18 歳以上の市民 1,000 人(無作為抽出)
- ◇調査期間:令和5年5月 12 日(金)~5月 29 日(月)(6月1日到着分までを反映)
- ◇調査方法:郵送配布・郵送または専用 web ページでの回収による本人記入方式

### (3) 回収結果

- ◇配布数:1,000 件
- ◇有効回収数:362 件(うち紙面は 336 件、web ページ回答は 26 件)
- ◇有効回収率:36.2%

### (4) 図表の見方

- ◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- ◇複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。

◇図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。

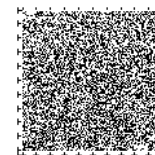
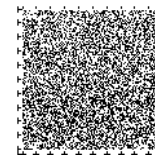
◇図表中の「n(number of cases)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。

◇本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

◇「その他」「不明・無回答」を除き、回答の高いもの第1位に網掛けをしています。

◇地区別の区分けは以下のとおりとなっています。

圏域	地区名	地区
第1地区	勝沼、西分町、住江町、本町、仲町、上町、森下町、裏宿町、天ヶ瀬町、滝ノ上町、大柳町、日向和田	青梅地区
	東青梅、根ヶ布、師岡町	東青梅地区
第2地区	駒木町、長淵、友田町、千ヶ瀬町	長淵地区
	畑中、和田町、梅郷、柚木町	梅郷地区
	二俣尾、沢井、御岳本町、御岳、御岳山	沢井地区
	河辺町	河辺地区
第3地区	吹上、野上町、大門、塩船、谷野、木野下、今寺	大門地区
	富岡、小曾木、黒沢	小曾木地区
	成木	成木地区
	新町、末広町	新町地区
	藤橋、今井	今井地区



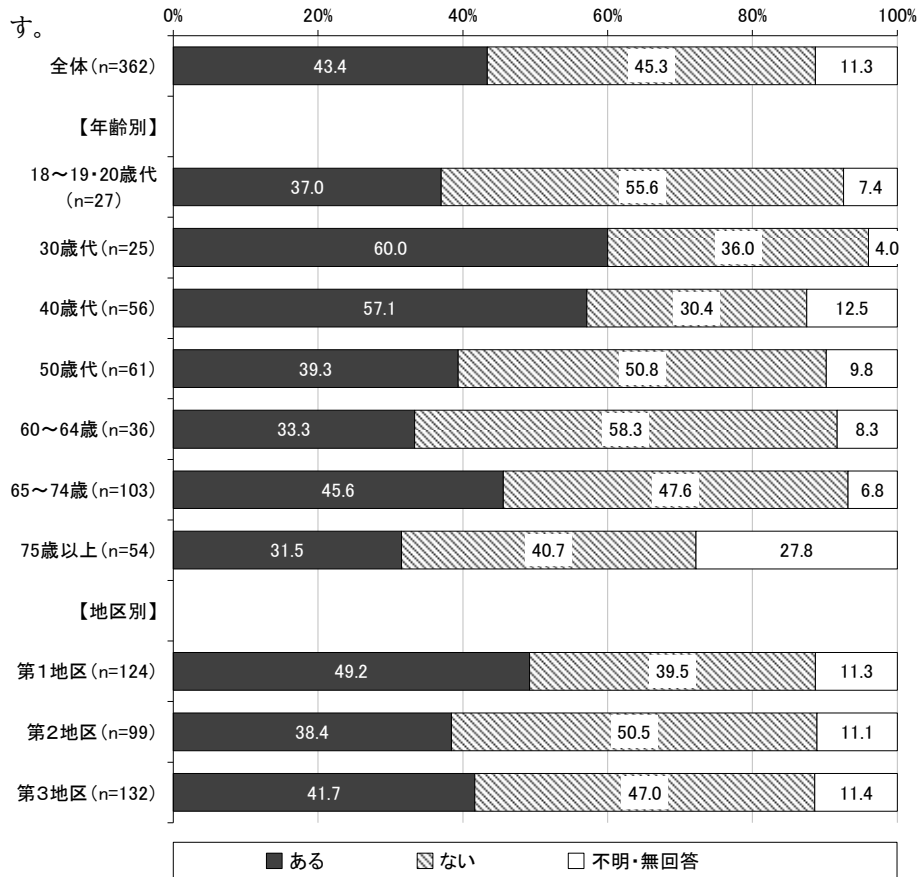
(5) 結果の概要

**問 あなたは今の生活において困っていることはありますか。(〇は1つ)**

全体では「ない」が45.3%、「ある」が43.4%となっています。

年齢別にみると、30歳代、40歳代では「ある」、その他の年齢層においては「ない」が高くなっています。

地区別にみると、第1地区では「ある」、第2地区、第3地区では「ない」が高くなっています。



**「ある」を選んだ方**

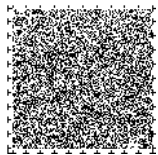
**問 どんなことに困っていますか。(あてはまるものすべてに〇)**

全体では「生活費など経済的問題」が58.6%と最も高く、次いで「自分の健康のこと」が44.6%、「仕事に関すること」が29.3%となっています。

年齢別にみると、65～74歳、75歳以上では「自分の健康のこと」、その他の年齢層においては「生活費など経済的問題」が最も高くなっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「生活費など経済的問題」が最も高くなっています。

単位: %		生活費など経済的問題	仕事に関すること	自分の健康のこと	こ育児・子育てに関する	親の介護のこと	介護以外の家族の介護・	ひきこもりの家族がい	近所の人間関係のこと	特にな	その他	不明・無回答	
全体	(n=157)	58.6	29.3	44.6	11.5	11.5	6.4	5.1	10.2	0.0	11.5	0.0	
年齢別	18～19歳代	(n=10)	80.0	30.0	40.0	0.0	0.0	10.0	20.0	10.0	0.0	10.0	0.0
	30歳代	(n=15)	73.3	40.0	13.3	33.3	13.3	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0
	40歳代	(n=32)	75.0	46.9	34.4	34.4	6.3	0.0	3.1	9.4	0.0	3.1	0.0
	50歳代	(n=24)	50.0	45.8	29.2	8.3	33.3	8.3	4.2	8.3	0.0	25.0	0.0
	60～64歳	(n=12)	58.3	41.7	41.7	0.0	33.3	0.0	16.7	8.3	0.0	25.0	0.0
	65～74歳	(n=47)	48.9	10.6	59.6	0.0	4.3	12.8	4.3	10.6	0.0	10.6	0.0
75歳以上	(n=17)	41.2	5.9	76.5	0.0	0.0	5.9	0.0	5.9	0.0	11.8	0.0	
地区別	第1地区	(n=61)	62.3	29.5	36.1	11.5	11.5	4.9	4.9	6.6	0.0	11.5	0.0
	第2地区	(n=38)	52.6	34.2	50.0	13.2	10.5	10.5	5.3	7.9	0.0	21.1	0.0
	第3地区	(n=55)	58.2	23.6	50.9	9.1	10.9	5.5	5.5	16.4	0.0	5.5	0.0



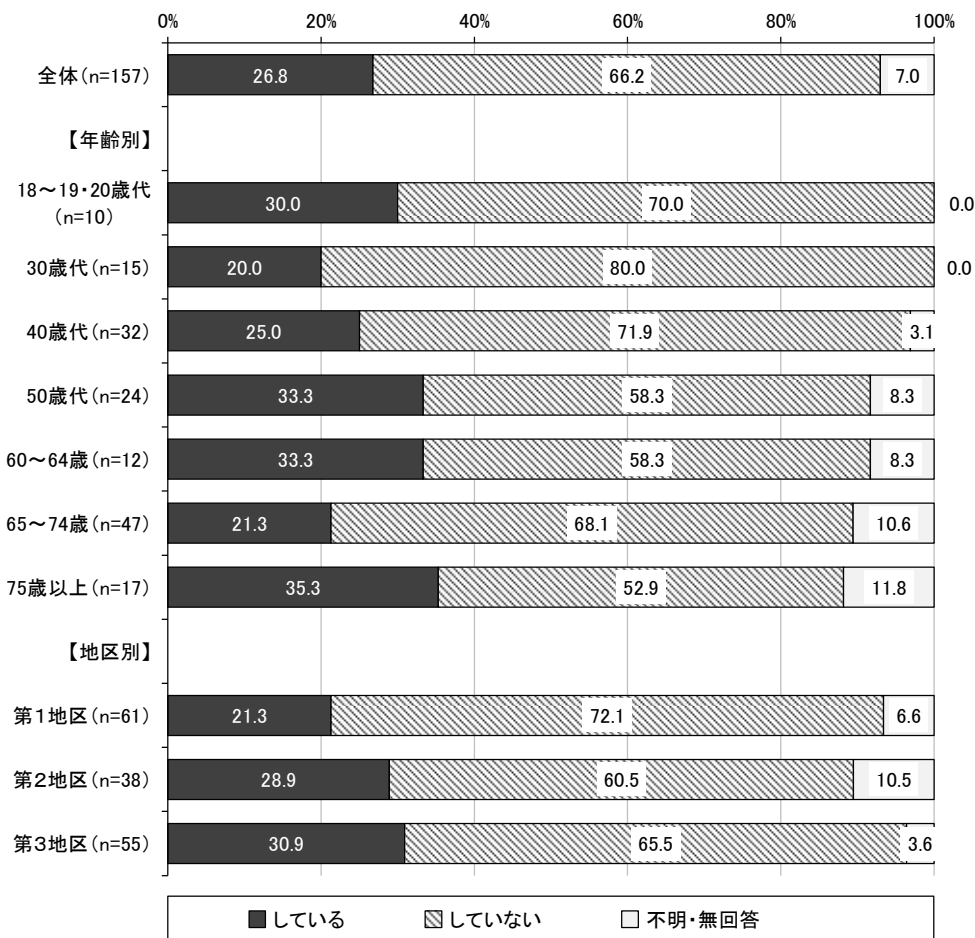
「ある」を選んだ方

問 現在、どこかに相談をしていますか。(〇は1つ)

全体では「していない」が66.2%、「している」が26.8%となっています。

年齢別にみると、いずれの年齢層においても「していない」が高くなっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「していない」が高くなっています。



「していない」を選んだ方

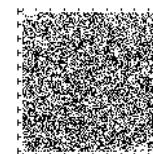
問 相談をしていない理由を教えてください。(あてはまるものすべてに〇)

全体では「相談しても解決が期待できない」が51.9%と最も高く、次いで「相談するまでの内容でない」が24.0%、「どこに相談していいかわからない」が17.3%となっています。

年齢別にみると、いずれの年齢層においても「相談しても解決が期待できない」が最も高くなっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「相談しても解決が期待できない」が最も高くなっています。

単位: %		相談するまでの内容でない	どこに相談していいかわからない	相談しても解決が期待できない	忙しくて相談できない	特にない	その他	不明・無回答
全体 (n=104)		24.0	17.3	51.9	9.6	10.6	0.0	8.7
年齢別	18~19・20歳代 (n=7)	0.0	14.3	71.4	28.6	14.3	0.0	0.0
	30歳代 (n=12)	33.3	33.3	75.0	8.3	0.0	0.0	8.3
	40歳代 (n=23)	17.4	13.0	52.2	13.0	8.7	0.0	8.7
	50歳代 (n=14)	21.4	28.6	50.0	14.3	7.1	0.0	7.1
	60~64歳 (n=7)	28.6	14.3	57.1	0.0	14.3	0.0	0.0
	65~74歳 (n=32)	18.8	12.5	46.9	6.3	12.5	0.0	15.6
	75歳以上 (n=9)	66.7	11.1	22.2	0.0	22.2	0.0	0.0
地区別	第1地区 (n=44)	25.0	22.7	56.8	9.1	9.1	0.0	6.8
	第2地区 (n=23)	13.0	17.4	52.2	13.0	13.0	0.0	8.7
	第3地区 (n=36)	30.6	11.1	44.4	8.3	11.1	0.0	11.1



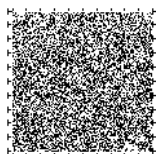
**問 次の相談機関等の存在を知っていますか。（あてはまるものすべてに○）**

全体では「民生委員・児童委員」が 61.9%と最も高く、次いで「社会福祉協議会」が 50.6%、「地域包括支援センター」が 41.7%となっています。

年齢別にみると、18～19・20 歳代では「いずれも知らない」、30 歳代では「社会福祉協議会」「地域包括支援センター」、その他の年齢層においては「民生委員・児童委員」が最も高くなっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「民生委員・児童委員」が最も高くなっています。

単位：%		社会福祉協議会	地域包括支援センター	子ども家庭センター	障害がい者サポートセンター	生活自立支援窓口	民生委員・児童委員	保護司	いずれも知らない	不明・無回答
全体 (n=362)		50.6	41.7	18.5	32.0	23.5	<b>61.9</b>	22.7	18.5	3.9
年齢別	18～19・20歳代 (n=27)	29.6	29.6	14.8	25.9	14.8	14.8	3.7	<b>44.4</b>	3.7
	30歳代 (n=25)	<b>56.0</b>	<b>56.0</b>	28.0	28.0	32.0	44.0	12.0	32.0	4.0
	40歳代 (n=56)	51.8	35.7	26.8	42.9	28.6	<b>55.4</b>	21.4	25.0	1.8
	50歳代 (n=61)	52.5	44.3	23.0	42.6	29.5	<b>68.9</b>	34.4	13.1	4.9
	60～64歳 (n=36)	58.3	58.3	33.3	47.2	38.9	<b>80.6</b>	38.9	8.3	0.0
	65～74歳 (n=103)	53.4	39.8	10.7	26.2	17.5	<b>66.0</b>	20.4	16.5	3.9
	75歳以上 (n=54)	44.4	37.0	7.4	14.8	13.0	<b>72.2</b>	18.5	9.3	7.4
地区別	第1地区 (n=124)	54.0	38.7	17.7	28.2	23.4	<b>61.3</b>	21.0	20.2	4.0
	第2地区 (n=99)	48.5	41.4	17.2	28.3	18.2	<b>56.6</b>	25.3	20.2	5.1
	第3地区 (n=132)	48.5	44.7	19.7	37.9	26.5	<b>65.2</b>	22.7	16.7	2.3



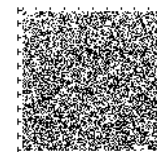
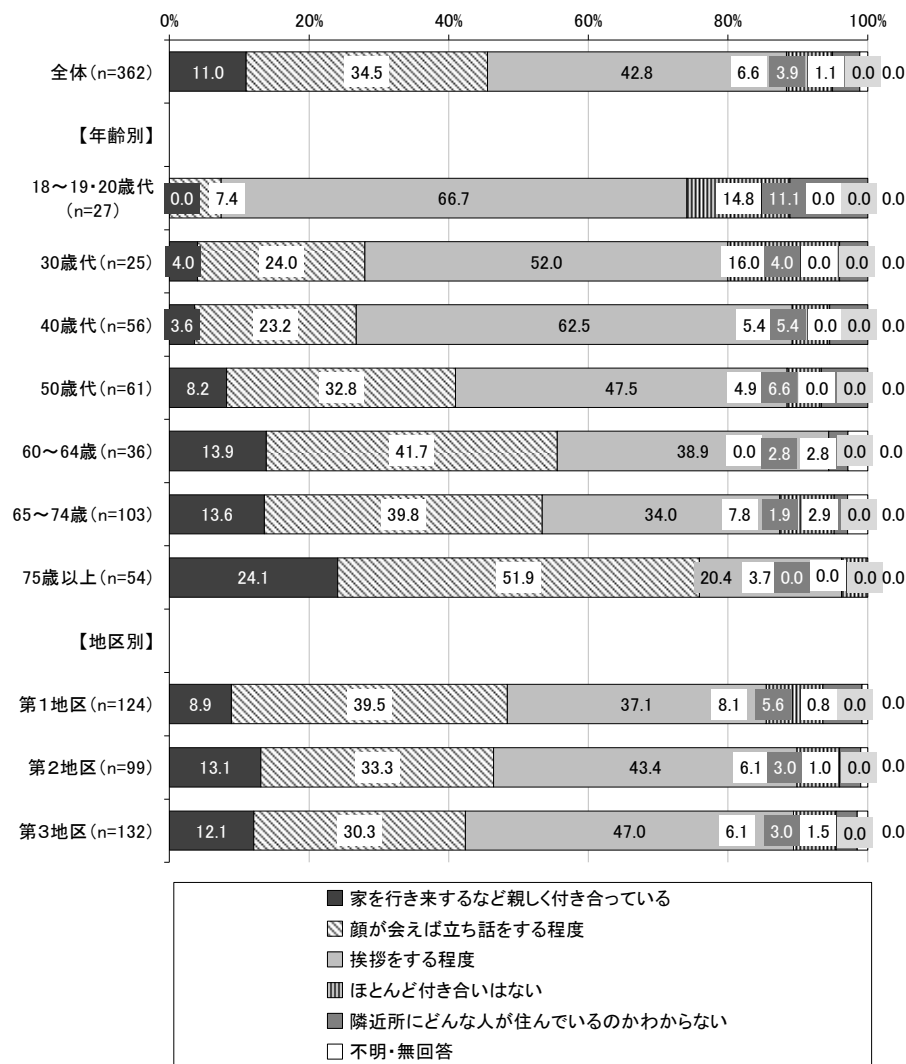


**問 あなたは、普段近所の人とどの程度お付き合いをしていますか。（〇は1つ）**

全体では「挨拶をする程度」が42.8%と最も高く、次いで「顔が会えば立ち話をする程度」が34.5%、「家を行き来するなど親しく付き合っている」が11.0%となっています。

年齢別にみると、18～19・20歳代、30歳代、40歳代、50歳代では「挨拶をする程度」、60～64歳、65～74歳、75歳以上では「顔が会えば立ち話をする程度」が最も高くなっています。

地区別にみると、第1地区では「顔が会えば立ち話をする程度」、第2地区、第3地区では「挨拶をする程度」が最も高くなっています。



問 あなたは、地域の人から頼まれた場合、自分からしてあげられることはありますか。※いつもではなく、ときどきでもしてあげられることも含む。(あてはまるものすべてに○)

全体では「安否確認の声かけ」が 61.6%と最も高く、次いで「災害時の手助け(避難時の誘導など)」が 47.2%、「郵便物・宅配物の一時預かり」が 35.4%となっています。

年齢別にみると、18～19・20 歳代では「災害時の手助け(避難時の誘導など)」、その他の年齢層においては「安否確認の声かけ」が最も高くなっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「安否確認の声かけ」が最も高くなっています。

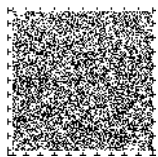
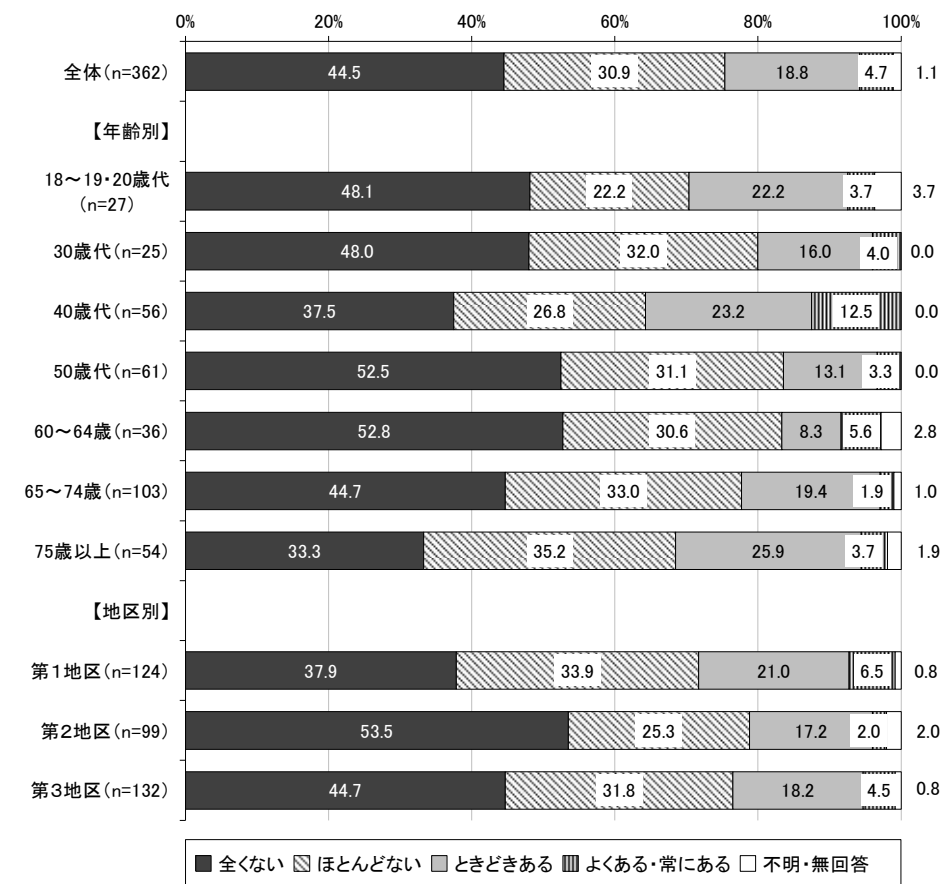
単位: %	安否確認の声かけ	散歩や買い物に付き合	短時間の子どもの預か	買い物・用事の代行	庭の手入れや掃除の手	預かり物・宅配物の一時	地域の人の協力体制	災害時の手助け(避難	支援のための制度や	市役所や社会福祉協議	できることはない	その他	不明・無回答	
全体 (n=362)	61.6	18.8	12.2	24.9	19.3	35.4	20.2	47.2	8.0	8.3	13.3	2.5	2.8	
年齢別	18～19・20歳代 (n=27)	44.4	14.8	14.8	11.1	18.5	11.1	59.3	7.4	3.7	14.8	0.0	0.0	
	30歳代 (n=25)	68.0	48.0	36.0	52.0	20.0	40.0	8.0	4.0	0.0	20.0	0.0	0.0	
	40歳代 (n=56)	66.1	14.3	7.1	26.8	10.7	35.7	16.1	50.0	7.1	7.1	10.7	3.6	1.8
	50歳代 (n=61)	73.8	19.7	18.0	32.8	26.2	49.2	24.6	67.2	13.1	14.8	9.8	0.0	0.0
	60～64歳 (n=36)	61.1	16.7	11.1	25.0	19.4	36.1	25.0	58.3	5.6	11.1	11.1	5.6	5.6
	65～74歳 (n=103)	60.2	19.4	8.7	21.4	20.4	36.9	17.5	39.8	7.8	7.8	13.6	3.9	1.9
	75歳以上 (n=54)	51.9	11.1	5.6	14.8	18.5	25.9	27.8	25.9	7.4	7.4	16.7	1.9	9.3
地区別	第1地区 (n=124)	57.3	24.2	12.9	25.0	21.8	36.3	22.6	48.4	9.7	11.3	16.1	0.8	3.2
	第2地区 (n=99)	64.6	13.1	12.1	23.2	14.1	34.3	20.2	43.4	7.1	8.1	12.1	4.0	2.0
	第3地区 (n=132)	62.1	17.4	11.4	25.8	19.7	35.6	18.2	47.7	6.8	6.1	12.1	3.0	3.0

問 あなたは、孤独であると感じることがありますか。(○は1つ)

全体では「全くない」が 44.5%と最も高く、次いで「ほとんどない」が 30.9%、「ときどきある」が 18.8%となっています。

年齢別にみると、75歳以上では「ほとんどない」、その他の年齢層においては「全くない」が最も高くなっています。また、40歳代で「よくある・常にある」が 12.5%で、「ときどきある」と合計すると 35.7%となっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「全くない」が最も高くなっています。



**問 あなたの居場所はどこですか。（あてはまるものすべてに○）**

全体では「特になし」が40.6%と最も高く、「学校、習い事、クラブ」が12.2%、「友人の家」が6.4%となっています。

年齢別にみると、18～19・20歳代では「学校、習い事、クラブ」、その他の年齢層においては「特になし」が最も高くなっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「特になし」が最も高くなっています。

単位：%		学校、 習い事、 クラブ	友人の 家	自治会	地域サロ ン	図書館、 公民館	公園	民間施 設	特にな し	その 他	不明・ 無回答
全体 (n=362)		12.2	6.4	5.2	1.1	5.0	4.1	6.1	<b>40.6</b>	30.4	5.8
年齢別	18～19・20歳代 (n=27)	<b>29.6</b>	18.5	0.0	0.0	3.7	3.7	3.7	25.9	29.6	0.0
	30歳代 (n=25)	4.0	4.0	4.0	0.0	0.0	8.0	4.0	<b>36.0</b>	56.0	0.0
	40歳代 (n=56)	8.9	1.8	0.0	0.0	3.6	0.0	7.1	<b>53.6</b>	33.9	1.8
	50歳代 (n=61)	3.3	1.6	8.2	0.0	3.3	3.3	1.6	<b>47.5</b>	27.9	6.6
	60～64歳 (n=36)	16.7	5.6	11.1	2.8	8.3	2.8	5.6	<b>38.9</b>	30.6	8.3
	65～74歳 (n=103)	13.6	6.8	2.9	2.9	6.8	5.8	9.7	<b>36.9</b>	27.2	7.8
	75歳以上 (n=54)	14.8	11.1	11.1	0.0	5.6	5.6	5.6	<b>37.0</b>	24.1	9.3
地区別	第1地区 (n=124)	8.1	5.6	4.0	0.8	5.6	4.8	5.6	<b>46.8</b>	29.8	5.6
	第2地区 (n=99)	15.2	9.1	7.1	1.0	6.1	5.1	8.1	<b>34.3</b>	33.3	4.0
	第3地区 (n=132)	13.6	5.3	5.3	1.5	3.0	3.0	5.3	<b>39.4</b>	29.5	6.8

〈「その他」回答の記述の集計結果〉

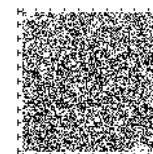
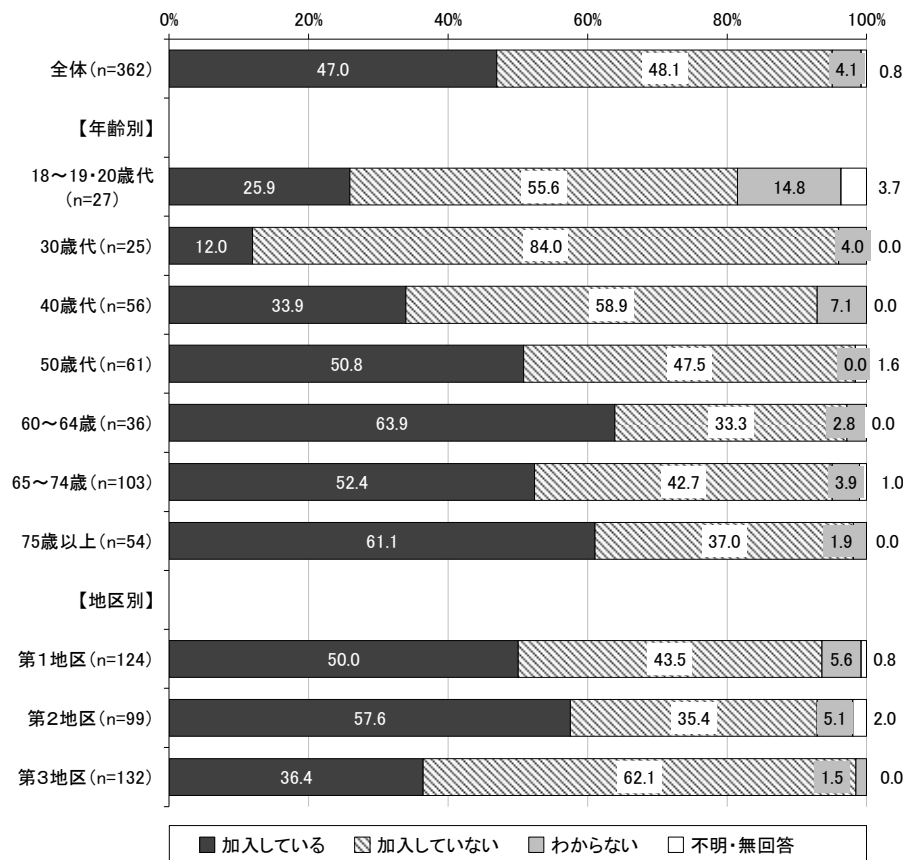
単位：%	自宅・家庭	職場	趣味・習い 事	福祉施設・ サービス	その他
全体に対する割合	14.6	8.8	1.9	0.8	1.9

**問 あなたは、自治会に加入していますか。（○は1つ）**

全体では「加入していない」が48.1%と最も高く、次いで「加入している」が47.0%、「わからない」が4.1%となっています。

年齢別にみると、18～19・20歳代、30歳代、40歳代では「加入していない」、50歳代、60～64歳、65～74歳、75歳以上では「加入している」が最も高くなっています。

地区別にみると、第1地区、第2地区では「加入している」、第3地区では「加入していない」が最も高くなっています。

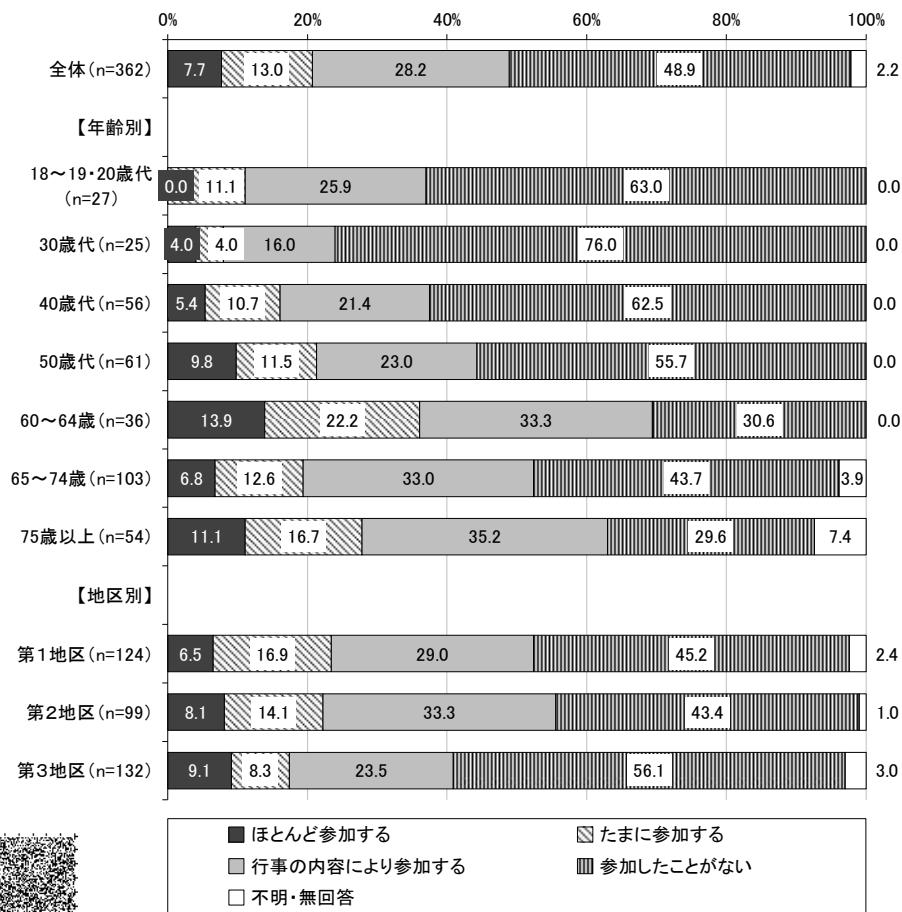


**問 あなたは、地域の行事や活動に参加していますか。（〇は1つ）**

全体では「参加したことがない」が48.9%と最も高く、次いで「行事の内容により参加する」が28.2%、「たまに参加する」が13.0%となっています。

年齢別にみると、60～64歳、75歳以上では「行事の内容により参加する」、その他の年齢層においては「参加したことがない」が最も高くなっています。特に60～64歳、75歳以上では「ほとんど参加する」、「たまに参加する」、「行事の内容により参加する」の合計が6割台となっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「参加したことがない」が最も高くなっています。

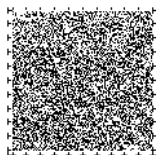
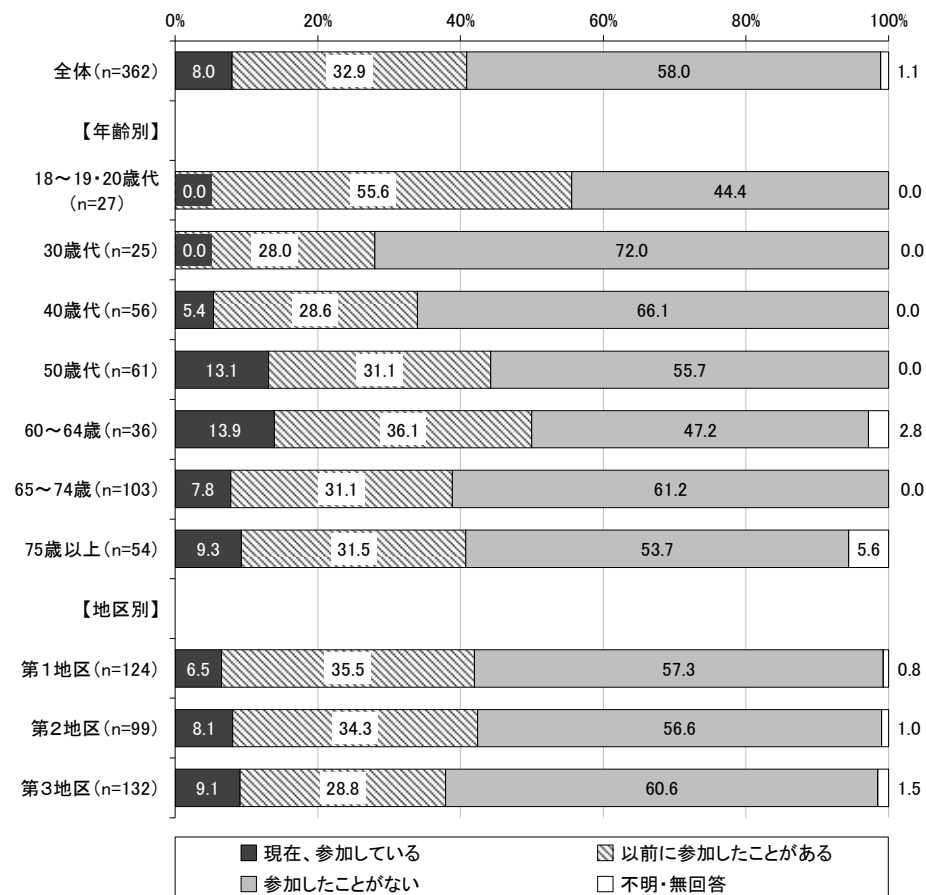


**問 あなたは、ボランティア活動に参加したことがありますか。（〇は1つ）**

全体では「参加したことがない」が58.0%と最も高く、次いで「以前に参加したことがある」が32.9%、「現在、参加している」が8.0%となっています。

年齢別にみると、18～19・20歳代では「以前に参加したことがある」、その他の年齢層においては「参加したことがない」が最も高くなっています。また、18～19・20歳代、60～64歳では「現在、参加している」と「以前に参加したことがある」の合計が5割台となっており、「参加したことがない」を上回っています。

地区別にみると、いずれの地区においても「参加したことがない」が最も高くなっています。



**問 ボランティア活動に参加しようとする際、どういう点を重視しますか。  
(あてはまるものすべてに○)**

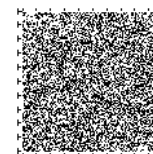
全体では「気軽にできること(単発、時間が短いなど)」が 63.5%と最も高く、次いで「人の役に立つこと」が 43.1%、「誰にでもできること」が 36.7%となっています。

年齢別にみると、いずれの年齢層においても「気軽にできること(単発、時間が短いなど)」が最も高くなっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「気軽にできること(単発、時間が短いなど)」が最も高くなっています。

単位: %		い な ど 発 、 時 間 が 短 と	気 軽 に で き る こ と	と 長 く 続 け ら れ る こ と	と 誰 に で も で き る こ と	体 を 動 か せ る こ と	多 く の 人 と 関 わ れ る こ と	を 新 し い 経 験 や 学 び を 得 る こ と	自 分 の 将 来 に 役 立 つ こ と	を い か せ る こ と	自 分 の 技 能 ・ 経 験	人 の 役 に 立 つ こ と
全体 (n=362)		<b>63.5</b>	10.5	36.7	12.4	16.9	17.4	8.3	19.9	43.1		
年齢別	18～19・20歳代 (n=27)	<b>59.3</b>	3.7	37.0	7.4	22.2	37.0	25.9	25.9	48.1		
	30歳代 (n=25)	<b>76.0</b>	12.0	32.0	12.0	24.0	20.0	24.0	36.0	44.0		
	40歳代 (n=56)	<b>71.4</b>	7.1	28.6	7.1	8.9	21.4	8.9	14.3	50.0		
	50歳代 (n=61)	<b>60.7</b>	16.4	32.8	13.1	11.5	11.5	4.9	26.2	49.2		
	60～64歳 (n=36)	<b>69.4</b>	16.7	47.2	13.9	13.9	19.4	5.6	19.4	41.7		
	65～74歳 (n=103)	<b>66.0</b>	8.7	43.7	13.6	20.4	16.5	2.9	17.5	37.9		
	75歳以上 (n=54)	<b>46.3</b>	9.3	31.5	16.7	20.4	9.3	7.4	13.0	37.0		
地区別	第1地区 (n=124)	<b>69.4</b>	12.1	34.7	16.1	16.1	14.5	6.5	21.8	41.1		
	第2地区 (n=99)	<b>63.6</b>	8.1	30.3	8.1	19.2	15.2	8.1	20.2	42.4		
	第3地区 (n=132)	<b>59.1</b>	11.4	43.2	12.9	15.9	22.0	9.8	17.4	45.5		

単位: %		な が り る 良 い こ と	社 会 に つ	が 分 か ら な い 、 関 心	そ の 他	不 明 ・ 無 回 答
全体 (n=362)		21.5	11.9	1.4	4.7	
年齢別	18～19・20歳代 (n=27)	22.2	11.1	0.0	0.0	
	30歳代 (n=25)	16.0	16.0	0.0	0.0	
	40歳代 (n=56)	23.2	12.5	1.8	0.0	
	50歳代 (n=61)	18.0	13.1	1.6	4.9	
	60～64歳 (n=36)	41.7	2.8	2.8	5.6	
	65～74歳 (n=103)	18.4	12.6	1.0	4.9	
	75歳以上 (n=54)	18.5	13.0	1.9	13.0	
地区別	第1地区 (n=124)	24.2	12.1	0.8	3.2	
	第2地区 (n=99)	19.2	9.1	2.0	3.0	
	第3地区 (n=132)	20.5	12.9	1.5	6.8	

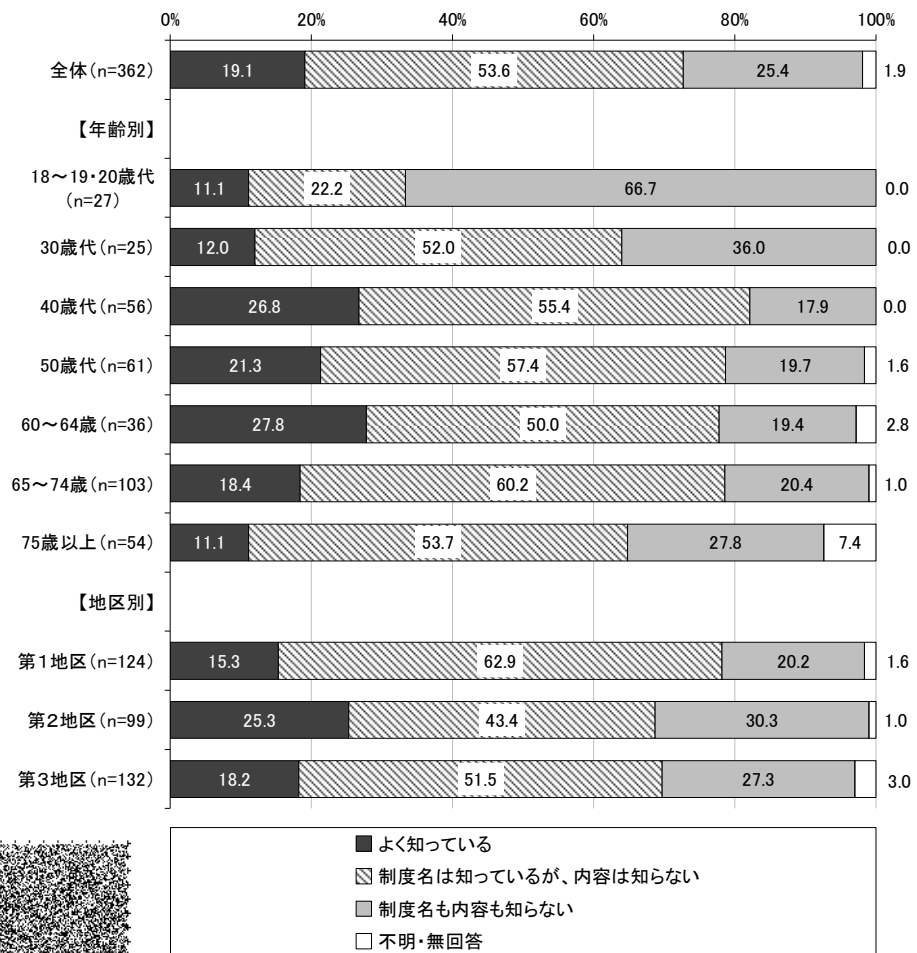


**問 あなたは、成年後見制度について知っていますか。（〇は1つ）**

全体では「制度名は知っているが、内容は知らない」が53.6%と最も高く、次いで「制度名も内容も知らない」が25.4%、「よく知っている」が19.1%となっています。

年齢別にみると、18～19・20歳代では「制度名も内容も知らない」、その他の年齢層においては「制度名は知っているが、内容は知らない」が最も高くなっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「制度名は知っているが、内容は知らない」が最も高くなっています。

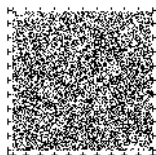
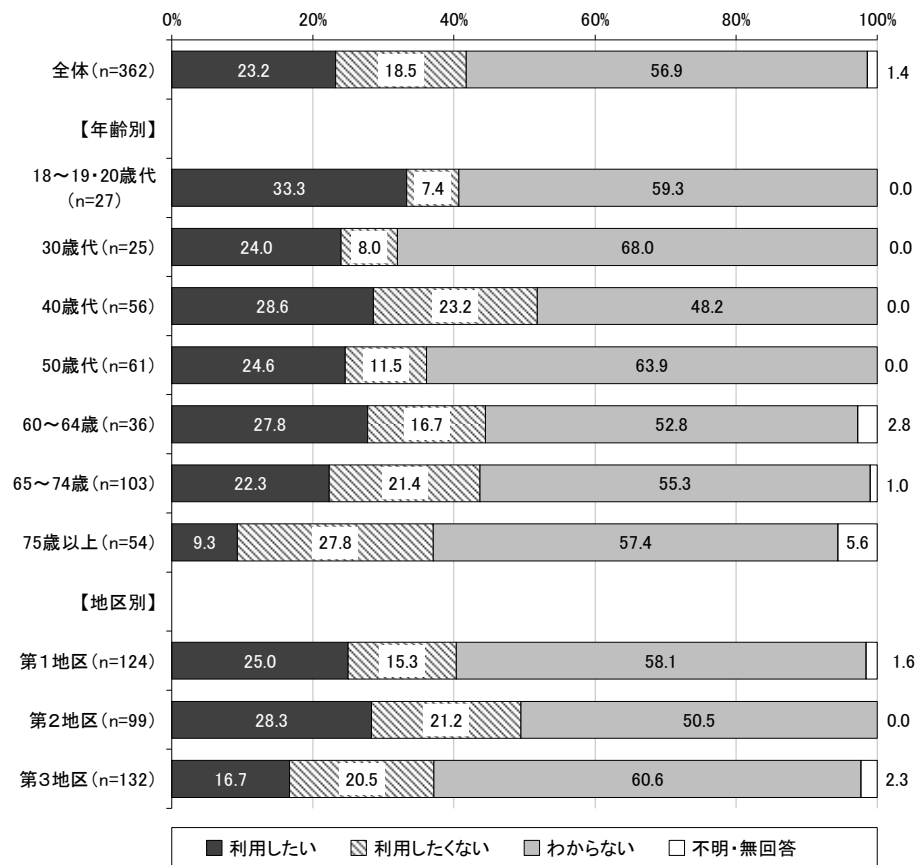


**問 将来的にあなた自身の判断能力が不十分になった場合、成年後見制度を利用したいと思いますか。（〇は1つ）**

全体では「わからない」が56.9%と最も高く、次いで「利用したい」が23.2%、「利用したくない」が18.5%となっています。

年齢別にみると、いずれの年齢層においても「わからない」が最も高くなっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「わからない」が最も高くなっています。



問「利用したい」を選んだ方

問 成年後見制度を利用することになった場合、誰に後見人になって支援してほしいですか。（あてはまるものすべてに○）

全体では「配偶者や子どもなどの親族」が75.0%と最も高く、次いで「弁護士や司法書士などの専門職」が22.6%、「社会福祉法人などの団体」が11.9%となっています。

年齢別にみると、いずれの年齢層においても「配偶者や子どもなどの親族」が最も高くなっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「配偶者や子どもなどの親族」が最も高くなっています。

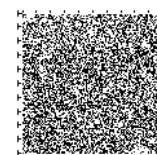
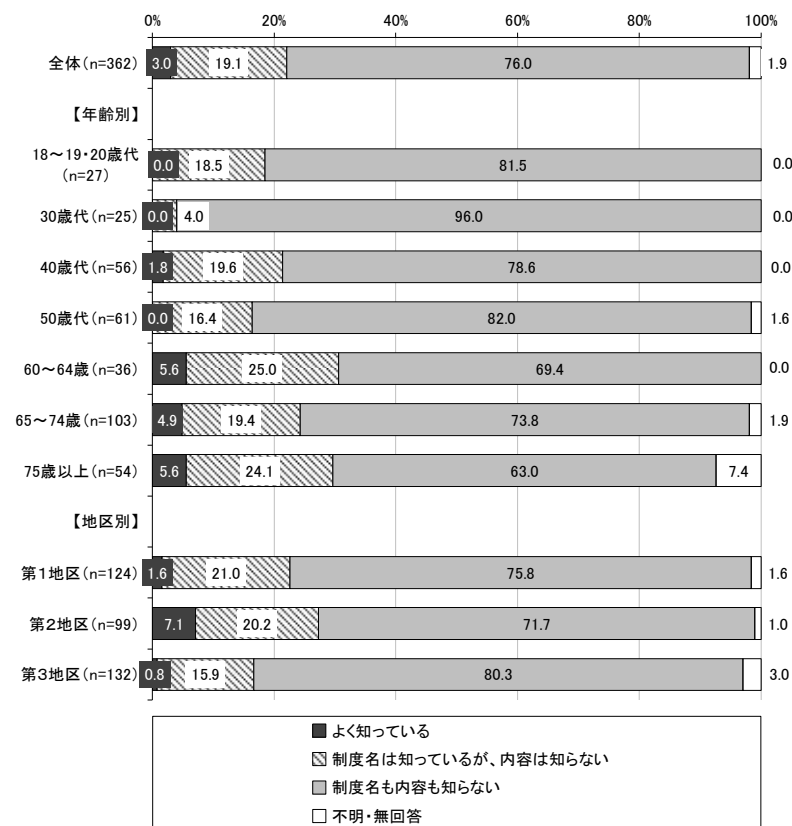
単位：%	親族 配偶者 や子 ども など の	弁 護 士 や 司 法 書 士 な ど	社 会 福 祉 法 人 な ど の 団 体	市 民 後 見 人	わ か ら な い	そ の 他	不 明 ・ 無 回 答
全体(n=84)	75.0	22.6	11.9	9.5	4.8	0.0	0.0
年齢別	18～19・20歳代(n=9)	88.9	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0
	30歳代(n=6)	66.7	50.0	33.3	0.0	0.0	0.0
	40歳代(n=16)	62.5	43.8	6.3	18.8	6.3	0.0
	50歳代(n=15)	66.7	13.3	13.3	6.7	13.3	0.0
	60～64歳(n=10)	90.0	40.0	10.0	0.0	0.0	0.0
	65～74歳(n=23)	78.3	8.7	13.0	13.0	0.0	0.0
	75歳以上(n=5)	80.0	20.0	20.0	20.0	0.0	0.0
地区別	第1地区(n=31)	71.0	25.8	9.7	12.9	6.5	0.0
	第2地区(n=28)	71.4	17.9	14.3	0.0	7.1	0.0
	第3地区(n=22)	90.9	27.3	9.1	13.6	0.0	0.0

問 あなたは、市民後見制度について知っていますか。（○は1つ）

全体では「制度名も内容も知らない」が76.0%と最も高く、次いで「制度名は知っているが、内容は知らない」が19.1%、「よく知っている」が3.0%となっています。

年齢別にみると、いずれの年齢層においても「制度名も内容も知らない」が最も高くなっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「制度名も内容も知らない」が最も高くなっています。



**問 今後、住みよいまちづくりを進めるうえで、地域住民としてどのようなことに取り組んでいきたいとお考えですか。（あてはまるもの3つまで○）**

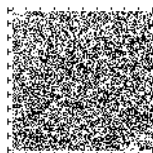
全体では「健康づくりや生きがい活動」が 33.4%と最も高く、次いで「介護者や介護を必要とする人への支援」「防災や防犯など生活安全に関する活動」が 28.2%となっています。

年齢別にみると、18～19・20 歳代では「特になし」、30 歳代では「子育ての支援や子どもの見守り」、40 歳代、60～64 歳では「防災や防犯など生活安全に関する活動」、50 歳代では「高齢者や障がいのある人への支援」、65～74 歳、75 歳以上では「健康づくりや生きがい活動」が最も高くなっています。

地区別にみると、第 1 地区、第 2 地区では「健康づくりや生きがい活動」、第 3 地区では「健康づくりや生きがい活動」「防災や防犯など生活安全に関する活動」が最も高くなっています。

単位：%		介護者や介護を必要とする人への支援	高齢者や障がいのある人への支援	青少年健全育成活動	子育ての支援や子どもの見守り	世代を超えた交流活動	スポーツ・交流・レクリエーション活動	健康づくりや生きがい活動	防災や防犯など生活安全に関する活動
全体 (n=362)		28.2	27.3	5.0	26.5	10.8	10.8	<b>33.4</b>	28.2
年齢別	18～19・20歳代 (n=27)	18.5	29.6	3.7	33.3	7.4	22.2	14.8	22.2
	30歳代 (n=25)	28.0	28.0	4.0	<b>56.0</b>	16.0	8.0	20.0	40.0
	40歳代 (n=56)	28.6	30.4	8.9	35.7	10.7	1.8	21.4	<b>41.1</b>
	50歳代 (n=61)	34.4	<b>36.1</b>	4.9	31.1	11.5	16.4	34.4	23.0
	60～64歳 (n=36)	36.1	22.2	0.0	19.4	5.6	8.3	41.7	<b>47.2</b>
	65～74歳 (n=103)	26.2	24.3	7.8	22.3	13.6	12.6	<b>41.7</b>	22.3
	75歳以上 (n=54)	24.1	22.2	0.0	7.4	7.4	7.4	<b>38.9</b>	16.7
地区別	第1地区 (n=124)	29.8	29.0	6.5	25.0	15.3	12.1	<b>37.9</b>	30.6
	第2地区 (n=99)	34.3	31.3	3.0	26.3	12.1	12.1	<b>35.4</b>	25.3
	第3地区 (n=132)	22.7	22.0	4.5	27.3	5.3	9.1	<b>28.8</b>	<b>28.8</b>

単位：%		自治会の運営などの既存組織への参加	ボランティア活動や新たな活動グループによる活動	特になし	その他	不明・無回答
全体 (n=362)		7.5	7.2	21.0	2.8	3.0
年齢別	18～19・20歳代 (n=27)	7.4	3.7	<b>37.0</b>	0.0	3.7
	30歳代 (n=25)	0.0	0.0	12.0	4.0	0.0
	40歳代 (n=56)	3.6	3.6	25.0	3.6	1.8
	50歳代 (n=61)	6.6	9.8	14.8	4.9	0.0
	60～64歳 (n=36)	13.9	13.9	19.4	2.8	0.0
	65～74歳 (n=103)	7.8	4.9	24.3	1.9	1.9
	75歳以上 (n=54)	11.1	13.0	14.8	1.9	13.0
地区別	第1地区 (n=124)	8.1	9.7	16.1	2.4	3.2
	第2地区 (n=99)	8.1	6.1	23.2	4.0	0.0
	第3地区 (n=132)	6.8	5.3	24.2	2.3	5.3





問 誰もが地域の中に居場所があり、権利と尊厳が守られ、孤立することなく、自分らしく安心して暮らすことができるよう、地域全体で見守り、支え合う「地域共生社会」を実現するためには、これからどのような取組が必要だと考えますか。（あてはまるもの3つまで○）

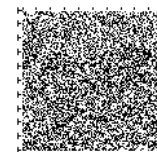
全体では「行政が地域活動の相談窓口、側面的援助の体制を充実させる」が 33.4%と最も高く、次いで「学校や社会における福祉教育を充実させる」が 29.6%、「一人ひとりが地域とのつながりを持つよう心がける」が 27.9%となっています。

年齢別にみると、18～19・20 歳代では「学校や社会における福祉教育を充実させる」「一人ひとりが地域とのつながりを持つよう心がける」、30 歳代では「学校や社会における福祉教育を充実させる」、40 歳代、65～74 歳では「行政が地域活動の相談窓口、側面的援助の体制を充実させる」、50 歳代では「困っている人からの情報収集に力を入れる」、60～64 歳では「一人ひとりが地域とのつながりを持つよう心がける」、75 歳以上では「一人ひとりが地域とのつながりを持つよう心がける」「行政が地域活動の相談窓口、側面的援助の体制を充実させる」が最も高くなっています。

地区別にみると、第1地区では「一人ひとりが地域とのつながりを持つよう心がける」、第2地区、第3地区では「行政が地域活動の相談窓口、側面的援助の体制を充実させる」が最も高くなっています。

単位：%		学校や社会における福祉教育を充実させる	一人ひとりが地域とのつながりを持つよう心がける	地域の人が気軽に集まれる場所を作る	地域ボランティアなどの活動の拠点となる場を整備する	リーダーや福祉活動に携わる人を養成する	地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする	地域における福祉活動の活動費・運営費など資金的な援助を行う	自治会を中心として市民相互の交流活動を進める	ボランティアやNPOの活動をさかんにする	困っている人からの情報収集に力を入れる	行政が地域活動の相談窓口、側面的援助の体制を充実させる
全体 (n=362)		29.6	27.9	24.3	10.5	10.5	12.2	10.8	8.6	10.8	25.4	33.4
年齢別	18～19・20歳代 (n=27)	40.7	40.7	11.1	18.5	14.8	7.4	11.1	11.1	7.4	18.5	25.9
	30歳代 (n=25)	52.0	8.0	24.0	4.0	4.0	4.0	16.0	4.0	4.0	28.0	40.0
	40歳代 (n=56)	33.9	19.6	21.4	3.6	5.4	8.9	8.9	10.7	1.8	26.8	39.3
	50歳代 (n=61)	24.6	27.9	31.1	21.3	11.5	13.1	14.8	6.6	18.0	34.4	31.1
	60～64歳 (n=36)	30.6	36.1	22.2	13.9	8.3	13.9	11.1	8.3	16.7	27.8	27.8
	65～74歳 (n=103)	26.2	29.1	23.3	10.7	14.6	12.6	10.7	6.8	15.5	24.3	35.0
	75歳以上 (n=54)	20.4	31.5	29.6	1.9	9.3	18.5	5.6	13.0	3.7	16.7	31.5
地区別	第1地区 (n=124)	31.5	32.3	27.4	12.9	9.7	13.7	12.9	8.1	8.1	26.6	29.0
	第2地区 (n=99)	32.3	30.3	22.2	9.1	11.1	14.1	14.1	7.1	13.1	27.3	39.4
	第3地区 (n=132)	24.2	22.0	24.2	9.1	10.6	9.1	6.8	10.6	10.6	22.0	31.1

単位：%		わからない	その他	不明・無回答
全体 (n=362)		16.9	1.9	2.8
年齢別	18～19・20歳代 (n=27)	22.2	0.0	3.7
	30歳代 (n=25)	20.0	0.0	0.0
	40歳代 (n=56)	19.6	1.8	0.0
	50歳代 (n=61)	16.4	1.6	1.6
	60～64歳 (n=36)	11.1	5.6	2.8
	65～74歳 (n=103)	16.5	2.9	1.0
	75歳以上 (n=54)	14.8	0.0	11.1
地区別	第1地区 (n=124)	15.3	1.6	3.2
	第2地区 (n=99)	15.2	3.0	1.0
	第3地区 (n=132)	20.5	1.5	3.8



### 3 第4期計画の評価と課題

「第5期青梅市地域福祉計画」の策定に当たり、「第4期青梅市地域福祉計画」の進捗状況について、各事業の取組状況と担当課の自己評価をもとにとりまとめを行いました。

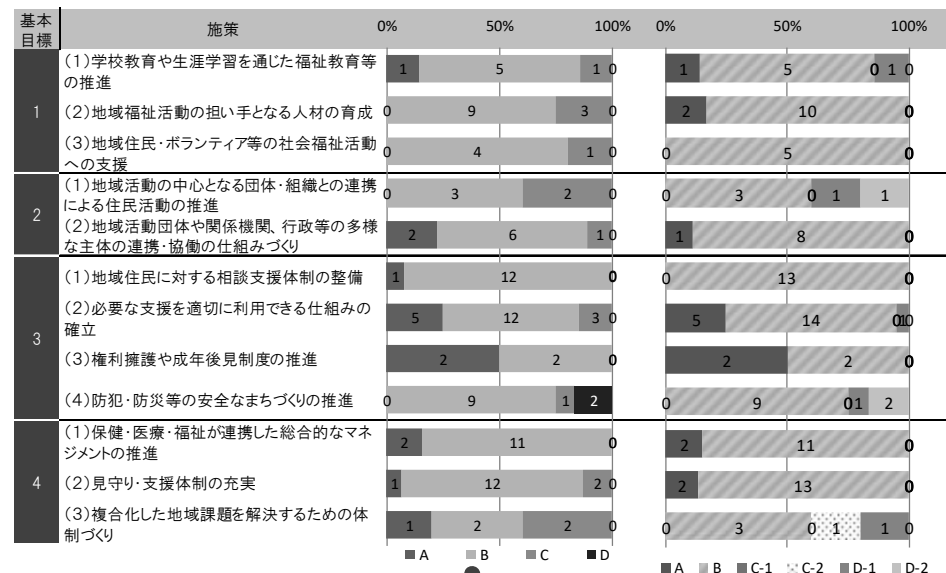
評価の実施に当たっては、各事業の取組状況(実行性)と、計画に定める推進施策への貢献度の2つの観点から評価を行いました。

施策ごとの集計結果は以下のとおりです。「基本目標3 安心してサービスを利用できる環境づくり」は実行性、貢献度いずれもA評価が比較的多くなっています。「基本目標1 地域を支える人づくり・活動支援」の実行性は、コロナ禍の影響もあり、C評価が多くなっています。

自己評価を点数化し、施策ごとの平均点を算出しました。

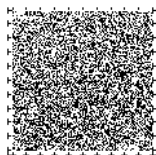
実行性の平均値は 1.95 点、貢献度の平均値は 2.08 点となりました。実行性は、人材育成や住民活動の推進等、コロナ禍における行動制限の影響を受けやすい施策が低くなっているほか、施策3(4)は補助金が終了するなど様々な理由により十分に実施できない事業もありました。

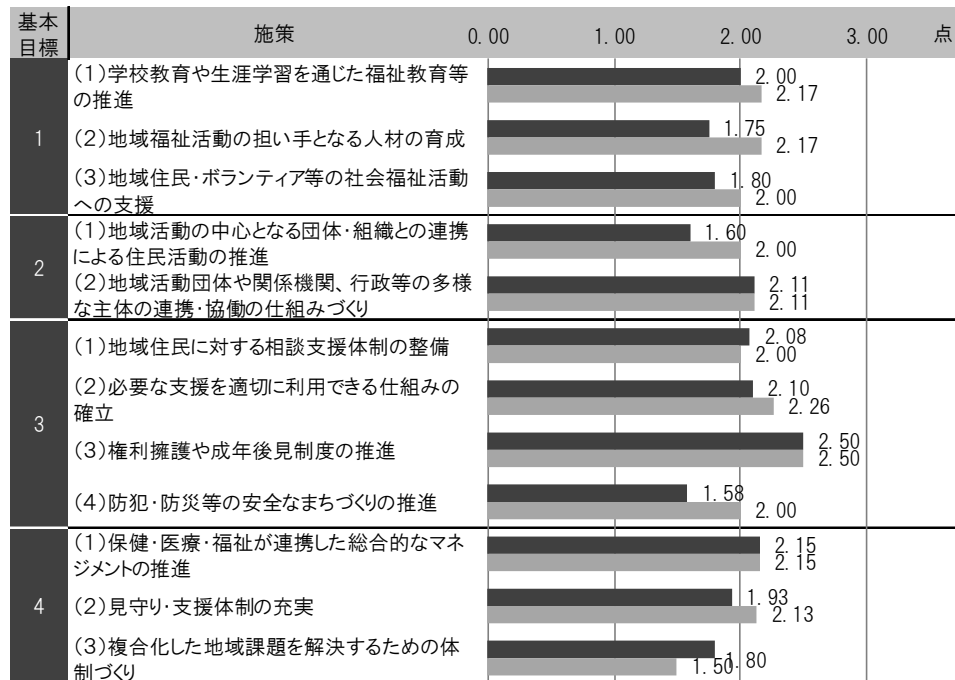
貢献度は、概ね2点を超えており、実行性が低くなっている施策においても効果的に取り組むことができたことが伺えます。施策4(3)は、共生型サービス、障害基準該当サービス事業者登録制度について事業者に対する周知が課題であるとして、貢献度が 1.50 点となっています。



各事業の取組状況(実行性)  
 A: 想定とおり実施  
 B: 概ね想定とおり実施  
 C: 実施に当たり課題があった  
 D: 実施できなかった

推進施策への貢献度  
 A: 施策推進につながった  
 B: 概ね施策推進につながった  
 C-1: あまり施策推進につながらなかった(別施策の推進に貢献)  
 C-2: あまり施策推進につながらなかった(効果がそもそもなかった)  
 D-1: 実施が十分にできなかったが、効果があると考えられる  
 D-2: 実施が十分にできなかった、かつ、見直しが必要な状況





■ 各事業の取組状況（実行性）  
■ 推進施策への貢献度

各事業の取組状況（実行性）	点数
A: 想定とおり実施	3点
B: 概ね想定とおり実施	2点
C: 実施に当たり課題があった	1点
D: 実施できなかった	0点

推進施策への貢献度	点数
A: 施策推進につながった	3点
B: 概ね施策推進につながった	2点
C-1: あまり施策推進につながらなかった（別施策の推進に貢献）	1点
C-2: あまり施策推進につながらなかった（効果がそもそもなかった）	0点
D-1: 実施が十分にできなかったが、効果があると考えられる	除外
D-2: 実施が十分にできなかった、かつ、見直しが必要な状況	除外

基本目標ごとの主な取組の評価と課題は以下のとおりです。

## 基本目標1 地域を支える人づくり・活動支援

市民一人ひとりが自分の暮らす地域に関心を持ち、地域福祉に関する活動に主体的に参加できるよう、市民意識の高揚に向けた福祉教育の推進や人権啓発にかかる講演等学習の機会の提供など地域を支える人づくり・活動支援に取り組みました。

### （1）学校教育や生涯学習を通じた福祉教育等の推進

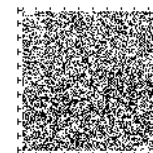
- 啓発事業は特にコロナ禍の影響で中止になった事業が多くなっています。
- コロナ禍に関係なく状況に応じて保護者が求めている内容をテーマに講演会を定期的に行うことができ、施策推進に貢献しました。

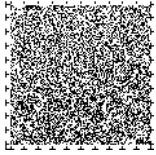
### （2）地域福祉活動の担い手となる人材の育成

- 介護予防リーダーの高齢化が進んでおり、世代交代が進んでいません。また、地域によっては通いの場の数不足しています。
- 複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある福祉課題の解決に導く「つなぎ役」として社会福祉協議会に地域福祉コーディネーターを配置しました。

### （3）地域住民・ボランティア等の社会福祉活動への支援

- 青梅ボランティア・市民活動センターや市民センターなど、ボランティア活動の場の提供と活動場所の拡充に努めました。コロナ禍には活動を制限せざるを得ませんでしたが、徐々に活動の場が戻ってきています。より強固な協力関係を築いていく必要があります。





## 基本目標2 地域を支える仕組みづくり

住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、市民、行政、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体など、地域福祉の担い手が様々な組織的活動に取り組み、見守り、助け合い、支え合う仕組みづくりの推進を図りました。

### (1) 地域活動の中心となる団体・組織との連携による住民活動の推進

- 青梅市自治会連合会と青梅市との連携基本協定にもとづき、自治会連合会と情報交換会を実施。市への要望を聞くだけではない場としていく必要があります。
- 感染拡大防止のため社会福祉法人の実施する公益的な取組の規模が縮小されました。社会福祉法人と連携強化を図り、官民協働の実現に向けた検討を行う必要があります。

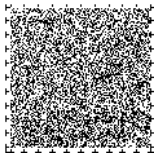
### (2) 地域活動団体や関係機関、行政等の多様な主体の連携・協働の仕組みづくり

- 各種交流イベントは、多くがコロナ禍により中止となりましたが、実施できた年においては交流、ふれあいの機会づくりに貢献できました。
- 生活支援コーディネーターを日常生活圏域に、第2層協議体を支会ごとに設置し、地域活動や課題の共有、関係者間のネットワークの構築を図ることができました。一方、課題を共有しても施策化できる仕組みが不十分となっています。

## 基本目標3 安心してサービスを利用できる環境づくり

誰もが安心して必要な支援やサービスを選択でき、適切に利用できる福祉のまちづくりを推進しています。

また、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などの人権に配慮した制度の利用促進を図っています。



### (1) 地域住民に対する相談支援体制の整備

- 民生委員・児童委員の定数割れが続いており、欠員の生じている地区に対しては協力員を配置しました。人材育成に向けて、青梅市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、市民に対する普及・啓発に取り組みます。
- 障がい当事者、家族、地域の住民からの相談に対し、医療・福祉関係機関、専門機関と連携し、相談支援体制の充実を図りました。
- 児童虐待について、虐待対策コーディネーターを引き続き配置し、迅速に対応できるように体制を整備しました。一方で児童虐待の取扱件数は高止まりし、内容も多様化しており、対応に苦慮するケースも増えてきています。
- 地域包括支援センターを中心に、医療・介護・福祉関係機関や地域との連携を密にし、高齢者本人や親族以外からも幅広く相談を受け付け、支援に繋げることができました。

### (2) 必要な支援を適切に利用できる仕組みの確立

- 新型コロナウイルス感染症の拡大による制度改正により、離職や減収に伴う住居確保給付金の受給者数が急増しました。
- 生活困窮者自立相談支援事業により相談者に寄り添い、伴走型の支援を実施。新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金や住居確保給付金の受給につなげることができました。

### (3) 権利擁護や成年後見制度の推進

- 成年後見制度の利用促進に向け、青梅市社会福祉協議会と連携し、判断能力の不十分な高齢者等が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為をする際の支援を行いました。速やかに後見人を選任し、家族の負担軽減を図ることができました。一方で市民に対しどのように普及・啓発を行っていくかが課題となっているほか、市民後見人の養成が進んでいない現状になっています。

### (4) 防犯・防災等の安全なまちづくりの推進

- 自主防災組織連絡会を通じて、避難行動要支援者の支援対策について普及、啓発を行っています。支援対策の更なる充実に向け、モデル地区を設定し、個別避難計画の記載項目や作成優先順位を検討しました。

## 基本目標4 地域で安心して暮らすためのネットワークづくり

高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭、生活困窮者など、社会的に弱い立場にある方を孤立・孤独から守り、地域で自立した生活が送れるよう、保健、医療、福祉、防災、教育などの各分野の横断的な連携や地域住民による支え合いが連動した包括的な支援体制の整備を図っています。

### (1) 保健・医療・福祉が連携した総合的なマネジメントの推進

- 福祉総合相談窓口について、令和6年度に各市民センターへの設置に向けた体制整備の議論を進めています。
- 多様化する相談内容に応じたサービスを提供するため、専門相談員の活用を図っていますが、近年、困難事例がより複雑化・複合化し、職員の負担が増大しています。
- 就労支援は、通常のハローワークと連携した支援に加え、就労支援の前段階で課題を持つ方の支援のため、就労準備支援事業を開始しました。引き続き、一般就労において課題がある方の支援についての充実についても検討する必要があります。

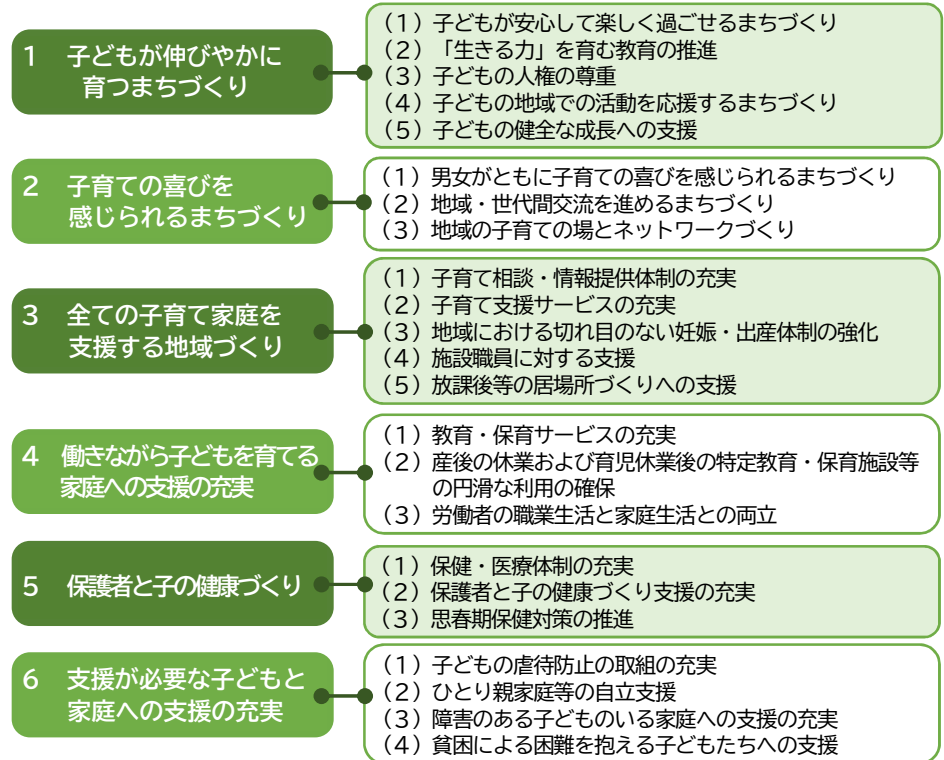
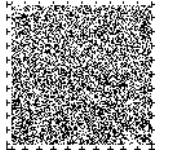
### (2) 見守り・支援体制の充実

- 認知症高齢者等の一人歩きによる行方不明の早期発見に対応するため、新たにICT機器を活用した見守りである高齢者見守り支援事業を開始しました。ケアマネジャーや関係機関等へ事業の周知を行うことで、ネットワークの充実が図られました。
- ひきこもり問題について、相談者と一度の相談で終了せず、その後も相談を続けるなど支援を充実させました。ひきこもりの高齢化・長期化に伴い、相談内容も多様化していることが課題となっています。

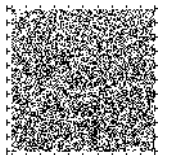
### (3) 複合化した地域課題を解決するための体制づくり

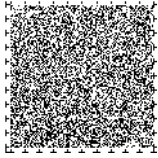
- 既存の会議体に地域福祉コーディネーターが参加し、地域の実状を把握している民生委員・児童委員や生活支援コーディネーターとの連携により、地域の現状や課題が見えてきました。地域課題が複合化しているため、様々な関係機関と幅広く連携・協力する必要があります。

## ※地域福祉計画と連携して策定している第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画施策体系と主な成果



- 妊娠期から子育て期に至る子ども・子育て支援策を切れ目なく包括的に実施するとともに、伴走型支援を行う体制を充実させることを目的にこども家庭センターを新設しました。
- ひとり親世帯の自立をさらに支援するため、一般社団法人日本シングルマザー支援協会と「ひとり親家庭の自立支援に関する連携協定」を、都内の自治体で初めて締結しました。ひとり親家庭の支援に役立つ各種取組について連携して更なる支援を進めます。





## 4 課題のまとめ

統計、アンケート結果、第4期計画の評価と課題から、地域福祉における課題をまとめました。

### 1. 地域のつながりの再構築と孤立の防止

生活様式や価値観の多様化により、全国的に地域のつながりの希薄化が指摘されるなか、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症による世界的な社会の混乱は、人と人とのつながりに変化をもたらしています。

「地域共生社会」の実現には、地域に暮らす多様な人々が互いを認め合う意識が重要であり、アンケートにおいても「学校や社会における福祉教育を充実させる」、「一人ひとりが地域とのつながりを持つよう心がける」が高くなっていることから、引き続き福祉意識の醸成・向上に取り組む必要があります。

また、アンケート結果では、年代を問わず近所の人とあいさつ程度の付き合いができていたことが伺えました。一方で、孤独感を感じている市民が一定数いることが伺え、特に40歳代で高くなっています。住民に最も身近な組織である自治会の活動支援や、居場所・交流の場づくりへの支援を行うことで、孤立を防ぎ、顔見知りの関係を築くことが重要です。

### 2. 多様な担い手の育成、助け合い、支え合い活動の活性化

本市では、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯、障がいのある人、外国籍市民等、見守りや支援が必要な人が増加しており、住民同士による助け合い、支え合いや継続的な見守りが重要となっています。

一方で、ボランティア・市民活動の登録団体、会員数いずれも減少傾向にあるほか、民生委員・児童委員や介護予防リーダーなどの担い手不足など、人材育成や団体活動への支援が求められています。

アンケート結果では、30～50歳代のいわゆる働き盛り・子育て世代は、地域活動、ボランティア活動等の参加状況は低くなっているものの、地域のためにしてあげられることとして、災害時の手助け、安否確認の声掛けなどへの積極的な回答がみられました。また、ボランティアに参加する際に重視する点として、時間が短いなど気軽さが求められており、関心がないとの回答は低くなっています。

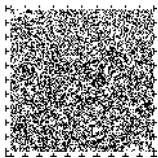
地域の誰もが助け合い、支え合いの担い手となれるよう、多様なかわり方を選択でき、気軽に参加できるメニューを増やすことが重要です。

### 3. 相談支援体制のさらなる充実

近年、複合課題を抱える個人・世帯や、既存の支援制度では対応が難しい制度の狭間の課題等が増加しており、本市においても同様の傾向となっています。

また、アンケートでは、生活上の困りごとがある方のうち、誰かに相談していない割合が6割半ば、その理由として半数が「相談しても解決が期待できない」と回答しており、関係機関との連携強化による相談支援の資質向上、相談できない方に対するアウトリーチが重要となっていることが伺えます。

このような課題の受け止めに加え、必要なサービスを適切に利用するための支援、サービスの質の向上に向けて、引き続き地域福祉コーディネーターを中心とした包括的支援体制の強化に取り組む必要があります。



## 第2章 計画の基本的な考え方と施策体系

### 1 基本理念

#### みんなが顔見知りのまち

～誰もが地域の中に居場所があり、権利と尊厳が守られ、孤立することなく、自分らしく安心して暮らすことができるよう、地域全体で見守り、支え合うまち 青梅～

核家族化や一人暮らしの増加、近隣関係の希薄化が進み、加えて新型コロナウイルス感染拡大による行動制限等から、困りごとが見えにくく、新たな支え合いの仕組みが必要となっています。

人口減少や少子高齢化が進み、福祉ニーズが増大する一方で担い手不足が顕在化するとともに、抱えている課題や困りごとが多様化、複合化してきていることから、分野ごとの縦割りや「受け手」「支え手」の関係を越えた多様な主体による「地域共生社会」の実現が求められています。

そのため、誰もが地域の中に居場所があり、権利と尊厳が守られ、孤立することなく、自分らしく安心して暮らすことができるよう、地域全体で見守り、支え合う「みんなが顔見知りのまち」を地域福祉計画の基本理念とします。

### 2 基本目標

#### 基本目標1 顔見知りの関係づくり

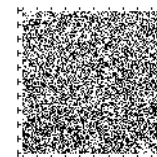
市民一人ひとりが自分の暮らす地域に関心を持ち、地域福祉に関する活動に主体的に参加できるよう、福祉教育の推進のほか、一人暮らし高齢者や、こどもの登下校等、地域の中で見守る体制、居場所づくりを支援し、顔見知りの関係づくりを推進します。

#### 基本目標2 多様な主体による支え合い活動の推進

市民、行政、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体など、地域のあらゆる人々が地域福祉推進の担い手となり、それぞれの役割を果たしていくことができるよう、担い手育成や、組織的な活動への支援を行い、地域の中で支え合う仕組みの推進を目指します。

#### 基本目標3 包括的な支援体制の整備・強化

複雑化・複合化する生活課題に対し、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、包括的な支援を提供していくことができるよう、相談体制等について行政の分野横断的な連携を強化するとともに、一人ひとりの自己選択・自己決定を尊重したサービスの利用、質の向上を目指します。

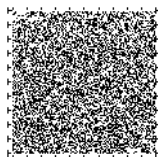


## 第3章 取組内容

### 基本目標1 顔見知りの関係づくり

基本方針	基本施策
(1)福祉意識の醸成	ア 人権教育の推進 イ 福祉教育の推進
(2)地域の居場所・活躍の場づくり	ア 地域における交流機会の創出 イ 当事者・家族同士の交流支援 ウ 社会参加に向けた支援
(3)見守り・防犯体制の充実	ア 見守りネットワークの充実 イ 防犯対策の推進
(4)快適なまちづくりの推進	ア 福祉のまちづくりの推進

#### ■関連する SDGs





## 基本方針(1) 福祉意識の醸成

人権教育や福祉教育を通じて、思いやりの心や社会奉仕の精神など、地域共生社会実現の基盤となる、市民一人ひとりの福祉意識を醸成します。

### 基本施策 ア 人権教育の推進

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
人権教育の推進	東京都の「人権尊重教育推進校」の指定を受けるとともに、市として実践・指導事例集を毎年発行し、授業の質の向上を図ります。人権尊重の理念を広く家庭・学校・地域に定着する人権教育を推進します。	指導室	
人権啓発活動の推進	小学生に対して、思いやりの心や、豊かな人権感覚を身につけてもらうことを目的として「人権の花」運動を実施します。また、いじめ等の人権問題を考え、相手への思いやりの心や生命の尊さ等を体得することを目的として、人権教室を開催するなど、人権啓発活動の推進を図ります。	市民安全課	

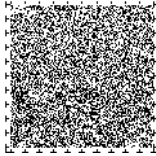
### 基本施策 イ 福祉教育の推進

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
福祉教育等の推進	児童生徒の思いやりの心や社会奉仕の精神などを育むため、福祉教育を推進します。また、市民センター等での各種講座を通じて、市民への啓発・広報を行います。	指導室 社会教育課	
インクルーシブ理念と福祉意識の啓発	障がいのある人もない人も、地域の中で共に生きていくことができる社会を目指し、インクルーシブ理念の理解促進に努めます。	地域福祉課 障がい者福祉課	障
保健福祉に関する学びの場の提供	生涯学習講座などを通じて、地域保健福祉への関心や福祉意識の向上に努めます。	社会教育課	再

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
障害者差別解消条例の周知	「障がいのある人も障がいのない人もその人らしく暮らせる共生のまち青梅市条例」にもとづき、障がいのある人の権利擁護等にかかる理念を浸透させ、障がいのある人に対する差別や偏見のない社会、共に社会の一員として、心豊かに暮らせるまちの実現に努めます。	障がい者福祉課	障
市内小・中学校への「認知症サポーター養成講座」の推進事業	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者となる「認知症サポーター養成講座」の普及・啓発の推進事業として、市内小・中学校で授業実施します。	高齢者支援課	高 認
児童の人権に関する理解の普及・啓発	ポスターチラシの配布等の普及・啓発活動を継続するとともに、広報や子育てモバイルなどを活用し、市民に対する情報提供および広報の充実を図ります。	子育て応援課 こども家庭センター	子

関連計画の記号は、それぞれ以下の青梅市の福祉関係計画を示しています(以下同様です)。

- 地…地域福祉計画
- 高…高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 認…認知症施策推進計画
- 障…障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
- 健…健康増進計画
- 食…食育推進計画
- 自…自殺総合対策計画
- 子…子ども・子育て支援事業計画
- 再…再犯防止推進計画
- 成…成年後見制度利用促進基本計画
- 重…重層的支援体制整備事業実施計画



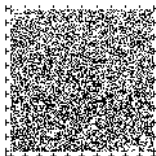
## 基本方針(2) 地域の居場所・活躍の場づくり

地域に愛着を持ち、地域福祉に対する関心を高めることができるよう、子どもから大人まで幅広い市民や当事者同士の交流の場・機会創出に取り組めます。

また、市民一人ひとりが地域の中で役割や生きがいを持って生活できるよう、社会参加に向けた支援を行います。

### 基本施策 ア 地域における交流機会の創出

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
自治会の活動支援	自治会連合会との連携基本協定書にもとづき、活動や取組を積極的に支援します。	市民活動推進課	
各種交流イベントの開催	お～ちゃんフェスタやおうめ健康まつりなど、各種行事を通じて地域への関心や交流・ふれあいの機会づくりを進めます。また参加者の増加に向けた検討を進めます。	市民活動推進課 健康課 社会教育課	
地域、学校、行政が協働した取組の推進	地域、学校、行政が一体となったイベントなどの取組を進めます。	子育て応援課 市民活動推進課	⑤
地域活動の活性化と地域、学校、行政が協働した取組を推進するため、文化財の活用などに向けた連携事業の実施	文化財保護指導員等が老壮大学等への講師の奨励を行うとともに、旧吉野家住宅については、地元自治会等との連携を図りながら、活用計画を推進します。	文化課	
地域住民等が集う拠点の整備	「青梅市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、自治会館開放事業と、地域の元気高齢者等が主催する子育て世代向けイベントなどの事業を組み合わせ、多世代が集い、交流を深める「おうめ版多世代交流センター事業」を進めます。	子育て応援課 市民活動推進課 高齢者支援課	⑤



事業名	取組内容	主担当課	関連計画
子ども食堂推進事業	「青梅市の子ども食堂連絡会」による行政と事業者の情報共有に努め、東京都の「子供食堂推進事業補助金」の活用を継続します。	子育て応援課	⑤
子育てひろば事業	中高生や高齢者との交流事業など、世代間交流や地域交流を行う機会づくりを進めます。	子育て応援課	⑤
地域づくり事業	介護、障害、子育て、生活困窮などの分野ごとに行われている地域づくりに向けた支援の取組を一体的に実施することで、属性に関わらず、地域住民を広く対象とし、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことができるよう取り組みます。	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課 子育て応援課	⑤ ⑥ ⑦ ⑧

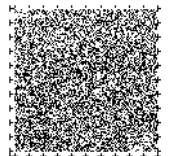
### 基本施策 イ 当事者・家族同士の交流支援

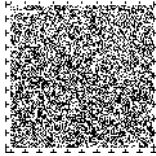
事業名	取組内容	主担当課	関連計画
認知症家族会等への支援	認知症の人や介護する家族同士の集いの場を提供するなどの支援を行います。	高齢者支援課	

### 基本施策 ウ 社会参加に向けた支援

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
生活支援サービスの体制整備	ボランティアの養成や住民主体の通いの場の活動等生活支援の基盤整備のため、関係機関等と協議を進めるとともに、高齢者と地域の様々なサービスや社会資源とをつなぐ生活支援コーディネーターを配置し、新たな社会資源の発見、サービスの創出、ネットワーク構築を図ります。	高齢者支援課	⑤

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
障がい者の就労後の支援体制の整備	障がいのある人の就労後の職業定着支援や障がい者の就労拡大のための企業開拓に向けて、特別支援学校や関係機関等の連携を更に図り、継続した支援体制を整備します。	障がい者福祉課	障 認
ひきこもり等支援事業(参加支援事業)	様々な事情によって就学や就労、友人・知人との交友など社会的な参加の場面がせばまり、長期にわたって家庭にとどまり続けるといういわゆるひきこもりの状態になってしまっている本人やその家族に対して、相談や支援を行います。	地域福祉課	重





### 基本方針(3) 見守り・防犯体制の充実

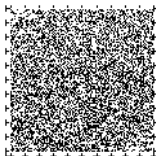
こどもから大人まで幅広く支援を必要とする人に対する見守り活動や日常的な防犯対策について、市民、民生委員・児童委員、青梅市社会福祉協議会をはじめ、団体や民間事業者との連携により見守りネットワークを充実します。

#### 基本施策 ア 見守りネットワークの充実

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
安否確認にかかる見守りネットワークづくり	東京都住宅供給公社や市内各事業者と安否確認にかかる緊急時対応についての連携・協力に関する協定を締結し、安全・安心なまちづくりを進めます。	地域福祉課	
見守り・助け合いのネットワークづくり	青梅市社会福祉協議会や民生委員・児童委員等と連携し、地域での日常的な見守りや助け合いのネットワークづくりを進めます。	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課	高 障 再 成
見守りネットワークにおける企業等との連携強化	見守り支援ネットワーク事業協定にもとづき、民間事業者と連携し、日常業務における緩やかな見守りを実施し、ネットワークを充実していきます。	高齢者支援課	高
ひとり歩き等に対応する見守り・SOSネットワークの強化	認知症高齢者等のひとり歩きによる行方不明の早期発見に対応するため、警察や民間事業者等関係団体、市民の協力による見守りのためのネットワークの強化を図ります。	高齢者支援課	

#### 基本施策 イ 防犯対策の推進

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
地域住民等との協働によるパトロールの実施	市民の安全を守り、犯罪のないまちづくりを推進するため、警察と連携し、地域住民、PTA等による町内パトロール等を実施し、安全・安心なまちづくりを進めます。	市民安全課	
防犯カメラの整備	安全・安心まちづくり推進地区にある自治会または商店会等が設置した防犯カメラの維持管理を支援し、公共空間における防犯のための見守り活動を推進していきます。	市民安全課	
	登下校時の児童・生徒の見守りを補完するため、通学路および登下校区域に設置している防犯カメラを適切に運用し、登下校時におけるこどもの安全確保を図ります。	学務課	
薬物乱用防止の推進	薬物乱用防止を推進するため、各種イベントでの啓発活動を行います。	健康課	再
児童・生徒の非行の未然防止に向けた取組	社会福祉協議会と連携し、生活困窮家庭のうち、教科学習のさらなる取り組みを希望された家庭の児童・生徒に対して教員 OB による学習支援を行います。	地域福祉課	再

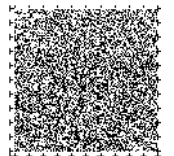


## 基本方針(4) 快適なまちづくりの推進

「東京都福祉のまちづくり条例」、「青梅市福祉のまちづくり整備要綱」にもとづき、公共建築物や公共交通施設、道路、公園、住宅などのバリアフリー化、歩道の設置と段差の解消など、人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを促進します。

### 基本施策 ア 福祉のまちづくりの推進

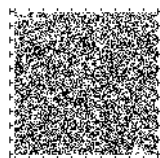
事業名	取組内容	主担当課	関連計画
ユニバーサルデザインの考へにもとづいたまちづくりの推進	国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(新バリアフリー法)」や「東京都福祉のまちづくり条例」、「青梅市福祉のまちづくり整備要綱」にもとづき、公共交通施設や公共公益建物、道路、公園、住宅などのバリアフリー化を促進し、優しいユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。	地域福祉課	高 認 障
市内バリアフリー化情報の提供	ハンディキャップを持つ人の外出や交流の促進を図るため、福祉マップの見直しを行い、適切な情報が得られるように努めます。	地域福祉課	
公共建築物等のバリアフリー化の促進	高齢者や障がい者に配慮した施設づくりを推進するとともに、民間施設に対する指導・助言を行い、理解と協力を求めます。	地域福祉課	高 認



## 基本目標2 多様な主体による支え合い活動の推進

基本方針	基本施策
(1)地域活動の担い手となる人材育成	ア 活動者・ボランティアの育成
(2)ボランティア等の社会福祉活動支援	ア 活動継続に向けた支援 イ 社会福祉法人との連携強化
(3)防災体制の充実	ア 災害時に備えた連携体制の構築

### ■関連する SDGs

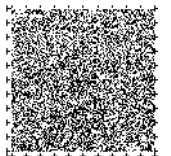


## 基本方針(1) 地域活動の担い手となる人材育成

一人でも多くの市民が地域の支え合いや地域活動に参加し、活躍できるよう、育成に向けた各種養成講座を実施します。

### 基本施策 ア 活動者・ボランティアの育成

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
各種ボランティア養成講座の実施	相互の支え合いと秩序のある社会を目指して、権利と義務、自由と責任についての認識を深め、協調と責任ある行動をとることができる個人を育てるために、社会体験や奉仕活動、地域との交流活動等の学習機会の確保に努めます。	市民活動推進課	
ゲートキーパーの養成	こころの健康づくりに関する充実を図るとともに、悩んでいる人に声をかけ、傾聴し、支援へつなげ、見守る人(ゲートキーパー)の育成に努めます。	健康課	自 再
元気高齢者等が支える家事支援サービスの担い手の養成	元気な高齢者の新たな社会参加の一つとして介護保険の家事支援サービスを提供するおうめ生活サポーターを養成します。	高齢者支援課	高
介護予防リーダーの養成	ボランティアとして地域の高齢者の体操教室等、住民主体の集いの場の立ち上げを担う介護予防リーダーの養成を行います。	高齢者支援課	高
認知症サポーター養成講座	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者となる認知症サポーターを養成します。	高齢者支援課	高 認
民生・児童委員協力員制度の活用	民生委員・児童委員の活動に協力しつつ、地域福祉活動を担う人材として期待される民生・児童委員協力員制度を活用します。	地域福祉課	
市民講座の実施、シンポジウムの開催【新規】	地域福祉の担い手の発掘や人材育成を目的とした市民講座やシンポジウムを実施し、地域のニーズに応えられる人材の育成に取り組みます。	地域福祉課	再 成 重



## 基本方針(2) ボランティア等の社会福祉活動支援

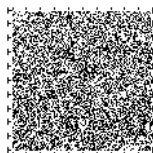
ボランティア団体や活動に対し、情報の入手、活動拠点に関する支援に取り組むとともに、社会福祉法人に対し、公益的活動の促進や人材育成、連携強化に取り組めます。

### 基本施策 ア 活動継続に向けた支援

事業名	取組内容	担当課	関連計画
市民参加のボランティア活動の場の拡充等	青梅ボランティア・市民活動センターや市民センターなど、ボランティア活動の場の提供と活動場所の拡充に努めます。	市民活動推進課	
ボランティア・市民活動グループの市民への情報提供	青梅ボランティア・市民活動センターのホームページで、各種ボランティア・市民活動グループの情報提供を行います。	市民活動推進課	
ボランティア等の活動支援	NPO法人、ボランティア団体の活動を支援するとともに、団体相互の連携や交流を促進し、ボランティア活動の活性化を図ります。	市民活動推進課	障
高齢者のボランティア活動の支援	青梅ボランティア・市民活動センターにおいて、各種団体と連携・協力し、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍できる基盤整備を進めます。	高齢者支援課	
ボランティア・市民活動センターの運営の充実	青梅ボランティア・市民活動センターの運営の充実を図り、ボランティアの確保・ボランティア育成講座の開催、活動の組織化を進めるとともに、ボランティア・コーディネーターなどの体制充実を図り、ボランティア活動を促進します。	市民活動推進課	障
民生委員・児童委員の活動支援	活動内容の軽減や活動しやすい環境づくり等の支援を行うとともに、行政等関係機関との連携を強化します。	地域福祉課	

### 基本施策 イ 社会福祉法人との連携強化

事業名	取組内容	担当課	関連計画
社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進	社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進およびこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現に向けた検討を行います。	地域福祉課	
青梅市社会福祉協議会との関係強化	青梅市社会福祉協議会との関係強化を図るとともに、連携・協働により福祉のコミュニティづくりと地域福祉の推進を目指します。	地域福祉課 高齢者支援課	高 再 重



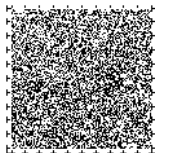


### 基本方針(3) 防災体制の充実

災害時におけるボランティア活動の推進に向け、社会福祉協議会と連携した災害ボランティアセンターの設置運営を行うとともに、民生委員・児童委員や社会福祉法人等との連携により、災害時の連携体制を強化します。

#### 基本施策 ア 災害時に備えた連携体制の構築

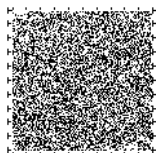
事業名	取組内容	主担当課	関連計画
青梅市災害ボランティアセンターの設置、運営	災害時における効果的なボランティア活動を推進するため、協定にもとづき、青梅市災害ボランティアセンターの設置、運営を行います。	市民活動推進課	
避難行動要支援者の支援	災害対策基本法および避難行動要支援者の情報の提供等に関する条例にもとづき、制度に同意された方の名簿を作成し、地域住民の理解のもと、地域で災害時の支援ができる「地域の安全は地域で守る」体制づくりを行います。	防災課 地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課 介護保険課	高 障
	関係部局や関係団体等と連携し、避難行動要支援者への支援対策を検討するほか、個別避難計画の作成を推進します。また、自主防災組織等の安否確認訓練や避難支援訓練を通じ、支援実施体制の確立に努めます。	防災課 介護保険課 高齢者支援課 障がい者福祉課	高 障
災害時協定締結による安心なまちづくり	障害福祉施設等と災害時協定を締結し、災害時における障がいのある人の安心なまちづくりを推進します。	障がい者福祉課	障
防災訓練の実施	災害などの危険から高齢者・障がい者等を守るため、防災訓練などを行います。また、訓練を通じて、危機管理体制の充実を図ります。	防災課 高齢者支援課 障がい者福祉課	高 障



## 基本目標3 包括的な支援体制の整備・強化

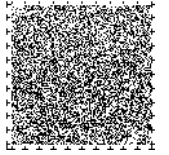
基本方針	基本施策
(1)包括的な相談支援体制の充実	ア 相談支援・コーディネート機能の充実 イ 相談窓口の強化
(2)複合化した地域課題を解決するための体制づくり	ア 分野横断的な連携体制の構築 イ 複合課題や制度の狭間への対応
(3)サービス提供事業者への支援等	ア 制度の周知・普及 イ サービスの質の向上
(4)権利擁護や成年後見制度の推進	ア 権利擁護の推進 イ 虐待防止対策の推進

### ■関連する SDGs



## 基本方針(1) 包括的な相談支援体制の充実

こどもから大人まで複雑化・複合化する福祉ニーズに対し、相談を受け入れ、コーディネーターできる機能の充実に取り組むとともに、各相談窓口の機能強化を行います。



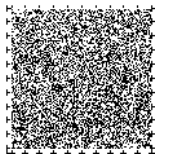
### 基本施策 ア 相談支援・コーディネーター機能の充実

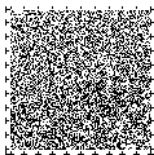
事業名	取組内容	主担当課	関連計画
民生委員・児童委員の適正配置	民生委員・児童委員は、市民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行っています。地域福祉の向上に向けて、民生委員・児童委員の適正配置に引き続き努めます。	地域福祉課	再
身近な福祉総合相談窓口の設置【新規】	11か所の各市民センターに福祉総合相談窓口を設置し、地域福祉コーディネーターを配置します。複雑化・複合化した相談に対応するとともにアウトリーチ等を行っていく一方、地域住民等と一緒に地域づくりを行います。	地域福祉課 市民活動推進課	再 重
包括的相談支援事業【新規】	相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け入れ、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供等を行います。	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課 子育て応援課 こども家庭センター	高 障 再 重

### 基本施策 イ 相談窓口の強化

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
相談体制の充実	障がいのある人、家族、地域の住民からの相談に対し、公的機関、専門機関や地域の民生委員・児童委員と連携し、相談支援体制の強化・充実を図ります。	障がい者福祉課	障
	子育てに関する情報提供の一層の充実を図るとともに、総合的な相談窓口の充実を図ります。	子育て応援課 こども家庭センター	子

	こどもや若者が、本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを担っているヤングケアラーの負担を解消するために、関係機関と連携を図りながら、ヤングケアラーについての周知と相談体制の充実に努めます。	子育て応援課 こども家庭センター	子
	出産年齢の高齢化、少子高齢化、核家族化などを背景に、子育てと同時に親の介護を担うダブルケアラーの負担を解消するために、関係機関と連携を図りながら、相談体制の確立に充実に努めます。	こども家庭センター 高齢者支援課	
	健康づくりのための情報提供を充実させるとともに、生活習慣病の予防や改善に向けた相談体制の強化に努めます。	健康課	高 健
妊娠前の健康管理の相談・支援の充実	将来の妊娠・出産に備える若い世代の健康管理等にかかる情報提供および相談・支援の充実に努めます。	健康課 こども家庭センター	
妊娠期からの相談体制	思いがけない妊娠等出産・育児に悩む母親に対し、児童虐待の予防につなげることも留意し、妊娠期からの相談体制の充実に努めます。	こども家庭センター	健 子
ひとり親家庭の相談・支援の充実	様々な問題や不安を抱えるひとり親家庭の不安を解消するため、各関係機関と連携を図りながら相談・支援の充実に努めます。	子育て応援課	
職員研修の実施	様々な福祉ニーズの相談に対応できる職員(地域福祉コーディネーターを含む。)を育成する研修を実施します。	地域福祉課	重



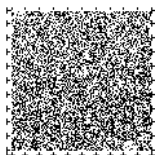


## 基本方針(2) 複合化した地域課題を解決するための体制づくり

こどもから大人まで複雑化・複合化する福祉ニーズや、制度の狭間の問題等、個人や世帯の抱える課題に寄り添いながら、必要に応じてアウトリーチ、伴走型による支援、多機関の協働による支援を行う体制を構築します。

### 基本施策 ア 分野横断的な連携体制の構築

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
障がい者の地域生活支援拠点の整備【新規】	障がいのある人の重症化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で障がい児者やその家族が安心して生活するための、地域生活支援拠点等の整備を進めます。また、総合相談、専門相談・権利擁護・地域移行等、相談支援の中核的役割を担う機関として、基幹相談支援センターを整備します。	障がい者福祉課	障
在宅医療・介護連携推進事業	地域の医療機関、介護事業所等の住所、連絡先等の情報を記載したリストの内容更新・充実を図るとともに、市民および地域の医療、介護関係者間の連携等に活用します。	高齢者支援課	
切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築と推進	地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築に取り組めます。	高齢者支援課	
保健・医療・福祉・介護の連携強化	保健・医療・福祉・介護との連携を強化し、効率的で効果的なサービスの提供が行われる体制を充実します。	高齢者支援課	再
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、高齢者の保健事業について、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業を一体的に実施します。	高齢者支援課 保険年金課 健康課	



事業名	取組内容	主担当課	関連計画
児童発達支援センターの整備【新規】	障がい児に対する地域支援体制を構築するため、支援の中核となる児童発達支援センターを整備します。	障がい者福祉課	障
多機関協働事業【新規】	受け入れた相談のうち、解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行うことにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応します。 相談者本人の同意が得られた場合は、重層的支援会議を開催します。案件ごとに構成員を決定し、支援プランの適正の協議やプラン終結時の評価等を検討します。 本人同意が得られない場合は、会議の構成員に対する守秘義務を設ける支援会議を開催し、関係者間で情報共有を図り、支援体制の検討を行います。	地域福祉課	再 重

### 基本施策 イ 複合課題や制度の狭間への対応

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
要援護者のニーズ把握	地域包括支援センターを中心に、民生委員・児童委員との連携を通じて、地域の要援護者のニーズ把握に引き続き努めます。	高齢者支援課	
認知症初期集中支援推進事業	本人の拒否等から医療や介護のサービスに結びついていない認知症または認知症の恐れのある40歳以上の市民を、適切なサービスの安定的利用につなげる支援を行います。	高齢者支援課	高 認
罪を犯した人の社会復帰への取組	犯罪をした者および非行のある少年の改善更生を図るため、保護司またはその関係団体との連携を密にし、社会復帰への取組に努めます。また、保護司等と連携し、「社会を明るくする運動」の推進を図ります。	地域福祉課	再

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
社会を明るくする運動を通じた理解促進	社会を明るくする運動協調月間において、運動を周知するイベントなどを行うなど、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くため、犯罪や非行の防止と、刑期を終えた人たちの更生に対する地域の理解促進に取り組みます。	地域福祉課	再
保護司会と連携した人材発掘等	将来にわたり、適正な保護司数を維持できるよう保護司会と連携した人材の発掘に取り組むとともに、人材の育成について保護司会の取組を支援します。	地域福祉課	再
民間協力者に対する表彰	地域の犯罪予防を図る活動をしている民間ボランティアを表彰し、その活動や社会的意義について地域住民に周知を図ります。	地域福祉課	再
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援、住居確保給付金の支給、家計改善支援などの生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。	地域福祉課	再
就労支援の実施等	労働市場への積極的な再挑戦を可能にするよう、ハローワーク等と連携した就労支援を促進します。	地域福祉課	再
実施体制の確立と専門職員の活用	多様化する相談内容に応じたサービスを提供するため、専門相談員等の活用を図り、実施体制の整備に努めます。	地域福祉課	再
生活保護制度の適正実施	援護を必要とする世帯の実態とニーズを把握し、生活保護制度の適切な運用を図ります。	生活福祉課	
住宅確保等、住まいに関する相談・支援	定期的に住宅相談会を開催し、市民の安全で安心できる快適な住まいづくりのために、適切な助言を行います。 また、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を行う制度を検討します。	住宅課	再

自殺対策の推進	自殺対策は「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組により、誰もが「生きることの包括的な支援」として必要な支援を受けられるようにすることが重要です。自殺には多様かつ複合的な原因・背景があることから、保健・医療・福祉・教育・労働その他の関係施策・関係団体との連携強化を図ります。	健康課	自 再
被保護者の社会的、経済的な自立への支援の強化促進	自立・就労支援のための自立支援プログラムを活用し、支援に努めます。	生活福祉課	
生活福祉資金等の各種制度の周知	必要最低限の生活を保障するセーフティネットとしての役割を果たせるよう、各種制度の周知を図ります。	地域福祉課	
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業【新規】	地域社会からの孤立が長期にわたる地域住民に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供および助言等の提供を包括的かつ継続的に行います。	地域福祉課	再 重 認
ひきこもり問題に関する相談支援事業(参加支援事業)	ひきこもりの問題を抱えている本人、家族等からの相談に対し、ひきこもり支援事業委託機関等と連携を図ります。地域の民生委員・児童委員からの連絡や相談に対して、調整を図ります。	地域福祉課	重
こどもの貧困対策	「青梅市子どもの貧困対策庁内連絡会」による指標分析を進めるとともに、「子ども・子育て支援事業計画」にもとづき施策の推進を図ります。	子育て応援課	
ヤングケアラー対策事業	社会的認知度の向上のため市民への周知を進めるとともに、庁内連絡会を開催し、関係各課の情報共有および連携による相談体制の強化を図ります。	子育て応援課 こども家庭センター	子



## 青梅市再犯防止推進計画

(計画策定の背景・趣旨は8,9ページ、法的な位置づけは10ページ、計画期間および計画策定の体制は11,12ページ、取組内容は49ページ以降に記載しています。)

犯罪をした人の中には、貧困や疾病、障害、薬物への依存、家庭機能不全、学校の中退・退学など様々な生きづらさを抱えている人がいると指摘されています。

また、再犯防止推進法第3条にも「犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にある」とあるように、十分な支援を受けられないまま再度犯罪に手を染めてしまう、再犯者率が高い傾向にあります。なかでも窃盗犯の再犯者率は5割を超えている、つまり2人に1人は再び犯罪を犯してしまっている状況にあります(28ページのグラフ参照)。

そのため、地域と一体となって犯罪の未然防止に取り組むとともに、犯罪をした人が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、生活困窮者自立支援法にもとづく自立支援制度による就労や住居の確保のための支援等を行います。

また、重層的支援体制整備事業や孤独・孤立対策推進法における相談支援、地域との連携による支援体制を構築し、福祉等の各種行政サービスを必要とする人、とりわけこうしたサービスへのアクセスが困難である人に対する適切なサービス提供を目指します。

### ①就労・住居確保に向けた支援

住宅確保要配慮者に対する住まいの確保に向けた情報提供に努めるとともに、就労に向けた支援を行います。

(関連事業 生活困窮者自立支援事業

就労支援の実施等

住居確保等、住まいに関する相談・支援)

### ②福祉・保健医療サービス利用促進

犯罪をした人のうち、高齢者や障がいのある人など複合的な要因により自立した生活を営むことが困難な状況になっている人に対し、福祉サービスの利用支援等、適切な支援を行います。

(関連事業 保健福祉に関する学びの場の提供

保健・医療・福祉・介護の連携強化

保健福祉に関する各種制度や事業等の周知・普及

サービス提供の充実

薬物乱用防止の推進)

### ③学校等と連携した修学支援

要保護児童に対し関係機関との連携により適切な見守り・支援を行うとともに、青少年の健全育成に向けて、社会全体で行う子育て支援のあり方を広く啓発します。

また、「社会を明るくする運動」の駅頭活動等を通して非行防止のための取組を推進します。

(関連事業 社会を明るくする運動を通じた理解促進)

### ④犯罪をした者等への特性に応じた効率的な指導

再犯の防止等のためには、罪種ごとに認められる特徴や各個人の特性を的確に把握し、それらに応じた効果的な生活改善が行われるよう努めます。

また、ひきこもり、ニート、不登校、発達障害、犯罪および非行など社会生活を営む上で困難を有することも、若者を支援するため、多様な機関・団体の連携強化、ネットワークづくりを進めます。

なお、DV(配偶者等による暴力)や児童虐待の事例があれば、こども家庭センターや青梅市要保護児童対策地域協議会と連携しながら迅速かつ適切に対応します。

(関連事業 ゲートキーパーの養成

多機関協働事業)

#### ⑤更生保護にかかわる民間協力者の活動の促進

保護司会をはじめとする更生保護団体や施設、関係団体の活動の促進を支援するとともに、一層の連携強化を図ります。また、更生保護活動の広報および周知に取り組むとともに、保護司の担い手不足の解消や活動場所の確保に努めます。

(関連事業 民生委員・児童委員の適正配置)

#### ⑥地域による包摂の推進

保護観察所や警察等の関係機関、保護司会や更生保護女性会をはじめとする民間協力者、また民生委員・児童委員を始めとした、地域における見守り支援の関係者と再犯の防止等に関連する情報を共有し、課題の解決に努めます。

また、保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活し、適切にサービスを提供するよう努めます。

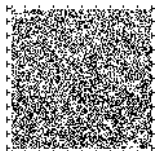
(関連事業 見守り・助け合いのネットワークづくり  
身近な福祉総合相談窓口の設置  
包括的相談支援事業  
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)

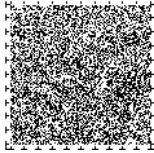
#### ⑦再犯防止に向けた基盤の整備等

犯罪や非行のない明るい地域社会を築くため、「社会を明るくする運動」等を主体に更生保護や再犯防止に関する取組の周知を行い、市民の再犯防止施策に関する理解を促進します。

(関連事業 市民講座の実施、シンポジウムの開催  
青梅市社会福祉協議会との関係強化  
保護司会と連携した人材発掘等  
民間協力者に対する表彰  
社会を明るくする運動を通じた理解促進)

罪を犯した人の社会復帰への取組  
実施体制の確立と専門職員の活用  
自殺対策の推進)



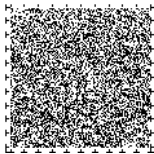


### 基本方針(3) サービス提供事業者への支援等

こどもから大人まで市民が必要な支援を適切に利用することができるよう、サービス内容や制度の周知・普及に努めるとともに、サービスの充実や質の向上を図ります。

#### 基本施策 ア 制度の周知・普及

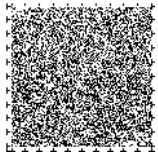
事業名	取組内容	担当課	関連計画
保健福祉に関する各種制度や事業等の周知・普及	市民が保健福祉に関する各種制度や事業等に関心を持ち、制度や事業等の理解が進むよう、これらの周知・普及に努めます。	地域福祉課 介護保険課 高齢者支援課 健康課	再 成
障害福祉に関する各種制度や事業等の周知・普及	市民が障害福祉に関する各種制度や事業等に関心を持ち、制度や事業等の内容の理解が進むよう、これらの周知・普及に努めます。	障がい者福祉課	障
福祉サービス情報の開示	契約制度の中で、事業者情報が利用者の自己選択に役立つよう、「介護サービス情報の公表」をはじめ、公開されている情報の周知を図ります。	介護保険課 高齢者支援課	
情報機器の活用促進	年齢や障害の有無に関係なく、全ての市民が同じように情報機器を活用して、情報収集や活用などができるよう、学習機会の周知、音声コードの普及等に努めます。	障がい者福祉課	障
出産・子育て情報の提供	スマートフォンを活用した子育て支援情報を提供する子育てアプリ「ゆめうめちゃんの子育て・予防接種ナビ」の運用等により、子育てに関する情報提供を充実します。	子育て応援課 こども育成課 こども家庭センター	子
障害基準該当サービス事業者登録制度の普及等	障害福祉サービス事業所が介護保険サービスを提供可能とする、障害基準該当サービス事業者登録制度について、制度の普及、事業者登録に努めます。	障がい者福祉課	障



#### 基本施策 イ サービスの質の向上

事業名	取組内容	担当課	関連計画
事業者への指導検査の実施	社会福祉法人の指導検査を継続するとともに、介護、障害および保育の各事業者への指導検査を実施します。	地域福祉課 障がい者福祉課 こども育成課	障
福祉サービス第三者評価の普及促進	地域密着型サービスについては福祉サービス第三者評価の受審を指導し、サービス向上を図るとともに、地域密着型サービス以外についても受審を指導し、サービスの向上を図ります。	介護保険課 障がい者福祉課 こども育成課	高 障
サービスの提供の充実	要支援・要介護認定を受けた高齢者が、質の高いサービスを受けることができるよう、介護サービスの基盤整備に努めます。	介護保険課	
	障害福祉サービスの充実のため、福祉人材の確保に努めるとともに、既存の事業者の育成および新規事業者の誘致などにより、サービス提供事業者の安定確保に努めます。	障がい者福祉課	障
	子育て支援サービス、保育サービスの充実を図ります。	子育て応援課 こども育成課	障 子
	各種福祉サービスは、犯罪をした者等にも提供され得るものであり、これらが見過ごされることのないように配慮を行います。	介護保険課 障がい者福祉課 子育て応援課 こども育成課	再
ひとり親家庭へのサービスの充実	ひとり親家庭の生活の安定を図るために、ホームヘルプサービス事業を推進します。	子育て応援課	子
ひとり親家庭等の自立支援の推進	ひとり親家庭等の自立のためハローワークと連携した、自立支援プログラム事業を継続実施するとともに、資格の取得や教育訓練実施に対する支援を行います。また一般社団法人日本シングルマザー支援協会と連携し、「ひとり親家庭サポート講座」や「訪問相談支援事業」を実施します。	子育て応援課	子





事業名	取組内容	主担当課	関連計画
生活支援サービスの充実	在宅での生活を総合的に支援する観点から、生活支援サービス・介護サービスとの適切な連携・調整を図ります。	高齢者支援課	高
	相談支援や障害福祉サービス、保健福祉サービス、保健・医療、障がい児保育・教育の充実を図ります。	障がい者福祉課	障

#### 基本方針(4) 権利擁護や成年後見制度の推進

認知症や知的・精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない人の財産や生活、権利を守り、適切なサービス利用ができるよう、成年後見制度の利用促進に努めます。

また、「子どもの権利条約」や「青梅市虐待・配偶者暴力の防止に関する条例」にもとづき、児童・高齢者・障がい者等における権利を保障するとともに、虐待の防止や早期発見、早期対応に向けた体制の強化に取り組みます。

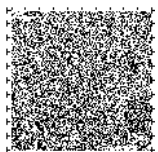
#### 基本施策 ア 権利擁護の推進

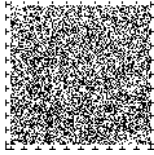
事業名	取組内容	主担当課	関連計画
権利擁護の推進	誰もが人権を尊重し合い、尊厳をもって安心して暮らせるよう、青梅市社会福祉協議会と連携し、権利擁護の推進を図ります。また、身寄りがない、経済的負担ができない市民に対しては、市が審判申立てや後見人報酬の費用助成を行います。	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課	高 認 障 成
成年後見制度の利用促進	青梅市社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の周知と活用の促進を図り、判断能力の不十分な高齢者等が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為をする際に、保護・支援を行います。	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課 生活福祉課	高 認 障 成

	制度の周知・啓発、相談事業の実施、利用促進などについて、既存の成年後見制度推進機関の活用を継続するとともに、社会福祉協議会と協議を進め、重層的支援体制整備事業の取組と連携して、権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化を推進します。法人後見については、経済的事情や親族関係の破たん、虐待や権利侵害があるなどから適切な成年後見人等を得られない市民の後見人等を社会福祉協議会が受任し、支援を行います。また、今後法人後見が増加することを見込み、社会福祉協議会以外に受任できる法人について検討します。市民後見については、市民後見人の育成支援に取り組みます。	地域福祉課	成
	高齢者や障がい者など要擁護者によって制度の活用支援が異なることから、アドヴォカシー(権利擁護)が必要になる人数の把握に努め、要擁護者らしい生活を送ることができるよう、成年後見制度以外の「死後事務委任契約」等も含め、制度を周知する機会を設けるよう努めます。	地域福祉課	成

#### 基本施策 イ 虐待防止対策の推進

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
高齢者虐待の防止や対応に向けた体制整備	虐待防止、早期発見・早期対応のため、各関係機関等との連携を図り、一層の体制整備に努めます。	介護保険課 高齢者支援課	高 認
	「青梅市高齢者虐待ネットワーク連絡会」をはじめ、関係機関との連携により、虐待の予防と早期発見に取り組みます。また、関係機関へ虐待防止・早期発見に関する啓発を行います。	介護保険課 高齢者支援課	高 認





児童虐待の防止や対応に向けた体制の充実	増加する児童虐待ケースを含めた事例に対応するため、引き続き相談体制の充実と関係機関の連携の強化に努めます。	こども家庭センター	㊦
障がい者虐待の防止や対応に向けた体制整備	障がい者などの虐待や配偶者暴力の防止、早期発見・早期対応のための体制の整備強化に努めます。	障がい者福祉課	㊦
被害に遭ったこどもの支援	児童虐待などの被害に遭ったこどもに対し、カウンセリングなどの支援を行います。また保護者に対しては、家庭環境の改善に向けた指導・支援を行うとともに、学校や児童相談所、医療機関などの関係機関と、再発防止に向けた連携を充実します。	こども家庭センター 指導室 障がい者福祉課	㊦ ㊦

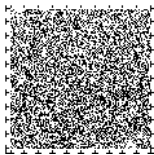
## 青梅市成年後見制度利用促進基本計画

(計画策定の背景・趣旨は8,9ページ、法的な位置づけは10ページ、計画期間および計画策定の体制は11,12ページ、取組内容は49ページ以降に記載しています。)

成年後見制度は、認知症や知的・精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない人の財産や生活、権利を守る重要な制度です。

制度の利用を考慮すべき人や権利擁護支援の必要な人が、継続して尊厳のある本人らしい生活を送ることができるよう、地域の気づきを促す制度の普及啓発や、サービスの利用支援、市民後見人等の育成とともに、それらを地域の多様な主体が連携して一体的に推進する、地域連携ネットワークの強化に取り組みます。

また、成年後見制度の利用促進に当たっては、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組むという、重層的支援体制整備事業と共通点を持っており、双方を効果的に推進するため、関係する部局や支援関係機関の相互理解にも努めます。



### ①周知・啓発の取組、相談窓口の充実

成年後見制度利用は権利擁護の重要な制度ですが、アンケート結果(38ページ以降)のとおり、制度の認知度は低くなっています。まずは、市民の制度に対する理解を深め、メリットが実感できるよう、成年後見制度の周知、啓発に取り組みます。また、成年後見制度の利用に関する相談や手続などの支援を行います。

(関連事業 市民講座の実施、シンポジウムの開催  
保健福祉に関する各種制度や事業等の周知・普及  
成年後見制度の利用促進)

### ②後見人の養成および活用支援

制度利用の需要増加が見込まれる中、利用する方が多様な選択ができ、安心して制度を利用できるよう、法人後見事業や市民後見人の育成支援に取り組みます。

(関連事業 権利擁護の推進  
成年後見制度の利用促進)

### ③地域連携ネットワークの構築

権利擁護に関する支援が必要な人の支援に努め、専門的職員が協働して速やかに必要な支援につなぐことができるよう、地域共生社会の理念の実現に資するという目的を共有する重層的支援体制整備事業の取組と連携して権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化を進めます。

また、支援関係者がチームとなって被後見人等を見守る体制を構築し、本人の意思が尊重され身上に配慮した権利擁護支援が適正に行えるよう努めます。

(関連事業 見守り・助け合いのネットワークづくり  
成年後見制度の利用促進)

## 第4章 取組事例

### 民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員は高齢者や障がいがある方の福祉に関すること、子育てなどの不安に関する様々な相談・支援を行っています。

また、支援を必要とする市民の方と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めています。

#### 1 高齢者や地域の見守り活動

地域の高齢者世帯等の生活状況の把握に努め、日常的な見守り活動を行っています。また、地元の方々からの相談等を受け、解決策を一緒に考えたり、行政への橋渡しも行っています。

#### 2 こんにちは赤ちゃん訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)

生後4か月までの赤ちゃんのいる御家庭に、地域の民生委員・児童委員が訪問して青梅市で実施している「子育て支援に関する事業」のおしらせと、「ブックスタート事業」による赤ちゃんに読み聞かせをするための絵本を配っています。



## 第八支会地区防災対策委員会の活動

令和2年度から、市防災課へ登録された避難行動要支援者宅を市防災課や民生委員・児童委員、消防署、消防団と共に地域の自治会長等が訪問し、万が一の時に、避難行動要支援者宅に駆け付けた方が、御家族等に直ちに連絡できるように、緊急連絡先が記入できるマグネットシートを配布しながら、要支援者の体調等の変化を伺ってその記録を更新しています。



【玄関先で体調などの聞き取り】

書くことが困難な方へは、マグネットシートにお名前・電話番号を代筆▶



【緊急時連絡先マグネットシート】



## 第八支会地域の安全を守る会の活動

こどもの安全を守ること、登下校時の安全を確保することおよび住民全員が安心して暮らせる地域環境を作ることが目的として、平成22年度から青梅防犯協会青色防犯パトロールカーで防犯パトロールを実施したり、各自治会で防犯パトロールや児童生徒の登校時・下校時の旗振り、買い物途中での見回り等を行い、地域の安全・安心活動に努めています。



## 青梅市小曾木地区(第6支会地区)高齢者お助け隊の活動

令和3年10月より、おそきの学校と地域を考える会の中に高齢者になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるために、地域の支えあい活動について考える「高齢者お助け隊」が発足しました。

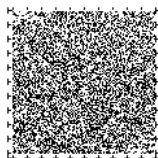
### 活動内容

- 令和3年11月「認知症を学び地域で支えよう」認知症サポーター養成講座を青梅成木台病院の企画により、富岡自治会館で開催。
- 令和3年12月「知って備えよう！地域包括支援センター、介護保険」を地域包括支援センターの紹介、脳トレ、介護保険について、富岡自治会館で開催。
- 高齢者お助け隊、積極的な黒沢地区自治会長、民生委員・児童委員、青梅成木台病院、高齢者施設きぼうの里、「すえひろ」とで打ち合わせ会を開催し、高齢者お助け隊の輪を広げる。
- 令和4年6月「知って備えよう！地域包括支援センター、介護保険」を黒沢2丁目第1自治会館で開催。自治会長による応急手当の講話も実施。
- 令和4年6月「認知症を学び地域で支えよう」認知症サポーター養成講座を青梅成木台病院の企画で黒沢2丁目第1自治会館で開催。
- 地域のその他の活動  
富岡桜まつりの開催  
防災でも高齢者の見守りは大きな課題であり、災害時に備えた地域の見守りを富岡地区で実施した。

- 小曾木地区文化祭で、「おそきの学校と地域を考える会」の展示に合わせて「高齢者お助け隊」の展示コーナーを設けて、来場者に活動内容を紹介した。



小曾木地区文化祭での展示



## 地域で行われているこども食堂の活動

民間団体等が主体となり、地域のこどもや保護者に、無料または安価で栄養のある食事や温かな団欒の提供を行っています。

また、こども食堂の利用者で、支援を必要とするこどもや家庭を発見し、必要な機関につなげる役割も務めています。

### 1 市内のこども食堂

現在青梅市内には、以下のこども食堂があります。

食堂名	所在地	実施日
武尊塾	東青梅 3-22-4 東京武尊会館	毎週月・木曜日
すぱーすまゆだま	友田町 3-96-1	毎週金曜日
かーもくの会	勝沼 3-78	毎週火曜日
子ども FREE・CAFE	KT ホール	毎週水～日曜日
なかま亭	今寺 4-6-25	毎週土曜日
どんぐりやま	今寺 3-379-8	第 2 水曜日
ゆうやけ子ども食堂かすみ	藤橋 2-614-18 福わ家	第 4 金曜日
Kanpa cafe mio	勝沼 3-78 KT ホール	偶数月の第 2 土曜日
	友田町 3-96-1	毎週木曜日
和楽倶楽部流みんなの集いの場こども食堂	今井 2 丁目 七日市場公会堂	第 3 土曜日
CAFE TOIRO	野上町 3-19-4	毎週月・水・金曜日

### 2 食事の提供

なかま亭、ゆうやけ子ども食堂かすみでは、その場で食事を提供するだけでなく、食事を自宅でも食べられるように、「配食」の取組も行っています。

### 3 その他の取組

武尊塾では、食事の提供だけでなく、無料の学習指導も行っています。海外の大学を卒業した講師も在籍しており、幅広い知識でこどもたちの学びを支援しています。

## 高齢者クラブの活動

高齢者クラブは高齢期を楽しく、生きがいをもって安心して暮らしていくため、高齢者が地域の身近な仲間と健康・友愛・奉仕の活動に取り組んでいる団体です。

#### 1 健康増進のための活動

グラウンドゴルフ・輪投げ・ゲートボール・健康体操等

#### 2 生きがいを高めるための活動

舞踊・囲碁・将棋・俳句等

#### 3 社会奉仕活動

地域の清掃活動・資源回収活動等

#### 4 その他

高齢者クラブ会員同士の交流活動等



## 「保護司の活動」

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。

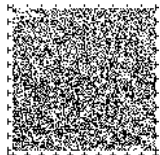
保護司の活動は大きく分けて「犯罪や非行をした人の立ち直りを助ける活動」と「地域の方々に立ち直りについての理解と協力を求め、安全安心な地域づくりを行うための活動」の2つあります。

### 1 犯罪や非行をした人の立ち直りを助ける活動

地域の事情等をよく理解しているという特性を生かし、保護観察官と協力して保護観察を受けている人と面接を行い、指導や助言、犯罪や非行をした人が施設から社会復帰をする際の生活環境の調整を行います。

### 2 地域の方々に立ち直りについての理解と協力を求め、安全安心な地域づくりを行うための活動

犯罪の予防を図るための啓発、宣伝、地域の関係づくりなどの活動も保護司の重要な職務です。その中心的な活動の“社会を明るくする運動”は、国民一人一人がそれぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くための全国的な運動で、毎年7月を強調月間として、講演会やシンポジウムなど様々な活動が全国各地で展開されています。



## 介護予防リーダーによる通いの場

～社会とのつながりでフレイルを予防しよう！～

### 介護予防リーダーとは？

青梅市主催の「介護予防リーダー養成講座」を受講され、地域で運動の場や交流の場を作っていくために勉強した方々です。

たくさんリーダーさんが地域を元気にしようと活躍しています。

市内 28 か所で元気に活動中！

(R6年2月時点)

担当地区

地域包括支援センターすみえ

地域包括支援センターうめどの

地域包括支援センターすえひろ



## 地域の支え合いを話し合う場 第2層協議体の活動

市では自分たちの地域に必要な支え合いを話し合う場として各地域ごとに第2層協議体を設置しています。協議体には住民の皆さんや地域にある施設の方などが参加しています。有償ボランティアの仕組みづくりや、多世代交流など、地域に必要な支え合いや高齢者の生きがいづくりについて話し合い、出来るところから活動を始めています。



地域の「あるものマップ」を作って文化祭に出展



自治会館で、地域で活動するグループや住民と支え合いについて意見交換



高齢者が自分でバスに乗って出かけるようにバスを乗り継いでお出かけ



あいさつの多い地域を目指して「あいさつウォーキング」



支え合い活動の大切さを広げるために「タウンミーティング」を開催



有償ボランティアの仕組みづくりについての話し合い

ちょっとしたことを気軽に頼める有償ボランティアの仕組みを作ってみよう

地域を歩いて危険な場所を地図にして、みんなに周知しよう

支え合いの大切さをわかってもらえるようタウンミーティングを開催しよう

多世代が一緒に楽しめるイベントを企画して、高齢者の生きがいづくりにつなげよう

免許を返納しても困らないように商業バスや路線バスを利用できるようにしよう

地域で見守りができるように見守りチェックシートを作って配布しよう



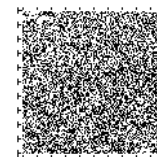
### 第2層協議体

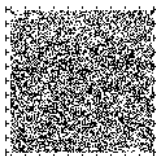
住民の皆さんや地域の施設などが、困りごとの解決策を話し合ったり、支えあいの仕組みを考える「場」であり「チーム」です。



#### 生活支援コーディネーター

協議体と協力しながら、自分たちの地域をより良くしていくために、地域のさまざまな支えあいの活動を広めること（創出・充実、拡大とネットワーク化）を推進する人です。各地域包括支援センターに配置されています。

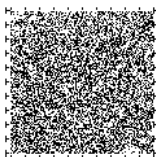




## あなたの地域の第2層協議体

活動時間 :13時30分～(※ひだまりの木は10時30分～)

第2層協議体の名称と活動地域		活動日	活動場所	生活支援コーディネーター
青梅地区の支えあい活動 を考える会	勝沼・西分町・住江町・本町・仲町・上町・森下町・裏宿町・天ヶ瀬町・滝ノ上町・大柳町・日向和田	第3水曜日	S&D たまぐーセンタ ー	地域包括支援センターすみえ 78-3442
東青梅地区 今!みらい・さ さえ愛	東青梅・根ヶ布・師岡町	第2水曜日	福祉センター	
たまりば	駒木町・長淵・友田町・千ヶ瀬町	第1金曜日	長淵市民センター	地域包括支援センターうめぞの 24-2882
吉野うめの会	畑中・和田町・梅郷・柚木町	第3木曜日	梅郷市民センター	
三田さくらの会	二俣尾・沢井・御岳本町・御岳・御岳山	第4火曜日	沢井市民センター	
るんるん河辺	河辺町	第4水曜日	河辺市民センター	
みんなであつなぐ てとてと会	吹上・野上町・大門・塩船・谷野 木野下・今寺	第2月曜日	大門市民センター	地域包括支援センターすえひろ 33-4477
おそきの学校と地域を考え る会 ～高齢者お助け隊～	富岡・小曾木・黒沢	不定期	小曾木市民センター	
ひだまりの木	成木	第2火曜日	成木市民センター	
Team ツナグ	新町・未広町	第2金曜日	新町市民センター	
ささえ愛本舗 ちょこっと霞	藤橋・今井	第4月曜日	今井市民センター	





## 「青梅市社会福祉協議会による住民主体活動」

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民および福祉組織・関係者の協働により地域生活課題に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命としています。

### 1 住民主体の居場所づくりの立ち上げ支援

地域を拠点に、住民の皆さまとボランティアとが協働で企画をし、内容を決め、共に運営していく居場所づくり・仲間づくりの活動を支援しています。住民グループ「地域サロンづくり有志の会」を中心に、誰もが気軽に参加しやすいサロンを町内に1カ所を目標に立ち上げています。

#### 野上町1丁目サロン

##### 『もくもく会』

毎月第3木曜日 13:30~15:00

場所：野上第一自治会館



ハーモニカの演奏で一緒に歌いましょう♪

#### 東青梅2丁目グリーンサイド

##### 『ゆるっとお茶会』

毎月第1木曜日 10:00~11:30

場所：グリーンサイド集会室

#### 東青梅1丁目サロン

##### 『ひとりの手』

毎月第3木曜日 10:00~11:30

場所：青梅市福祉センター1階

ふれあいサロン



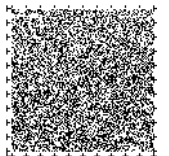
みんなで折り紙も意外と楽しい～♪

#### 東青梅6丁目サロン

##### 『いっぽ・居ッ歩』

毎月第4火曜日 13:30~15:00

場所：東青梅6丁目自治会館



## 2 高齢者出張介護予防教室

日常生活の中で出来る介護予防を自ら学び実践することで、介護を必要とせず、心身ともに健康で豊かな在宅生活を送れるように、介護予防教室を開催しています。対象は開催を希望される自治会や高齢者クラブ、介護予防リーダーが運営するグループなどで、各地域の市民センターや自治会館、集合住宅の集会室などに出向きます。内容は6つのメニューから選んでいただき、参加しやすい身近な勉強会として実施しています。

### 実施メニュー

○認知症予防教室 ○転倒予防教室 ○音楽療法 ○口腔ケア ○ボッチャ体験教室 ○ダーツ体験教室



ボッチャ体験教室  
(霞台第2住宅)

### 参加された方々の感想(アンケートより抜粋)

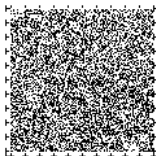
- コロナ禍で今まで発声を限られていましたが、音楽を通して、体を動かし脳トレになるクイズでよかった。(音楽療法)
- ゆっくりわかりやすく話していただき、ありがとうございました。口腔予防体操、頑張ります。挑戦します。(口腔ケア)
- 東京パラリンピックの中継で初めてボッチャを知り、面白い競技だと思っていました。体験をし、ルールもわかり易く、ほんの数ミリの事で一喜一憂し、楽しめました。(ボッチャ体験)
- 身体だけでなく頭も使い、とても良い介護予防の時間でした。そして何よりも、楽しく皆さんもとてもよろこんでいました。(ダーツ体験)



ダーツ体験教室(下長淵第2・4自治会館)



音楽療法(東青梅市民センター体育館)

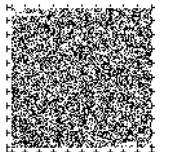


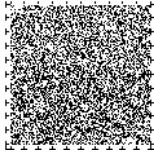


## 第3編

.....

# 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画





# 第1章 高齢者保健福祉・介護保険事業を取り巻く現状と課題

## 1 計画策定の背景

平成12年に開始した介護保険制度は、開始から約25年を迎え、高齢化の一層の進行、地域課題の多様化といった社会情勢にあわせて制度改正が行われる中で運用されてきました。平成24年度から開始した、第5期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画においては「2025年を見据えた地域包括ケアシステム」の考え方を提示し、その後も制度改正を通して介護予防・健康づくりや地域との共生の視点を深めてきました。今期の第9期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画は、令和7（2025）年を計画期間中に迎える計画であり、地域包括ケアシステムの推進を図ります。

本市では令和3年に、市制施行70周年という節目の年を迎えることを契機として、いつまでも生きがいをもって暮らせるまちの実現に向け「青梅市高齢者憲章」を制定し、令和3年10月23日開催の市制施行70周年記念式典において発表を行いました。憲章には、高齢者が健康づくりに取り組み、地域で参加・活躍する中で、自立・共生して暮らす、高齢者が輝くまちを目指すことを掲げています。

第9期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画（以下「高齢・介護計画」という。）は、地域包括ケアシステムの推進と高齢者憲章の具現化を図り、本市の高齢者施策を総合的に推進するための計画として策定します。

国の第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針について

国の基本指針においては、計画期間中に、いわゆる団塊の世代が全員75歳以上となる令和7（2025）年を迎えることや、今後生産年齢人口が急減することを踏まえ、以下の3つの見直しのポイントが示されました。

### 1. 介護サービス基盤の計画的な整備

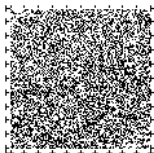
- ・中長期的な人口動態や介護ニーズの見込みを適切に捉え、地域資源を有効に活用しながら介護サービス基盤を計画的に確保する
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加に対応するため、医療・介護の連携を強化する

### 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ・地域包括ケアシステムを推進し、地域共生社会（制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、多様な主体が支え合う社会）を実現する基盤とする
- ・地域包括支援センター等において、属性や世代を問わない包括的な相談支援の体制構築を図る

### 3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保および介護現場の生産性向上

- ・介護人材の確保に向けて、人材育成や離職防止等の取組を推進する



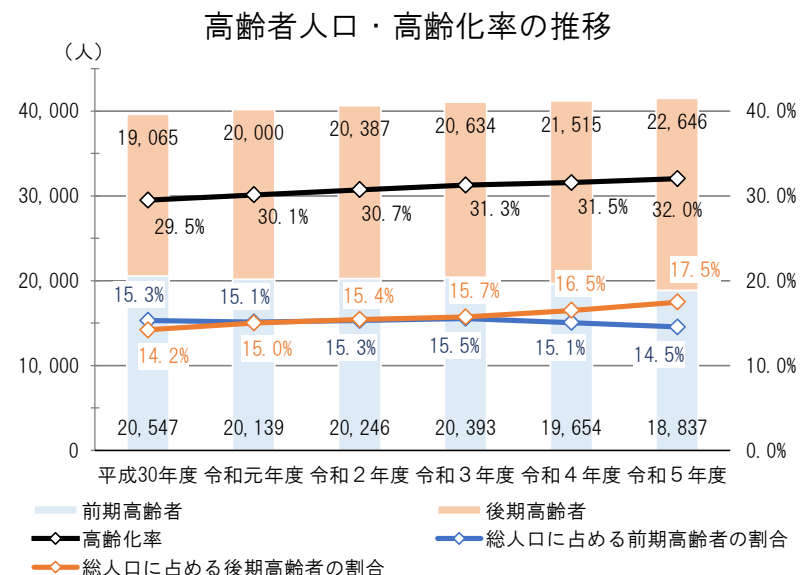
## 2 高齢者に関する統計等からみた地域の状況

### (1) 高齢者人口の推移

本市の総人口は減少傾向で推移しており、令和5年度（10月1日現在）では129,537人となっています。

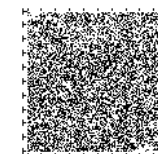
一方で、65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、平成30年度の39,612人（高齢化率29.5%）から、令和5年度の41,483人（高齢化率32.0%）へと、約2,000人の増となっています。

また、前期高齢者人口が減少する中で後期高齢者人口の増加が顕著となっており、平成30年度に19,065人（総人口に占める後期高齢者の割合は14.2%）であったものが、令和5年度には22,646人（総人口に占める後期高齢者の割合は17.5%）と1.19倍に増加しています。



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口	134,316	133,283	132,291	131,242	130,492	129,537
高齢者総数	39,612	40,139	40,633	41,027	41,169	41,483
前期高齢者(65～74歳)	20,547	20,139	20,246	20,393	19,654	18,837
後期高齢者(75歳以上)	19,065	20,000	20,387	20,634	21,515	22,646
高齢化率	29.5%	30.1%	30.7%	31.3%	31.5%	32.0%
総人口に占める前期高齢者の割合	15.3%	15.1%	15.3%	15.5%	15.1%	14.5%
総人口に占める後期高齢者の割合	14.2%	15.0%	15.4%	15.7%	16.5%	17.5%

資料：住民基本台帳（外国人登録含む）（各年10月1日現在）



## (2) 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、地理的条件、人口、社会的条件、医療・介護施設の整備状況などを勘案して定める区域のことです。

本計画（青梅市地域福祉総合計画）においては、前述（第2章 計画策定の考え方ー4 圏域の考え方）のとおり、第1層（市全域）・第2層（日常生活圏域）・第3層の3層構造による圏域を設定しています。

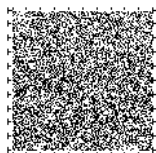
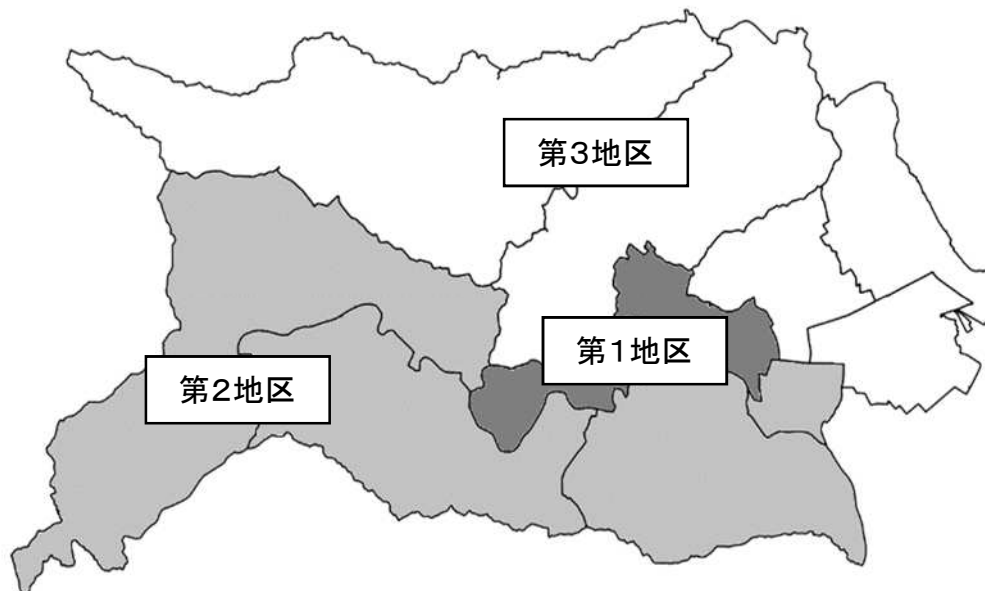
この他に、市全域を11地区に分割した「支会」別の目線も取り入れています。

高齢・介護計画においては、第2層の圏域を日常生活圏域と設定し、介護サービスのきめ細やかな提供や、住み慣れた地域の中で自分らしく暮らし続けるための支援を推進します。

地域生活課題の把握や相談窓口、関係機関との連絡調整等に取り組む地域包括支援センターについても日常生活圏域ごとに設置しますが、第2地区・第3地区については高齢者人口が多く、地域課題へのよりきめ細かい対応に向けて支所を設置し、計5か所の拠点で地域包括ケアシステムを推進します。

第2層 (日常生活圏域)	支会	
第1地区	第1支会(青梅地区)	勝沼、西分町、住江町、本町、仲町、上町、森下町、裏宿町、天ヶ瀬町、滝ノ上町、大柳町、日向和田
	第8支会(東青梅地区)	東青梅、根ヶ布、師岡町
第2地区	第2支会(長淵地区)	駒木町、長淵、友田町、千ヶ瀬町
	第4支会(梅郷地区)	畑中、和田町、梅郷、柚木町
	第5支会(沢井地区)	二俣尾、沢井、御岳本町、御岳、御岳山
	第10支会(河辺地区)	河辺町
第3地区	第3支会(大門地区)	吹上、野上町、大門、塩船、谷野、木野下、今寺
	第6支会(小曾木地区)	富岡、小曾木、黒沢
	第7支会(成木地区)	成木
	第9支会(新町地区)	新町、末広町
	第11支会(今井地区)	藤橋、今井

### ■ 青梅市の日常生活圏域 ■

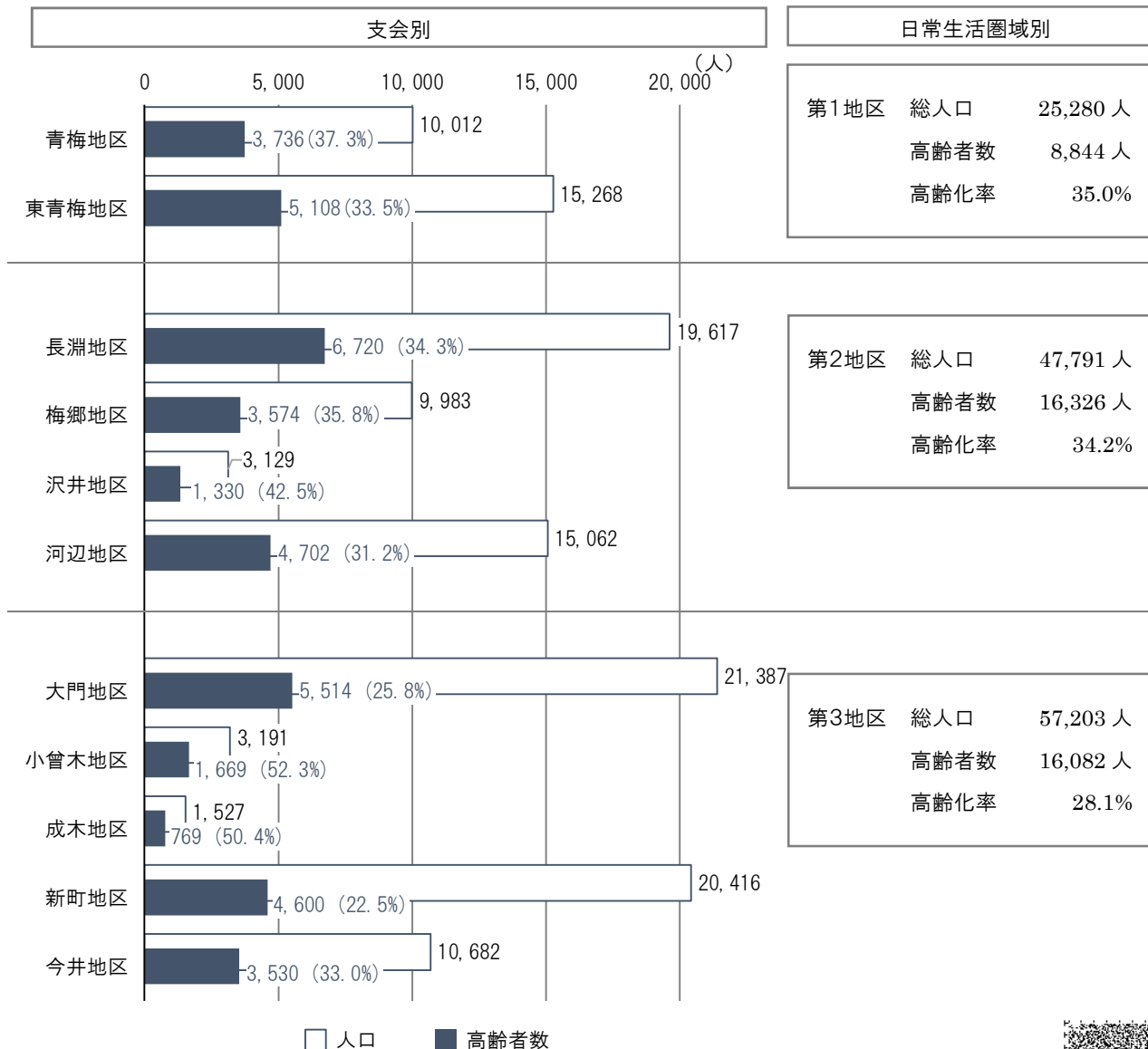


### (3) 日常生活圏域別高齢者数・高齢化率

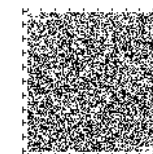
日常生活圏域別の高齢者数等をみると、第2地区では、高齢者数が16,326人と最も多くなっています。一方、第1地区では、総人口が25,280人と最も少ないこともあり、高齢者数も8,844人と最も少なくなっていますが、高齢化率は35.0%と最も高くなっています。

また、支会別でみると、高齢者数が最も多くなっているのは長淵地区の6,720人で、高齢化率が最も高くなっているのは小曾木地区の52.3%です。

### 人口・高齢者数・高齢化率



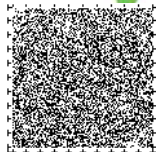
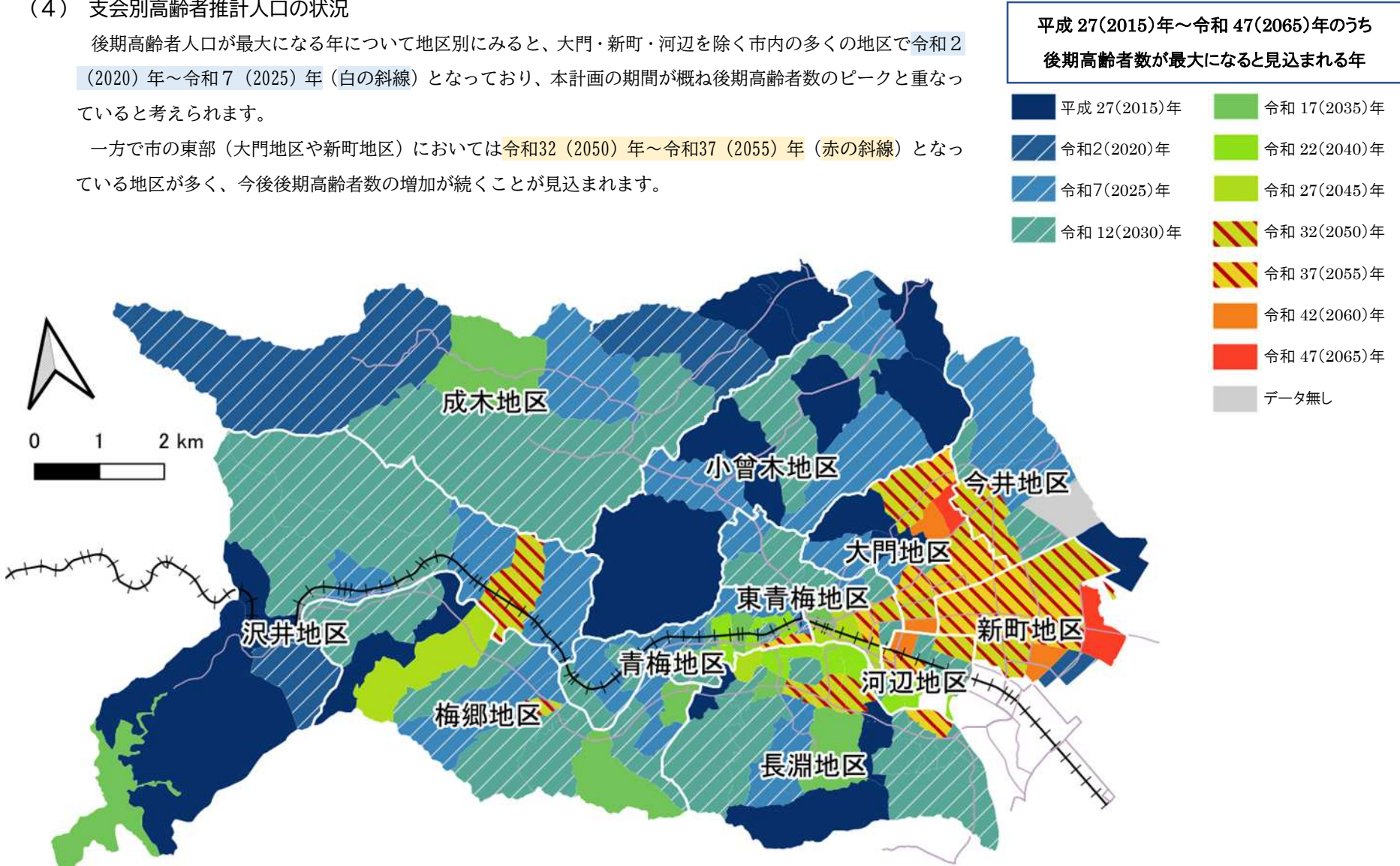
資料：住民基本台帳（外国人登録含む）（令和5年1月1日現在） ※（ ）内は高齢化率



#### (4) 支会別高齢者推計人口の状況

後期高齢者人口が最大になる年について地区別にみると、大門・新町・河辺を除く市内の多くの地区で令和2(2020)年～令和7(2025)年(白の斜線)となっており、本計画の期間が概ね後期高齢者数のピークと重なっていると考えられます。

一方で市の東部(大門地区や新町地区)においては令和32(2050)年～令和37(2055)年(赤の斜線)となっている地区が多く、今後後期高齢者数の増加が続くことが見込まれます。

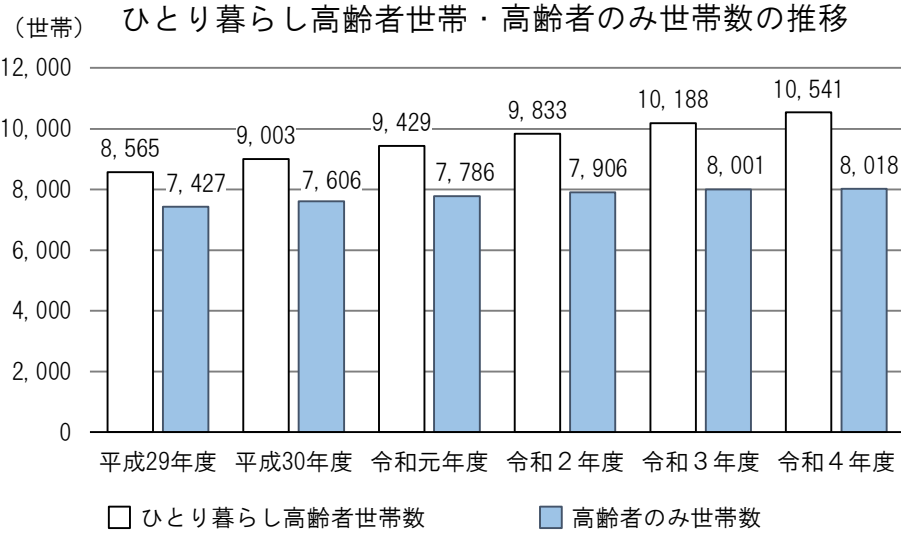


全国小地域別将来人口推計システム (<http://arcg.is/1LqC6qN>, 井上孝) 「国土数値情報(国土交通省)」をもとに作成



### (5) ひとり暮らし高齢者世帯・高齢者のみ世帯数の推移

令和4年度の本市の高齢者世帯数は、ひとり暮らし高齢者世帯が10,541世帯、高齢者のみ世帯が8,018世帯で、共に年々増加しています。



資料：住民基本台帳

(各年度は2月1日現在、令和4年度のみ3月1日現在)

※高齢者のみ世帯とは、世帯の全員が65歳以上の世帯のうち、ひとり暮らし高齢者世帯を除いたもの。

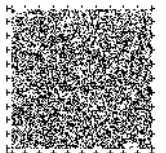
### (6) 支会別ひとり暮らし高齢者世帯・高齢者のみ世帯の数と割合

ひとり暮らし高齢者世帯・高齢者のみ世帯について地区別にみると、青梅地区・東青梅地区・河辺地区では、ひとり暮らし高齢者世帯数・割合が高くなっています。

新町地区・大門地区ではひとり暮らし高齢者世帯・高齢者のみ世帯共に割合は低いものの数が多くなっています。

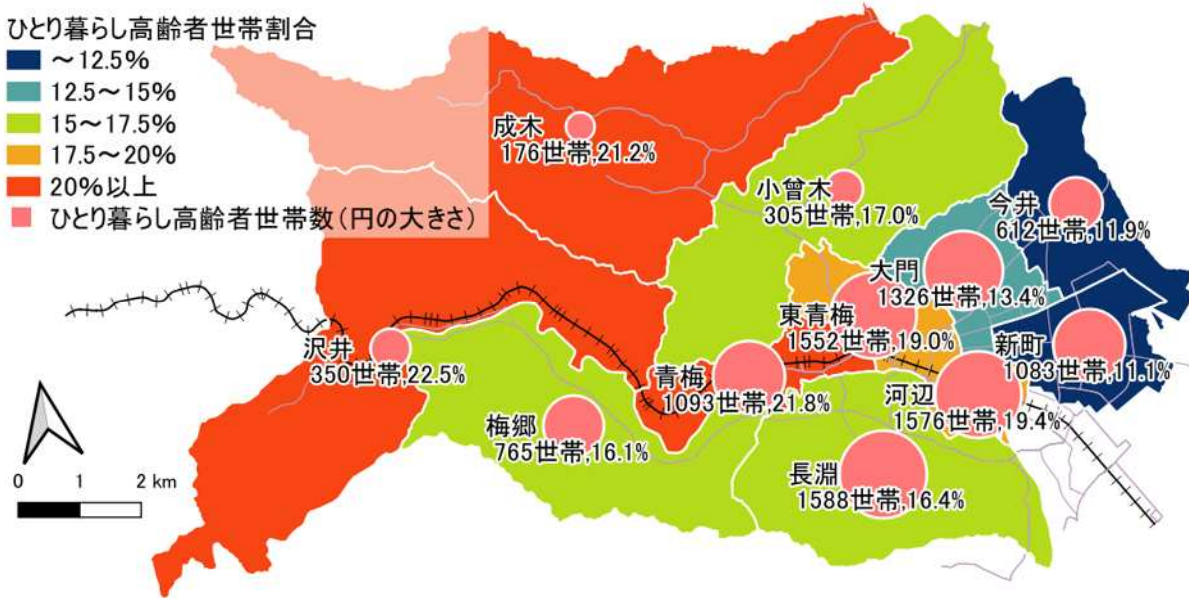
成木地区・沢井地区ではひとり暮らし高齢者世帯・高齢者のみ世帯共に割合が高く、数は少なくなっています。

(図は次ページに掲載)



ひとり暮らし高齢者世帯割合

- ~12.5%
- 12.5~15%
- 15~17.5%
- 17.5~20%
- 20%以上
- ひとり暮らし高齢者世帯数(円の大きさ)

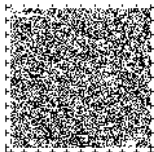


高齢者のみ世帯割合

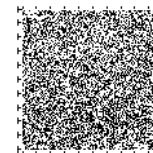
- ~10%
- 10~12%
- 12~14%
- 14~16%
- 16%以上
- 高齢者のみ世帯数(円の大きさ)



(令和4年10月現在)

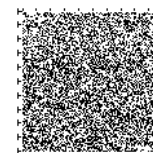


### 3 アンケート調査の実施概要



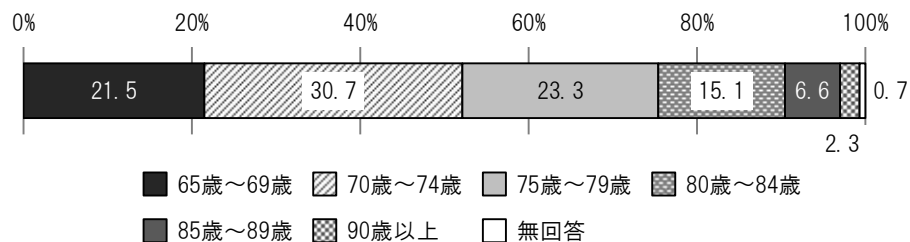
#### (1) 各調査の実施概要

区分	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査	介護サービス事業所調査
対象者	65歳以上の市内在住者(施設入所者および介護認定要介護1から5までの被保険者を除く)	要支援・要介護認定を受けている方で、更新申請・区分変更申請で認定調査を受けた在宅の方	市内の介護サービス事業所および施設
調査方法	郵送による配布・回収	対象者のうち、自宅訪問により聞き取りに協力いただけた方を対象にアンケート調査(回収は郵送)	電子メール、電子申請システムおよび郵送によるアンケート調査
配布数・回収数	回収2,577/配布3,200 回収率80.5%	回収419/配布773 回収率54.2%	回収134/配布147 回収率91.2%
(前回)	回収2,567/配布3,200 回収率80.2%	回収139	回収138/配布147 回収率93.9%
調査内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活の状況 ・身体機能の状況</li> <li>・市の高齢者施策の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活の状況</li> <li>・在宅生活の継続に向け必要な支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の運営状況、意向</li> <li>・地域との関わり ・人材確保の状況</li> <li>・サービス利用者の状況</li> </ul>
(項目)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 家族や生活状況</li> <li>2 からだを動かすこと</li> <li>3 食べること</li> <li>4 毎日の生活</li> <li>5 地域での活動</li> <li>6 たすけあい</li> <li>7 健康</li> <li>8 認知症にかかる相談窓口の把握</li> <li>9 介護サービスと住まい(暮らし)の意向</li> <li>10 生きがいや充実感、週1回以上の活動状況</li> <li>11 ボランティア活動</li> <li>12 介護ボランティア制度</li> <li>13 日常生活での不安・心配</li> <li>14 移動支援</li> <li>15 認知症の対策</li> <li>16 市が充実させるべき取り組み</li> <li>17 フレイル</li> <li>18 自由意見</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 在宅限界点の向上のための支援・サービス提供体制</li> <li>2 仕事と介護の両立に向けた支援・サービスの提供体制</li> <li>3 保険外の支援・サービスを中心とした地域資源の整備</li> <li>4 将来の世帯類型の変化に応じた支援・サービスの提供体制</li> <li>5 医療ニーズの高い在宅療養者を支える支援・サービスの提供体制</li> <li>6 サービスの未利用の理由など</li> <li>7 自立支援に必要なサービス</li> <li>8 サービス料金の支払方法</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業所の概要および運営</li> <li>2 サービスの提供</li> <li>3 事業所と地域等の関わり</li> <li>4 介護老人福祉施設等への質問</li> <li>5 第9期計画に参入を検討しているサービス</li> <li>6 地域貢献や災害対策</li> <li>7 介護保険制度への自由意見</li> <li>8 在宅生活改善調査</li> <li>9 居所変更実態調査</li> <li>10 介護人材実態調査</li> </ol>



## (2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の回答者属性

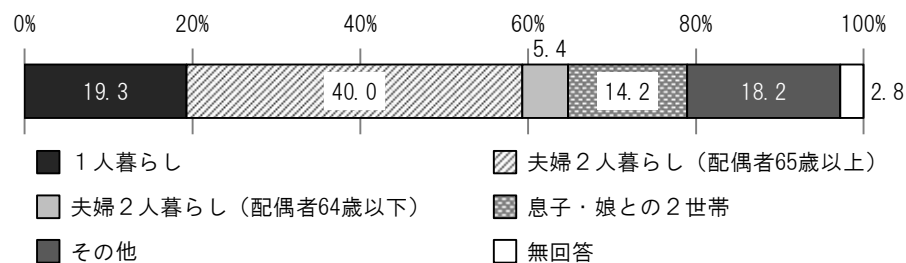
【年代】 (n=2,577)



【地区 (支会)】 (n=2,577)

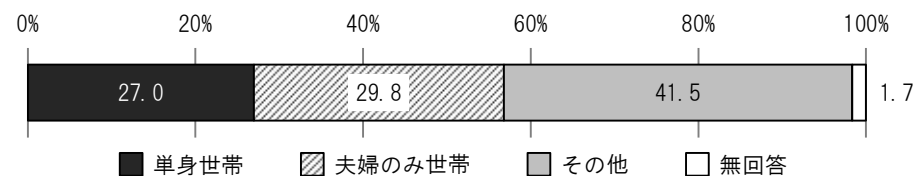
河辺	今井	小曾木	新町	成木	青梅
12.1	7.6	3.3	11.6	1.7	9.2
大門	沢井	長淵	東青梅	梅郷	無回答
13.3	3.4	15.8	12.4	8.8	0.7

【世帯類型】 (n=2,577)

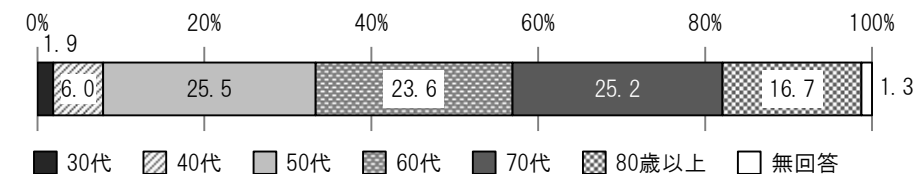


## (3) 在宅介護実態調査の回答者属性

【世帯類型】 (n=419)

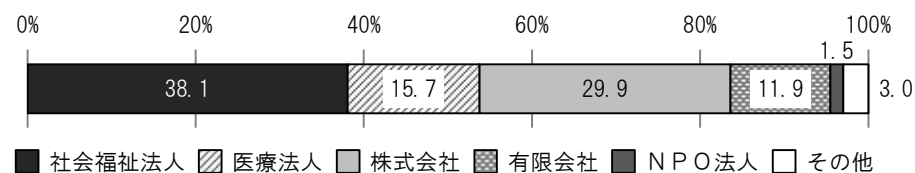


【主な介護者の年齢】 (n=318)



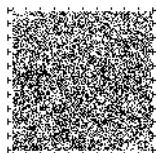
## (4) 介護サービス事業所調査の回答者属性

【法人の種類】



【実施事業】 (介護予防含む) (いずれも n=134)

居宅介護支援・訪問系	居宅介護支援	訪問介護 (訪問型サービスを含む)	訪問看護	訪問入浴介護	訪問リハビリテーション
	22.4	9.0	7.5	2.2	2.2
通所系	通所介護 (通所型サービスを含む)	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護
	11.2	9.7	3.0	1.5	短期入所療養介護
					いずれも 0.0
施設系	介護老人福祉施設	認知症対応型共同生活介護	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	特定施設入居者生活介護
	15.7	5.2	2.2	1.5	0.8
多機能型・その他	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	福祉用具貸与	その他	
	1.5	0.7	2.2	1.5	



## 4-1 健康づくり・介護予防に関する高齢者の現状

### (1) 65歳健康寿命

健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を言います。

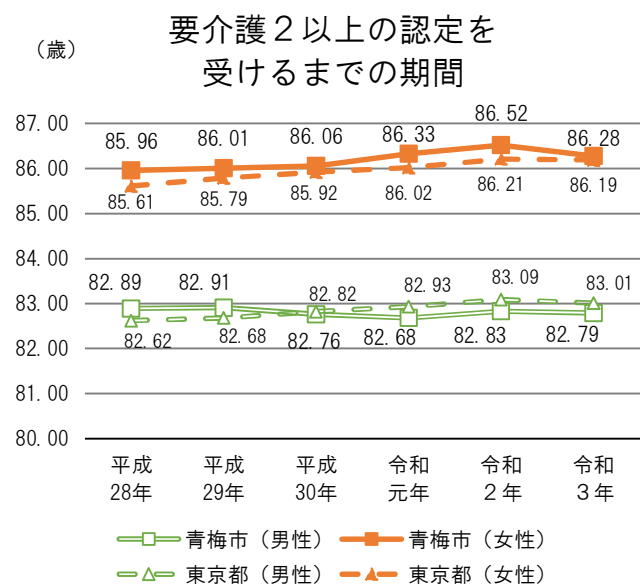
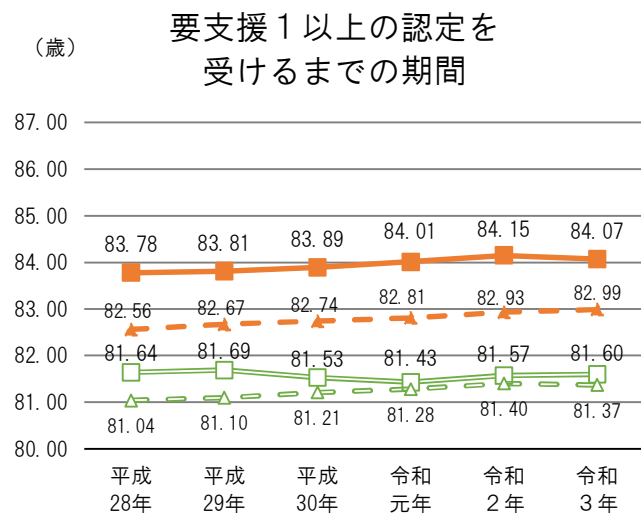
東京都では、健康寿命について、65歳の人が何らかの障害のために要介護認定を受けるまでの状態を「健康」と考え、その障害のために認定を受ける年齢を平均的に表すものを、東京保健所長会方式の65歳健康寿命として算出しています。

算出方法は、65歳の人が要支援・要介護の認定を受けるまでの平均自立期間(※)を足したものであり、介護保険の要介護・要支援度を用いて「要支援1以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合」と、「要介護2以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合」の2つのパターンで算出しています。

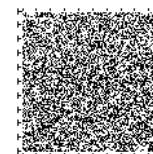
本市と東京都を比較すると、「要支援1以上」の女性については本市が東京都を上回って推移しています。「要支援1以上」の男性については、平成29年以前では本市が東京都を0.6歳程度上回っていましたが、令和元年以降その差は0.2歳程度まで小さくなっています。

「要介護2以上」については、概ね東京都と同水準で推移しています。

※平均自立期間：要介護認定を受けるまでの期間の平均、健康と考える期間



資料：東京都都内各市区町村の65歳健康寿命



## (2) 各種健康リスクの判定結果（日常生活圏域ニーズ調査）

健康リスクの該当者割合についてみると、前回調査と比較して「口腔機能リスク」「閉じこもりリスク」「心の健康リスク（うつ傾向）」の3項目で2ポイント以上の上昇がみられます。

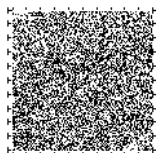
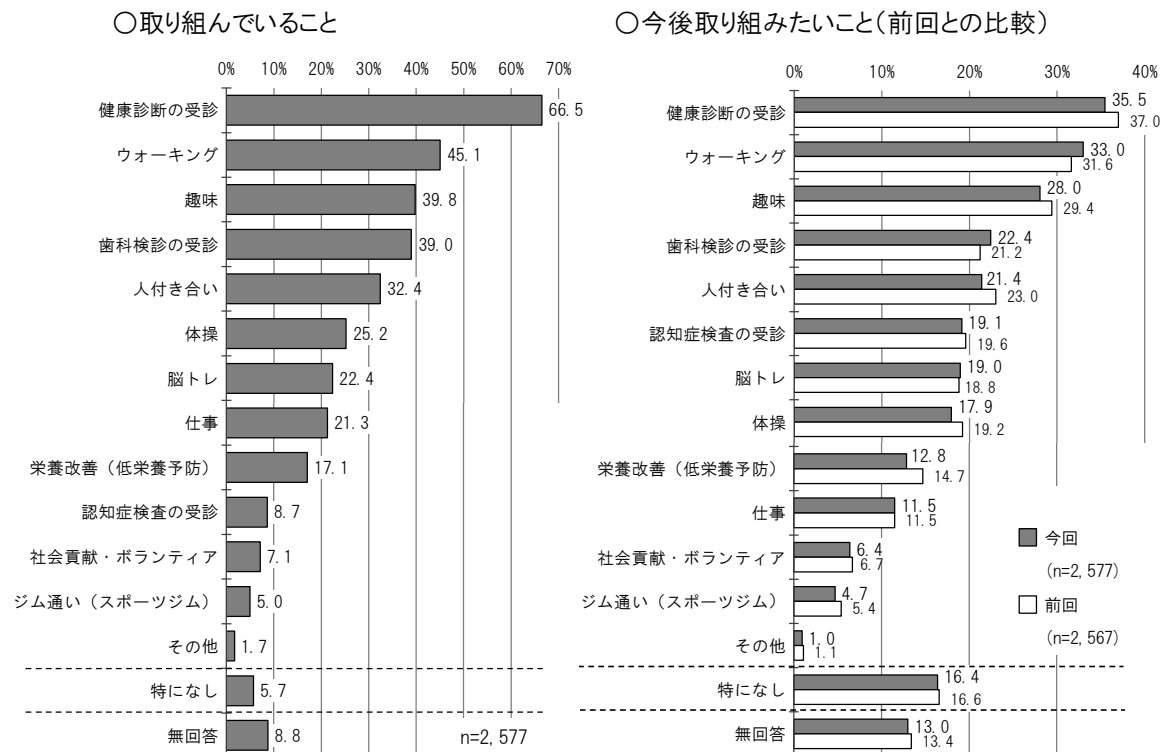
「運動機能リスク」「転倒リスク」については、概ね前回と同様の水準となっています。

リスク該当者割合 (%)	運動機能リスク	転倒リスク	低栄養リスク	口腔機能リスク	閉じこもりリスク	もの忘れリスク	心の健康リスク
前回 (n=2,567)	13.0	27.3	0.9	22.3	15.1	(今回新規)	39.0
今回 (n=2,577)	12.7	27.6	1.7	25.7	17.3	40.8	42.1
変化	▲0.3	+0.3	+0.8	+3.4	+2.2	—	+3.1

## (3) フレイル予防に取り組んでいることと今後取り組みたいこと（日常生活圏域ニーズ調査）

フレイル予防に取り組んでいることについてみると、「健康診断の受診」が66.5%と最も多く、「特になし」は5.7%となっています。取り組んでいることと今後取り組みたいことを比較すると、「認知症検査の受診」は今後取り組みたい割合の方が10ポイント程度高くなっています。

今後取り組みたいことについて前回調査と比較すると、大きな差はみられません。



## 4-2 生きがいづくり・社会参加に関する高齢者の現状

### (1) 高齢者の就業状況

令和2年国勢調査の本市の高齢者就業者が就業者総数に占める割合は16.5%で、東京都と比較して3ポイント程度、全国と比較しても1.5ポイント程度高い水準となっています。

平成27年国勢調査と比較すると、65～74歳就業者・75歳以上就業者それぞれの就業者総数に占める割合は、いずれも東京都や全国を上回るペースで増加しています。

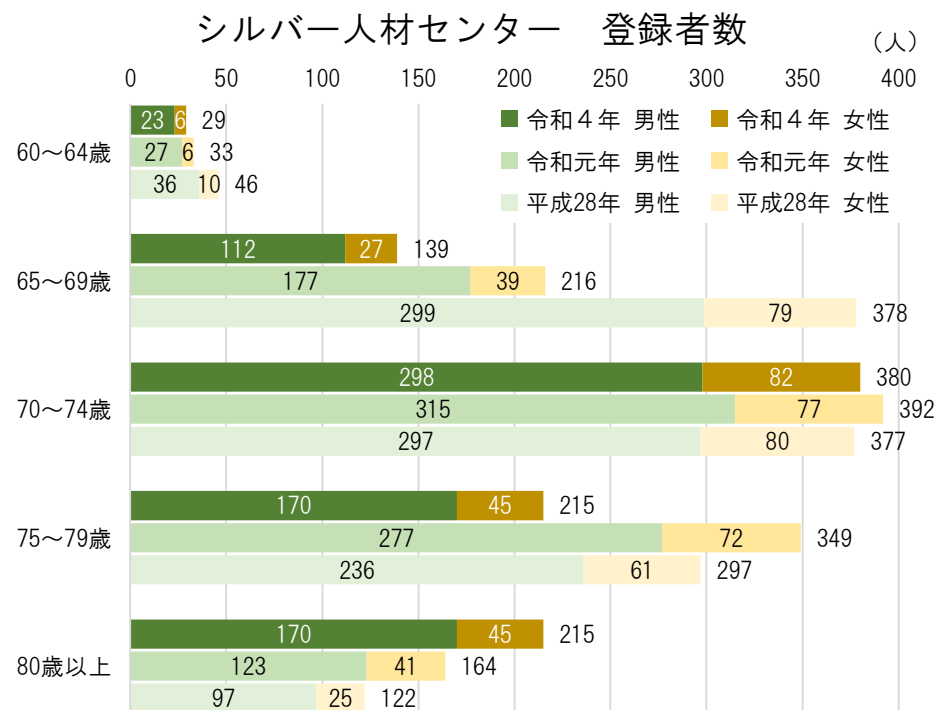
区分	青梅市	東京都	全国
就業者総数(15歳以上)	56,528	5,962,306	57,643,225
高齢者就業者数 (65歳以上)	9,338 (+1,828)	796,132 (+54,344)	8,724,474 (+1,198,895)
(就業者総数に占める割合)	16.5%(+3.2)	13.4%(+0.9)	15.1%(+2.1)
65～74歳 就業者数	7,188 (+1,029)	576,476 (+8,694)	6,697,603 (+757,982)
(就業者総数に占める割合)	12.7%(+1.8)	9.7%(+0.1)	11.6%(+1.3)
75歳以上 就業者数	2,150 (+799)	219,656 (+45,650)	2,026,871 (+440,913)
(就業者総数に占める割合)	3.8%(+1.4)	3.7%(+0.8)	3.5%(+0.8)

資料：国勢調査（令和2年）

### (2) シルバー人材センター

シルバー人材センターの登録者数は、令和元年から令和4年にかけて80歳以上で増加している一方、65～69歳・75～79歳の区分で大きく減少しています。

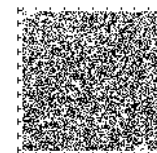
就業率については令和元年から1.9ポイント上昇し73.0%となっています。



	就業率
平成28年	71.6%
令和元年	71.1%
令和4年	73.0%

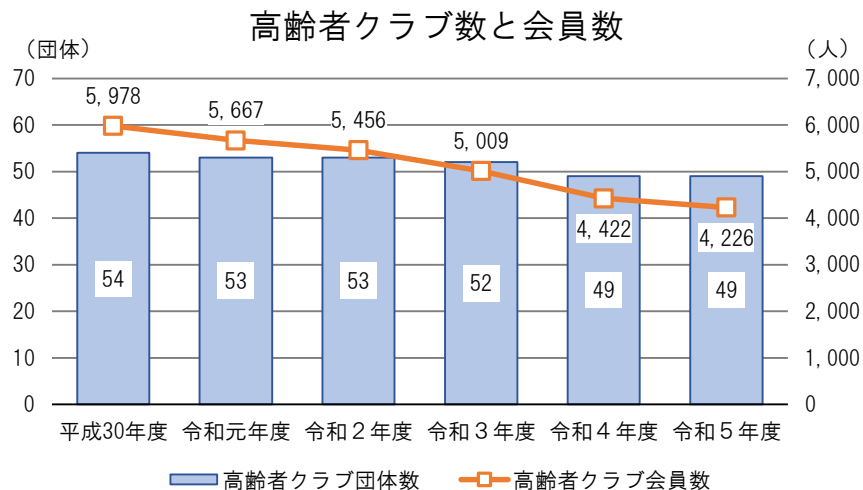
資料：シルバー人材センター事業報告

(各年3月31日現在)



### (3) 高齢者クラブ

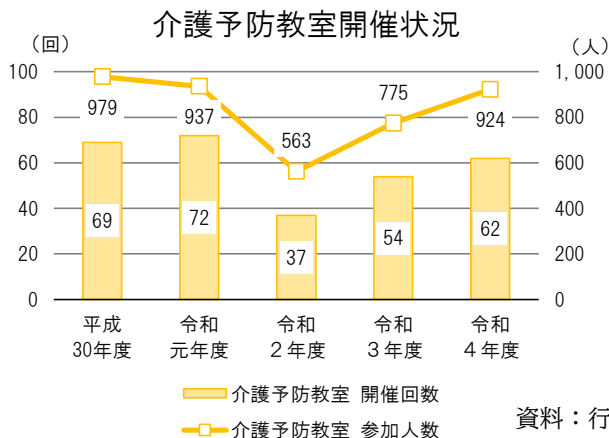
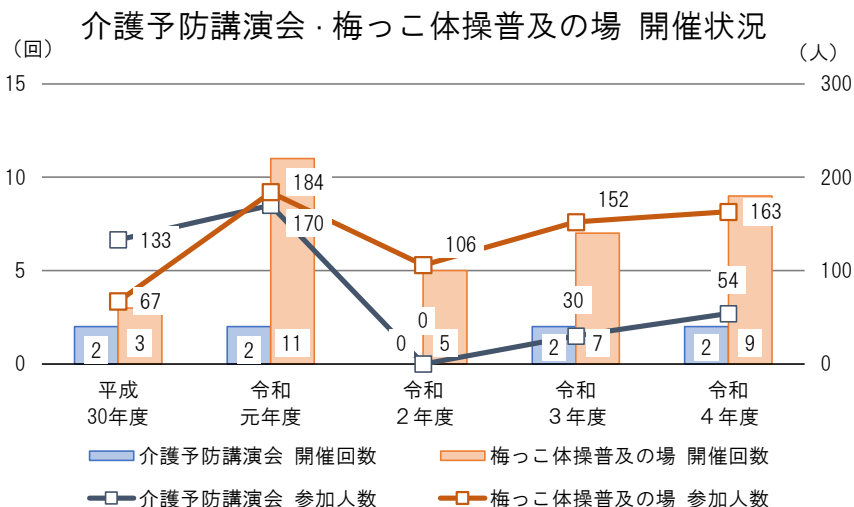
高齢者クラブ（おおむね60歳以上の市民が加入している団体）のクラブ団体数・会員数はともに減少傾向にあります。会員数については、特に令和2年度から令和4年度の期間で各年500人程度の大きな減少がみられます。



### (4) 介護予防に向けた各種事業や「通いの場」

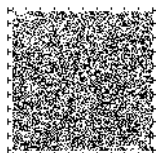
介護予防に向けた各種事業の開催状況と、「通いの場」の数についてみると、介護予防講演会・梅っこ体操普及の場・介護予防教室についてはいずれも参加人数が令和2年度に減少した後、回復傾向にあります。

「通いの場」の数については令和3年度から令和4年度で3箇所減少し、24箇所となっています。



	通いの場の数
平成30年度	22箇所
令和元年度	23箇所
令和2年度	26箇所
令和3年度	27箇所
令和4年度	24箇所

資料：行政報告（各年4月1日現在）





(5) 地域活動への参加状況（日常生活圏域ニーズ調査）

地域活動（ボランティアのグループ、通いの場、高齢者クラブ、自治会）への参加状況についてみると、いずれの活動も概ね参加割合が減少傾向で推移しています。高齢者クラブについては前回から0.3ポイント増加していますが、前々回と比較すると低い値となっています。

地区別にみると、いずれの活動も日常生活圏域の第1地区で参加割合が高く、第3地区で参加割合が低くなっています。

週1回以上参加している割合		ボランティアのグループ	通いの場	高齢者クラブ	自治会
今回 (n=2,577)		1.7%	4.0%	3.1%	1.9%
経年	前回 (n=2,567)	2.5%	5.7%	2.8%	2.7%
	前々回 (n=2,636)	3.1%	—	4.3%	3.0%
地区別 (今回)	第1地区 (n=556)	2.3%	4.7%	4.0%	3.4%
	第2地区 (n=1,035)	1.8%	4.2%	3.6%	1.6%
	第3地区 (n=968)	1.2%	3.5%	2.1%	1.4%

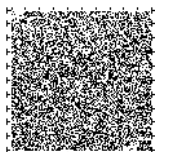
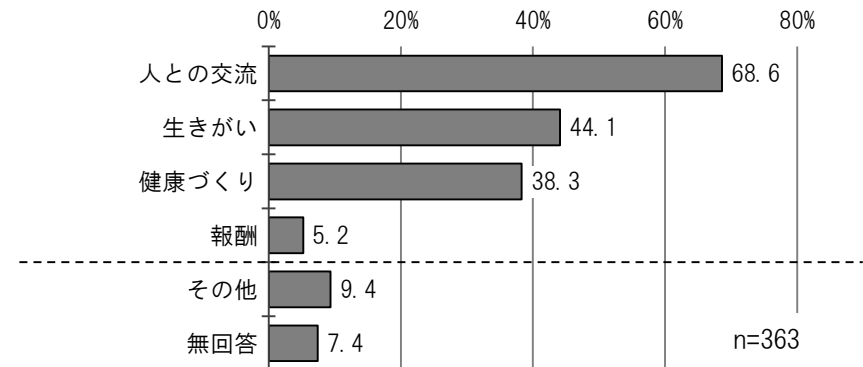
※前々回調査は、第7期計画策定に向けて実施した平成28年度の調査結果です。

※「通いの場」については前々回調査で設問が設定されていません。

(6) ボランティア活動に望むこと（日常生活圏域ニーズ調査）

ボランティア活動に望むことについてみると、「人との交流」が68.6%と最も多く、次いで「生きがい」「健康づくり」がともに4割前後となっています。

（最近ボランティア活動をしたことがある方のみ回答）



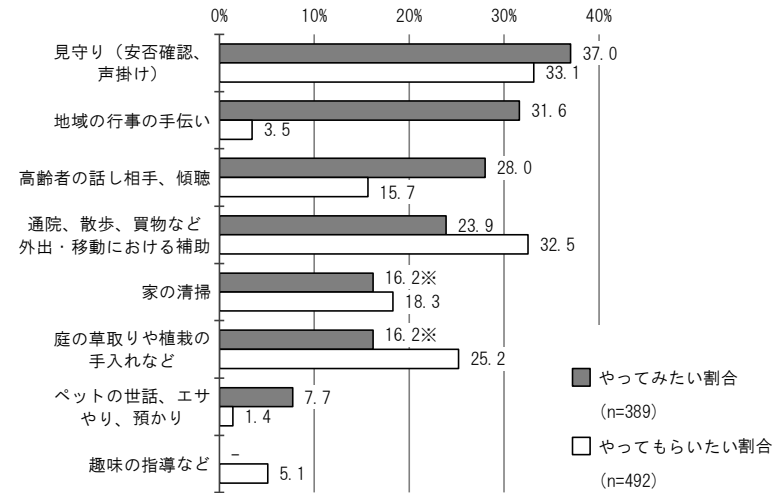
## (7) 在宅での介護ボランティアに関する意向とニーズ

### (日常生活圏域ニーズ調査)

在宅での介護ボランティア活動についてみると、「見守り（安否確認、声掛け）」については、やってみたい割合とやってもらいたい割合がいずれも高くなっています。

「通院、散歩、買物など外出・移動における補助」「庭の草取りや植栽の手入れなど」については、やってもらいたい割合がやってみたい割合を上回っています。

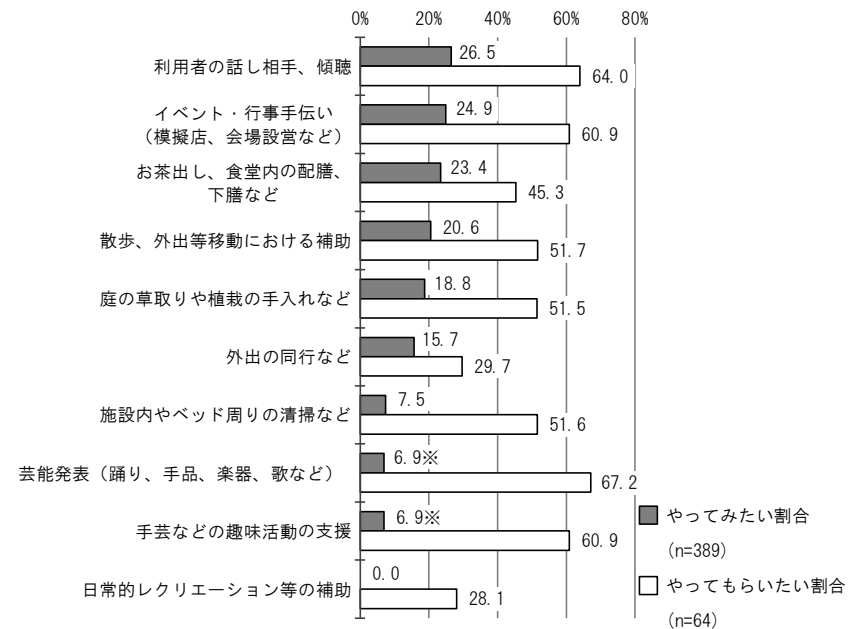
(それぞれ、いずれかの介護ボランティアをやってみたい／やってもらいたいと思う方のみ回答)



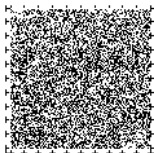
※「やってみたい割合」においては、「家の清掃・草取り等」として質問

## (8) 施設での介護ボランティアに関する意向とニーズ

施設での介護ボランティア活動についてみると、「利用者の話し相手、傾聴」「イベント・行事手伝い」については、やってみたい割合・やってもらいたい割合のいずれにおいても高くなっています。「芸能発表」については、高齢者と事業所の間で意識の差がみられます。



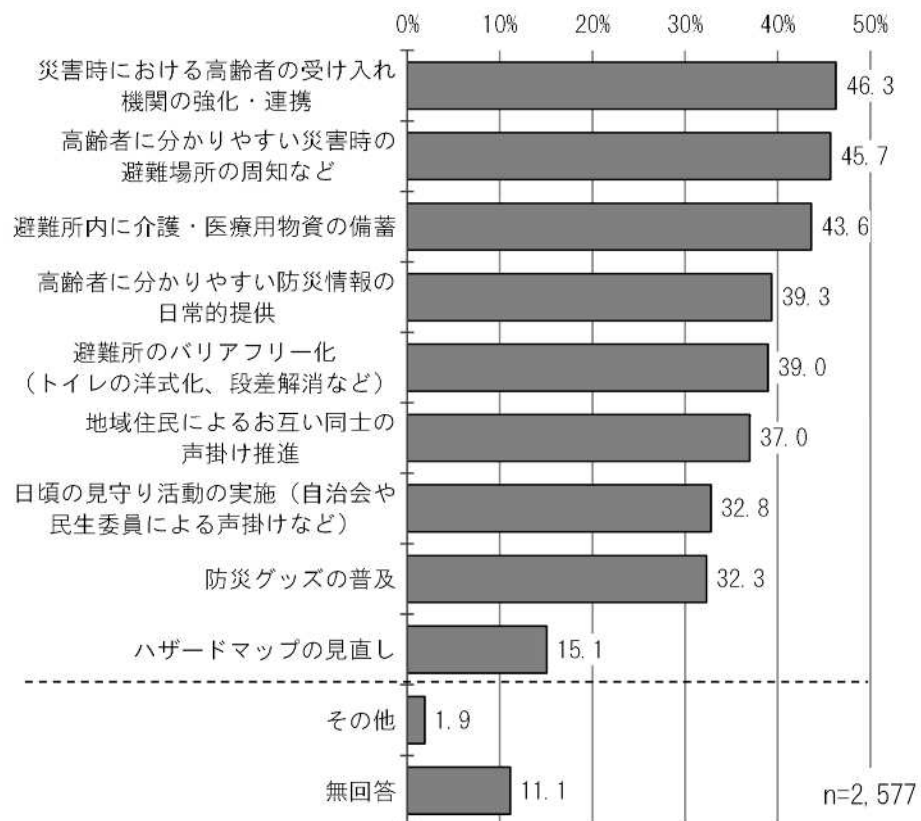
※「やってみたい割合」においては、「歌・踊り等の披露、趣味の指導など」として質問



### 4-3 安全・安心に暮らせるまちづくりに関する高齢者の現状

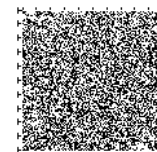
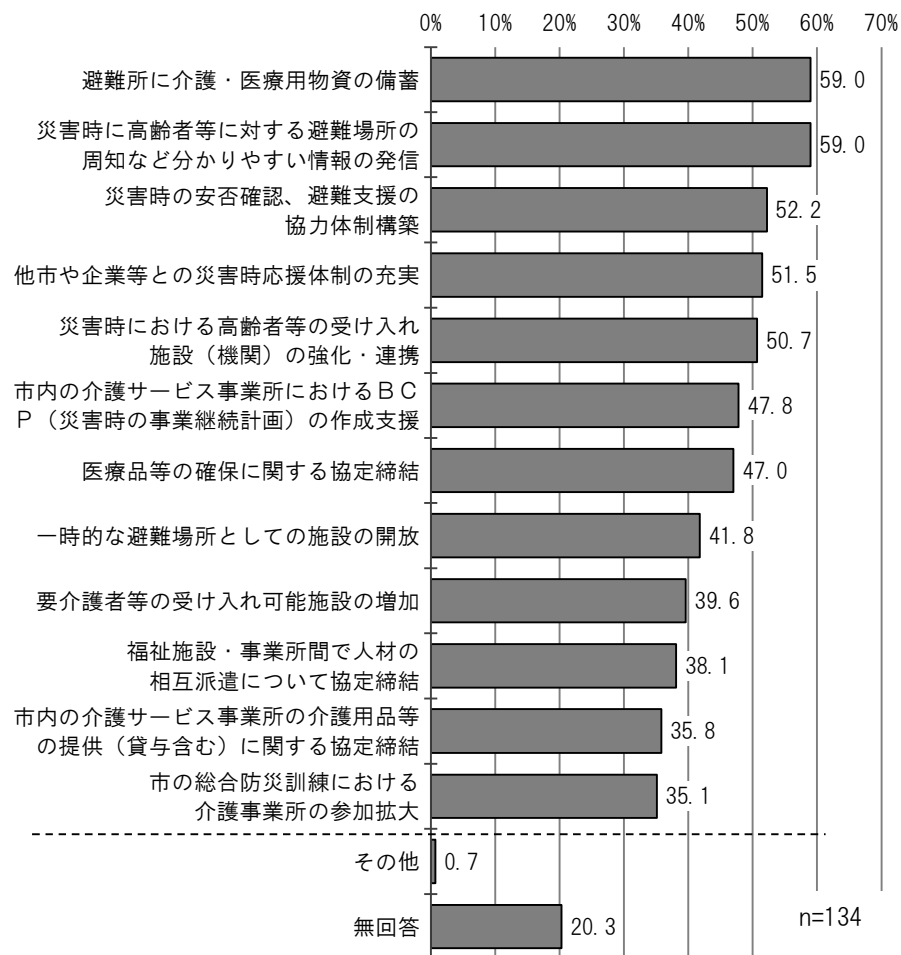
#### (1) 市が行うべき災害対策（日常生活圏域ニーズ調査）

市が行うべき災害対策についてみると、「災害時における高齢者の受け入れ機関の強化・連携」「高齢者に分かりやすい災害時の避難場所の周知など」が45%以上となっています。その他、合わせて8項目で3割以上となっています。



#### (2) 取り組むべき災害対策（事業所調査）

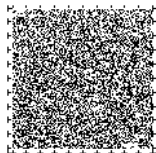
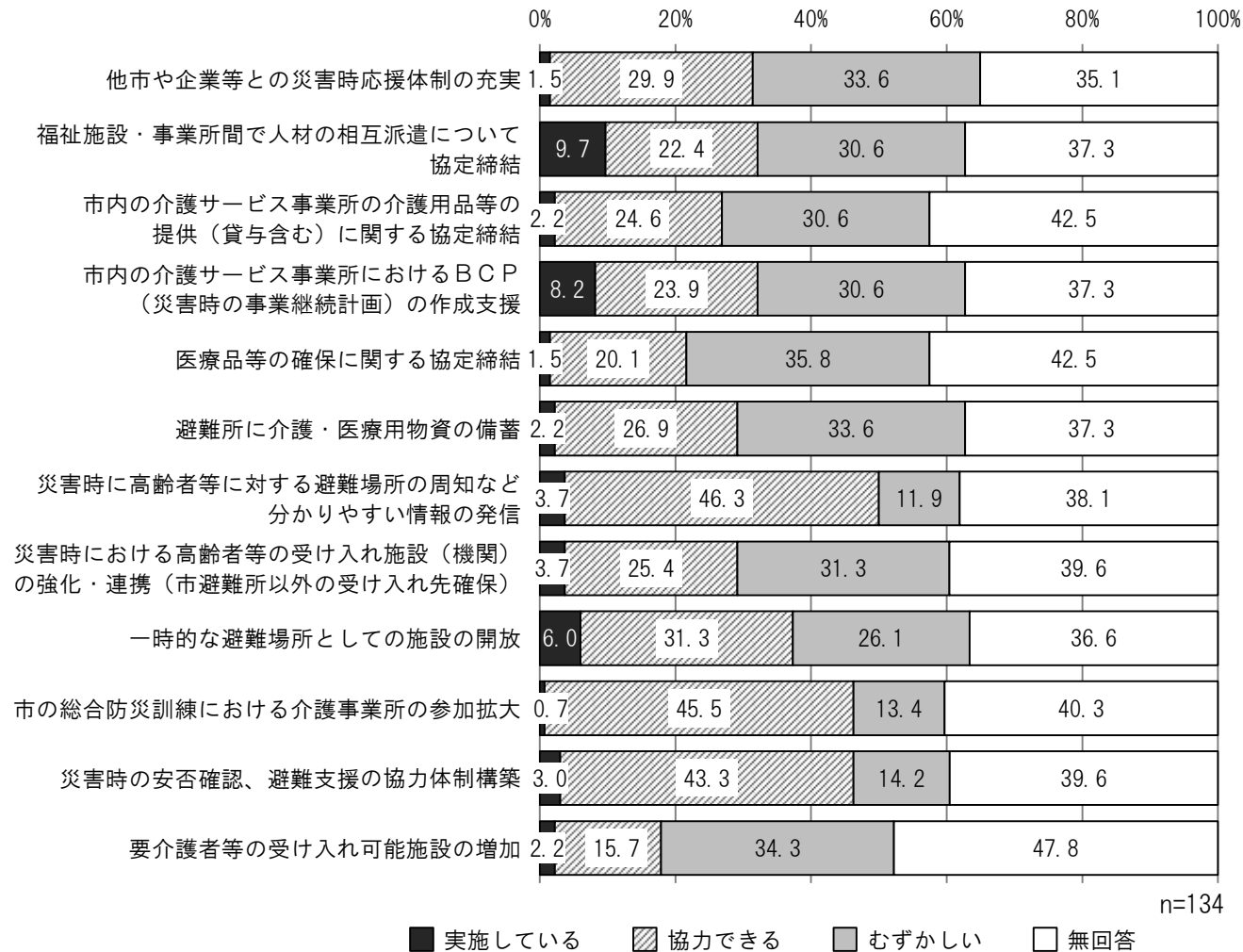
事業所調査における取り組むべき災害対策についてみると、「避難所に介護・医療用物資の備蓄」「災害時に高齢者等に対する避難場所の周知など分かりやすい情報の発信」が6割弱となっているほか、その他を除くすべての項目で3割以上となっています。



### (3) 災害対策への協力意向（事業所調査）

災害対策への事業所の協力状況および意向についてみると、現在実施している割合はいずれの項目も1割未満となっているものの、「協力できる」については多くの項目で2割以上となっています。

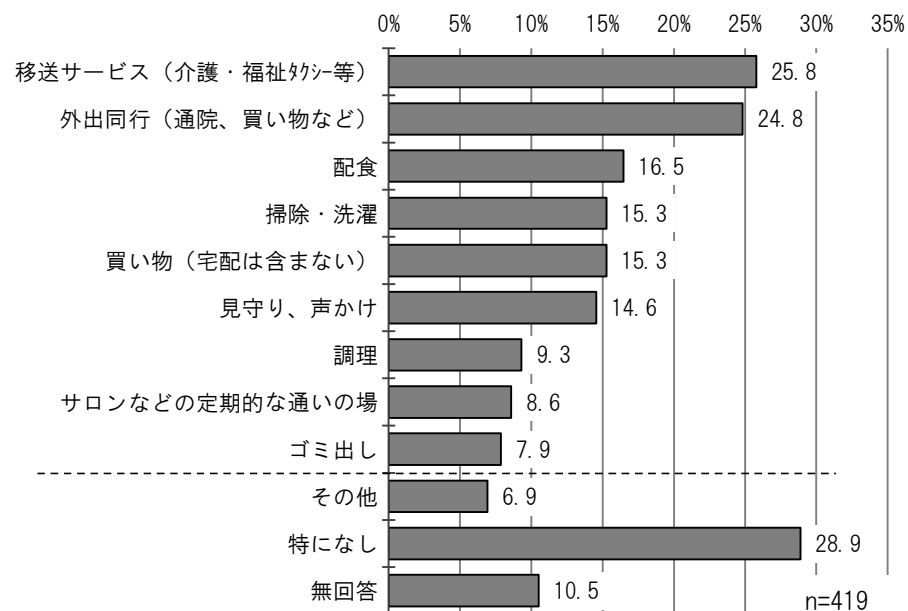
特に「災害時に高齢者等に対する避難場所の周知など分かりやすい情報の発信」「市の総合防災訓練における介護事業所の参加拡大」「災害時の安否確認、避難支援の協力体制構築」では協力意向が高くなっています。



## 4-4 住み慣れた地域で暮らし続けることに関する高齢者の現状

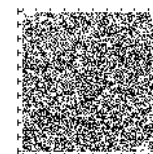
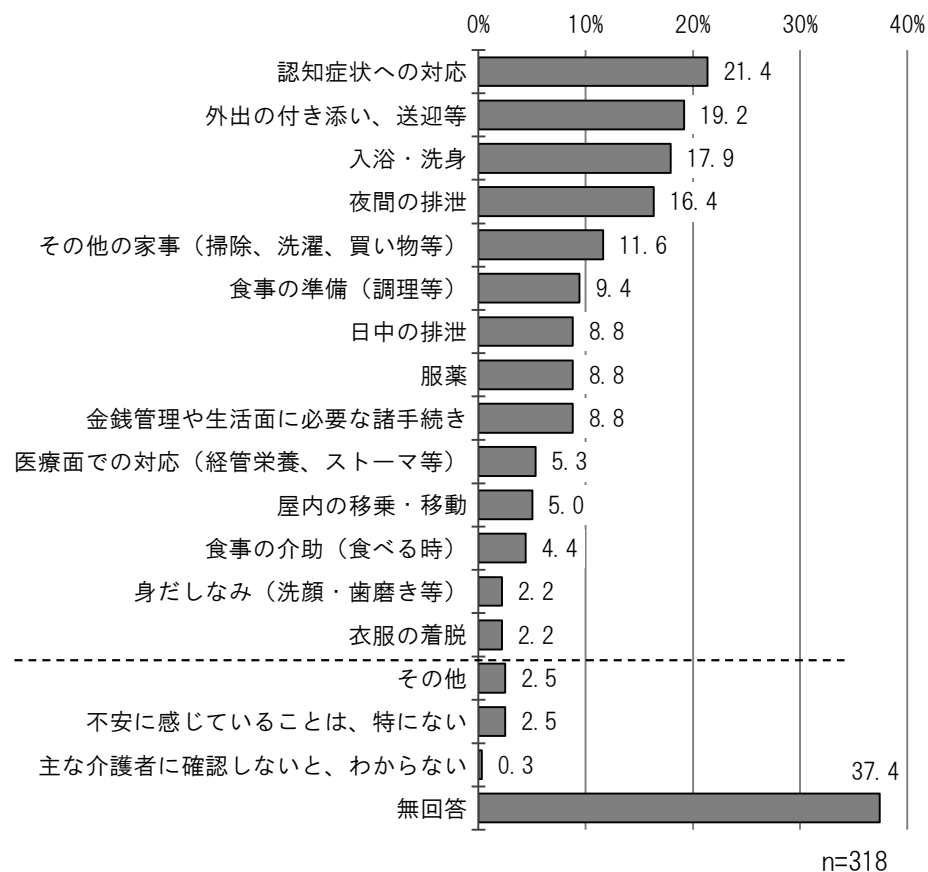
### (1) 在宅生活継続に向けて必要なサービス（在宅介護実態調査）

在宅生活の継続に向けて必要だと思うサービスについてみると、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」「外出同行（通院、買い物など）」が2割台半ばとなっています。



### (2) 介護者が不安に感じる介護（在宅介護実態調査）

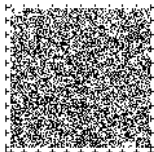
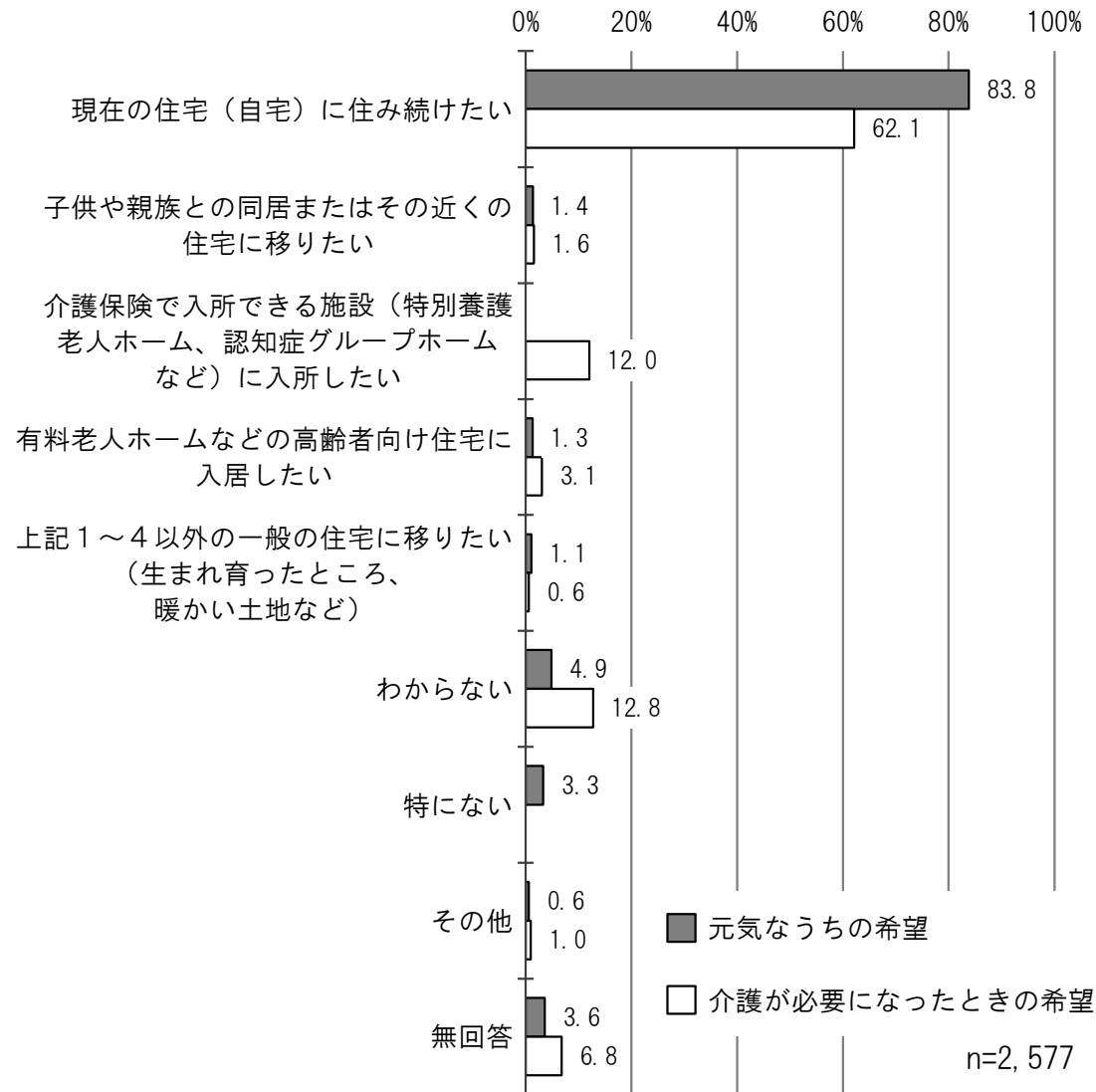
介護者が不安に感じる介護についてみると、「認知症状への対応」が21.4%、次いで「外出の付き添い、送迎等」「入浴・洗身」「夜間の排泄」が1割台後半となっています。



(3) 元気なうち／介護が必要になったときの住まいの希望（日常生活圏域ニーズ調査）

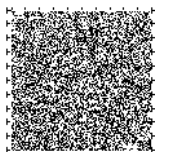
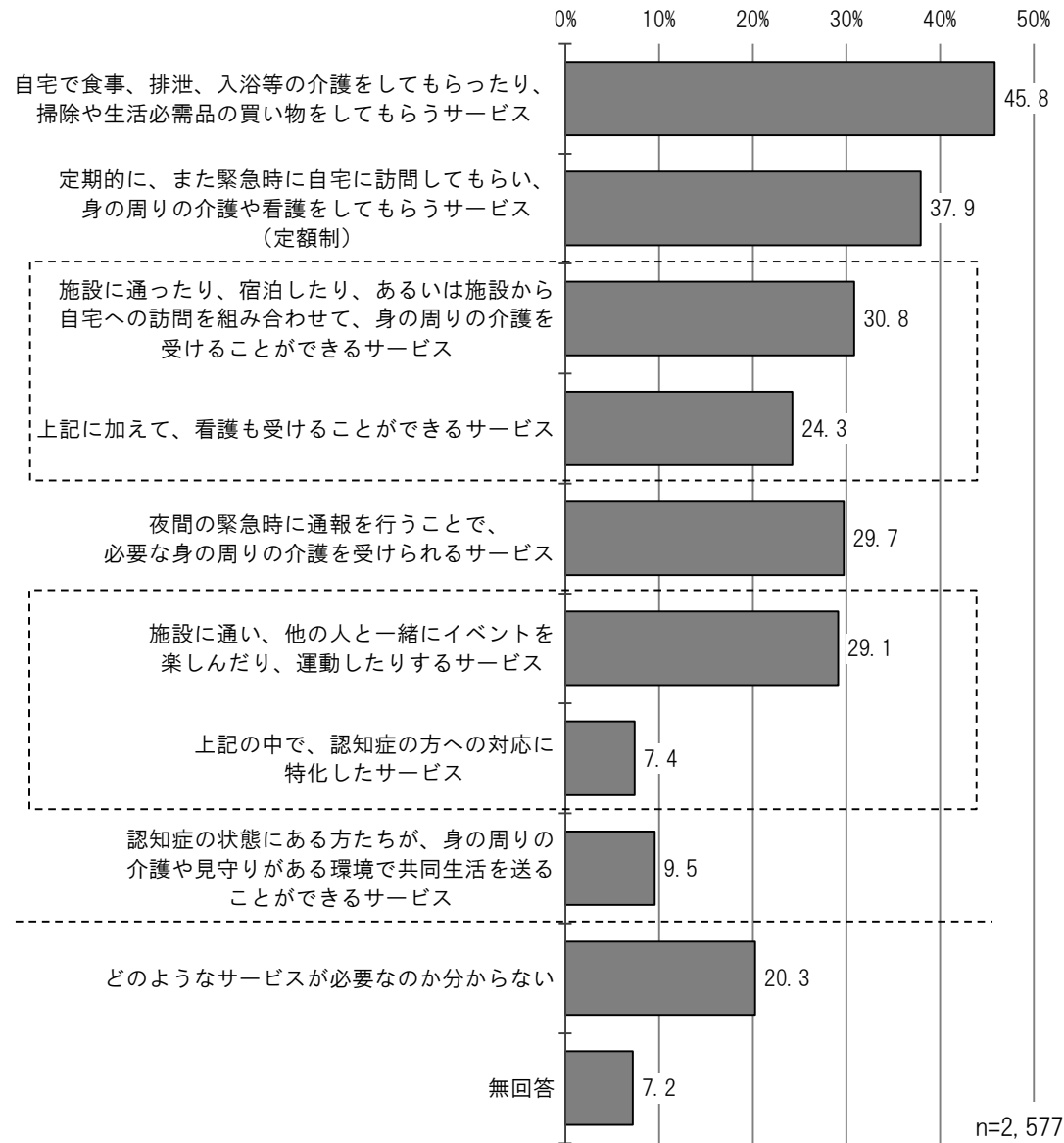
住まいの希望についてみると、「現在の住宅（自宅）に住み続けたい」が元気なうちの希望で83.8%、介護が必要になったときの希望でも62.1%となっています。

介護が必要になったときの希望では、「わからない」「介護保険で入所できる施設に入所したい」が1割台前半となっています。



(4) 自宅で暮らしていくために必要なサービス (日常生活圏域ニーズ調査)

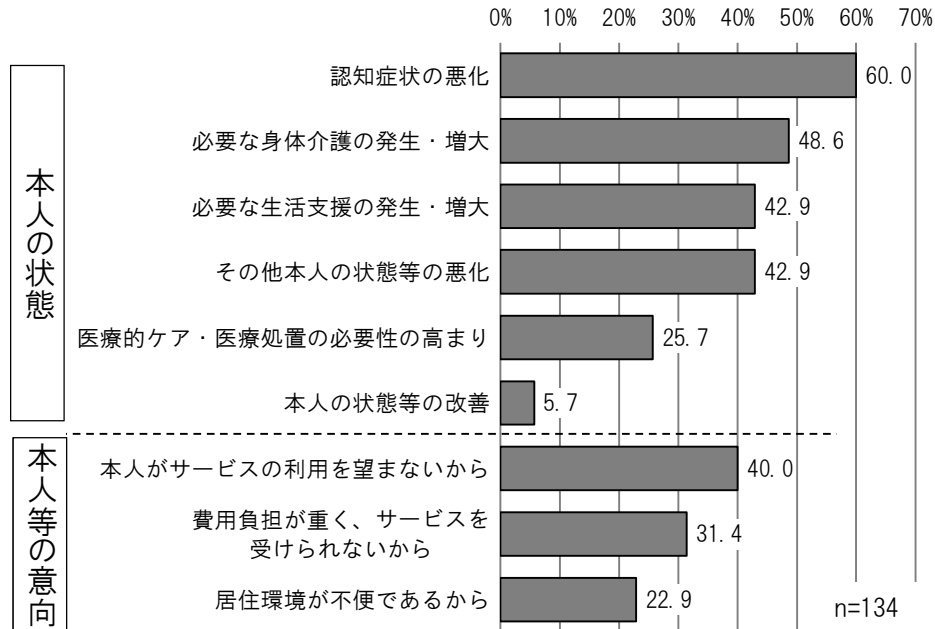
自宅で暮らしていくために必要だと思うサービスについてみると、「自宅で食事、排泄、入浴等の介護をしてもらったり、掃除や生活必需品の買い物をしてもらうサービス」が45.8%となっています。



(5) サービス利用者において在宅生活の維持が難しくなっている理由

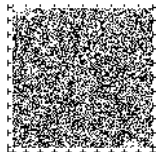
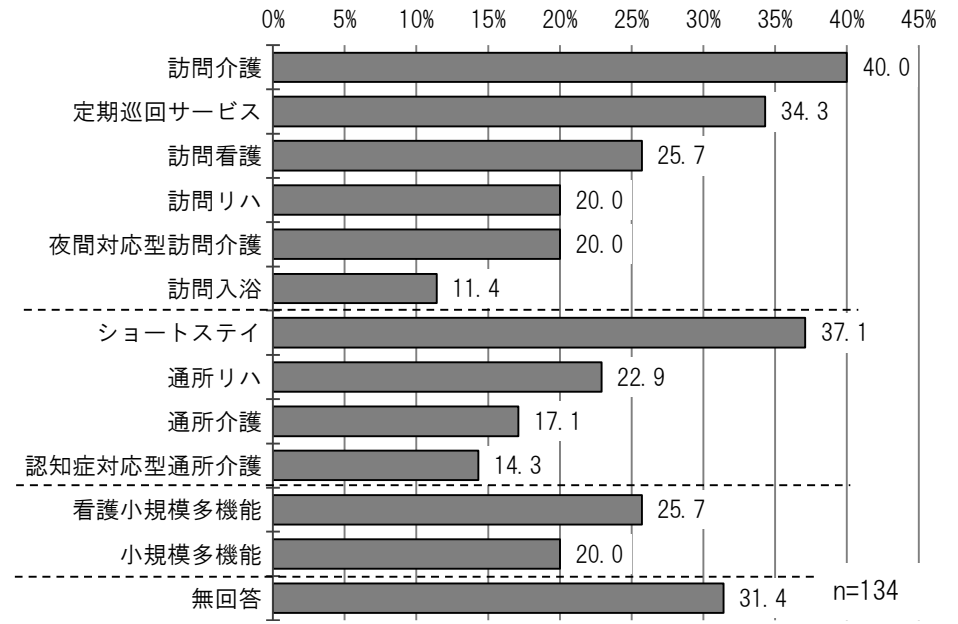
(事業所調査)

在宅生活の維持が難しくなっている理由についてみると、「認知症状の悪化」が60.0%となっています。



(6) 生活改善に必要だと思われるサービス (事業所調査)

生活改善に必要だと思われるサービスについてみると、「訪問介護」が40.0%、次いで「ショートステイ」が37.1%、「定期巡回サービス」が34.3%となっています。

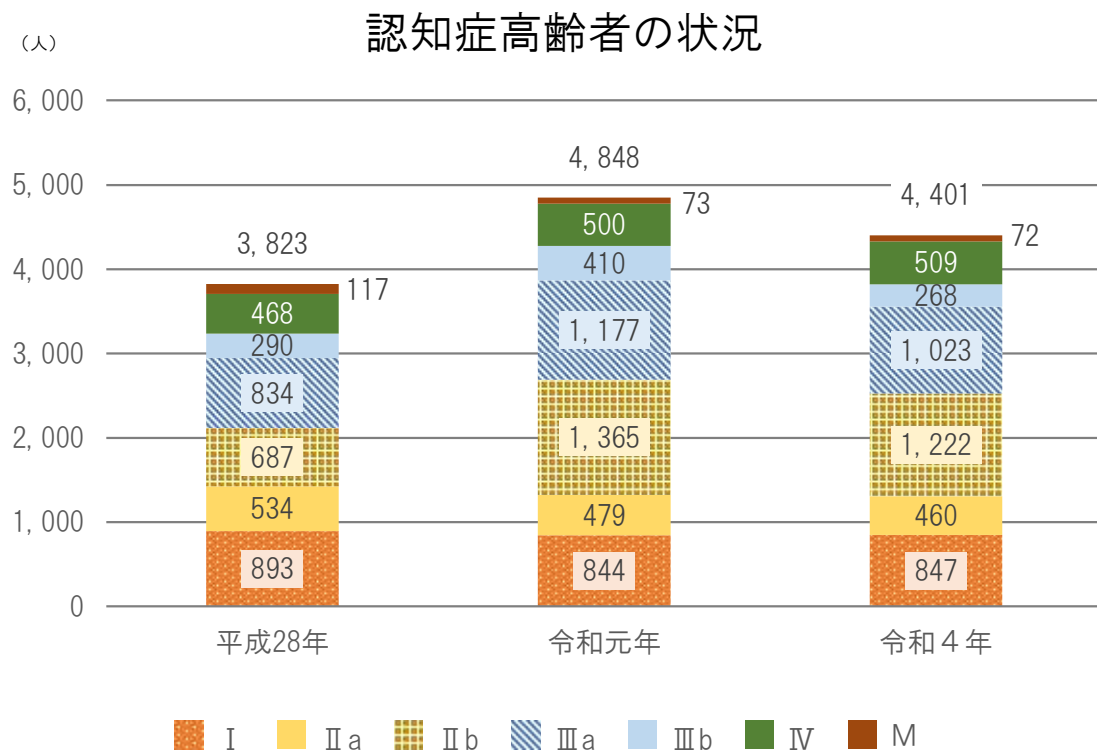




## 4-5 見守り施策・認知症施策に関する高齢者の現状

### (1) 認知症高齢者の状況

要介護（要支援）認定を受けている方のうち、認知症高齢者と判定されている数は、令和4年10月現在では4,401人となっています。



#### 【統計への「新型コロナ特例」の影響について】

認知症高齢者数については、要介護認定における認定結果を集計したものとされています。

令和4年時点の集計については、新型コロナウイルス感染症流行の影響により、要介護認定の更新時において面会が困難な場合に、現在の認定有効期間を12か月「延長」という臨時的な取扱い（以下「新型コロナ特例」という。）が行われていた期間の影響を受け、左のグラフでは認知症高齢者の数が減少しているように見えます。

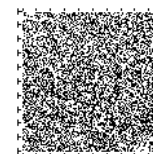
しかしこれは、新型コロナ特例により、前回の要介護認定データが反映されず、「有効期間のみ延長」となった高齢者が多かったことから、見かけ上認知症高齢者の数が減少しているようなデータとなったと考えられます。

したがって、実際の認知症高齢者の数は、ここに示した数を上回って推移していると考えられます。

資料・時点：

平成28年・令和元年：東京都認知症高齢者数等の分布調査（11月）

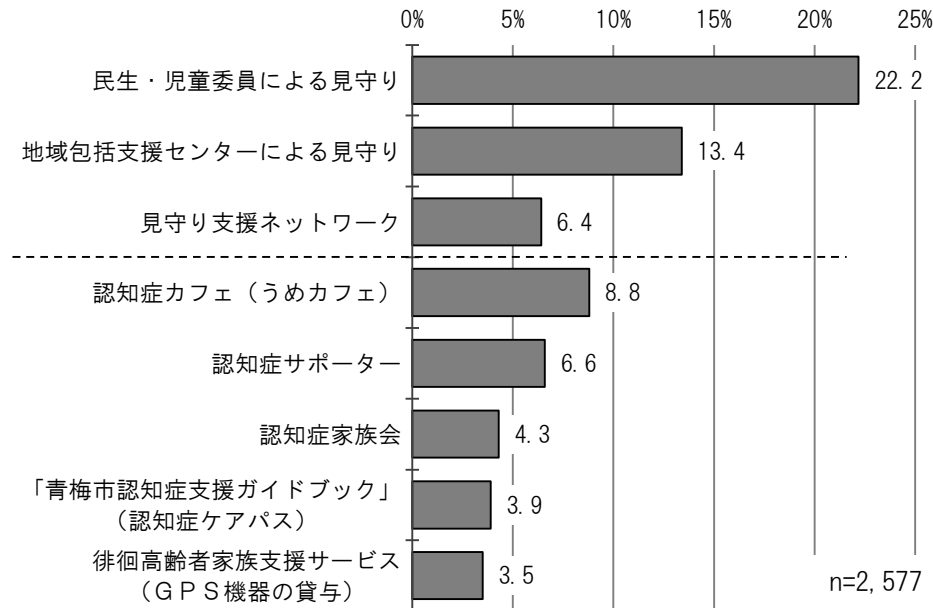
令和4年：介護保険見える化システム（10月）



(2) 市で行っている見守り施策・認知症施策の認知度

(日常生活圏域ニーズ調査)

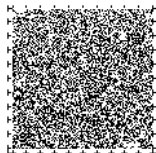
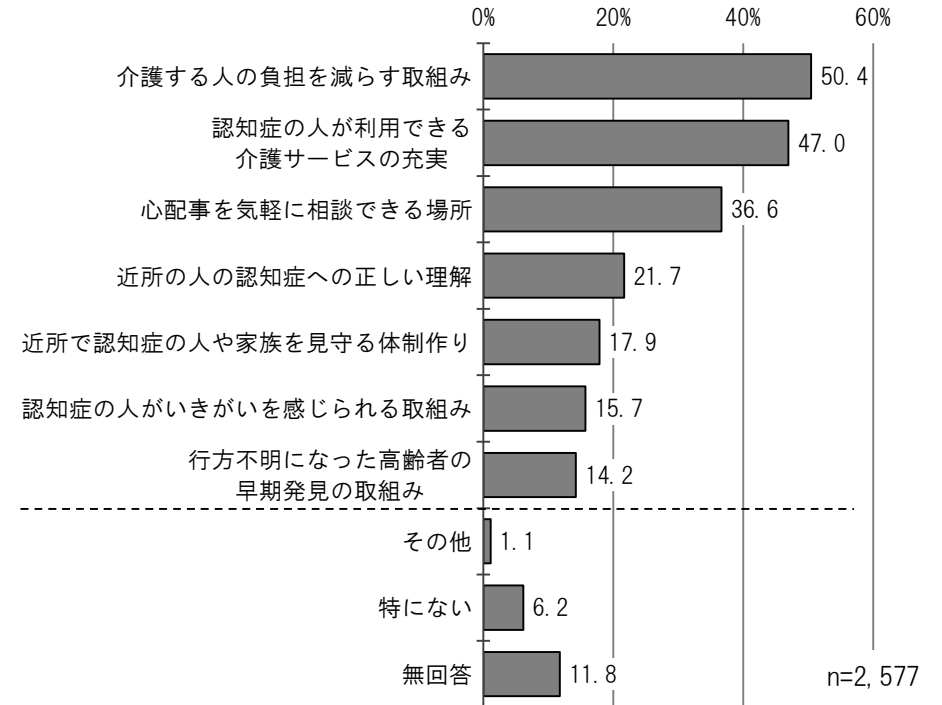
市で行っている見守り施策・認知症施策の認知度（「内容を含め詳しく知っている」「大体の内容は知っている」の合計）についてみると、「民生・児童委員による見守り」で22.2%と他の施策を上回っています。認知症施策についてはいずれも1割を下回っています。



(3) 認知症の人が安心して在宅で暮らせるために必要なもの

(日常生活圏域ニーズ調査)

認知症の人が安心して在宅で暮らせるために必要だと思うものについてみると、「介護する人の負担を減らす取組み」「認知症の人が利用できる介護サービスの充実」が約5割となっています。

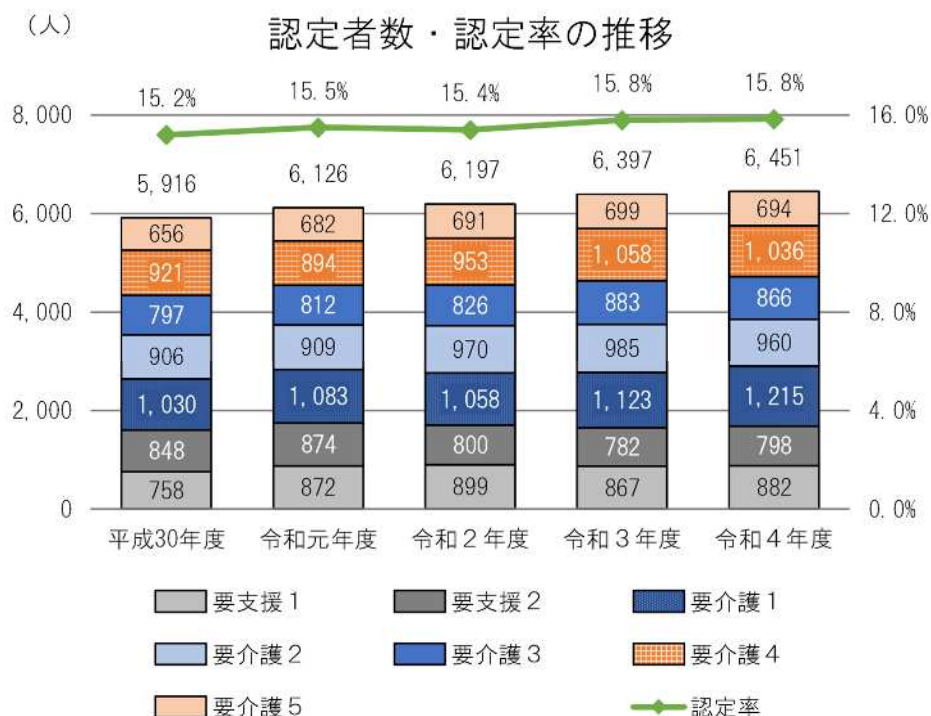


## 4-6 介護保険サービスの利用に関する高齢者の現状

### (1) 要介護（要支援）認定者数等の現状

要介護（要支援）認定者数（第2号被保険者を含む）は年々増加しており、令和4年9月末現在では、6,451人となっています。認定率（第1号認定者数/第1号被保険者数）も上昇傾向にあり、令和4年9月末で15.8%となっています。

要介護度別にみると、要支援2を除くすべての区分で増加傾向にあり、要介護1では平成30年から令和4年の間の増加幅が185人と特に大きくなっています。



### (2) 日常生活圏域別認定者数の比較

#### ア 日常生活圏域別認定者数の高齢者数・認定者数（65歳以上）

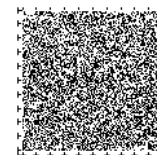
日常生活圏域別の高齢者数等をみると、第2地区では、認定者数（65歳以上）が2,495人と最も多くなっています。

一方、第1地区では、高齢者数が8,844人と最も少ないこともあり、認定者数（65歳以上）も1,345人と最も少なくなっています。

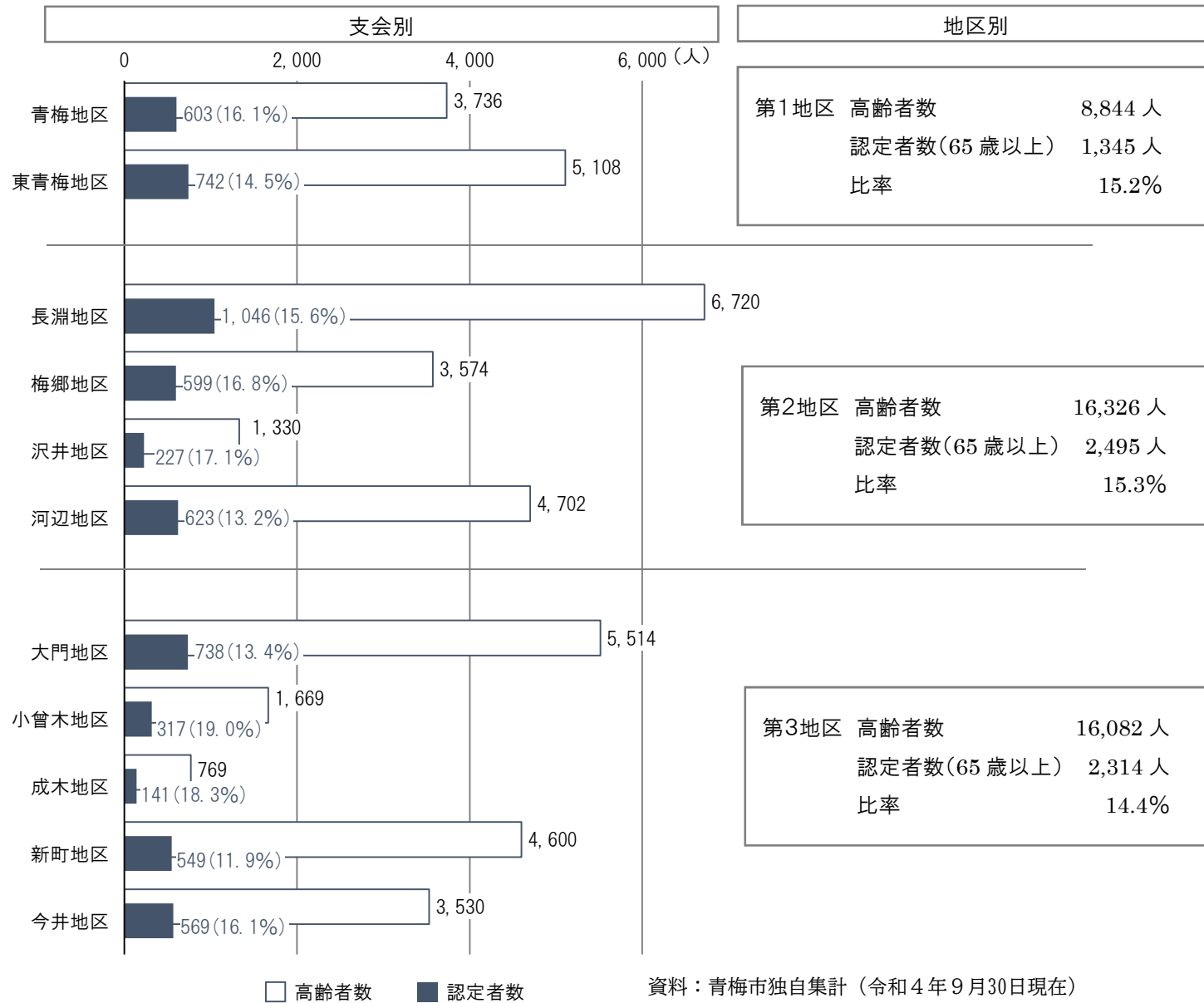
また、支会別でみると、認定者数（65歳以上）が最も多くなっているのは長淵地区の1,046人で、認定者数（65歳以上）の高齢者数に対する比率が最も高くなっているのは小曾木地区の19.0%です。

(グラフは次ページ)

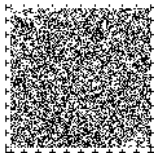
資料：介護保険事業状況報告（各年9月30日現在）



## 高齢者数・認定者数（高齢者数に対する比率）



資料：青梅市独自集計（令和4年9月30日現在）



## イ 日常生活圏域別の要介護度別にみた認定者数・認定率

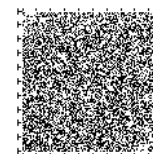
日常生活圏域および支会別の要介護度別にみた認定者数・認定率については以下のとおりです。

日常生活圏域別にみると、第1地区・第2地区では要介護1が、第3地区では要介護4が最も多くなっています。

単位：人（太字は各地区において要介護度別にみて最も多い区分）

	第1号 被保険者数	事業 対象者数	認定者数 (65歳以上)								認定率
				要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
全体	39,423	67	6,154	866	722	<b>1,176</b>	900	828	964	648	15.6%
第1地区	8,538	6	1,345	215	179	<b>271</b>	205	162	195	118	15.8%
青梅地区	3,696	4	603	99	78	<b>146</b>	91	73	67	49	16.3%
東青梅地区	4,842	2	742	116	101	<b>125</b>	114	89	128	69	15.3%
第2地区	15,776	37	2,495	355	324	<b>516</b>	379	319	362	240	15.8%
長淵地区	6,390	14	1,046	131	117	<b>205</b>	161	136	182	114	16.4%
梅郷地区	3,455	2	599	88	81	<b>112</b>	93	79	83	63	17.3%
沢井地区	1,309	2	227	36	32	<b>51</b>	36	32	25	15	17.3%
河辺地区	4,622	19	623	100	94	<b>148</b>	89	72	72	48	13.5%
第3地区	15,109	24	2,314	296	269	389	316	347	<b>407</b>	290	15.3%
大門地区	5,350	8	738	112	94	<b>145</b>	117	96	101	73	13.8%
小曾木地区	1,415	0	317	38	21	40	42	48	<b>79</b>	49	22.4%
成木地区	733	0	141	14	17	22	16	25	<b>27</b>	20	19.2%
新町地区	4,474	8	549	72	73	<b>117</b>	78	85	64	60	12.3%
今井地区	3,137	8	569	60	64	65	63	93	<b>136</b>	88	18.1%

資料：青梅市独自集計（令和4年9月30日現在）



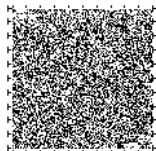
## ウ 日常生活圏域別の年代別認定率

日常生活圏域および支会別の年代別認定率は以下のとおりです。

日常生活圏域別にみると、第3地区で85歳以上認定率が市全体を1ポイント上回っています。

	65～74歳 認定率	75～84歳 認定率	85歳以上 認定率
全体	4.2%	15.9%	55.0%
第1地区	3.7%	15.6%	55.1%
青梅地区	3.6%	14.8%	56.1%
東青梅地区	3.7%	16.2%	54.3%
第2地区	4.4%	16.2%	54.1%
長淵地区	4.3%	17.2%	56.6%
梅郷地区	4.4%	15.7%	56.1%
沢井地区	3.0%	16.1%	52.4%
河辺地区	4.9%	15.5%	47.9%
第3地区	4.2%	15.7%	56.0%
大門地区	4.2%	14.4%	50.8%
小曾木地区	5.4%	22.2%	60.3%
成木地区	4.9%	17.6%	52.4%
新町地区	3.8%	12.8%	51.7%
今井地区	4.3%	18.2%	67.9%
東京都平均	4.8%	19.2%	60.0%
全国平均	4.4%	18.1%	59.0%

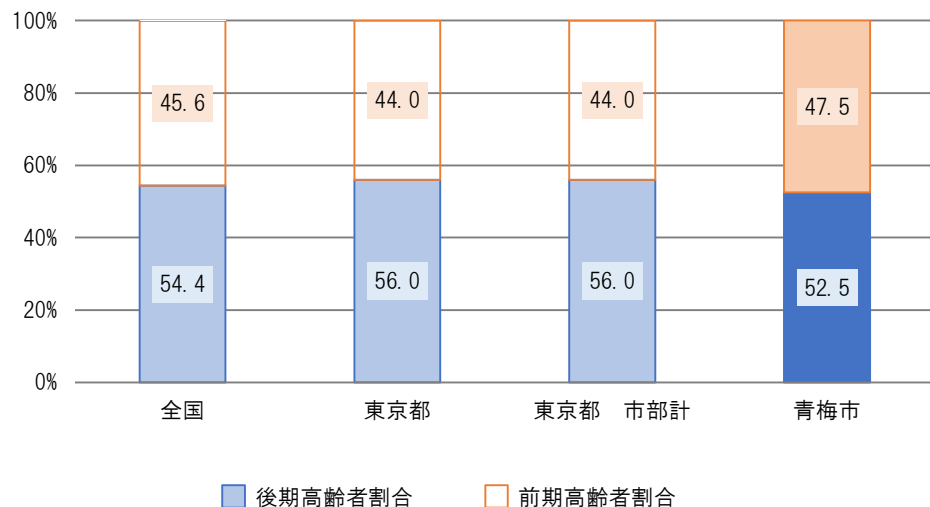
資料：青梅市独自集計（令和4年9月30日現在）



### (3) 第1号被保険者に占める前期・後期高齢者割合

第1号被保険者に占める前期・後期高齢者割合についてみると、青梅市は全国・東京都・東京都の市部と比較して、後期高齢者割合が低くなっています。

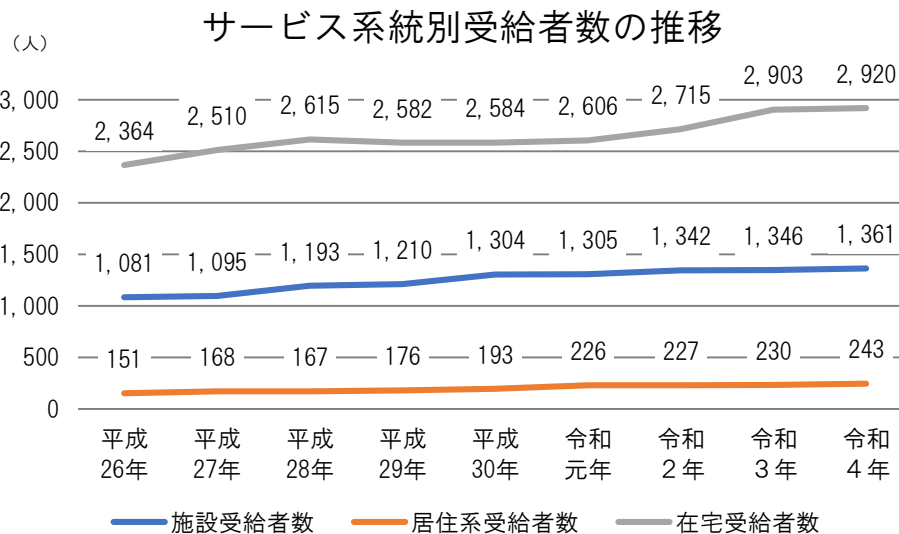
第1号被保険者に占める前期・後期高齢者割合



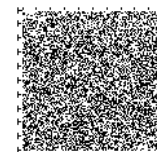
資料：介護保険事業状況報告（令和5年3月31日現在）

### (4) サービス系統受給者数の推移

サービス系統別受給者数の推移をみるといずれのサービス系統においても増加傾向にあり、直近の平成30年以降については在宅受給者数の伸びが顕著となっています。



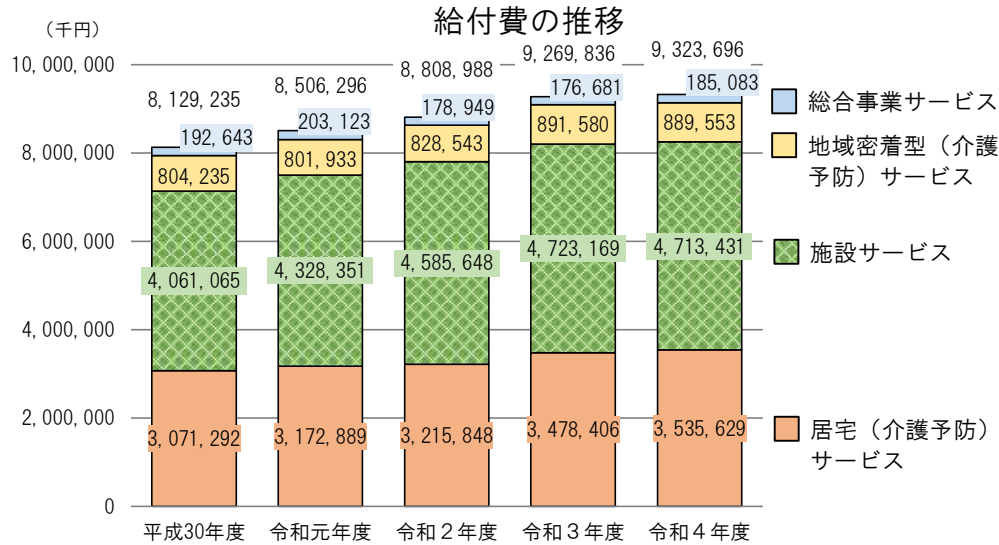
資料：介護保険事業状況報告（各年10月月報）



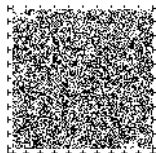
### (5) サービス別給付費の推移

サービス給付費は年々増加しており、令和4年度で約93億円となっています。  
内訳をみると、施設サービスでの伸びが大きくなっています。

また、居宅サービスの中でも訪問サービス、福祉用具・住宅改修サービス、特定施設入居者生活介護、介護予防支援・居宅介護支援では伸びがみられます。



サービス別給付費 (単位:千円)	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
合計	8,129,235	8,506,296	8,808,988	9,269,836	9,323,696
居宅(介護予防)サービス	3,071,292	3,172,889	3,215,848	3,478,406	3,535,629
訪問サービス	714,133	739,860	777,287	885,893	904,176
通所サービス	1,141,694	1,162,129	1,150,581	1,211,893	1,183,246
短期入所サービス	313,878	317,896	277,711	275,826	285,490
福祉用具・住宅改修サービス	286,688	283,087	304,344	337,897	359,995
特定施設入居者生活介護	230,081	271,472	285,558	294,682	314,536
介護予防支援・居宅介護支援	384,818	398,445	420,367	472,215	488,186
施設サービス	4,061,065	4,328,351	4,585,648	4,723,169	4,713,431
介護老人福祉施設	2,728,440	2,869,098	3,053,939	3,133,546	3,231,905
介護老人保健施設	949,073	1,079,780	1,127,114	1,275,518	1,249,676
介護医療院・介護療養型医療施設	383,552	379,473	404,595	314,105	231,850
地域密着型(介護予防)サービス	804,235	801,933	828,543	891,580	889,553
訪問サービス	3,003	3,285	1,803	1,575	3,474
通所サービス	392,252	383,530	373,942	401,182	412,739
多機能型居宅サービス	161,339	170,588	191,149	200,156	185,298
認知症対応型共同生活介護	247,641	244,530	261,649	288,667	288,042
総合事業サービス	192,643	203,123	178,949	176,681	185,083
訪問型サービス	30,387	32,663	31,203	30,046	29,955
通所型サービス	162,256	170,460	147,746	146,635	155,128





(6) 見える化システムによる他市との比較

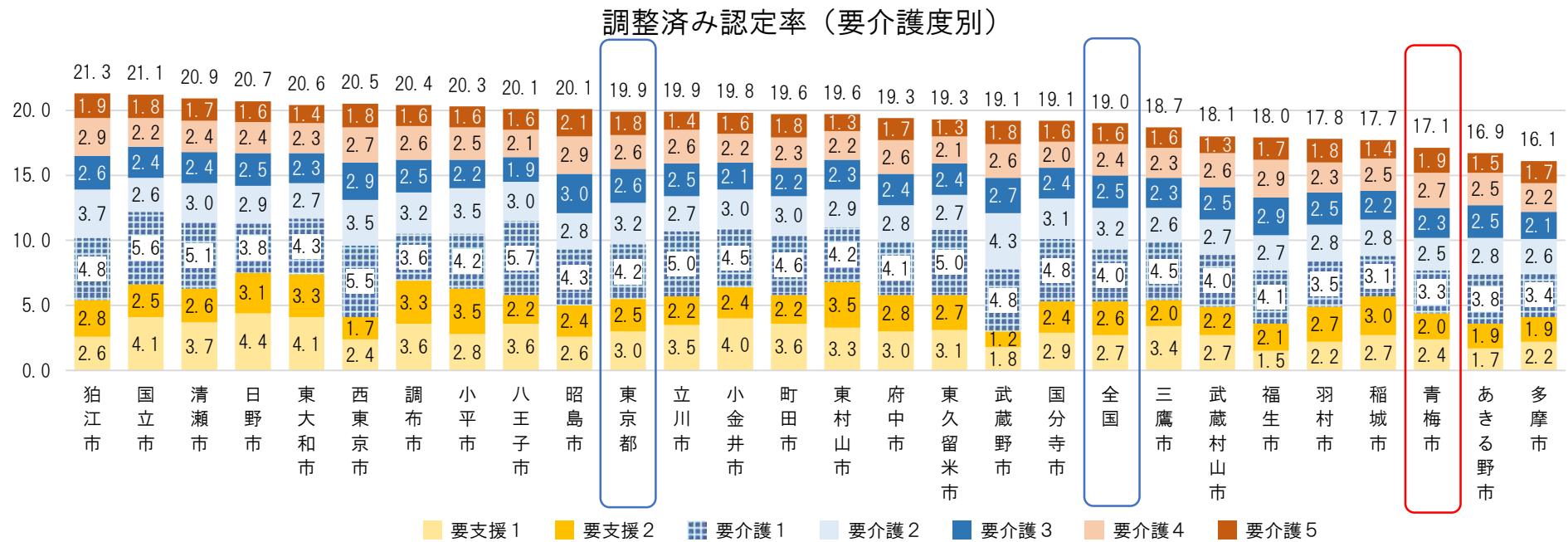
ア 調整済み認定率

調整済み認定率については、全国・東京都・都内他市と比較して低い水準にあります。

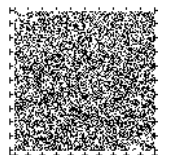
要介護度別にみると、要支援1から要介護3については東京都を下回っている一方で、要介護4・5については東京都を上回っており、都内他市と比較しても高い水準にあります。

※見える化システムとは、厚生労働省が運営するシステムで、介護保険事業に関する現状分析や将来推計等を行うことができるものです。

※調整済み認定率とは、第1号被保険者の性・年代別人口構成による影響を除外した認定率で、これらの要素を受けずに自治体間の比較が可能です。

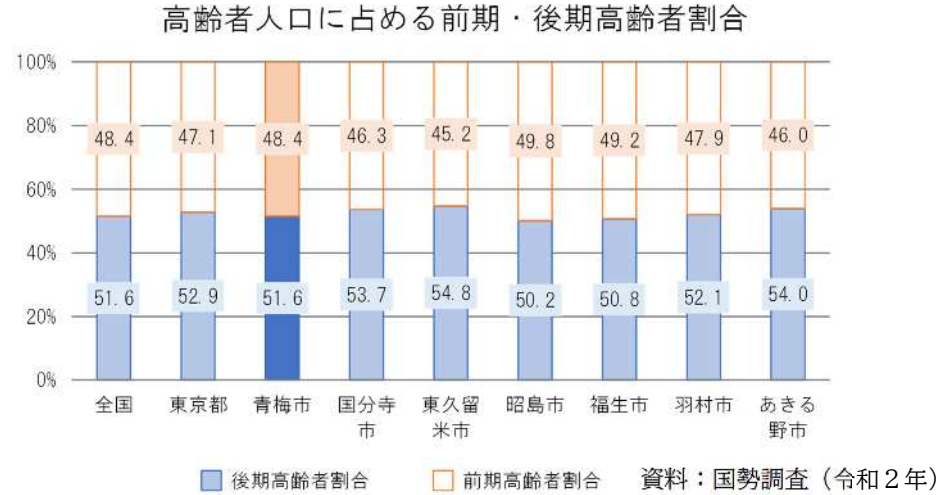


資料：厚生労働省「介護保険事業報告（令和4年度年報）」および総務省「住民基本台帳人口・世帯数（令和4年度）」



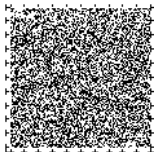
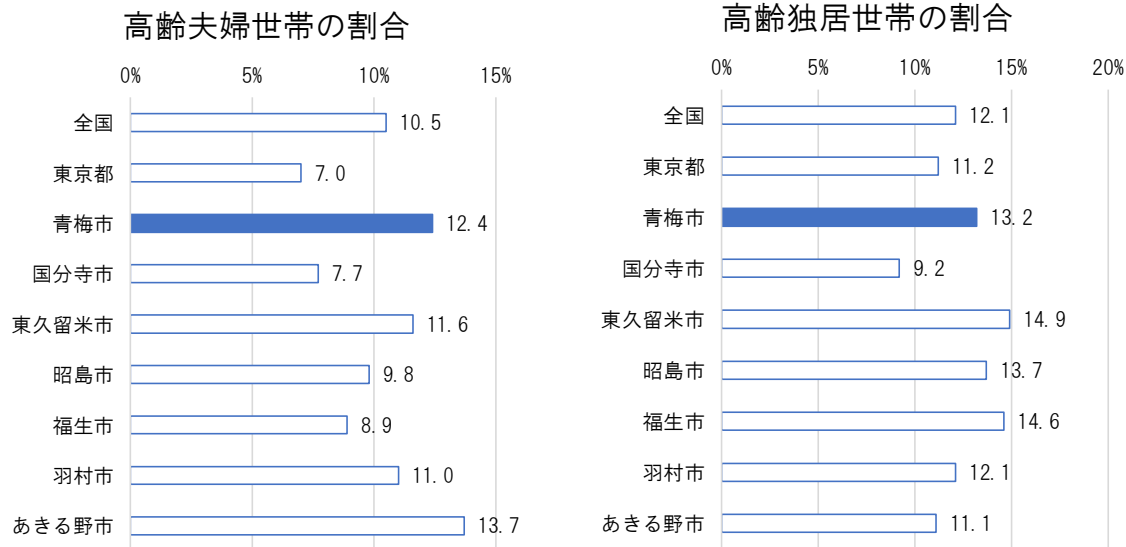
### イ 高齢者人口に占める前期・後期高齢者割合

高齢者人口に占める前期・後期高齢者割合について、本市は東京都平均よりも後期高齢者割合が低く、都内同規模・近隣自治体の中では昭島市・福生市に次いで低くなっています。



### ウ 高齢夫婦世帯の割合および高齢独居世帯の割合

高齢夫婦世帯の割合および高齢独居世帯の割合について、本市はいずれも東京都・全国を上回っています。都内同規模・近隣自治体の中でも、高齢独居世帯の割合はやや高い水準、高齢夫婦世帯の割合は高い水準にあります。

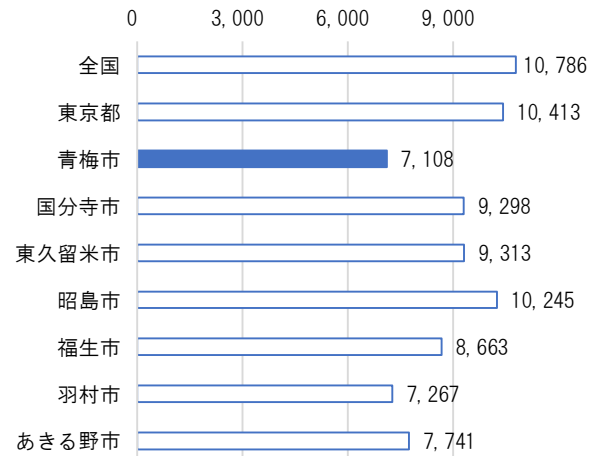


## エ サービス系統別給付月額

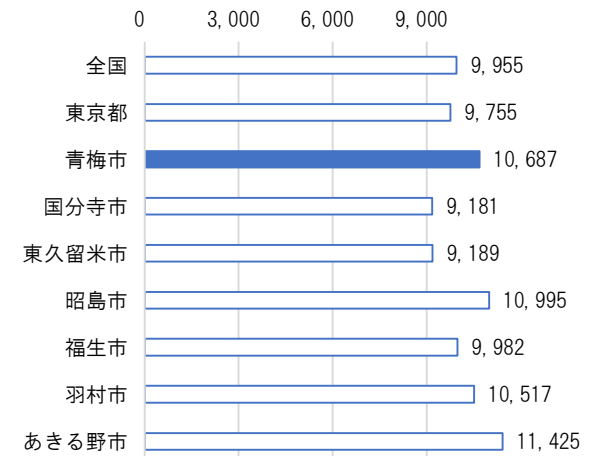
サービス系統別給付月額（調整済み第1号被保険者1人あたり）について、本市は在宅サービスでは全国・東京都や都内同規模・近隣自治体と比較して低い水準にあります。

施設および居住系サービスについては、全国・東京都に比べて高く、都内同規模・近隣自治体と比較してもやや高い水準です。

調整済み 第1号被保険者1人あたり  
給付月額（在宅サービス）



調整済み 第1号被保険者1人あたり  
給付月額（施設および居住系サービス）

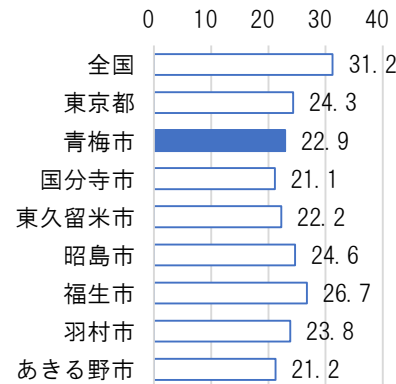


資料：介護保険総合データベースおよび住民基本台帳人口（令和2年）

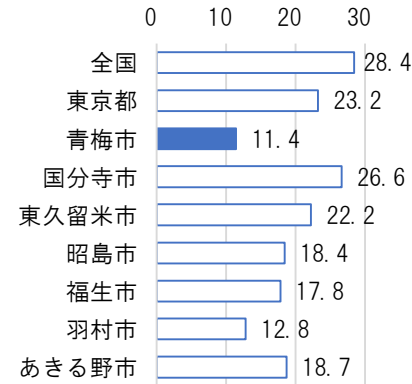
## オ サービス提供事業所数

人口10万人当たりのサービス提供事業所数について、居宅介護支援および訪問介護は全国・東京都より低く、訪問看護は全国・東京都と同水準となっています。訪問リハビリテーションは全国・東京都より高くなっています。

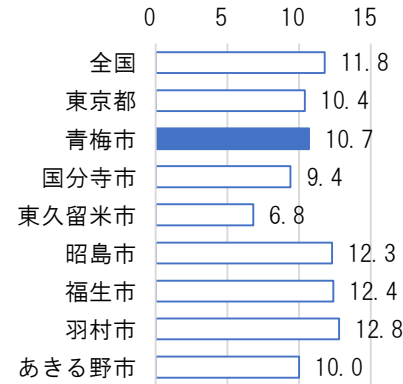
居宅介護支援



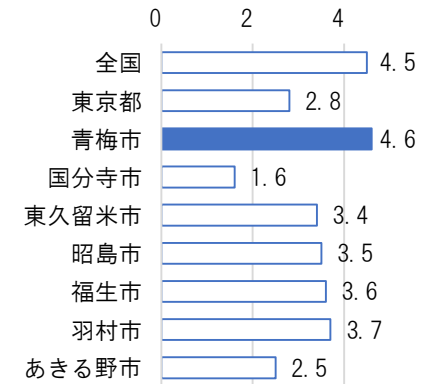
訪問介護



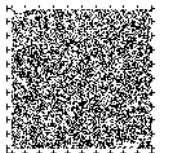
訪問看護



訪問リハビリテーション



資料：介護保険総合データベースおよび住民基本台帳人口（令和3年）

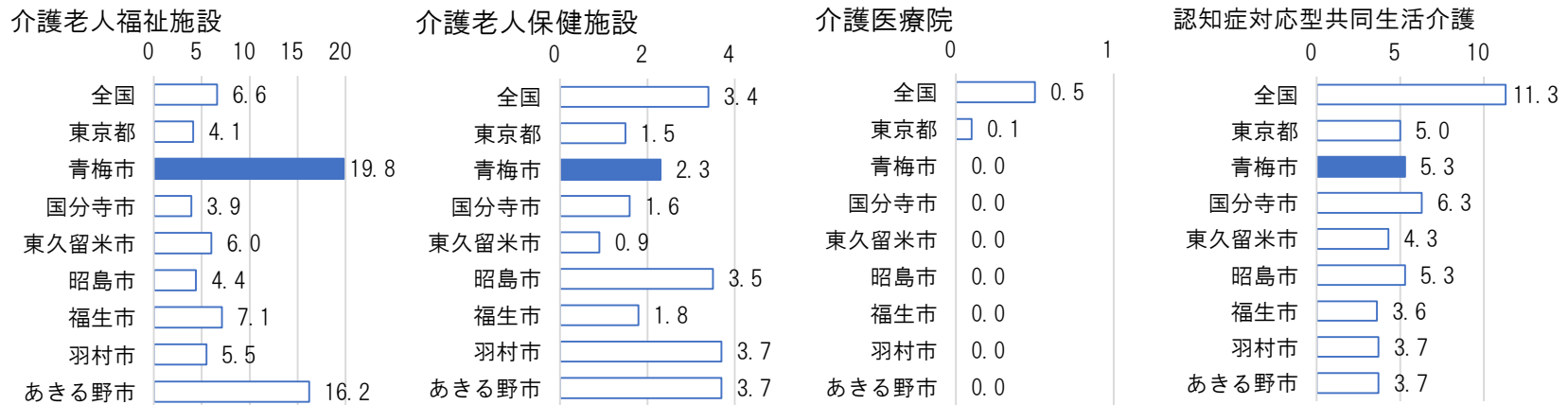


人口10万人当たりのサービス提供事業所数について、通所介護・通所リハビリテーション・小規模多機能型居宅介護では、全国より低く、東京都と同水準となっています。  
 看護小規模多機能型居宅介護・短期入所生活介護では、全国や東京都を上回っています。

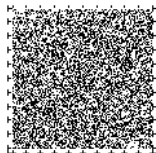


資料：介護保険総合データベースおよび住民基本台帳人口（令和3年）

人口10万人当たりのサービス提供事業所数について、介護老人福祉施設では全国・東京都を大きく上回っています。  
 介護老人保健施設・認知症対応型共同生活介護では全国を下回り、東京都を上回っています。



資料：介護保険総合データベースおよび住民基本台帳人口（令和3年）



## 4-7 介護人材・介護サービスの提供体制に関する地域の現状

### (1) 圏域別の事業所数の一覧

令和5年7月1日現在での市内介護サービス提供事業所数および高齢者向け施設と住まいの件数および定員数は以下のとおりとなっています。

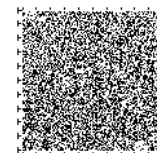
#### ■【圏域別】高齢者向け施設と住まいの件数および定員数

(上段単位：件、下段単位：人)

サービス区分	サービス種別	第1地区	第2地区	第3地区	計
介護保険による施設・住まい	介護老人福祉施設	2 193	8 766	14 1618	24 2577
	介護老人保健施設	0 0	2 250	1 105	3 355
	介護医療院・	1	0	2	3
	介護療養型医療施設	32	0	120	152
	認知症対応型 共同生活介護	2 18	3 45	2 27	7 90
介護保険以外の施設・住まい	有料老人ホーム	1 26	5 111	4 133	10 270
	サービス付き 高齢者向け住宅	0 0	1 35	0 0	1 35
計		6 269	19 1207	23 2003	48 3479

#### ■【圏域別】介護サービス提供事業所数

サービス区分	サービス種別	第1地区	第2地区	第3地区	計
居宅サービス	居宅介護支援	8	10	14	32
	訪問介護	3	6	6	15
	訪問入浴介護	0	3	0	3
	訪問看護	3	6	9	18
	訪問リハビリテーション	0	1	1	2
	通所介護	2	6	8	16
	通所リハビリテーション	1	2	1	4
	短期入所生活介護	2	8	14	24
	短期入所療養介護	1	2	1	4
	特定施設入居者生活介護	0	1	1	2
	福祉用具貸与 特定福祉用具販売	1 1	3 3	2 2	6 6
施設サービス	介護老人福祉施設	2	8	14	24
	介護老人保健施設	0	2	1	3
	介護医療院・介護療養型医療施設	1	0	2	3
地域密着型サービス	地域密着型通所介護	3	7	5	15
	認知症対応型通所介護	1	2	1	4
	小規模多機能型居宅介護	1	0	1	2
	看護小規模多機能型居宅介護	0	1	0	1
	認知症対応型共同生活介護	2	3	2	7
総合事業サービス	訪問型サービス	7	9	9	25
	通所型サービス	7	16	17	40
計		46	99	111	256



(2) 自宅・介護施設間での居所変更の状況

(事業所調査・居所変更実態調査)

居所変更の状況を見ると、「自宅」から「特養」や「老健」への移動が多くなっています。この要因については、「必要な身体介護の発生・増大」「認知症状の悪化」が44.0%と最も多くなっています。

また、「老健」や「医療院・療養型」から「特養」への移動も、施設等での居所変更の中では多くみられます。

※分析文および図で用いている略称に関する説明は、右のとおりです。

※1 老健:

介護老人保健施設。病状がほぼ安定期にあり、治療よりも看護・介護やリハビリテーションを中心とする方向けの施設。

※2 医療院・療養型:

介護医療院・介護療養型医療施設。長期療養が必要な方に、医学的管理のもとで介護や必要な医療を行う施設。

※3 特養:

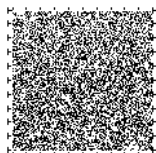
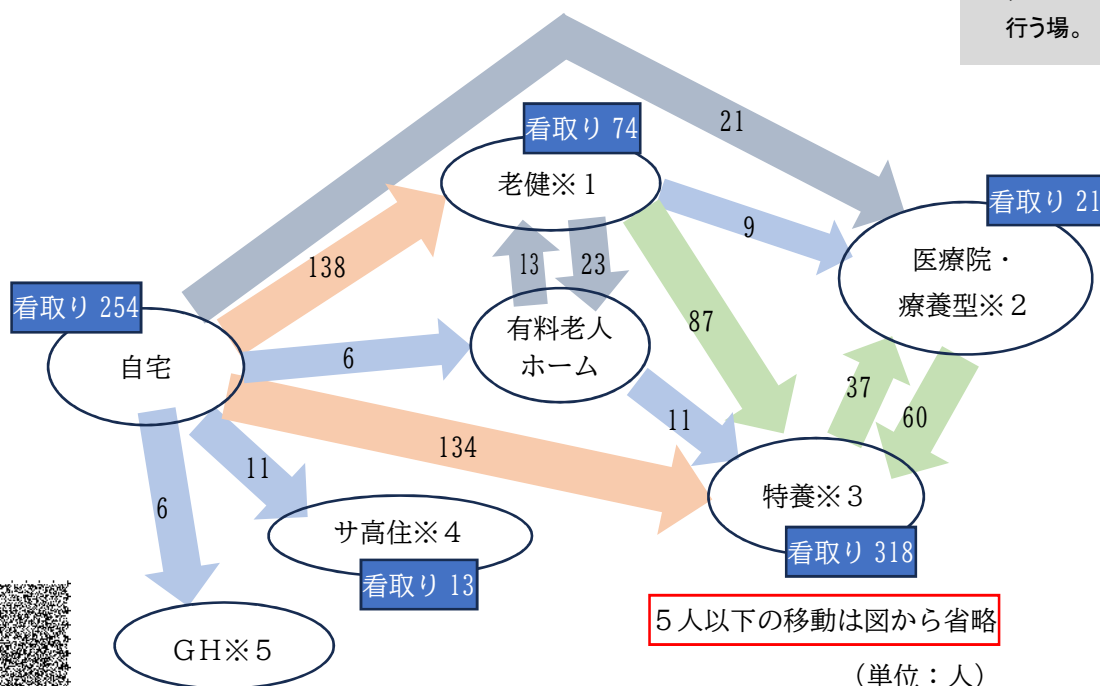
特別養護老人ホーム。常に介護が必要で、自宅での生活が困難な方向けの施設。

※4 サ高住:

サービス付き高齢者向け住宅。単身あるいは夫婦世帯の高齢者が居住できる賃貸等の住まい。

※5 GH:

グループホーム。比較的安定した認知症状態にある高齢者が、少人数で共同生活を行う場。

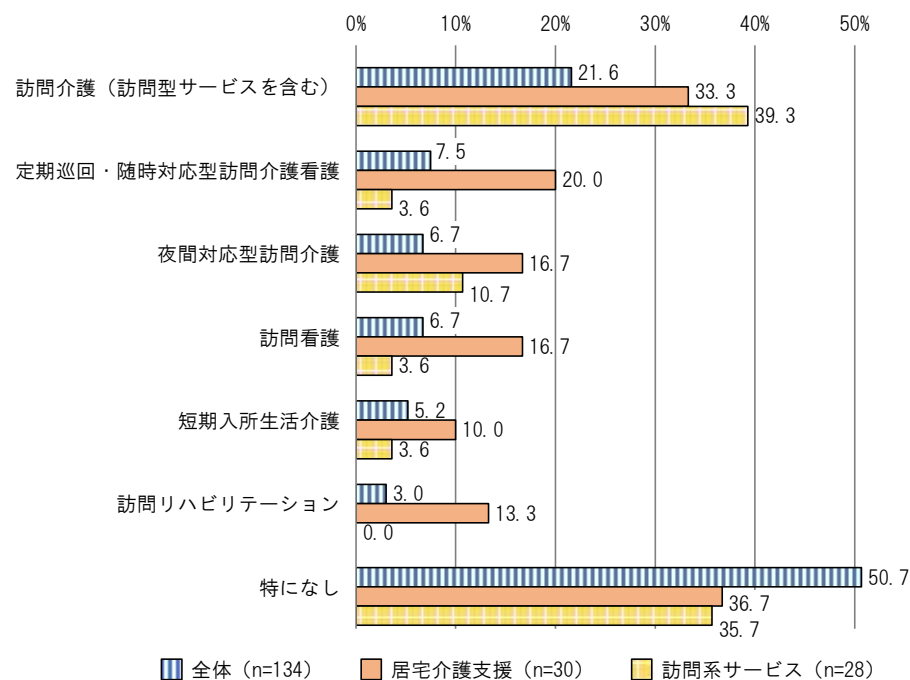


(3) 必要と考えるサービス量に対して不足を感じる介護保険サービス  
(事業所調査)

不足していると感じるサービスについてみると、全体では「訪問介護（訪問型サービスを含む）」が21.6%と、「特になし」に次いで高くなっています。

回答事業者のサービス種別にみると、居宅介護支援事業者では各サービスについて不足していると感じる割合が高くなっており、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「夜間対応型訪問介護」「訪問看護」で15%以上となっています。

また、訪問系サービス事業者では「訪問介護（訪問型サービスを含む）」が高くなっています。



(傾向の差が見られたサービス種別を抜粋・

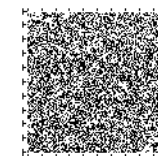
いずれかの区分で5ポイント以上の選択肢を抜粋)

(4) 第9期計画の期間中に参入を検討しているサービス（事業所調査）

第9期計画の期間中に参入を検討しているサービスについては、参入を検討していない事業者が多数ではありますが、以下のような意向がありました。

(3)において不足しているサービスとして挙げられた、訪問介護、訪問看護については参入意向がある一方、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護については意向がありませんでした。

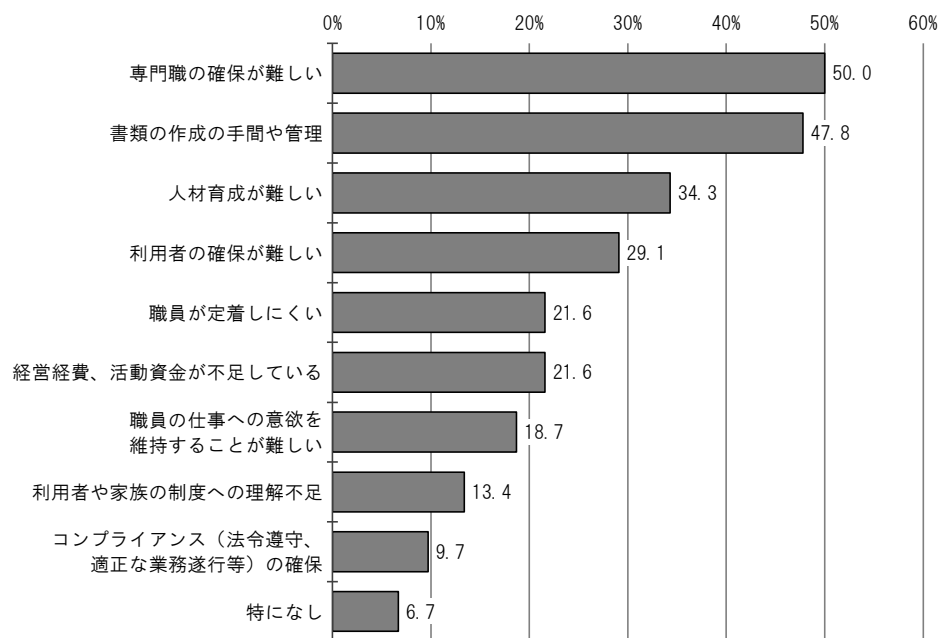
回答	件数
小規模多機能型居宅介護、 認知症対応型共同生活介護、 看護小規模多機能型居宅介護、 訪問介護（訪問型サービスを含む）	各3件
居宅介護支援、訪問看護、短期入所生活介護	各2件
認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、 特定施設入居者生活介護	各1件



### (5) 円滑な事業運営上、支障となること（事業所調査）

円滑な事業運営上、支障となることについてみると、「専門職の確保が難しい」「書類の作成の手間や管理」が約5割となっています。

サービス種別にみられた傾向については、下表のとおりです。



【サービス種別の分析において全体と比較して高い項目】

訪問型サービス	専門職の確保が難しい(71.4%) 書類の作成の手間や管理(60.7%)
施設系サービス	人材育成が難しい(55.9%) 職員の仕事への意欲を維持することが難しい(32.4%) 利用者の確保が難しい(41.2%)

### (6) サービス系統・雇用形態別にみた昨年の職員数に対する離職者数の状況（事業所調査・介護人材実態調査）

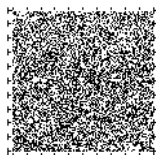
昨年の職員数に対する離職者数の割合についてみると、全体的に正規職員に比べて非正規職員で割合が高くなっています。その中で、正規職員における状況を見ると、施設系と小規模多機能型で11%以上となっています。特に施設系では人数も164人と多くっており、離職防止対策が求められると考えられます。

%/( )内は人数	正規	非正規	合計
居宅介護支援	6.9%(5)	30.8%(4)	10.6%(9)
訪問系	7.4%(12)	11.2%(21)	9.4%(33)
通所系	10.7%(15)	25.4%(90)	21.3%(105)
施設系	11.5%(164)	16.6%(125)	13.3%(289)
小規模多機能型	11.8%(2)	9.3%(4)	10.0%(6)

### (7) 施設系サービス事業所における外国人材についての意向（事業所調査・介護人材実態調査）

施設系サービス事業所における外国人材の活用についてみると、「すでに受け入れしており、今後も受け入れを続ける」が9事業所と最も多く、次いで「分らない」が6事業所、「受け入れる予定はない」が4事業所となっています。

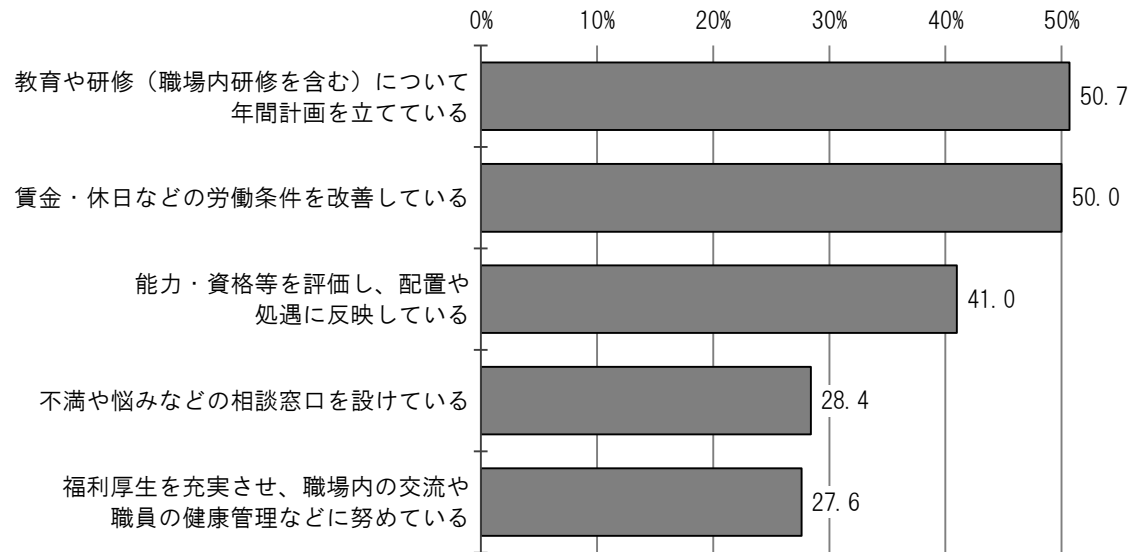
	受け入れしている	受け入れていない	
今後も受け入れを続ける	9事業所	今後は受け入れたい	1事業所
今後は受け入れない	1事業所	受け入れる予定はない	4事業所
今後は未定	2事業所	分らない	6事業所





(8) 人材育成や離職防止のための方策（事業所調査・介護人材実態調査）

人材育成や離職防止のために取り組んでいる方策についてみると、「教育や研修について年間計画を立てている」「賃金・休日などの労働条件を改善している」が約5割と  
なっています。

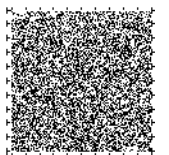


【サービス種別の分析において全体と比較して高い項目】

訪問型サービス	教育や研修について年間計画を立てている(64.3%) 不満や悩みなどの相談窓口を設けている(42.9%)
施設系サービス	能力・資格等を評価し、配置や処遇に反映している(61.8%) 不満や悩みなどの相談窓口を設けている(44.1%)
小規模多機能型	能力・資格等を評価し、配置や処遇に反映している(66.7%)

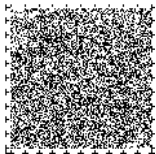
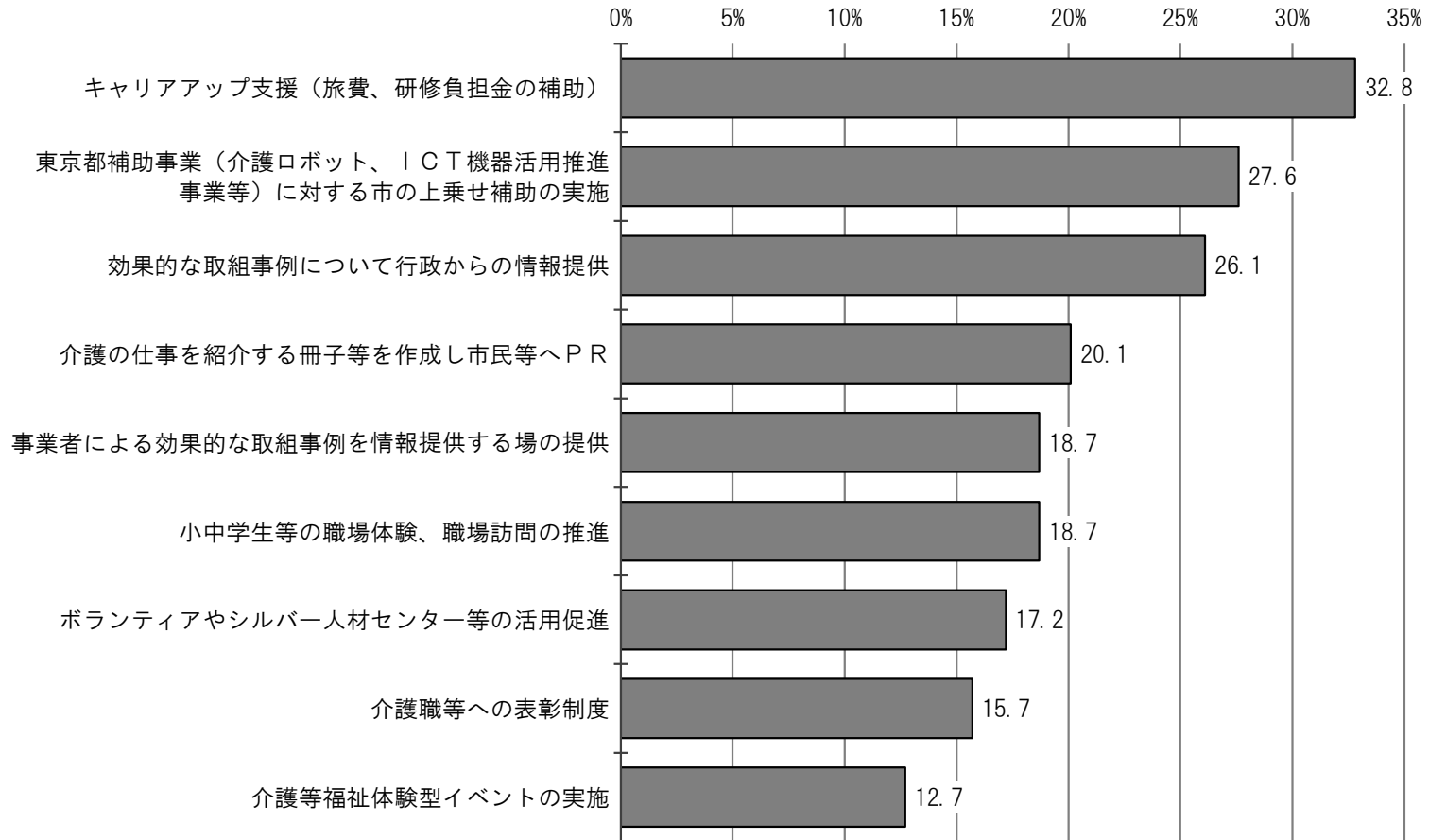
【サービス種別の分析において全体と比較して低い項目】

居宅介護支援	賃金・休日などの労働条件を改善している(20.0%) 能力・資格等を評価し、配置や処遇に反映している(10.0%) 不満や悩みなどの相談窓口を設けている(13.3%)
通所系サービス	不満や悩みなどの相談窓口を設けている(14.7%)



(9) 市が取り組むべき介護人材確保対策（事業所調査・介護人材実態調査）

市が取り組むべき介護人材対策についてみると、いずれの取組も1割以上となっており、幅広い取組を進めることが求められています。中でも、「キャリアアップ支援」「東京都補助事業に対する市の上乗せ補助の実施」「効果的な取組事例について行政からの情報提供」については25%以上と高くなっています。



(10) 不足している市の事業について（事業所調査・介護人材実態調査）

不足している（市に実施してほしい）事業について、サービス系統別にみると、「介護未経験者に対する研修支援事業」「認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業」「多様な人材層に対する介護や介護の仕事の理解促進事業」「多様な人材層を対象とした介護の職場体験事業」「介護分野での就労未経験者等の就労・定着促進事業」「潜在介護人材の再就業促進事業」の6項目については、それぞれ通所系サービス・施設系サービスで高くなっています。

また、「多様な人材層に応じたマッチング機能強化事業」は施設系サービスで高くなっています。

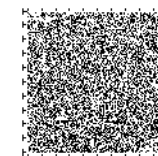
「介護未経験者に対する研修支援事業」は訪問系サービスおよび回答数が少ないですが小規模多機能型で、「潜在介護人材の再就業促進事業」は訪問系サービスでそれぞれ高くなっています。

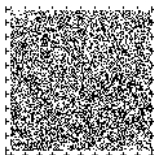
%		介護未経験者に対する研修支援事業 (資格取得支援)	認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業	多様な人材層に対する介護や介護の仕事の理解促進事業	多様な人材層を対象とした介護の職場体験事業	多様な人材層に応じたマッチング機能強化事業	介護分野での就労未経験者等の就労・定着促進事業	潜在介護人材の再就業促進事業	
サービス別	全体 (n=108)	22.2	18.5	18.5	16.7	14.8	21.3	23.1	
	居宅介護支援 (n=23)	8.7	13.0	4.3	8.7	8.7	4.3	4.3	
	訪問系サービス (n=24)	12.5	-	8.3	4.2	4.2	8.3	12.5	
	通所系サービス (n=28)	28.6	28.6	28.6	21.4	10.7	35.7	28.6	
	施設系サービス (n=28)	32.1	32.1	28.6	25.0	32.1	35.7	39.3	
	小規模多機能型居宅介護(n=3)	66.7	-	-	-	-	-	-	33.3
	福祉用具貸与 (n=2)	-	-	-	50.0	-	-	-	-

(11) サービス提供における課題や、介護保険制度全般について【自由回答】（事業所調査）

事業所調査における自由回答では、以下のような意見が挙げられています。

分類	意見	
1 施策について	人材育成・確保	○ヘルパーが高齢化している ○人材不足により、退職者が発生した際の人材確保や育成が課題
	業務負担の軽減	○都や市への提出書類が多く、業務に影響している
	利用者への情報提供の充実	○認知症になったときの選択がひとめでわかるロードマップが必要
	訪問診療の利用	○訪問診療に空きが無く受診できないことがある
2 介護保険制度について	介護報酬・処遇	○従業員の募集や定着に向けて十分な給与の支給や昇給が必要だが難しい ○基本単価が低く、経営が厳しい。加算には多くの手間と時間を要するため、基本単価の引き上げが望ましい ○ケアマネジャーに対する加算が限られており、報酬単価が見合っていないと思われることから、処遇改善が必要
	医療・介護連携	○コロナ禍により在宅医療・看護・介護サービス事業者間での顔の見える関係が希薄になってしまっている
	制度への理解	○家族や本人に介護保険の理解が無く、サービスとして行えないことを要求される





## 5 調査結果等からみえる現状・課題

### 4-1 健康づくり・介護予防

- 3年前の前回調査と比較して、口腔機能、閉じこもり、心の健康に関するリスクが高くなっています。

### 4-2 生きがいづくり・社会参加

- シルバー人材センター、高齢者クラブ、自治会、ボランティアのグループの登録者数や参加率は、いずれも低下傾向にあります。
- 通いの場への参加人数については、新型コロナウイルス感染症流行の影響により令和2年度に減少した後、回復傾向にあります。
- ボランティア活動に望むこととしては、「人との交流」が最も多くなっています。

### 4-3 安全・安心に暮らせるまちづくり

- 災害対策については、「避難場所の周知など分かりやすい情報の発信」について市民・事業所の両方からニーズが高くなっています。

### 4-4 住み慣れた地域で暮らし続けること

- 将来の住まいの希望について「自宅」は元気なうちで8割台、介護が必要になったときでも6割台となっています。
- 在宅生活の維持が難しくなっている理由では、「認知症状の悪化」が最も多くなっています。
- 生活改善に必要だと思われるサービスについては、「訪問介護」「ショートステイ」「定期巡回サービス」が多くなっています。

### 4-5 見守り施策・認知症施策

- 市で行っている見守り・認知症施策の認知度について、民生委員・児童委員による見守りが2割台と、一定の浸透がみられます。一方で、認知症施策についてはいずれも1割未満となっています。
- 認知症の人が安心して在宅で暮らせるために必要なものについて、「介護をする人の負担を減らす取組み」「認知症の人が利用できる介護サービスの充実」が多くなっています。

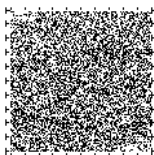
### 4-6 介護保険サービスの利用

- 認定者数は増加傾向にあり、認定率も令和4年度で15.8%と平成30年度から0.6ポイント上昇しています。
- サービス給付費は年々増加しており、施設サービスでの伸びが大きくなっています。

### 4-7 介護人材・介護サービスの提供体制

- 円滑な事業運営上支障となることについては、「専門職の確保が難しい」「人材育成が難しい」といった介護人材に関すること、また「書類の作成の手間や管理」が上位となっています。
- 市が取り組むべき介護人材対策については、「キャリアアップ支援」「介護ロボット・ICT等への上乗せ補助」「効果的な取組事例の情報提供」が上位となっています。

⇒ これらを総括した課題として、  
**認知症に対応した介護サービスと介護者支援の充実**  
**地域活動・生きがいづくりの充実**  
**介護人材の確保・育成** 等が挙げられます。

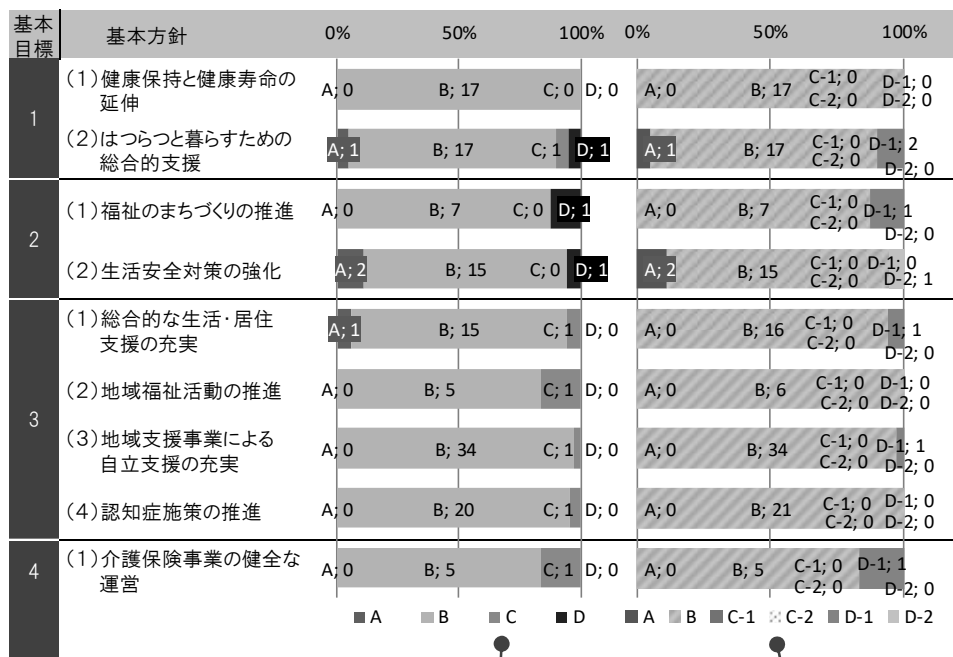


## 6 第8期計画の総括

「第9期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定に当たり、「第8期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の進捗状況について、各事業の取組状況と担当課の自己評価をもとにとりまとめを行いました。

評価の実施に当たっては、各事業の取組状況(実行性)と、計画に定める推進施策への貢献度の2つの観点から評価を行いました。

基本方針ごとの集計結果は以下のとおりです。



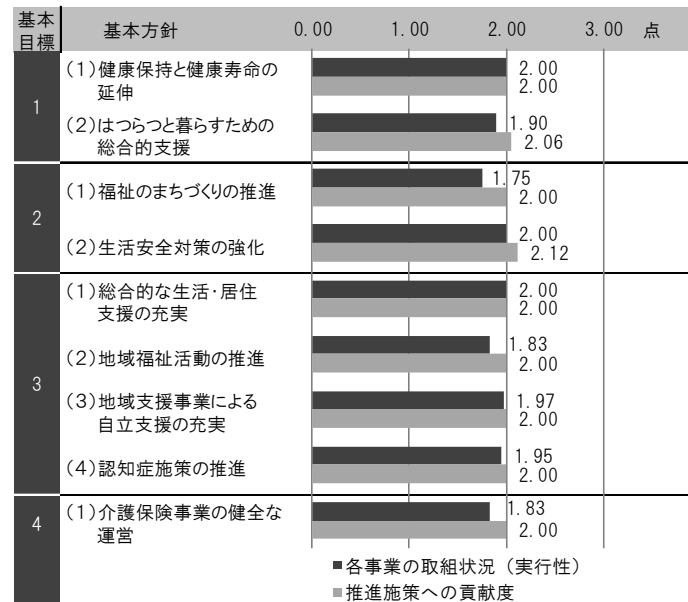
### 各事業の取組状況(実行性)

- A: 想定とおり実施
- B: 概ね想定とおり実施
- C: 実施に当たり課題があった
- D: 実施できなかった

### 推進施策への貢献度

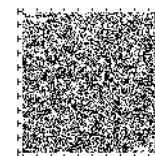
- A: 施策推進につながった
- B: 概ね施策推進につながった
- C-1: あまり施策推進につながらなかった(別施策の推進に貢献)
- C-2: あまり施策推進につながらなかった(効果がそもそもなかった)
- D-1: 実施が十分にできなかったが、効果があると考えられる
- D-2: 実施が十分にできなかった、かつ、見直しが必要な状況

下表の点数をもとに基本方針ごとの平均点を算出しました。推進施策への貢献度については各方針で2.00以上となっている一方、各事業の取組状況については一部方針で低くなっています。個別の状況については次ページ以降に掲載します。



各事業の取組状況(実行性)	点数
A: 想定とおり実施	3点
B: 概ね想定とおり実施	2点
C: 実施に当たり課題があった	1点
D: 実施できなかった	0点

推進施策への貢献度	点数
A: 施策推進につながった	3点
B: 概ね施策推進につながった	2点
C-1: あまり施策推進につながらなかった(別施策の推進に貢献)	1点
C-2: あまり施策推進につながらなかった(効果がそもそもなかった)	0点
D-1: 実施が十分にできなかったが、効果があると考えられる	除外
D-2: 実施が十分にできなかった、かつ、見直しが必要な状況	除外



(1) 基本目標1 高齢者がはつらつと暮らせるまち について

基本目標1 高齢者がはつらつと暮らせるまち については、取組状況・基本施策推進への貢献度についていずれもBが多くなっています。

取組状況がCまたはDとなった事業のうち、「スポーツクラブの活用(2ア)」および「高齢者の生きがいづくり(2イ)」については新型コロナウイルス感染症流行により参加人数を減らしながら取り組んだことなどにより実施が難しい状況にありました。

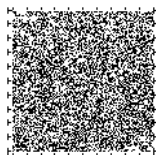
基本方針	基本施策	取組状況				基本施策推進への貢献度					
		A	B	C	D	A	B	C-1	C-2	D-1	D-2
(1) 健康保持と 健康寿命の 延伸	ア.健康管理の継続支援 と生活習慣病の予防		9				9				
	イ.健康体操の推進		4				4				
	ウ.介護予防の推進		4				4				
(2) はつらつと 暮らすための 総合的支援	ア.地域で活動する団体 への支援		2		1		2				1
	イ.生きがいづくりと 交流機会の促進		10	2			10				2
	ウ.高齢者の就労支援		2				2				
	エ.高齢者を敬う機会の 実施	1	2			1	2				
合計		1	33	2	1	1	33				3

(2) 基本目標2 高齢者が安全・安心に暮らせるまち について

基本目標2 高齢者が安全・安心に暮らせるまち については、取組状況・基本施策推進への貢献度についていずれもBが多くなっています。

取組状況がDとなった事業の、「交通安全教室の実施(1イ)」および「梅っこサロンの開設(2エ)」については新型コロナウイルス感染症流行により開催・開設が中止となっていました。

基本方針	基本施策	取組状況				基本施策推進への貢献度					
		A	B	C	D	A	B	C-1	C-2	D-1	D-2
(1) 福祉のまち づくりの 推進	ア.公共建築物等のバリエ アフリー化の推進		1				1				
	イ.歩行者空間の整備と 交通安全対策		2		1		2				1
	ウ.権利擁護等の推進		4				4				
(2) 生活安全 対策の強化	ア.緊急時の安全確保		2				2				
	イ.災害対策の推進		7				7				
	ウ.感染症対策の推進	2	1			2	1				
	エ.熱中症対策の推進		2		1		2				1
合計		2	22		2	2	22			1	1



(3) 基本目標3 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち について

基本目標3 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち については、取組状況・基本施策推進への貢献度についていずれもBが多くなっています。

取組状況がCとなった事業のうち、「在宅医療・介護連携に関する情報収集、課題把握等および関係者への情報周知(3イ)」については、計画していた多職種ネットワーク連絡会が新型コロナウイルス感染症流行の影響により中止となりました。

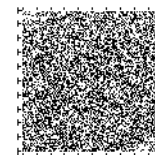
基本方針	基本施策	取組状況				基本施策推進への貢献度					
		A	B	C	D	A	B	C-1	C-2	D-1	D-2
(1) 総合的な生活・居住支援の充実	ア.生活支援サービスの充実	1	11			12					
	イ.多様な住まいの確保		4	1		4				1	
(2) 地域福祉活動の推進	ア.ボランティア活動等の支援		1			1					
	イ.福祉コミュニティづくりの推進		2	1		3					
	ウ.見守りネットワークの充実		2			2					
(3) 地域支援事業による自立支援の充実	ア.介護予防・日常生活支援総合事業の推進		17			17					
	イ.包括的支援事業の推進		11	1		11				1	
	ウ.任意事業の推進		6			6					
(4) 認知症施策の推進	ア.普及啓発・本人発信支援		6			6					
	イ.認知症予防の推進		5			5					
	ウ.医療・ケア・介護サービス・介護者への支援		4	1		5					
	エ.認知症バリアフリーの推進、社会参加支援		5			5					
合計		1	74	4		77				2	

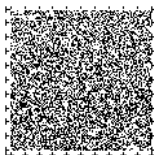
(4) 基本目標4 高齢者が安心して介護を受けられるまち について

基本目標4 高齢者が安心して介護を受けられるまち については、取組状況・基本施策推進への貢献度についていずれもBが多くなっています。

取組状況がCとなった事業の、「住宅改修等の点検」については、新型コロナウイルス感染症流行の影響により自宅に調査に行くことが困難となっていました。

基本方針	基本施策	取組状況				基本施策推進への貢献度					
		A	B	C	D	A	B	C-1	C-2	D-1	D-2
(1) 介護保険事業の健全な運営	ウ.介護サービスの適正な給付		5	1			5				1
合計			5	1			5				1





## 第2章 計画の基本的な考え方と施策体系

### 1 基本理念

## 高齢者がいきいき暮らすまち

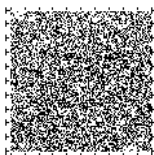
第7次青梅市総合長期計画では、高齢者福祉の充実により、「年を重ねても生きがいや役割を持ち、人や地域とのつながりを保ちながら、できるだけ住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けることができる、高齢者がいきいき暮らすまち」を目指すこととしています。本計画は、この基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標に向けた施策の推進を図るものです。

### 2 基本目標

**基本目標1 「支える側」「支えられる側」の枠組みを超えていきいきと過ごせる暮らしづくり**

国においては「世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会」である「地域共生社会」の実現に向けて取り組むことが求められており、高齢者福祉の分野においても「支える側」「支えられる側」という枠組みを超えて生きがいや暮らしをともに創っていくことが求められています。本市では令和3年度に青梅市高齢者憲章を制定し、高齢者が生きがいをもち、地域に参加することで、高齢者が輝くまちを目指すことを掲げています。

本計画においては、地域共生社会の視点から高齢者の生きがいを推進するとともに、「支える側」「支えられる側」という枠組みにとらわれない暮らしの実現に向けて介護者や介護人材に関する支援を推進し、高齢者および高齢者に関わる誰もがいきいきと過ごせる暮らしづくりに取り組みます。



### 基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

高齢者を災害や犯罪の被害から守るとともに、高齢者虐待の防止をはじめとした権利擁護の取組や災害対策、道路環境など福祉のまちづくりの整備を進め、安全・安心に暮らせるまちの実現を目指します。

また、認知症の人を地域で支え、認知症予防を地域で推進するまちづくりに向けて、啓発活動や支援体制の充実に取り組むほか、聞こえの問題にかかる支援等の認知症予防策について検討していきます。

### 基本目標3 持続可能な福祉の仕組みづくり

今後、高齢者数がピークを迎えるとともに後期高齢者人口が増加を続けることが見込まれる中、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が包括的に提供される地域包括ケアシステムを推進し、高齢者が支援を必要とする状態となっても、住み慣れた地域で暮らせるまちを実現することが求められています。

地域包括ケアシステムを構成する多様な主体が、地域包括支援センターを核として連携し、相談や在宅生活継続に向けたサービスの提供等の効果的な実施や、地域課題を踏まえた政策立案が進むよう、体制づくりを行います。

また、介護保険制度を持続可能なものとするため、給付状況の確認や啓発の実施など、適正運営に向けた取組を行います。

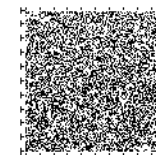




### 3 施策体系

以下の施策体系をもとに、基本理念「高齢者がいきいき暮らすまち」の実現に向けた取組を推進します。

基本目標	基本方針	基本施策	
1 「支える側」「支えられる側」の枠組みを超えていきいきと過ごせる暮らしづくり	(1)生きがいづくり・介護予防等の推進	ア 健康づくりのための継続的な支援 イ 健康のための体づくり ウ 社会参加の機会の充実	エ 高齢者の就労支援 オ 移動支援サービスの充実 カ 敬老事業の推進
	(2)住民主体の生活支援の推進	ア 地域で支え合う体制づくり イ 見守り体制の充実	ウ 介護する家族への支援
	(3)介護人材の確保等、事業者への支援	ア 介護人材対策の推進 イ デジタル化の推進	
2 安心して暮らせる地域づくり	(1)安全・安心なまちづくり	ア 権利を守る取組の推進 イ 高齢者虐待防止に向けた取組 ウ 災害対策の推進	エ 感染症・熱中症予防の推進 オ 防犯対策の推進 カ バリアフリーの推進
	(2)認知症に関する支援の充実 【青梅市認知症施策推進計画】	ア 認知症への理解に関する普及・啓発 イ 認知症予防の推進 ウ 社会参加に向けた支援	エ 認知症の人を介護する家族への支援 オ 適切なサービス提供に向けた取組
3 持続可能な福祉の仕組みづくり	(1)地域包括ケアシステムの深化	ア 在宅で生活を続けるための支援 イ 多様な住まいの確保 ウ 介護予防のための取組	エ 多職種による連携 オ 相談体制の充実
	(2)介護保険サービスの充実と適正運営	ア 介護保険サービスの適正な給付 イ 介護保険サービスの整備	

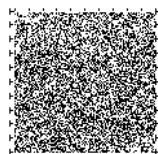


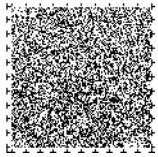
## 第3章 取組内容

### 基本目標1 「支える側」「支えられる側」の枠組みを超えていきいきと過ごせる暮らしづくり

基本方針	基本施策
(1) 生きがいづくり・介護予防等の推進	ア 健康づくりのための継続的な支援 イ 健康のための体づくり ウ 社会参加の機会の充実 エ 高齢者の就労支援 オ 移動支援サービスの充実 カ 敬老事業の推進
(2) 住民主体の生活支援の推進	ア 地域で支え合う体制づくり イ 見守り体制の充実 ウ 介護する家族への支援
(3) 介護人材の確保等、事業者への支援	ア 介護人材対策の推進 イ デジタル化の推進

#### ■関連する SDGs





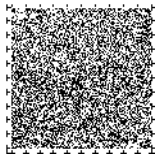
## 基本方針(1) 生きがいづくり・介護予防等の推進

高齢者の健康づくりを推進し、介護予防や重度化防止を図るとともに、地域活動や就労等の社会参加を通して、高齢者が地域社会の中で役割と生きがいをもって、支え合いながら暮らせるまちの実現を目指します。

### 基本施策 ア 健康づくりのための継続的な支援

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
健康増進ポイントアプリ活用事業【新規】	健康増進ポイントアプリの利用を促進し、アプリを活用した継続的な運動習慣の確立に努めます。	健康課	
健康教育	生活習慣病の予防や健康に関して正しい知識の普及を図り健康の保持増進を図るよう支援します。	健康課 高齢者支援課	
健康相談	健康センター、中央図書館等で心身の健康に関する相談を実施し、対象者に応じた健康管理のための指導や助言を行います。	健康課	
データヘルス計画にもとづいた保健事業	特定健康診査の結果やレセプトデータの分析にもとづき、生活習慣病の重症化の予防や、異常値を放置している者への受診勧奨などを行います。(糖尿病性腎症重症化予防事業、生活習慣病治療中断者受診勧奨事業、各種講演会等)	保険年金課 健康課	
特定健康診査	「高齢者の医療の確保に関する法律」にもとづき、40歳から74歳までの市国保加入者を対象にメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を行います。	健康課 保険年金課	

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
特定保健指導	特定健康診査の分析結果により、メタボリックシンドローム等の該当者や予備群を対象に、特定保健指導を行い、対象者が健診結果を理解し、生活習慣の改善および健康の自己管理ができるよう支援します。	健康課 保険年金課	
成人歯科検診	「健康増進法」にもとづき、65歳・70歳の市民を対象に歯科検診を行い、生涯にわたる歯と口腔の健康保持・増進を図ります。	健康課	健食
後期高齢者医療健康診査	「高齢者の医療の確保に関する法律」にもとづき、後期高齢者医療制度の加入者を対象に健康診査を行い、高齢者の生活習慣病の早期発見および健康の維持と増進を図ります。	健康課 保険年金課	
後期高齢者歯科健康診査	「高齢者の医療の確保に関する法律」にもとづき、後期高齢者医療制度の加入者を対象に歯科健康診査を行い口腔機能の低下や、誤嚥性肺炎等の後期高齢者に多くみられる疾病の予防を図ります。	健康課 保険年金課	
がん等の検診事業	胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がんの早期発見を目的に、各種がん検診を行います。また、骨密度検診を実施し、骨粗しょう症予防の啓発に努めます。	健康課	健
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	KDB(国保データベース)システムを活用し、地域の高齢者の健康課題の把握や、庁内外関係者間および医療関係団体等の連携を深め、事業の企画・調整・分析等を行い事業の基本的な方針を作成します。 この方針にもとづき、高齢者への個別的支援(ハイリスクアプローチ)および通いの場での積極的関与(ポピュレーションアプローチ)による支援を行います。	高齢者支援課 保険年金課 健康課	

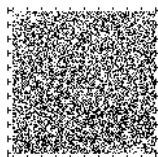


基本施策 イ 健康のための体づくり

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
のびのび体操教室	65歳以上の方を対象に軽度なリズム体操、筋力トレーニングを行います。	スポーツ推進課	
梅っこ体操	本市オリジナルの介護予防体操である梅っこ体操の普及のための取組を行います。	スポーツ推進課 高齢者支援課	
温泉保養施設利用助成事業	市が指定した温泉保養施設を利用する高齢者に利用料の一部を助成し、健康な生活を支援します。	高齢者支援課	

基本施策 ウ 社会参加の機会の充実

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
高齢者クラブへの支援	高齢者の仲間づくり、生きがいづくりのために、継続して高齢者クラブへの支援を行います。	高齢者支援課	
シルバーマイスター事業	優れた技能・知識・経験を有する高齢者をシルバーマイスターとして認定・登録し、市民の学習活動等における講師や指導者として推薦しています。 活動を通じて、高齢者の積極的な社会参加と能力活用の促進を図ります。	高齢者支援課	
地域サロンの開設	地域における高齢者の集いの場・交流の場として、自治会館で地域サロンを開設し、定期的に交流のためのイベントを行います。	高齢者支援課	
高齢者の生涯学習や生きがいづくり	生涯学習として、高齢者が参加しやすく、学習の機会を自由に選択し、様々な知識や技術を習得することができるような環境の充実を図ります。 また、自分の持ち味を出発点に、仲間、まち、他地域へとかかわりの輪を広げ、多くの交流の中から、地縁活動と地域交流について学ぶ講座を開催します。	社会教育課	
地域づくり事業	介護、障害、子育て、生活困窮などの分野ごとに行われている地域づくりに向けた支援の取組を一体的に実施することで、属性に関わらず、地域住民を広く対象とし、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことができるよう取り組みます。(地域福祉計画から再掲)	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課 子育て応援課	④ ⑤ ⑥



## 基本施策 工 高齢者の就労支援

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
シルバー人材センターの運営支援	高齢者の能力や経験を生かした就業の場や活躍する機会の確保を図るため、シルバー人材センターの運営を支援します。	高齢者支援課	
ハローワークとの連携	ハローワーク等と連携し、働く意欲のある高齢者の就職を支援します。	商工業振興課	

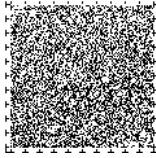
## 基本施策 オ 移動支援サービスの充実

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
高齢者移動支援補助事業【新規】	外出の機会が減っている高齢者の移動に関し、介護予防に資する活動を行う場所へ送迎を行う事業を実施する団体に対し補助金を交付し、高齢者の地域における移動および地域活動への参加を促進し、介護予防の推進を図ります。	高齢者支援課	①
マイナンバーカードを活用した公共交通の利用促進【新規】	マイナンバーカード普及のため、かつ、高齢者等の免許返納の誘導と外出促進のため、マイナンバーカードと連動した公共交通運賃補助を行います。	交通政策課	

## 基本施策 カ 敬老事業の推進

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
敬老金の贈呈	高齢者に敬意を表し、その長寿を祝うことを目的として、敬老金を贈呈します。	高齢者支援課	
敬老会の開催	開催方法や内容等について検討を行いつつ、高齢者に敬意を表し、その長寿を祝う敬老会を開催します。	高齢者支援課	
高齢者憲章の周知・啓発	市民が高齢者を敬うとともに、高齢者が希望をもって安心して年齢を重ねていくことができる長寿社会の実現を目指すため、高齢者憲章について市民への周知活動を行います。	高齢者支援課	



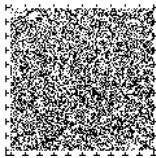


## 基本方針(2) 住民主体の生活支援の推進

高齢者やその家族、また、市民、民間事業者や福祉団体などの多様な主体が、それぞれの地域で支え合って暮らしていくために、見守りや家族支援等の仕組みづくりを進めます。

### 基本施策 ア 地域で支え合う体制づくり

事業名	取組内容	担当課	関連計画
介護ボランティアの推進	高齢者が、介護施設等でのボランティア活動を通じて、生きがいや社会参加の機会を得られるよう、介護ボランティアを推進します。	高齢者支援課	
民生・児童委員合同協議会との連携	支援を必要とする高齢者に対し、民生委員・児童委員と連携し、解決に向けた対応を行います。また、定期的に民生委員・児童委員と意見交換等の場を設けます。	地域福祉課 高齢者支援課	
青梅市社会福祉協議会との関係強化	青梅市社会福祉協議会との関係強化を図るとともに、連携・協働により福祉のコミュニティづくりと地域福祉の推進を目指します。(地域福祉計画から再掲)	地域福祉課 高齢者支援課	地 再 重
地域の支え合いについて検討する機会の確保	生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員等が地域や関係機関と連携し、通いの場や見守り活動など高齢者の社会参加につながる取組を行います。	高齢者支援課	
元気高齢者等が支える家事支援サービスの担い手(おうち生活サポーター)養成研修	高齢者の暮らしを支える新たな担い手として、また、元気な高齢者の新たな社会参加の場の1つとして、高齢者への家事支援サービスの担い手を養成するための研修を行います。	高齢者支援課	地



### 基本施策 イ 見守り体制の充実

事業名	取組内容	担当課	関連計画
救急通報システム事業	ひとり暮らし高齢者等が家庭内で病気などの緊急事態に陥ったときに、無線発報器等で東京消防庁または民間受信センターに通報することにより、速やかな援助を行います。	高齢者支援課	
住宅火災通報システム事業	家庭内での火災による緊急事態に備えて、防災機器を給付または貸与するとともに、火災の発生時に火災警報器からの信号を東京消防庁に自動通報することで迅速な救助および消火活動を行います。	高齢者支援課	
見守りネットワークにおける企業等との連携強化	見守り支援ネットワーク事業協定にもとづき、民間事業者と連携し、日常業務における緩やかな見守りを実施し、ネットワークを充実していきます。(地域福祉計画から再掲)	高齢者支援課	地

### 基本施策 ウ 介護する家族への支援

事業名	取組内容	担当課	関連計画
家族介護教室	高齢者を介護している家族等に対し、介護方法や介護予防、健康づくりなどについての知識・技術を習得する家族介護教室を開催します。	高齢者支援課	
家族介護慰労金支給事業	重度の要介護者を在宅で介護している家族等の慰労および経済的負担の軽減などを図るため、一定の要件を満たす場合に家族介護慰労金を支給します。	高齢者支援課	

### 基本方針(3) 介護人材の確保等、事業者への支援

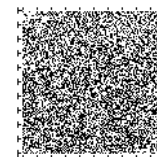
介護人材不足へのアプローチや、ICT化の促進などを通じ、介護事業者の運営を支援することで、介護サービスの質の向上を図ります。

#### 基本施策 ア 介護人材対策の推進

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
介護人材確保事業の実施【新規】	介護の仕事に関する普及啓発等を行います。	高齢者支援課 介護保険課	
介護サービス事業者および居宅介護支援事業者連絡会の実施	市と介護サービス事業者の定期的な情報交換と連絡協議の場として、介護サービス事業者および居宅介護支援事業者との連絡会を実施します。	高齢者支援課 介護保険課	

#### 基本施策 イ デジタル化の推進

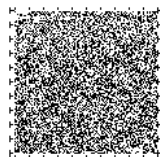
事業名	取組内容	主担当課	関連計画
介護サービス事業所のICT化促進支援【新規】	各介護サービス事業所において、年々複雑化する介護サービス業務を簡素化するため、業務改善に役立つシステム等の情報の周知をはじめとした、ICT基盤構築にかかる支援を実施します。	介護保険課	



## 基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

基本方針	基本施策
(1) 安全・安心なまちづくり	ア 権利を守る取組の推進 イ 高齢者虐待防止に向けた取組 ウ 災害対策の推進 エ 感染症・熱中症予防の推進 オ 防犯対策の推進 カ バリアフリーの推進
(2) 認知症に関する支援の充実	ア 認知症への理解に関する普及・啓発 イ 認知症予防の推進 ウ 社会参加に向けた支援 エ 認知症の人を介護する家族への支援 オ 適切なサービス提供に向けた取組

### ■関連するSDGs





## 基本方針(1) 安全・安心なまちづくり

高齢者の防災・防犯・感染症予防等にかかる取組や、虐待防止をはじめとした権利擁護、バリアフリー等の取組を推進することで、安全・安心に暮らせるまちの実現を目指します。

### 基本施策 ア 権利を守る取組の推進

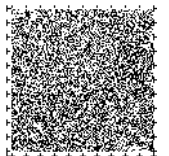
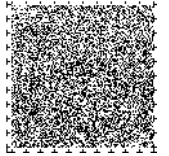
事業名	取組内容	主担当課	関連計画
権利擁護の推進	誰もが人権を尊重し合い、尊厳をもって安心して暮らせるよう、青梅市社会福祉協議会と連携し、権利擁護の推進を図ります。また、身寄りがない、経済的負担ができない市民に対しては、市が審判申立てや後見人報酬の費用助成を行います。(地域福祉計画から再掲)	地域福祉課 高齢者支援課 障がい福祉課	地 認 障 成
成年後見制度の利用促進	青梅市社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の周知と活用の促進を図り、判断能力の不十分な高齢者等が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為をする際に、保護・支援を行います。(地域福祉計画から再掲)	地域福祉課 高齢者支援課 障がい福祉課 生活福祉課	地 認 障 成
成年後見制度申立事業	関連部署と連携し、身寄りがない認知症高齢者等の保護を図るため、市長が法定後見(後見・保佐・補助)開始の審判申立てを行います。	高齢者支援課 障がい福祉課 地域福祉課	認

### 基本施策 イ 高齢者虐待防止に向けた取組

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
高齢者虐待の防止や対応に向けた体制整備	虐待防止、早期発見・早期対応のため、各関係機関等との連携を図り、一層の体制整備に努めます。(地域福祉計画から再掲)	高齢者支援課 介護保険課	地 認
	「青梅市高齢者虐待ネットワーク連絡会」をはじめ、関係機関との連携により、虐待の予防と早期発見に取り組みます。また、関係機関へ虐待防止・早期発見に関する啓発を行います。(地域福祉計画から再掲)		地 認

### 基本施策 ウ 災害対策の推進

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
家具転倒防止器具給付事業	家具転倒防止器具を給付し、高齢者の生命・財産を地震災害から守ります。	高齢者支援課 防災課	
高齢者向け防災情報の発信	高齢者に分かりやすい災害時の避難場所の周知等の防災、災害に関する情報を発信します。	高齢者支援課 防災課	
防災訓練の実施	災害などの危険から高齢者・障がい者等を守るため、防災訓練などを行います。また、訓練を通じて、危機管理体制の充実を図ります。(地域福祉計画から再掲)	防災課 高齢者支援課 障がい福祉課	地 障
避難行動要支援者の支援	災害対策基本法および避難行動要支援者の情報の提供等に関する条例にもとづき、制度に同意された方の名簿を作成し、地域住民の理解のもと、地域で災害時の支援ができる「地域の安全は地域で守る」体制づくりを行います。(地域福祉計画から再掲)	防災課 地域福祉課 高齢者支援課 障がい福祉課 介護保険課	地 障
	関係部局や関係団体等と連携し、避難行動要支援者への支援対策を検討するほか、個別避難計画の作成を推進します。また、自主防災組織等の安否確認訓練や避難支援訓練を通じ、支援実施体制の確立に努めます。(地域福祉計画から再掲)	防災課 高齢者支援課 障がい福祉課 介護保険課	地 障
要配慮者施設の避難確保計画の作成促進	浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の避難確保計画の作成および避難訓練の実施を促進します。	防災課 介護保険課	



基本施策 工 感染症・熱中症予防の推進

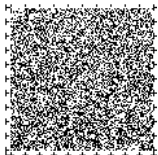
事業名	取組内容	主担当課	関連計画
在宅高齢者等に向けた感染拡大防止のための情報提供および発信	感染症の拡大防止のため、国、都などの関係機関と連携し、広報紙・ホームページ等を利用して感染情報の周知に努めます。 また、感染症についての正しい知識と適切な予防法について周知を図り、市民一人一人の感染予防策が習慣化されるよう、情報提供を行います。	健康課 高齢者支援課	
介護事業所等の感染症対策に関する支援	介護事業所等へ、感染症対策の留意点などについて必要な情報提供等を行い、感染症対策に必要な物資を備蓄する体制整備を支援します。	介護保険課	
熱中症予防のための情報提供・啓発活動の実施	熱中症を予防するため、広報おうめ、リーフレットの配布、ポスターの掲示、ホームページ等を通じて情報提供を行うとともに、パネル展等の啓発活動を実施します。 また、気象庁が「熱中症警戒アラート」を発表した場合、防災無線で広報するなど情報提供に努めます。 また、地域包括支援センターによる高齢者訪問等の際、熱中症予防の啓発と注意喚起を行います。	健康課 高齢者支援課	
涼み処開設事業【新規】	夏季の一定期間、暑い日や外出時の休憩場所として、市の公共施設などを開放します。	健康課	

基本施策 オ 防犯対策の推進

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
消費生活に関する啓発相談および犯罪防止のための情報提供	悪質商法や特殊詐欺の被害を未然に防ぐため、高齢者に対する出前講座や市広報等の活用、消費者月間での街頭キャンペーン、イベント等における啓発事業や情報提供、消費生活相談を実施します。	市民安全課	
消費者を見守る体制づくり	高齢者や認知症等の判断力の低下した消費者を、地域および関係機関と連携して見守る体制づくりを目指します。	市民安全課 高齢者支援課	

基本施策 カ バリアフリーの推進

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
公共建築物等のバリアフリー化の促進	高齢者や障害者に配慮した施設づくりを推進するとともに、民間施設に対する指導・助言を行い、理解と協力を求めます。(地域福祉計画から再掲)	地域福祉課	地 認
高齢者交通安全教室の実施	高齢者交通事故防止のため、高齢者交通安全教室などを行います。	交通政策課	



## 基本方針(2) 認知症に関する支援の充実

認知症を早期に発見し支援につなげるとともに、認知症の人やその家族を地域全体で支えていく仕組みづくりを進めます。

### 基本施策 ア 認知症への理解に関する普及・啓発

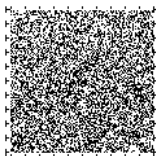
事業名	取組内容	主担当課	関連計画
認知症サポーター養成講座	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者となる認知症サポーターを養成します。(地域福祉計画から再掲)	高齢者支援課	地 認
認知症ケアパスの活用	認知症の人とその家族に揭示することを目的に、具体的な機関名や内容および認知症の段階に合わせた医療・介護サービスや支援の仕組み(認知症ケアパス)等が掲載されたガイドブックを作成し、適宜見直しを行うとともに、広く関係者や住民への効果的な周知を図ります。	高齢者支援課	認
認知症に関する相談窓口の周知	認知症の人やその家族、関係機関に対して、認知症のことをどこに相談すれば良いか、どのような支援があるかを広く周知するため、広報による定期的な情報発信やホームページの整備に取り組みます。	高齢者支援課	認
認知症簡易チェックシステムによる啓発	認知症の早期発見や啓発のため、スマートフォンなどで気軽に認知症の簡易チェックができるシステムを推進します。	高齢者支援課	認
介護予防・認知症講演会	介護予防、認知症予防等に関する講演会を開催し、基本的な知識の普及啓発を図ります。	高齢者支援課	認

### 基本施策 イ 認知症予防の推進

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
認知症支援コーディネーター事業の推進	認知症の早期発見・対応に向けて専門職と連携し支援を行うため認知症支援コーディネーターを配置し、認知症の疑いのある高齢者の早期発見・診断・対応を進めます。	高齢者支援課	認
認知症地域支援推進員の配置	地域における認知症の理解を推進するため、介護や認知症に関する専門知識をもつ認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置します。 認知症の人や家族等への相談支援、医療、介護の連携支援や研修会の開催、認知症カフェの推進等を行い、地域で高齢者を見守る体制づくりに取り組みます。	高齢者支援課	認
介護予防教室	介護予防、認知症予防に資する教室等を開催します。	高齢者支援課	認

### 基本施策 ウ 社会参加に向けた支援

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
本人発信支援、社会参加に向けた基盤づくりへの取組	認知症地域支援推進員を中心に、認知症カフェや家族の会等に関係者・家族のみならず認知症の本人が参加できるような機会を提供し、本人発信ができるような環境をつくることを目指します。	高齢者支援課	認
認知症サポーターの活動の場づくり	認知症サポーター養成講座を受講した認知症サポーターが、修了後にボランティア活動できるような場を提供し、認知症本人・家族への支援等、チームオレンジとしての活動ができることを目指します。	高齢者支援課	認

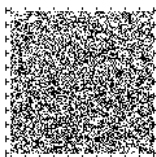


## 基本施策 工 認知症の人を介護する家族への支援

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
認知症カフェの普及	認知症地域支援推進員を中心に、生活支援コーディネーターや認知症疾患医療センター等と連携して認知症カフェを普及し、認知症本人や家族が集う活動を推進します。	高齢者支援課	認
認知症高齢者家族支援サービス事業	認知症などで行方不明になる可能性のある高齢者を見守り、早期発見・保護できるよう、ICTを活用した検索支援アプリの活用や、位置探索GPS機器を貸与し、現在位置の情報を介護者等に提供します。	高齢者支援課	認

## 基本施策 オ 適切なサービス提供に向けた取組

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
認知症BPSDケアプログラム推進事業	介護サービス事業者等を対象に、認知症BPSDケアプログラム推進事業等を実施し、認知症ケアの質の向上のための取組を支援します。	高齢者支援課	認
認知症初期集中支援推進事業	本人の拒否等から医療や介護のサービスに結びついていない認知症または認知症の恐れのある40歳以上の市民を、適切なサービスの安定的利用につなげる支援を行います。(地域福祉計画から再掲)	高齢者支援課	地 認
認知症疾患医療センター等との連携	受診困難等認知症の疑いがある高齢者を訪問するなど、認知症の人とその家族を支援するため、都が指定する認知症疾患医療センター、民生委員・児童委員、かかりつけ医等との連携を深めます。	高齢者支援課	認



### 青梅市認知症施策推進計画

(計画策定の背景・趣旨は8,9 ページ、法的な位置づけは 10 ページ、計画期間および計画策定の体制は 11,12 ページ、取組内容は 49 ページ以降に記載しています。)

認知症施策の推進にあたっては、すべての認知症の人が、人格と個性を尊重されながら、自らの意思によって日常生活および社会生活を営むことができる社会(共生社会)を実現することが求められます。本市では、この共生社会の実現に向けて、下記の取組を推進します。

#### ①認知症の人に関する市民の理解の増進等

市民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識および認知症の人に関する正しい理解を深めることを促進します。

(関連事業 認知症サポーター養成講座)

認知症サポーターの活動の場づくり

④基本目標1-基本方針(1)-基本施策イ-

市内小・中学校への「認知症サポーター養成講座」の推進事業)

#### ②認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりを推進します。

(関連事業 高齢者移動支援補助事業)

公共建築物等のバリアフリー化の促進

④基本目標1-基本方針(4)-基本施策ア-

ユニバーサルデザインの考えにもとづいたまちづくりの推進)

心のバリアフリーとして、

認知症サポーター養成講座

本人発信支援、社会参加に向けた基盤づくりへの取組

認知症カフェの普及)

### ③認知症の人の社会参加の機会の確保等

認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、社会参加や就職の機会確保を推進します。

(関連事業 本人発信支援、社会参加に向けた基盤づくりへの取組  
認知症カフェの普及

Ⓒ基本目標4-

基本方針(3)-基本施策ウ-障がい者の就労後の支援体制の整備)

### ④認知症の人の意思決定の支援および権利利益の保護

認知症の人の意思決定の適切な支援および権利利益の保護を図るための施策を推進します。

(関連事業 権利擁護の推進

成年後見制度の利用促進

成年後見制度申立事業

高齢者虐待の防止や対応に向けた体制整備)

### ⑤保健医療サービスおよび福祉サービスの提供体制の整備等

認知症の人の状況に応じて、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが切れ目なく提供されるよう、体制整備を推進します。

(関連事業 認知症ケアパスの活用

認知症支援コーディネーター事業の推進

認知症高齢者家族支援サービス事業

認知症BPSDケアプログラム推進事業

認知症初期集中支援推進事業

認知症疾患医療センター等との連携)

### ⑥相談体制の整備等

認知症の人や家族からの相談に対して総合的に対応できる体制を整備するとともに、認知症の人や家族が孤立することの無いようにするための施策を推進します。

(関連事業 認知症に関する相談窓口の周知

認知症地域支援推進員の配置

認知症カフェの普及

Ⓓ基本目標3-

基本方針(2)-基本施策イ-アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)

### ⑦研究等の推進等

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加のありかたや、他の人々と支え合いながら共生できる社会の実現に向けて、社会環境の整備について研究するとともに、必要な取組を検討します。

(関連事業 地域ケア会議の推進)

### ⑧認知症の予防等

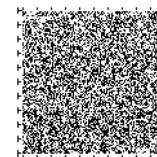
科学的知見にもとづく認知症予防に取り組むことができる機会づくりを進めます。また、認知症の早期発見、早期診断および早期対応に向けた体制づくりを推進するほか、認知症検診推進事業等の必要な取組を検討します。

(関連事業 認知症簡易チェックシステムによる啓発

介護予防講演会

認知症支援コーディネーター事業の推進

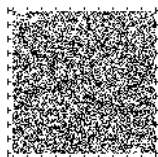
介護予防教室)

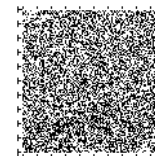


### 基本目標3 持続可能な福祉の仕組みづくり

基本方針	基本施策
(1) 地域包括ケアシステムの深化	ア 在宅で生活するための支援 イ 多様な住まいの確保 ウ 介護予防のための取組 エ 多職種による連携 オ 相談体制の充実
(2) 介護保険サービスの充実と適正運営	ア 介護保険サービスの適正な給付 イ 介護保険サービスの整備

#### ■関連する SDGs





## 基本方針(1) 地域包括ケアシステムの深化

高齢者が、住み慣れた地域で自立して生活していけるよう、日常生活を支援するとともに、介護予防のための取組を推進します。また、様々な分野について相談できる窓口を充実させることにより、日常生活に関する困りごとを相談しやすく、多様化する地域の課題に対して多職種が連携して対応していける体制を整備します。

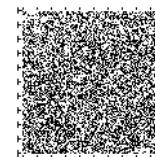
### 基本施策 ア 在宅で生活を続けるための支援

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
高齢者の暮らしの手引の作成・配布	高齢者が在宅で生活するための市の施策を掲載した冊子「高齢者の暮らしの手引き」を作成します。 高齢者がいる世帯等に配布し、市の高齢者施策の周知を図ります。	高齢者支援課	
配食サービス事業	ひとり暮らし高齢者等に昼食を配送することにより、高齢者の心身の健康保持と、高齢者と地域との交流を図ります。	高齢者支援課	
高齢者福祉電話設置事業	ひとり暮らし高齢者等に対し、市が保有する電話を高齢者宅に設置します。また、福祉電話の設置により、高齢者の安否確認、関係機関の協力を得た各種相談を行い、在宅生活を支援します。	高齢者支援課	
寝具乾燥サービス事業	寝具類の自然乾燥が困難な寝たきり高齢者等の世帯に対し、月1回、寝具類の乾燥を行います。 寝たきり高齢者等の衛生と健康を保持し、自立生活を支援します。	高齢者支援課	

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
訪問理美容サービス事業	理・美容店での理・美容が困難な高齢者に対し、自宅で理・美容を受ける際の出張料を助成します。 介護者の負担の軽減と高齢者の衛生的かつ快適な生活を支援します。	高齢者支援課	
紙おむつ等給付事業	寝たきり等の状態にある高齢者に対し、紙おむつ、尿とりパット、おむつカバー等を給付します。 介護者の負担軽減と高齢者の衛生的で快適な在宅生活を支援します。	高齢者支援課	
日常生活用具給付事業	65歳以上で、介護保険で非該当と認定された方で、日常生活用具の給付が必要な高齢者に対し、入浴補助用具、歩行補助車等の日常生活用具を給付します。	高齢者支援課	
住宅改造費助成事業	住宅改造が必要と認められる高齢者に対し、住宅の浴室等の改造に要する費用を助成します。	高齢者支援課	

### 基本施策 イ 多様な住まいの確保

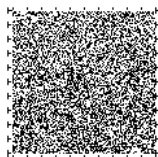
事業名	取組内容	主担当課	関連計画
居住環境の整備【新規】	公営住宅において、高齢の入居者でも住みやすい環境を確保するため、高齢者用住戸の拡充や共用部への手すり等の設置等の環境改善を図ります。	住宅課	
養護老人ホームへの入所措置	環境上の理由および経済的理由により、自宅で生活することが困難な高齢者の入所措置を行います。	高齢者支援課	



基本施策 ウ 介護予防のための取組

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
フレイル予防に関する普及・啓発	健康な状態と要介護状態の中間の状態である「フレイル」を予防するため、運動・栄養（口腔機能）・社会参加の3つのポイントから、フレイル予防についての情報提供の機会をつくります。	高齢者支援課 健康課	
地域リハビリテーション活動支援事業	高齢者クラブを含め広く市民への介護予防促進のため、リハビリテーション専門職の専門的知見の活用を図ります。	高齢者支援課	
梅っこ体操【再掲】	本市オリジナルの介護予防体操である梅っこ体操の普及のための取組を行います。	高齢者支援課 スポーツ推進課	
介護予防事業対象者把握事業	要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の市民に対し、生活機能に関する状態等、介護予防事業対象者の把握に努めます。 また、地域包括支援センター職員が訪問し、介護予防事業の説明・案内を行います。	高齢者支援課	
介護予防・認知症講演会【再掲】	介護予防、認知症予防等に関する講演会を開催し、基本的な知識の普及啓発を図ります。	高齢者支援課	⑤
介護予防教室【再掲】	介護予防、認知症予防に資する教室等を開催します。	高齢者支援課	⑤

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
介護予防リーダー養成事業	介護予防の重要性を理解し、地域で健康づくりのための活動を担っていく介護予防リーダーを養成します。	高齢者支援課	
地域介護予防活動支援事業	介護予防リーダーなどのボランティアの協力や「青梅市地域介護予防活動支援事業補助金」の制度活用等により、高齢者等が地域で行う自主的な介護予防活動を支援していきます。	高齢者支援課	
介護予防・日常生活支援総合事業の周知・啓発	介護予防・日常生活支援総合事業について、広く周知・啓発を図り、介護予防のためのサービス利用を促します。	高齢者支援課	





基本施策 Ⅰ 多職種による連携

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
地域ケア会議の推進	「自立支援」に重点をおき、日常生活圏域ごとに「自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議」を多職種で連携して開催し、地域の課題把握へとつなげます。	高齢者支援課	⑤
生活支援サービスの体制整備	ボランティアの養成や住民主体の通いの場の活動等生活支援の基盤整備のため、関係機関等と協議を進めるとともに、高齢者と地域の様々なサービスや社会資源とをつなぐ生活支援コーディネーターを配置し、新たな社会資源の発見、サービスの創出、ネットワーク構築を図ります。(地域福祉計画から再掲)	高齢者支援課	④
在宅医療・介護連携に関する情報収集、課題把握等および関係者への情報周知	多職種ネットワーク連絡会等において、在宅医療・介護連携の課題を抽出し、「在宅医療の4つの場面」(日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り)における「目指す姿」の設定に取り組みます。また、関係者への情報共有周知を行います。	高齢者支援課	
在宅医療・介護連携に関する相談支援	医療・介護関係者の円滑な連携を支援する相談窓口体制を目指します。	高齢者支援課	
在宅医療・介護連携に関する地域住民への普及啓発	地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるようにするとともに、地域住民の在宅医療や介護連携の理解の促進を図ります。	高齢者支援課	
在宅医療・介護連携に関する関係者間の情報共有に関する支援および研修の実施	医療と介護について、関係者が互いの業務の現状を知り、意見交換のできる関係を構築するなど、地域の医療・介護関係者の連携促進を目的とした多職種での研修を近隣自治体と連携して実施します。また、地域の医療・介護関係者間での情報共有ツールの導入や活用について支援します。	高齢者支援課	

基本施策 Ⅱ 相談体制の充実

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
包括的相談支援事業【新規】	相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け入れ、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供等を行います。(地域福祉計画から再掲)	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課 子育て応援課 こども家庭センター	④ ⑤ ⑥ ⑦
地域包括支援センターによる総合相談支援	高齢者の実情把握に努め、高齢者本人・家族・近隣住民からの相談に対応し、総合的・専門的な援助(助言・指導)を行います。地域の民生委員・児童委員や公的機関、専門機関等と連絡を密にし、総合的支援体制を整備します。	高齢者支援課	
介護サービス相談員派遣事業	介護サービス相談員が介護施設等を訪問し、利用者の相談に対応します。	高齢者支援課	
健康相談【再掲】	健康センター、中央図書館等で心身の健康に関する相談を実施し、対象者に応じた健康管理のための指導や助言を行います。	健康課	
権利擁護の推進【再掲】	誰もが人権を尊重し合い、尊厳をもって安心して暮らせるよう、青梅市社会福祉協議会と連携し、権利擁護の推進を図ります。また、身寄りがない、経済的負担ができない市民に対しては、市が審判申立てや後見人報酬の費用助成を行います。(地域福祉計画から再掲)	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課	④ ⑤ ⑥
認知症に関する相談窓口の周知【再掲】	認知症の人やその家族、関係機関に対して、認知症のことをどこに相談すれば良いか、どのような支援があるかを広く周知するため、広報による定期的な情報発信やホームページの整備に取り組みます。	高齢者支援課	

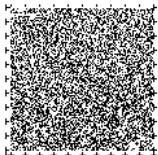
## 基本方針(2) 介護保険サービスの充実と適正運営

介護保険サービスが適正・円滑に運営され、それぞれの状態像に合わせ、自立した生活を継続するために、高齢者自らの意思で必要な介護サービスを受けられるまちな実現を目指します。

### 基本施策 ア 介護保険サービスの適正な給付

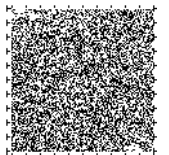
事業名	取組内容	主担当課	関連計画
包括的・継続的ケアマネジメント支援	ケアプラン作成技術の個別指導、支援困難事例への指導助言、地域における社会資源との連携・協力体制の整備等を行います。	高齢者支援課	

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
給付適正化事業	<p>【要介護認定の適正化】 要介護認定のプロセスにおいてオンライン化を推進しつつ、全国一律の基準にもとづく認定が行えるよう、要介護認定の適正化を図ります。</p> <p>【ケアプラン等の点検】 ○ケアプラン点検 介護支援専門員が作成したケアプラン等を確認し、自立支援に資するケアマネジメントの考え方を共有します。 ○住宅改修・福祉用具点検 適切な制度利用となるよう、事業者に対する普及啓発や、利用状況の現地調査を含む点検等を推進します。</p> <p>【医療情報との突合・縦覧点検】 ○医療情報との突合 介護と医療の給付情報を突合し、重複請求の排除等を図ります。 ○縦覧点検 介護の給付実績を確認し、サービスの整合性等の点検を行います。</p> <p>【介護給付費通知】 従来実施してきた介護給付費通知については、期待する効果が得られているか把握することが困難であることから、第9期計画期間中において、事業実施の方向性について見直しを検討します。</p>	介護保険課 高齢者支援課	



## 基本施策 イ 介護保険サービスの整備

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
地域密着型サービス事業所の整備【新規】	市内において今後不足が見込まれる地域密着型サービスについて、事業所の整備を進めます。	介護保険課	



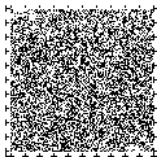
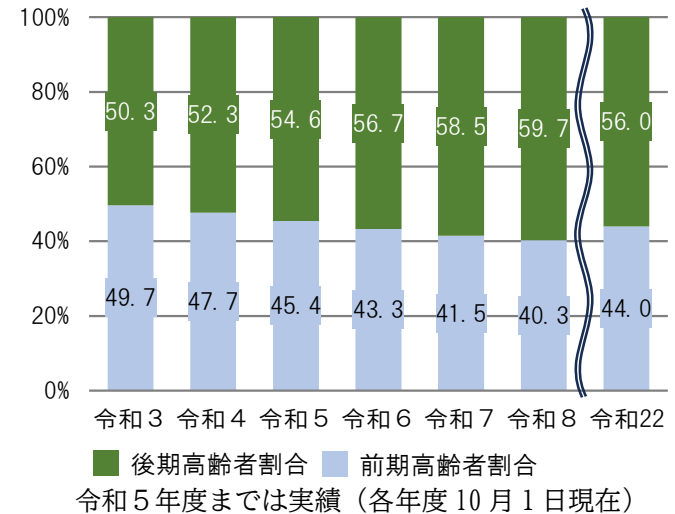
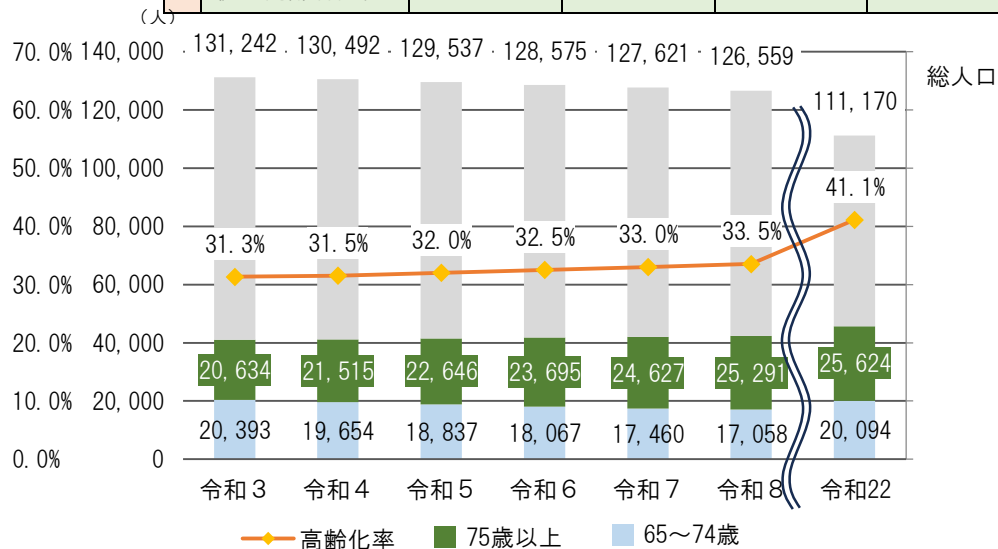
# 第4章 介護保険サービスの事業量見込と介護保険料の設定

## 1 人口、被保険者数および認定者数の推計

### (1) 人口の推計

本市の総人口は減少傾向で推移し、令和8年度には126,559人、令和22(2040)年度には111,170人となることを見込まれます。  
65歳以上人口については増加が続き、令和8年度には42,349人、令和22(2040)年度には45,718人となることを見込まれます。

年度	第8期			第9期			長期
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
総人口	131,242	130,492	129,537	128,575	127,621	126,559	111,170
65歳以上人口	41,027	41,169	41,483	41,762	42,087	42,349	45,718
(うち65～74歳)	20,393	19,654	18,837	18,067	17,460	17,058	20,094
(うち75歳以上)	20,634	21,515	22,646	23,695	24,627	25,291	25,624
高齢化率	31.3%	31.5%	32.0%	32.5%	33.0%	33.5%	41.1%
前期高齢者割合	49.7%	47.7%	45.4%	43.3%	41.5%	40.3%	44.0%
後期高齢者割合	50.3%	52.3%	54.6%	56.7%	58.5%	59.7%	56.0%

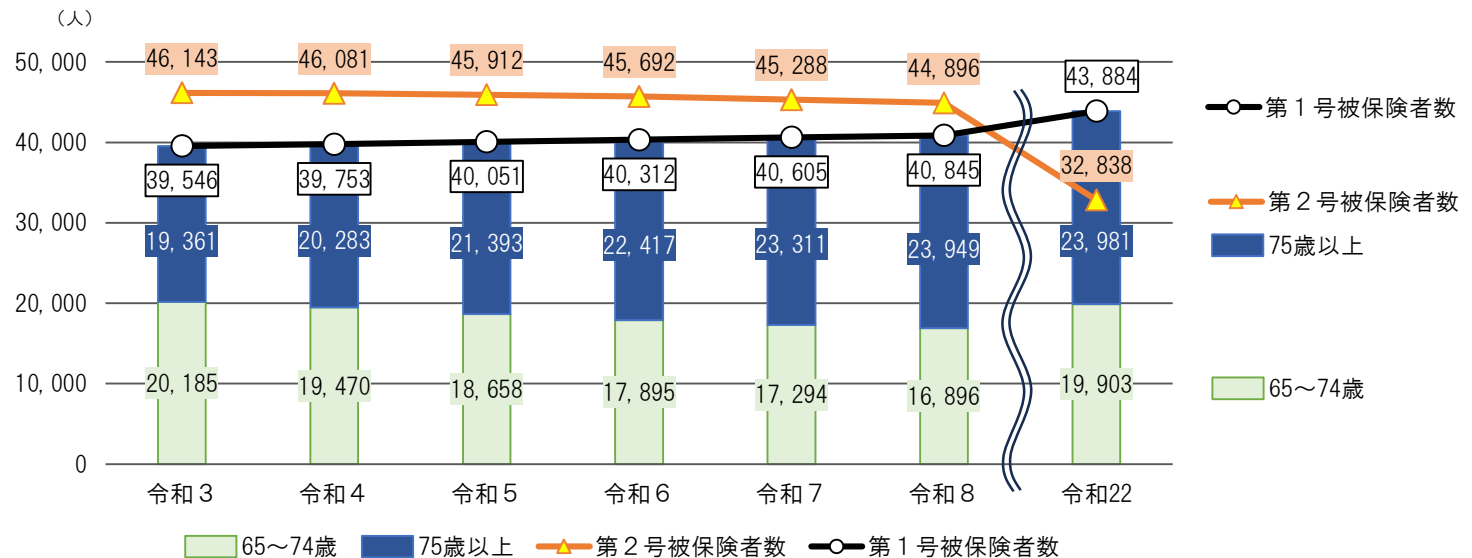


## (2) 被保険者数の推計

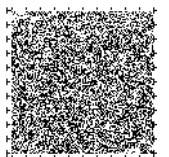
本市の第2号被保険者数は減少傾向で推移し、令和8年度には44,896人、令和22(2040)年度には32,838人となることを見込まれます。

第1号被保険者数については増加が続き、令和8年度には40,845人、令和22(2040)年度には43,884人となることを見込まれます。

年度	第8期			第9期			長期
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
第1号被保険者数	39,546	39,753	40,051	40,312	40,605	40,845	43,884
(うち65～74歳)	20,185	19,470	18,658	17,895	17,294	16,896	19,903
(うち75歳以上)	19,361	20,283	21,393	22,417	23,311	23,949	23,981
第2号被保険者数	46,143	46,081	45,912	45,692	45,288	44,896	32,838



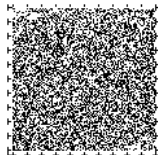
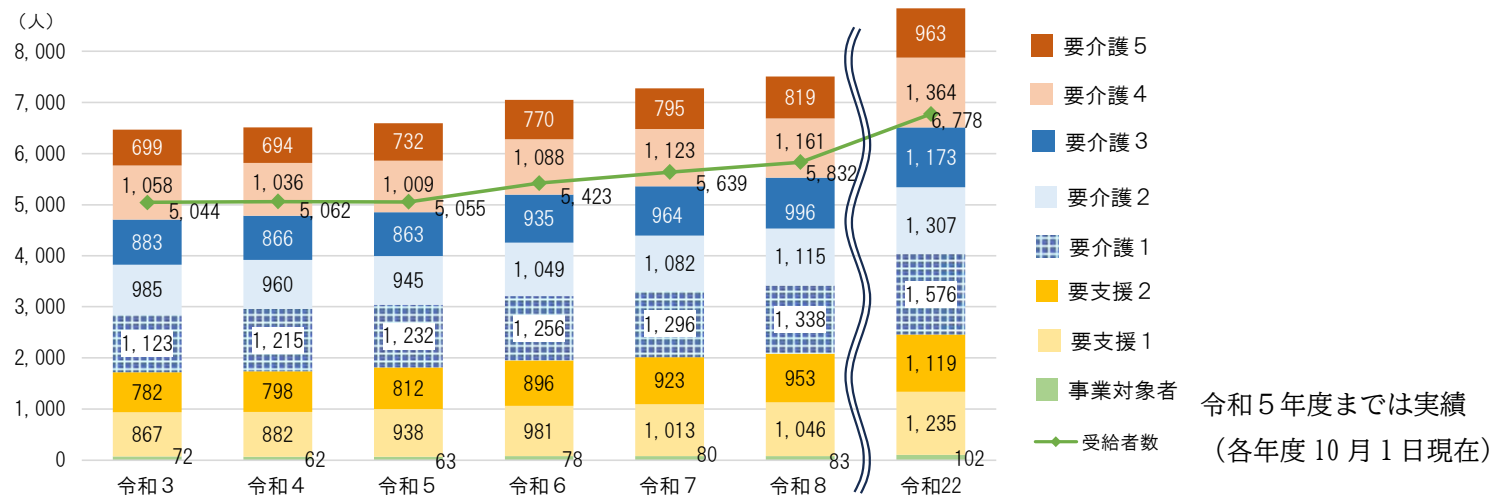
令和5年度までは実績（各年度10月1日現在）



(3) 認定者数およびサービス受給者数等の推計

認定者数は増加傾向で推移し、令和8年度には7,428人、令和22(2040)年度には8,737人となる見込みです。

年度	第8期			第9期			長期
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
要支援・要介護	6,397	6,451	6,531	6,975	7,196	7,428	8,737
要支援1	867	882	938	981	1,013	1,046	1,235
要支援2	782	798	812	896	923	953	1,119
要介護1	1,123	1,215	1,232	1,256	1,296	1,338	1,576
要介護2	985	960	945	1,049	1,082	1,115	1,307
要介護3	883	866	863	935	964	996	1,173
要介護4	1,058	1,036	1,009	1,088	1,123	1,161	1,364
要介護5	699	694	732	770	795	819	963
認定率(全体)	16.1%	16.2%	16.3%	17.2%	17.7%	18.1%	19.9%
認定率(第1号被保険者のみ)	15.8%	15.8%	15.9%	16.9%	17.3%	17.8%	19.6%
受給者数	5,044	5,062	5,055	5,423	5,639	5,832	6,778
受給率	78.9%	78.4%	77.4%	77.7%	78.4%	78.5%	77.6%
事業対象者	72	62	63	78	80	83	102



## 2 介護サービス見込量および費用額の適切な推計

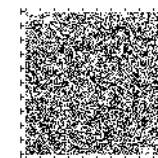
### (1) 給付費および事業費の推計概要

第8期計画期間の実績ならびに、そこから推計した第9期計画期間の給付費および事業費の推計値については、以下のとおりです。

単位:千円

区分	第8期			第8期計	第9期			第9期計	伸び率 (計)	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度			
居宅サービス	2,959,355	2,998,804	3,183,446	9,141,605	3,474,496	3,601,696	3,737,175	10,813,367	18.3%	
地域密着型サービス	891,575	889,546	865,561	2,646,682	926,251	1,005,928	1,096,300	3,028,479	14.4%	
施設サービス	4,723,167	4,713,427	4,823,276	14,259,870	5,046,916	5,144,612	5,239,426	15,430,954	8.2%	
その他の給付費等	1,170,148	1,137,500	1,143,267	3,450,915	1,207,559	1,251,319	1,299,392	3,758,270	8.9%	
地域 支援 事業 費	従来分	366,547	381,634	402,746	1,150,927	281,124	282,255	283,062	846,441	
	重層的支援体制 整備事業分※					247,182	247,090	247,286	741,558	
	小計	366,547	381,634	402,746	1,150,927	528,306	529,345	530,348	1,587,999	
総計	10,110,792	10,120,911	10,418,296	30,649,999	11,183,528	11,532,900	11,902,641	34,619,069	12.9%	

※重層的支援体制整備事業…令和2年に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」において、地域による包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない包括的相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」、「地域づくりに向けた支援」という3つの支援を一体的に実施するもの。



## (2) 介護保険サービスについて

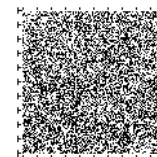
介護保険で受けられるサービスには居宅サービス・施設サービス・地域密着型サービスがあり、それぞれの詳細は以下のとおりです。

	サービス名	サービスの内容
居宅サービス	訪問介護 (通称:ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯等の生活援助等を行うサービスです。
	(介護予防)訪問入浴介護	介護士と看護師が居宅を訪問し、入浴設備や簡易浴槽を備えた移動入浴車で入浴介護を行うサービスです。
	(介護予防)訪問看護	看護師等が、居宅を訪問して主治医と連絡を取りながら療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。
	(介護予防)訪問リハビリテーション	主治医の計画にもとづき、理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問し、心身機能の維持回復を図り、日常生活での自立を促すよう、必要なリハビリテーションを行うサービスです。
	(介護予防)居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、看護師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。
	通所介護 (通称:デイサービス)	日帰り介護施設で、食事、入浴の提供や介護、生活面での相談やアドバイス、簡単な機能訓練やレクリエーション等を行うサービスです。
	(介護予防)通所リハビリテーション (通称:デイケア)	介護老人保健施設や医療機関等で、心身機能の維持回復を図り、日常生活での自立を促すよう必要なリハビリテーションを理学療法士や作業療法士等が行うサービスです。
	(介護予防)短期入所生活介護 (通称:ショートステイ)	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所して、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を受けることができるサービスです。
	(介護予防)短期入所療養介護 (通称:医療型ショートステイ)	介護老人保健施設や介護医療院に短期入所して、医学的管理の下での看護、介護、機能訓練、日常生活上の世話を受けることができるサービスです。

	サービス名	サービスの内容
居宅サービス	(介護予防)特定施設入居者生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホーム(ケアハウス)等に入所している人が要介護・要支援状態になったときに、日常生活上の介護や機能訓練等を受けることができるサービスです。
	(介護予防)福祉用具貸与	日常生活を助けたり、機能訓練に用いるための福祉用具、介護者の負担を軽くするための福祉用具を貸し出すサービスです。 ※令和6年度介護報酬改定により、一部品目においては「貸与」か「購入」どちらかを選択できる制度が導入される見込です。



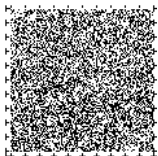
	サービス名	サービスの内容	整備目標				整備目標の考え方
			令和5年度 (現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
地域密着型サービス	(介護予防)認知症対応型通所介護 (通称:認知症対応型デイサービス)	認知症の方に対して、日帰りで入浴、食事の提供、機能訓練等を行うサービスです。	4事業所	4事業所	4事業所	4事業所	令和5年度までの利用実績を鑑み、第9期計画期間における整備は行いません。
	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、利用者の状態や希望を組み合わせ、「泊まり」や「訪問」を行うサービスです。	2事業所	3事業所 ※令和8年度末時点			訪問介護サービスの需要が増加していることから、1事業所の整備を行います。
	(介護予防)認知症対応型共同生活介護 (通称:グループホーム)	認知症の方が家庭的な環境の中で共同生活を営みながら、入浴、食事の提供等を受けるサービスです。	10ユニット	11ユニット ※令和8年度末時点			令和8年度までに、現在の定員を上回る需要が発生する見込となるため、1ユニットの整備を行います。 ※ユニットとは、グループホームで共同生活する場合の生活単位で、青梅市では現在定員9名となっています。
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	重度の要介護認定者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて 24 時間、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。	1事業所	1事業所	1事業所	1事業所	令和5年度に1事業所の整備を行いました。
	看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ提供するサービスです。	2事業所	2事業所	2事業所	2事業所	令和5年度に1事業所の整備を行いました。
	地域密着型通所介護	利用定員 18 名以下の小規模型の日帰り介護施設で、食事、入浴の提供や介護、生活面での相談やアドバイス、簡単な機能訓練やレクリエーション等を行うサービスです。	14事業所	14事業所	14事業所	14事業所	令和5年度までの利用実績を鑑み、第9期計画期間における整備は行いません。



	サービス名	サービスの内容
その他サービス	市町村特別給付	国が定める居宅サービス・施設サービス・地域密着型サービス以外のサービスとして、市町村が地域の特性に応じて独自の給付を行うものです。本市においては、御岳山に住所を有し、在宅で生活している方が、介護サービスを利用した際、事業所に支払うケーブルカー運賃および駐車料金について給付を行っています。
	介護老人福祉施設 (通称:特別養護老人ホーム)	日常生活に常時介護が必要で、在宅では介護が困難な人が入所するサービスです。原則として要介護3以上の方が入所可能です。
	介護老人保健施設 (通称:老人保健施設)	病状が安定している人に、医学的管理の下で看護、介護、リハビリテーションを行い、在宅への復帰を支援するサービスです。
	介護医療院	長期の療養が必要な人に、日常的な医学管理と看取りやターミナルケアなどの医療機能とあわせ、生活施設としての機能を兼ね備えた施設で、療養上の管理、看護、介護、リハビリテーション等を受けることができるサービスです。

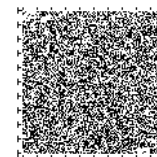
サービス名	サービスの内容
(介護予防)福祉用具購入	入浴や排せつなどに使用する福祉用具を、指定を受けた事業所で購入したときに、負担割合に応じて一定の金額を上限に購入費の7～9割を支給するサービスです。
(介護予防)住宅改修	家庭内での安全を確保するなど、住宅改修が必要な場合に負担割合に応じて一定の金額を上限に改修費用の7～9割を支給するサービスです。
居宅介護(介護予防)支援	ケアマネジャー等が利用者、家族、関係事業者等と協議して、居宅介護サービス計画および介護予防サービス計画の作成やサービス提供の支援をするサービスです。

その他給付
審査支払手数料
高額介護(介護予防)サービス費
特定入所者介護(介護予防)サービス費
高額医療合算介護(介護予防)サービス費

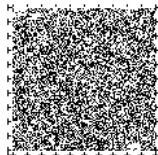


(3) 介護給付サービス・予防給付サービスの見込額および費用額

	サービス名	単位	第8期(実績値)			第9期(計画値)			長期推計
			令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
居宅サービス	訪問介護	給付費(千円)	325,358	330,317	356,683	365,371	371,196	377,406	470,128
		回数(回)	8,863.8	9,107.6	9,914.4	9,779.0	9,935.0	10,111.0	12,570.0
		人数(人)	502	494	508	512	518	525	645
	訪問入浴介護	給付費(千円)	77,144	72,855	84,369	101,998	108,834	114,487	128,407
		回数(回)	490	459	529	610.0	650.0	684.0	766.0
		人数(人)	88	83	101	106	113	119	133
	訪問看護	給付費(千円)	269,869	274,220	287,184	313,633	326,518	339,098	403,998
		回数(回)	3,668.8	3,718.0	3,988.1	4,185.1	4,350.1	4,516.0	5,399.1
		人数(人)	458	461	491	511	533	555	671
	訪問リハビリテーション	給付費(千円)	82,213	89,067	100,369	99,251	104,824	109,208	119,603
		回数(回)	2,242.0	2,393.8	2,677.0	2,520.3	2,658.7	2,770.3	3,032.8
		人数(人)	183	188	186	194	205	214	234
	居宅療養管理指導	給付費(千円)	92,652	98,297	106,254	117,091	123,106	129,325	144,870
		人数(人)	563	593	630	661	694	729	817
	通所介護	給付費(千円)	760,023	756,526	778,008	863,252	899,419	936,829	1,073,564
		回数(回)	7,921	7,817	7,998	8,468.4	8,810.8	9,174.9	10,535.0
		人数(人)	793	804	811	844	878	914	1,051
	通所リハビリテーション	給付費(千円)	395,881	377,021	424,433	472,561	490,490	515,078	602,638
		回数(回)	3,556.2	3,382.5	3,741.6	4,007.1	4,185.3	4,419.6	5,264.7
		人数(人)	432	429	470	494	518	549	658
	短期入所生活介護	給付費(千円)	239,575	247,357	239,230	277,272	289,113	301,564	366,737
回数(回)		2,171.5	2,227.3	2,149.9	2,372.9	2,470.0	2,576.2	3,132.2	
人数(人)		204	215	216	226	235	245	297	
短期入所療養介護	給付費(千円)	35,231	35,739	36,013	51,065	57,869	69,310	119,052	
	回数(回)	239.3	235.2	239.3	324.0	368.0	441.5	769.0	
	人数(人)	33	32	37	43	49	59	106	

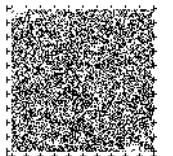


	サービス名	単位	第8期(実績値)			第9期(計画値)			長期推計
			令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
居宅サービス	福祉用具貸与	給付費(千円)	262,964	280,054	295,752	313,426	320,577	328,478	368,070
		人数(人)	1,526	1,593	1,633	1,680	1,728	1,781	2,044
	特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	265,109	283,194	311,202	323,934	329,748	334,065	406,851
		人数(人)	113	118	131	132	134	136	163
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護	給付費(千円)	131,103	144,193	137,674	147,349	150,716	154,730	193,028
		回数(回)	858.8	943.8	893.5	972.0	989.0	1,015.0	1,261.0
		人数(人)	79	85	80	82	83	85	105
	小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	111,990	110,155	94,742	103,687	118,737	146,912	150,432
		人数(人)	45	44	41	45	50	59	61
	認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	288,667	288,041	296,165	297,460	307,430	310,838	369,478
		人数(人)	89	87	90	91	94	95	113
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	1,575	3,474	7,925	22,435	41,053	52,284	93,009
		人数(人)	1	1	2	10	19	24	45
	看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	83,604	70,588	65,424	80,009	99,133	127,921	289,570
		人数(人)	23	19	19	24	30	38	89
	地域密着型通所介護	給付費(千円)	270,062	268,146	254,886	260,522	271,876	281,892	332,866
		回数(回)	2,594.8	2,588.1	2,543.2	2,669.7	2,783.4	2,891.7	3,442.2
		人数(人)	296	306	303	314	327	340	406
市町村特別給付	給付費(千円)	1	20	6	52	52	52	24	
	人数(人)	1	3	1	2	2	2	1	

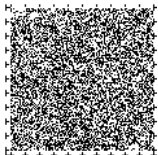


	サービス名	単位	第8期(実績値)			第9期(計画値)			長期推計
			令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
施設サービス	介護老人福祉施設	給付費(千円)	3,133,544	3,231,900	3,389,123	3,530,131	3,597,314	3,663,883	4,174,379
		人数(人)	949	973	992	1,010	1,028	1,047	1,193
	介護老人保健施設	給付費(千円)	1,275,518	1,249,677	1,246,787	1,315,942	1,341,196	1,364,692	1,556,961
		人数(人)	345	346	330	336	342	348	397
	介護医療院※令和5年度までは介護療養型医療施設を含む	給付費(千円)	314,105	231,850	187,366	200,843	206,102	210,851	318,778
		人数(人)	73	54	43	43	44	45	68
その他サービス	福祉用具購入	給付費(千円)	10,693	10,289	12,316	13,490	14,359	15,275	21,281
		人数(人)	31	30	31	33	35	37	52
	住宅改修	給付費(千円)	21,873	23,465	19,987	20,197	20,197	22,304	24,393
		人数(人)	25	23	19	19	19	21	23
	居宅介護支援	給付費(千円)	441,380	456,281	460,778	515,487	549,590	585,424	702,060
		人数(人)	2,259	2,305	2,320	2,470	2,629	2,799	3,373

	サービス名	単位	第8期(実績値)			第9期(計画値)			長期推計
			令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
居宅サービス	介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	482	475	0	421	422	422	422
		回数(回)	4.4	4.3	0.0	3.5	3.5	3.5	3.5
		人数(人)	1	1	0	1	1	1	1
	介護予防訪問看護	給付費(千円)	17,846	21,075	23,782	26,287	27,557	28,475	40,054
		回数(回)	264.3	298.2	341.8	359.6	376.4	388.8	546.4
		人数(人)	52	63	69	70	73	75	104
	介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	11,040	7,673	8,306	8,581	8,985	9,434	11,512
		回数(回)	301.4	208.2	223.9	220.2	230.3	241.8	295.1
		人数(人)	28	20	19	20	21	22	27
	介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	9,316	10,197	11,253	11,617	11,754	11,722	13,943
		人数(人)	61	68	74	73	74	74	88



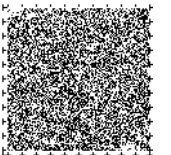
	サービス名	単位	第8期(実績値)			第9期(計画値)			長期推計
			令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
	介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	55,974	49,694	51,571	51,909	49,977	48,297	49,103
		人数(人)	122	108	114	111	108	106	111
	介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	1,027	2,176	1,808	1,928	1,930	1,945	2,401
		回数(回)	14.8	27.4	21.6	22.8	22.8	23.0	28.0
		人数(人)	3	5	5	5	5	5	6
	介護予防短期入所療養介護	給付費(千円)	0	218	114	198	209	209	220
		回数(回)	0.0	2.2	1.4	1.8	1.9	1.9	2.0
		人数(人)	0	1	1	1	1	1	1
	介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	28,079	31,307	31,652	33,952	36,441	39,096	49,346
		人数(人)	399	419	420	436	468	502	634
	介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	29,572	31,342	35,463	40,749	42,727	42,727	48,849
		人数(人)	33	34	39	44	46	46	51
地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	12	394	240	637	649	649	672
		回数(回)	0.1	3.4	2.1	5.7	5.8	5.8	6.0
		人数(人)	0	1	1	2	2	2	2
	介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	4,562	4,555	8,505	11,460	13,638	18,378	21,538
		人数(人)	5	5	10	14	17	23	27
	介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	2,692	2,696	2,696	2,696
人数(人)		0	0	0	1	1	1	1	
その他サービス	介護予防福祉用具購入	給付費(千円)	2,190	3,056	2,013	2,075	2,075	2,075	3,036
		人数(人)	8	10	6	6	6	6	9
	介護予防住宅改修	給付費(千円)	12,101	11,839	8,699	9,240	8,445	8,445	8,445
		人数(人)	11	11	10	10	9	9	9
	介護予防支援	給付費(千円)	30,830	31,900	32,454	35,568	38,134	40,782	52,632
		人数(人)	511	525	528	565	605	647	835

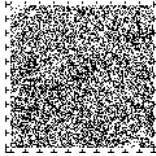


単位:千円

●介護給付・予防給付の給付費まとめ

区分		第8期(実績値)			第9期(計画値)			長期推計
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護給付	居宅サービス	2,806,019	2,844,647	3,019,497	3,298,854	3,421,694	3,554,848	4,203,918
	地域密着型サービス	887,001	884,597	856,816	911,462	988,945	1,074,577	1,428,383
	市町村特別給付	1	20	6	52	52	52	24
	施設サービス	4,723,167	4,713,427	4,823,276	5,046,916	5,144,612	5,239,426	6,050,118
	その他サービス	473,946	490,035	493,081	549,174	584,146	623,003	747,734
	介護給付 小計	8,890,134	8,932,726	9,192,676	9,806,458	10,139,449	10,491,906	12,430,177
予防給付	居宅サービス	153,336	154,157	163,949	175,642	180,002	182,327	215,850
	地域密着型サービス	4,574	4,949	8,745	14,789	16,983	21,723	24,906
	その他サービス	45,121	46,795	43,166	46,883	48,654	51,302	64,113
	予防給付 小計	203,031	205,901	215,860	237,314	245,639	255,352	304,869
その他給付	審査支払手数料	8,080	8,256	8,395	8,587	8,758	8,932	10,192
	高額介護(介護予防)サービス費	287,532	278,596	275,971	286,431	293,378	300,494	362,684
	特定入所者介護(介護予防)サービス費	324,451	280,058	287,795	281,724	279,783	277,817	409,254
	高額医療合算介護(介護予防)サービス費	31,017	33,740	34,853	34,708	36,548	37,792	39,122
	その他給付 小計	651,080	600,650	607,014	611,450	618,467	625,035	821,255
合計		9,744,245	9,739,277	10,015,550	10,655,222	11,003,555	11,372,293	13,556,301

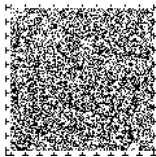




#### (4) 地域支援事業について

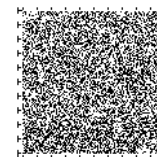
地域支援事業とは、要介護状態や要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業で、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の3つから構成されています。要支援1・2の方や、要介護・要支援の認定を受けていない方が対象となります。

		サービス名	サービス	重層的支援体制整備事業	
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス	訪問型サービス			
		従来介護予防訪問介護に相当するサービス	国の基準による訪問型サービスで、ホームヘルパー(有資格者)が訪問し、身体介護や家事援助を行います。		
		家事支援に特化した訪問サービス(訪問型サービスA)	ホームヘルパー(有資格者)が訪問し、身体状況を確認しながら家事援助を行います。		
		おうめ生活サポーターサービス(訪問型サービスA)	おうめ生活サポーター(青梅市が実施する一定の研修修了者)が訪問し、家事援助を行います。		
		短期集中型予防サービス(訪問型サービスC)	柔道整復師による運動指導や日常生活動作の改善に向けた運動を、短期間で集中的に行います。		
		通所型サービス	従来介護予防通所介護に相当するサービス	国の基準による通所型サービスで、生活機能向上のための体操や食事、入浴等のサービスを実施します。	
			軽度者向けの通所サービス(通所型サービスA)	生活機能を維持するための軽体操やレクリエーション、閉じこもり防止のための集団活動を行います。	
	短期集中型予防サービス(通所型サービスC)		機能訓練指導員による運動指導やマシンなどを使った筋力向上のための運動および、柔道整復師による運動指導や日常生活動作の改善に向けた運動の2種類のサービスを、短期間で集中的に実施します。		
	その他の生活支援事業(生活支援サービス)		生活支援サービス体制整備を進める中で関係機関や地域の団体等との協議により、必要なサービスについて検討を進めます。		
	一般介護予防事業	介護予防事業対象者把握事業	要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の市民に対し、生活機能に関する状態等、介護予防事業対象者の把握に努めます。また、地域包括支援センター職員が訪問し、介護予防事業の説明・案内を行います。		
		介護予防講演会	介護予防、認知症予防等に関する講演会を開催し、基本的な知識の普及啓発を図ります。		
		介護予防教室	介護予防、認知症予防に資する教室等を開催します。		
		介護予防リーダー養成事業	介護予防の重要性を理解し、地域で健康づくりのための活動を担っていく介護予防リーダーを養成します。		
		梅っこ体操	本市オリジナルの介護予防体操である梅っこ体操の普及のための取組を行います。		
フレイル予防に関する普及・啓発		健康な状態と要介護状態の中間の状態である「フレイル」を予防するため、運動・栄養(口腔機能)・社会参加の3つのポイントから、フレイル予防についての情報提供の機会をつくります。			
地域介護予防活動支援事業		介護予防リーダーなどのボランティアの協力や「青梅市地域介護予防活動支援事業補助金」の制度活用等により、高齢者等が地域で行う自主的な介護予防活動を支援していきます。	○		
地域リハビリテーション活動支援事業	高齢者クラブを含め広く市民への介護予防促進のため、リハビリテーション専門職の専門的知見の活用を図ります。				





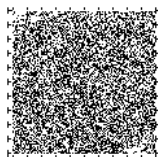
		サービス名	サービスの内容	重層的支援 体制整備事業
包括的支援事業	地域包括支援センターの運営	地域包括支援センターによる総合相談支援	高齢者の実情把握に努め、高齢者本人・家族・近隣住民からの相談に対応し、総合的・専門的な援助(助言・指導)を行います。地域の民生委員・児童委員や公的機関、専門機関等と連絡を密にし、総合的支援体制を整備します。	○
		権利擁護の推進	地域福祉計画に記載（基本目標3ー基本方針4ー基本施策ア）	
		包括的・継続的ケアマネジメント支援	ケアプラン作成技術の個別指導、支援困難事例への指導助言、地域における社会資源との連携・協力体制の整備等を行います。	
		地域ケア会議の推進	「自立支援」に重点をおき、日常生活圏域ごとに「自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議」を多職種で連携して開催し、地域の課題把握へとつなげます。	
		在宅医療・介護連携推進事業	地域福祉計画に記載（基本目標3ー基本方針2ー基本施策ア）	
		認知症に関する支援の充実	認知症を早期に発見し支援につなげるとともに、認知症の人やその家族を地域全体で支えていく仕組みづくりを進めます。	
		生活支援サービスの体制整備	地域福祉計画に記載（基本目標1ー基本方針2ー基本施策ウ）	○
		介護サービス事業者および居宅介護支援事業者連絡会の実施	市と介護サービス事業者の定期的な情報交換と連絡協議の場として、介護サービス事業者および居宅介護支援事業者との連絡会を実施します。	
		給付適正化事業	要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修・福祉用具点検、医療情報との突合、縦覧点検等の取組を推進します。	
	任意事業		家族介護教室	高齢者を介護している家族等に対し、介護方法や介護予防、健康づくりなどについての知識・技術を習得する家族介護教室を開催します。
		家族介護慰労金支給事業	重度の要介護者を在宅で介護している家族等の慰労および経済的負担の軽減などを図るため、一定の要件を満たす場合に家族介護慰労金を支給します。	
		介護サービス相談員派遣事業	介護サービス相談員が介護施設等を訪問し、利用者の相談に対応します。	



(5) 地域支援事業の見込額および費用額

	サービス名	単位	第8期(実績値)			第9期(計画値)			長期推計
			令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
総合事業	訪問型サービス	給付費(千円)	30,226	30,009	29,150	39,494	39,508	39,525	41,150
		人数(人)	149	149	149	154	158	160	184
	通所型サービス	給付費(千円)	146,861	155,177	157,062	164,173	164,230	164,269	167,838
		人数(人)	365	367	372	377	386	393	463
	介護予防ケアマネジメント	給付費(千円)	23,065	22,626	28,090	22,050	22,057	22,062	22,464
	一般介護予防事業	給付費(千円)	2,662	2,897	3,253	34,769	35,449	35,931	35,125
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	給付費(千円)	866	956	949	2,441	2,468	2,487	2,532	
総合事業 小計		給付費(千円)	203,680	211,665	218,504	262,927	263,712	264,274	269,109
包括的支援事業	包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	給付費(千円)	137,596	142,072	155,044	222,022	221,862	221,862	223,528
	包括的支援事業(社会保障充実分)	給付費(千円)	22,378	24,358	25,133	39,916	40,272	40,673	40,905
包括的支援事業 小計		給付費(千円)	159,974	166,430	180,177	261,938	262,134	262,535	264,433
任意事業		給付費(千円)	2,893	3,539	4,065	3,441	3,499	3,539	4,845
地域支援事業 合計		給付費(千円)	366,547	381,634	402,746	528,306	529,345	530,348	538,387

※上記表には、重層的支援体制整備事業にかかる費用として、介護保険特別会計から一般会計へ移行するものも含まれます。



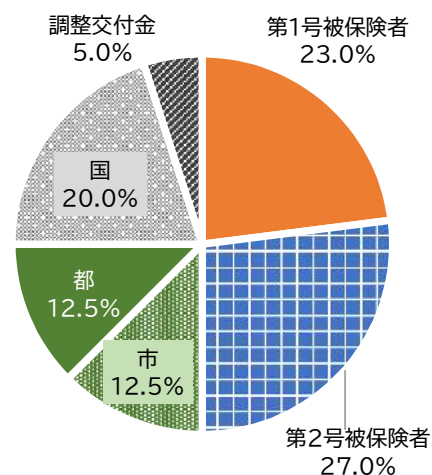
### 3 保険料および所得段階の設定

#### (1) 介護保険事業の財源構成について

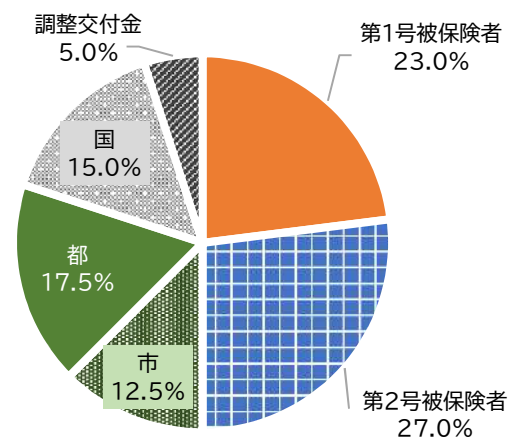
介護給付および予防給付に要する費用（以下「介護給付費等」といいます。）と地域支援事業費の財源は、国・都・市の負担金、国の調整交付金、第1号被保険者（65歳以上）の保険料、第2号被保険者（40歳から64歳）の保険料で構成されています。介護給付費等は、公費（国、都、市）と保険料（第1号、第2号被保険者）で、50%ずつ負担する仕組みとなっています。

介護給付費等の負担割合については、以下のとおりとなります。

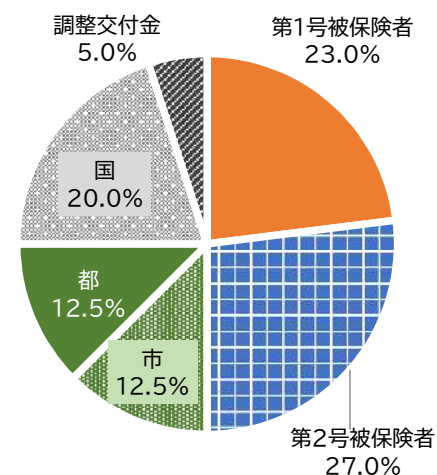
■介護給付費等（施設分を除く）



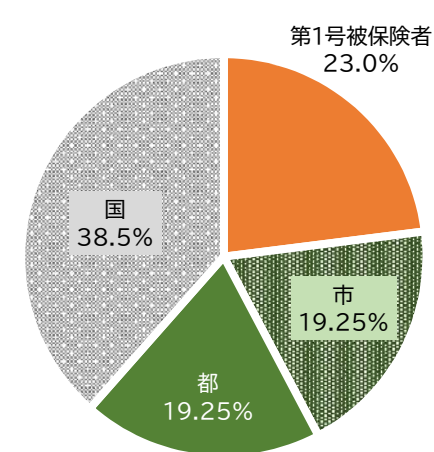
■介護給付費等（施設分）



■介護予防・日常生活支援総合事業



■包括的支援事業・任意事業



なお、第1号被保険者の保険料で賄われる負担割合は、第2号被保険者との人口比率により定められており、第7期計画・第8期計画と変わらず23%となります。



## (2) 介護保険料設定の見込

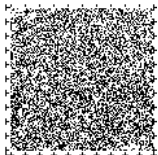
第9期計画期間においては、高齢者人口の増加、特に75歳以上の後期高齢者の増加に伴う要介護（支援）認定者数の増加により、介護保険サービスの利用量が増えることが見込まれます。

また、介護報酬改定率が+1.59%となることに加え、改定率の外枠の賃上げ効果等により、全体として+2.04%相当の改定となります。

## (3) 介護保険料上昇の緩和について

保険者である市区町村は、介護給付費等準備基金を設け、保険料の収納において計画期間の初年度に発生が見込まれる余剰金を積み立てる一方、給付費の不足が生じた場合に取り崩しを行うなど、被保険者に安定して保険給付を提供するよう努めています。介護給付費等準備基金は、介護保険財政の安定を図るために大切な役割を果たしていますが、基金を必要以上保有しないよう、本計画期間においては基金の一部を取り崩し、第1号被保険者全体の保険料負担の上昇幅を緩和することとします。

また、令和元年10月から、消費税率10%への引き上げによる増収分を活用して、所得の低い方（所得段階が第1段階から第3段階）への更なる保険料軽減措置を実施しています。この軽減対策は、税と社会保障の一体的改革として行われたもので、財源は、消費税の増収分をもとに国が2分の1、都道府県が4分の1、市区町村が4分の1ずつ、一般会計で賄っています。



(4) 介護保険料の算定

第1号被保険者の介護保険料基準額については、必要な給付費を積算した上で、第1号被保険者の負担額（給付費のうち23%）を算出し、交付金や基金取崩し等の見込を勘案したものを、被保険者数で割ることで算出することとなっています。算定にかかる詳細な給付額等については、以下のとおりです。

単位:千円

区分	第8期(実績値)			第9期(計画値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費の積算 総給付費(介護給付・予防給付・その他給付、地域支援事業費)	10,110,792	10,120,911	10,418,296	11,183,528	11,532,900	11,902,641

給付費等総額(第9期)	34,619,069千円
-------------	--------------

サービス給付費総額の23%

第1号被保険者負担分相当額	7,962,386千円
---------------	-------------

第1号被保険者負担分相当額から、交付金・基金取崩しの見込み額を引く。

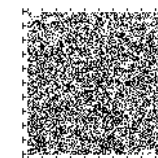
保険料収納必要額	8,199,637千円
----------	-------------

保険料収納必要額を、予定保険料収納率(98.8%)で割り、さらに被保険者数(所得段階別の補正後)で割る。

保険料基準額(年額)	約69,600円
保険料基準額(月額) 年額÷12	5,800円

調整交付金(見込額 - 相当額)	▲1,012,069千円
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	486,821千円
準備基金取崩額	287,997千円

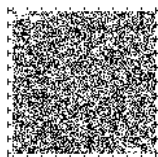
所得段階別加入割合 補正後被保険者数	令和6年	39,502人
	令和7年	39,785人
	令和8年	40,024人
	3か年計	119,312人



(5) 第9期計画期間における介護保険料

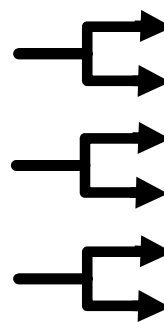
第9期事業計画期間（令和6（2024）年度から令和8（2026）年度）の所得段階区分と保険料率等				
所得段階	対象者	保険料率	保険料（年額）	構成比（推計）
第1段階	・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 ・市民税非課税世帯で、「課税年金収入額+合計所得金額」が80万円以下の方	基準額×0.28※	19,400円	15.9%
第2段階	・市民税非課税世帯で、「課税年金収入額+合計所得金額」が80万円を超え、120万円以下の方	基準額×0.48※	33,400円	8.4%
第3段階	・市民税非課税世帯で、「課税年金収入額+合計所得金額」が120万円を超える方	基準額×0.68※	47,300円	8.3%
第4段階	・本人は市民税非課税であるが、世帯員に市民税課税者がいる方で「課税年金収入額+合計所得金額」が80万円以下の方	基準額×0.90	62,600円	10.7%
第5段階	・本人は市民税非課税であるが、世帯員に市民税課税者がいる方で「課税年金収入額+合計所得金額」が80万円を超える方	基準額	69,600円	13.7%
第6段階	・市民税本人課税の方で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	83,500円	13.0%
第7段階	・市民税本人課税の方で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	90,400円	16.5%
第8段階	・市民税本人課税の方で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	104,400円	7.3%
第9段階	・市民税本人課税の方で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.70	118,300円	2.7%
第10段階	・市民税本人課税の方で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.90	132,200円	1.1%
第11段階	・市民税本人課税の方で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10	146,100円	0.6%
第12段階	・市民税本人課税の方で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.30	160,000円	0.4%
第13段階	・市民税本人課税の方で、前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	基準額×2.40	167,000円	0.2%
第14段階	・市民税本人課税の方で、前年の合計所得金額が820万円以上920万円未満の方	基準額×2.50	174,000円	0.2%
第15段階	・市民税本人課税の方で、前年の合計所得金額が920万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.60	180,900円	0.1%
第16段階	・市民税本人課税の方で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額×2.70	187,900円	0.9%

※第1段階から第3段階までの保険料は、消費税引き上げ分の社会保障の充実による、軽減後の金額です。軽減前は、第1段階が31,300円（基準額×0.45%）、第2段階が47,300円（基準額×0.68%）、第3段階が47,600円（基準額×0.685%）となります。



(6) 第8期および第9期計画期間の保険料所得段階比較

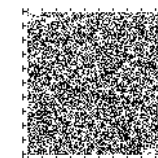
第8期 事業計画			
所得段階	保険料率	保険料 (年額)	構成比 (割合)
第1段階	基準額×0.28	17,800円	16.2%
第2段階	基準額×0.50	31,800円	7.3%
第3段階	基準額×0.65	41,300円	7.5%
第4段階	基準額×0.85	54,000円	12.7%
第5段階	基準額	63,600円	13.5%
第6段階	基準額×1.11	70,500円	12.9%
第7段階	基準額×1.32	83,900円	16.5%
第8段階	基準額×1.63	103,600円	7.5%
第9段階	基準額×1.66	105,500円	2.2%
第10段階	基準額×1.90	120,800円	1.9%
第11段階	基準額×2.08	132,200円	0.7%
第12段階	基準額×2.20	139,900円	0.3%
第13段階	基準額×2.35	149,400円	1.0%



第9期 事業計画			
所得段階	保険料率	保険料 (年額)	構成比 (割合)
第1段階	基準額×0.28	19,400円	15.9%
第2段階	基準額×0.48	33,400円	8.4%
第3段階	基準額×0.68	47,300円	8.3%
第4段階	基準額×0.90	62,600円	10.7%
第5段階	基準額	69,600円	13.7%
第6段階	基準額×1.20	83,500円	13.0%
第7段階	基準額×1.30	90,400円	16.5%
第8段階	基準額×1.50	104,400円	7.3%
第9段階	基準額×1.70	118,300円	2.7%
第10段階	基準額×1.90	132,200円	1.1%
第11段階	基準額×2.10	146,100円	0.6%
第12段階	基準額×2.30	160,000円	0.4%
第13段階	基準額×2.40	167,000円	0.2%
第14段階	基準額×2.50	174,000円	0.2%
第15段階	基準額×2.60	180,900円	0.1%
第16段階	基準額×2.70	187,900円	0.9%

(7) 保険料基準月額推移

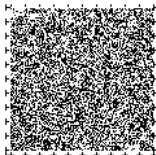
期間	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
	平成12~14年	平成15~17年	平成18~20年	平成21~23年	平成24~26年	平成27~29年	平成30~令和2年	令和3~5年	令和6~8年
基準月額	2,875円	3,000円	3,600円	3,400円	4,300円	4,800円	5,000円	5,300円	5,800円
増減額	—	+125円	+600円	△200円	+900円	+500円	+200円	+300円	+500円





# 第4編

障害者計画・  
障害福祉計画・  
障害児福祉計画





# 第1章 障がい者(児)福祉を取り巻く現状と課題

## 1 計画策定の背景

国では、障がいのある人も普通に暮らし、地域の一員としてともに生きる社会作りを目指して、障害福祉サービスをはじめとする障害保健福祉施策が推進されています。

平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が施行されました。平成30年4月には、障害福祉サービスおよび障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、「生活」と「就労」の一層の充実や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等を図ることとしています。

平成26年1月には、「私たちのことを、私たち抜きで決めないで」をスローガンとする国連の「障害者の権利に関する条約」を批准しました。また、平成28年4月には、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)ならびに雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止および障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」(改正障害者雇用促進法)が施行されました。障害者差別解消法はさらに令和3年に改正され、令和6年4月1日より、事業者による障がいのある方への合理的配慮の提供が義務化されました。

そのほかにも、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮および社会参加の促進を目的とした「障害者文化芸術推進法」や、障害があっても読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための「読書バリアフリー法」など、障害の有無にかかわらず、様々な形で社会参加や文化活動を支援するための法律が整備されています。

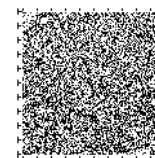
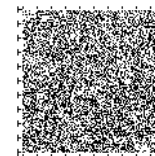
また、令和3年9月には「医療的ケア児」の定義や、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを初めて明記した「医療的ケア児支援法」が施行されました。

さらに、令和4年5月には障がい者の情報の取得利用や意思疎通に関する施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、障害者計画の策定や変更に当たっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされました。

本市では、「味わいのある人生を歩もう～だれもがその人らしく暮らせる共生のまち青梅～」を基本理念として第5期障害者計画を策定するとともに、令和3年には第6期障害福祉計画および第2期障害児福祉計画を策定し、障害者施策、障害福祉施策を推進してきました。

これらの計画のもとで、令和3年4月1日には、「障がいのある人も障がいのない人もその人らしく暮らせる共生のまち青梅市条例」(青梅市障害者差別解消条例)を施行し、さらに、令和5年6月30日には、「青梅市虐待・配偶者暴力の防止に関する条例」を施行しました。

本計画は、これらの計画が令和5年度をもって終了することから、新たに令和6年度を初年度とする第6期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画を策定するものです。



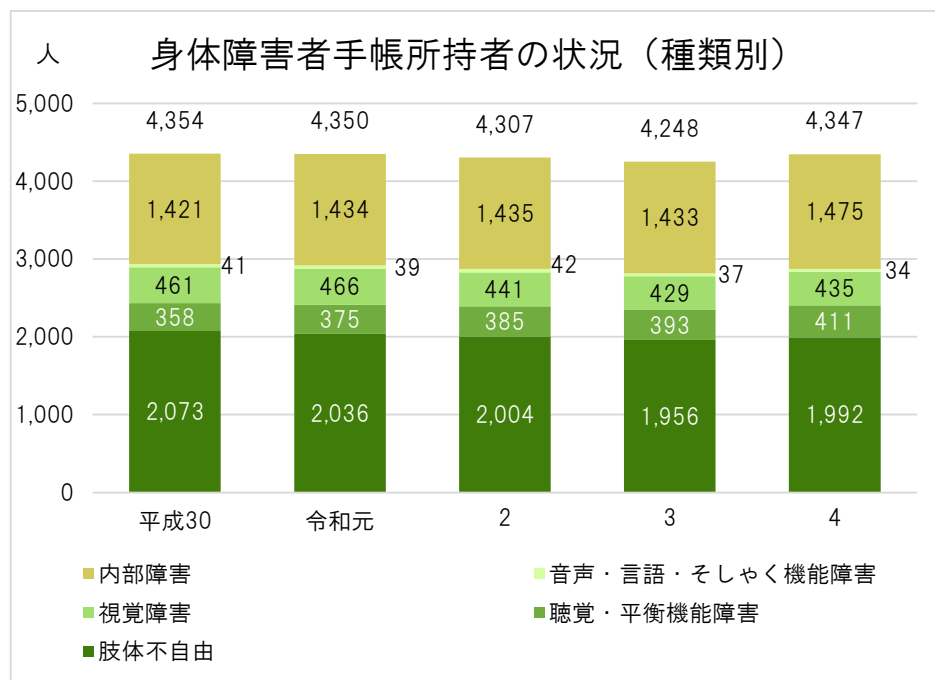
## 2 障がい者に関する統計の状況

### (1) 身体障害

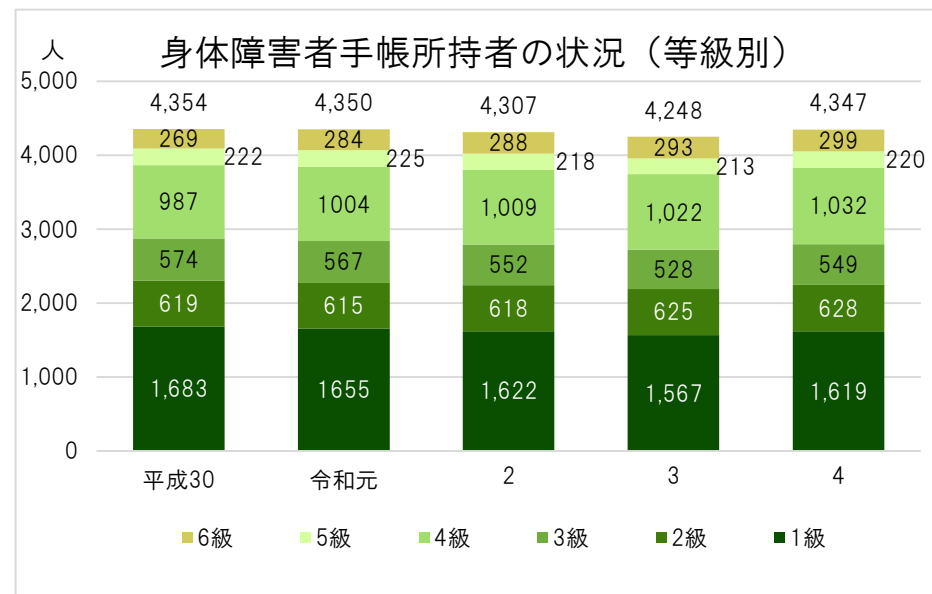
身体障害者手帳所持者数は令和3年度まで減少傾向にありましたが、令和4年度はやや増加しています。

種類の内訳をみると、聴覚・平衡機能障害、内部障害がやや増加傾向、そのほかは横ばいとなっています。

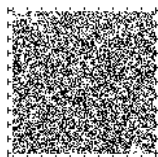
等級の内訳をみると、1級、3級が減少し、そのほかは横ばいから微増となっています。



資料：青梅市行政報告書（各年度末時点）



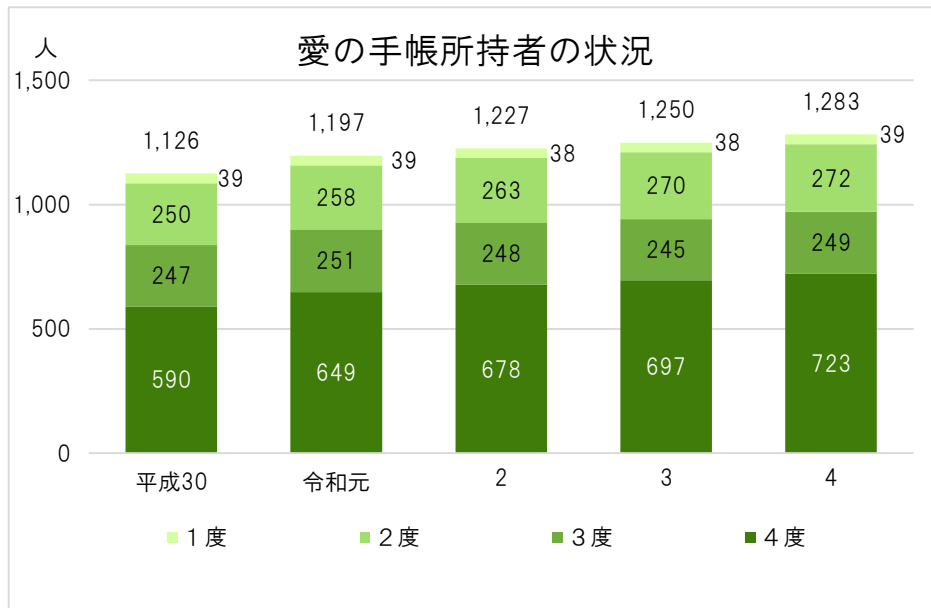
資料：青梅市行政報告書（各年度末時点）



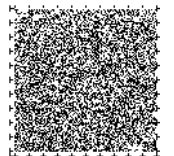
## (2) 知的障害

愛の手帳所持者数は平成30年度以降増加傾向となっています。

度数ごとの状況を見ると、1度と3度は横ばいとなっており、2度と4度が増加しています。特に4度は平成30年度から令和4年度にかけて133人の増加となっています。

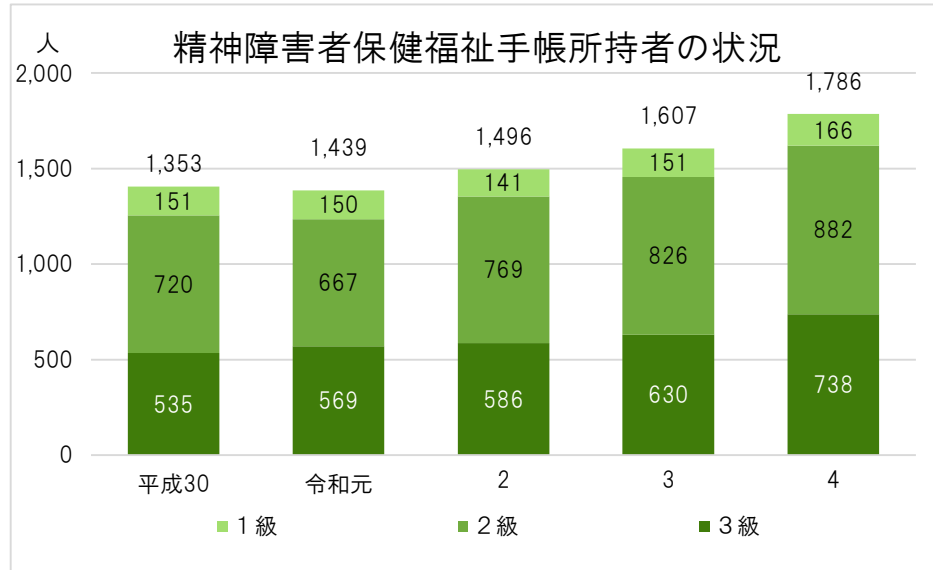


資料:青梅市行政報告書(各年度末時点)



### (3) 精神障害

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成30年度以降増加傾向となっています。級数ごとの状況を見ると、2級と3級が大きく増加し、1級は横ばいとなっています。



資料:青梅市行政報告書(各年度末時点)

### (4) 難病

難病医療助成者数は増減を繰り返して推移しており、令和4年度では、令和3年度と比較して33人増加し、平成29年度以降では高い水準の1,725人となっています。

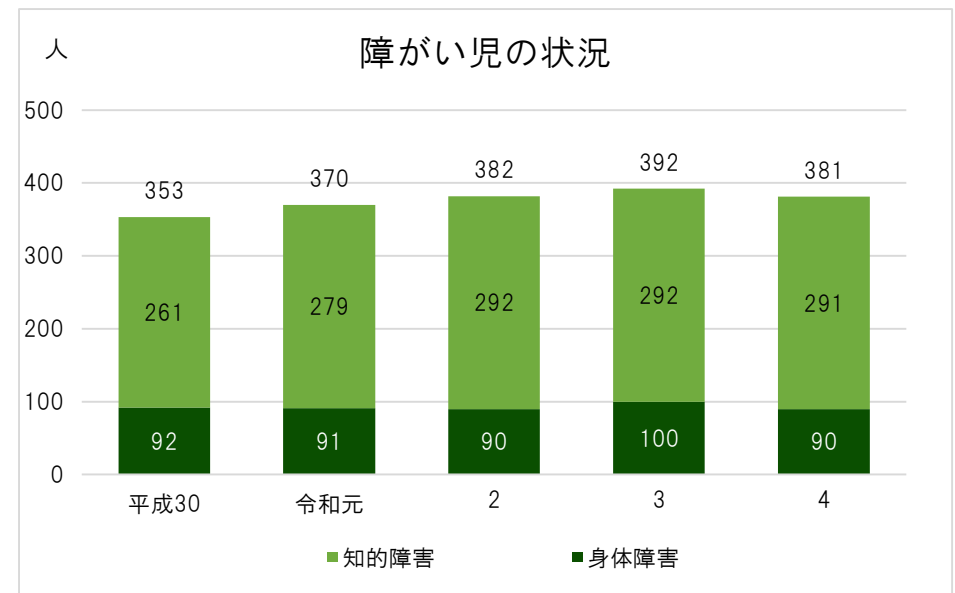
(単位:人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
難病医療助成者数	1,742	1,494	1,579	1,507	1,692	1,725

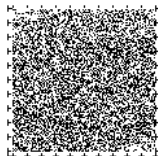
資料:障がい者福祉課

### (5) 障がい児の状況

障がい児数は、令和3年度まで増加傾向にありましたが、令和4年度はやや減少しています。



資料:青梅市行政報告書(各年度末時点)



### 3 障害福祉サービスの実施状況

---

#### (1) 障害福祉サービスの実施状況（第6期障害福祉計画）

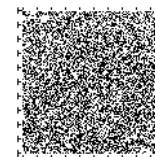
- ・訪問系サービスでは、どのサービスの利用者数も計画年度中横ばいで推移しています。どのサービスも伸びを見込んでいましたが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う利用控えにより、計画値より伸びが抑えられています。
- ・日中活動系サービスでは、自立訓練(生活訓練)、就労継続支援(B型)は利用者数が大きく伸び、計画値を上回っています。生活介護、就労継続支援(A型)、就労定着支援については、増加を見込んでいましたが、途中年度から計画値を下回っています。
- ・居住系サービスでは、共同生活援助(グループホーム)が大きく伸び、計画値を上回っています。自立生活援助、施設入所支援については計画値を下回っています。
- ・相談支援については、計画相談支援が大きく伸び、計画値を上回っています。地域定着支援は実績がありませんでした。

#### (2) 地域生活支援事業の実施状況

- ・相談支援事業、手話通訳者派遣は利用者が大きく伸び、計画値を上回っています。また、日常生活用具費給付等事業、移動支援事業では計画値より伸びが少なく、計画値を下回って推移しています。

#### (3) 障がい児向けサービスの実施状況（第2期障害児福祉計画）

- ・児童発達支援、放課後等デイサービスは利用者が大きく伸び、計画値を上回っています。また、保育所等訪問支援は令和3年度まで実績がありませんでしたが、令和4年度以降は計画値を上回っています。医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援については、実績がありませんでした。

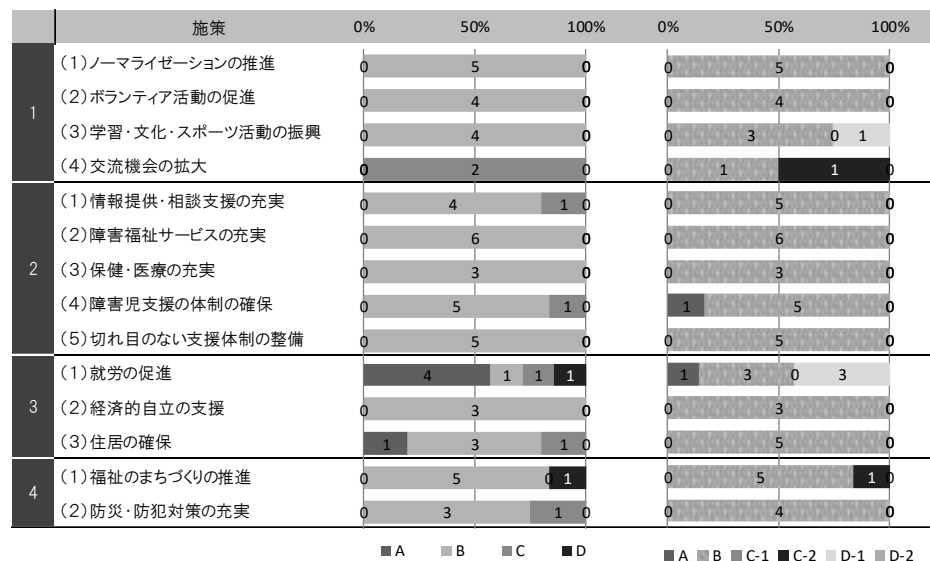


## 4 障害福祉施策の実施状況

「第5期青梅市障害者計画」の進捗状況について、各事業の取組状況と担当課の自己評価をもとにとりまとめを行いました。

評価の実施にあたっては、各事業の取組状況(実行性)と、計画に定める推進施策への貢献度の2つの観点から評価を行いました。

施策ごとの集計結果は以下の通りです。「3 自立支援の推進」では、実行性においてA評価が他の施策と比較して多くなっています。また、「1 共生社会の形成」(4)交流機会の拡大については、新型コロナウイルス感染症の影響により、実行性はC評価が多くなっています。

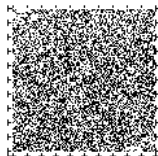


各事業の取組状況(実行性)

A: 想定通り実施  
 B: 概ね想定通り実施  
 C: 実施にあたり課題があった  
 D: 実施できなかった

推進施策への貢献度

A: 施策推進につながった  
 B: 概ね施策推進につながった  
 C-1: あまり施策推進につながらなかった(別施策の推進に貢献)  
 C-2: あまり施策推進につながらなかった(効果がそもそもなかった)  
 D-1: 実施が十分にできなかったが、効果があると考えられる  
 D-2: 実施が十分にできなかった、かつ、見直しが必要な状況



自己評価を点数化して算出した、施策ごとの平均点は以下のとおりです。

実行性の平均値は1.87点、貢献度の平均値は1.93点となりました。実行性はコロナ禍による制限の影響を受ける交流機会の拡大などで低くなっている項目があったほか、公共施設の整備状況等により低くなっていました。

	施策	0.00	1.00	2.00	3.00	点
1	(1)ノーマライゼーションの推進			2.00		2.00
	(2)ボランティア活動の促進			2.00		2.00
	(3)学習・文化・スポーツ活動の振興			2.00		2.00
	(4)交流機会の拡大		1.00			1.00
2	(1)情報提供・相談支援の充実			1.80		2.00
	(2)障害福祉サービスの充実			2.00		2.00
	(3)保健・医療の充実			2.00		2.00
	(4)障害児支援の体制の確保			1.83		2.17
	(5)切れ目のない支援体制の整備			2.00		2.00
3	(1)就労の促進			2.14		2.25
	(2)経済的自立の支援			2.00		2.00
	(3)住居の確保			2.00		2.00
4	(1)福祉のまちづくりの推進			1.67		1.67
	(2)防災・防犯対策の充実			1.75		2.00

■各事業の取組状況（実行性）  
 ■推進施策への貢献度

基本目標ごとの主な取組の評価と課題は以下のとおりです。

## 1 共生社会の形成

- 知識の普及啓発、情報バリアフリーの推進に関する取組はおおむね計画通り実施できました。一方、情報通信機器の進歩に対応した給付等についても対応を検討していく必要があります。
- ボランティア等の活動、スポーツ等の交流機会については、コロナ禍を経て柔軟な実施様式等の検討を進めることが重要です。

## 2 生活支援の推進

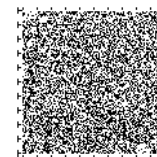
- 障がい者サポートセンターに関し、情報提供や相談支援は計画通り実施できましたが、虐待防止センターとしての役割については通報機能にとどまっています。
- 地域における自立した生活に向けたサービスの提供について、グループホームの質の確保と、重度の身体障がい者を対象としたグループホームや生活介護事業所の定員確保が課題となっています。

## 3 自立支援の推進

- 障害者就労支援センターにおいて、企業における障がい者雇用枠の充実、受け入れ態勢の整備、新規開拓を行いました。人員不足等により新規事業者の開拓が遅れています。
- 市内事業所と公共的就労支援機関との連携した就労支援については、コロナ禍により計画通りの実施ができませんでした。

## 4 快適なまちづくりの推進

- 福祉のまちづくりに向けて公共施設等のバリアフリー化を進めているが、計画期間中に対象となる施設整備はありませんでした。
- 防災対策の推進に向け、努力義務となった個別避難計画の作成推進が課題となっているほか、二次避難所の運営方法についても今後検討が必要です。



## 5 アンケート調査結果の状況

### (1) 調査の目的

このアンケート調査は、障がいのある方の生活状況や必要とされているサービス、取組等をお伺いし、「第6期青梅市障害者計画・第7期青梅市障害福祉計画・第3期青梅市障害児福祉計画」策定の基礎資料として活用することを目的に実施しました。

### (2) 調査概要

- ◇調査対象者：身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳、難病医療費助成受給者証をお持ちの市民 2,000 人(無作為抽出)
- ◇調査期間：令和5年5月12日(金)～5月29日(月)
- ◇調査方法：郵送配布・郵送回収による本人記入方式

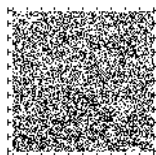
### (3) 回収結果

- ◇配布数：2,000 件
- ◇有効回収数：914 件
- ◇有効回収率：45.7%

### (4) 図表の見方

◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。

- ◇複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ◇図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ◇図表中の「n(number of cases)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。
- ◇本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。
- ◇「その他」「不明・無回答」を除き、回答の高いもの第1位に網掛けをしています。
- ◇それぞれの手帳所持者別にクロス集計をかけることで、身体障害者手帳所持者・愛の手帳(療育手帳)所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者・難病医療費助成受給者証所持者・自立支援医療制度の利用者を別々に集計しています。手帳を重複して所持している方は手帳ごとに計上されています。





### (5) 結果の概要

問 あなたの現在の健康状態はいかがですか。（あてはまるすべての番号に○印）

全体では「医院、病院に通院している」が 75.5%と最も高く、次いで「健康である」が 22.4%、「自宅で往診や訪問看護を受けている」が 6.1%となっています。

手帳の種類・診断別にみると、いずれの区分においても「医院、病院に通院している」が最も高くなっています。

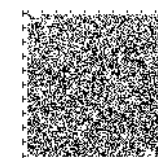
単位：%		健康である	医院、病院に通院している	自宅で往診や訪問看護を受けている	入院している	その他	不明・無回答
全体 (n=914)		22.4	<b>75.5</b>	6.1	2.2	2.3	1.9
障害種別	身体障害 (n=572)	22.0	<b>76.2</b>	6.8	1.9	3.0	1.7
	知的障害 (n=219)	34.2	<b>64.8</b>	6.4	1.4	3.7	1.8
	精神障害 (n=135)	15.6	<b>82.2</b>	8.9	3.0	0.7	2.2
	難病 (n=165)	6.7	<b>87.3</b>	6.1	3.6	1.2	1.8
	自立支援医療 (n=192)	14.6	<b>87.5</b>	9.9	1.0	2.1	1.6

問 あなたのお住まいは、次のどれにあてはまりますか。（番号に○印を1つだけ）

全体では「家族の持家（一戸建て住宅）」が 38.1%と最も高く、次いで「本人の持家（一戸建て住宅）」が 19.6%、「民間賃貸アパート・マンション」が 13.2%となっています。

手帳の種類・診断別にみると、いずれの区分においても「家族の持家（一戸建て住宅）」が最も高くなっています。

単位：%		本人の持家（一戸建て住宅）	本人の持家（マンション等）	家族の持家（一戸建て住宅）	家族の持家（マンション等）	借家	民間賃貸アパート・マンション	公社、公団賃貸住宅	市営、都営住宅	社宅、公務員住宅	福祉施設（グループホーム除く）	グループホーム等の共同生活の場	その他	不明・無回答
全体 (n=914)		19.6	4.8	<b>38.1</b>	7.0	4.0	13.2	1.3	2.5	0.3	2.0	4.6	1.1	1.4
障害種別	身体障害 (n=572)	21.9	5.9	<b>39.3</b>	6.5	3.8	12.8	1.6	1.6	0.5	1.4	2.6	0.7	1.4
	知的障害 (n=219)	2.3	1.8	<b>49.8</b>	7.3	4.1	8.7	0.0	3.7	0.0	5.9	15.1	0.5	0.9
	精神障害 (n=135)	9.6	3.0	<b>30.4</b>	7.4	5.9	24.4	3.0	5.9	0.0	1.5	5.2	2.2	1.5
	難病 (n=165)	31.5	6.1	<b>36.4</b>	6.1	3.0	12.1	1.2	0.6	0.0	0.0	0.6	2.4	0.0
	自立支援医療 (n=192)	9.9	3.6	<b>33.9</b>	4.7	5.2	22.4	2.1	3.1	0.0	3.1	8.9	1.6	1.6



問 「支援が必要」または「少し支援が必要」とお答えの方にお聞きします。あなたを介護している方または支援している方は主にどなたですか。（番号に○印を1つだけ）

支援の状況について、何らかの支援を必要とすると回答した方は全体の約6割となっています。

支援が必要な方を介護・支援している方は、「親」が38.9%と最も高く、次いで「配偶者」が22.9%、「グループホーム職員」が6.4%となっています。

手帳の種類・診断別にみると、難病では「配偶者」、その他の区分においては「親」が最も高くなっています。

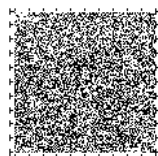
単位：%	配偶者	親	子供	子供の配偶者	兄弟姉妹	その他の親戚	近所の人、友人、知人	ホームヘルパー	入施設職員	グループホーム職員	介護者はいない	その他	不明・無回答	
全体(n=550)	22.9	<b>38.9</b>	5.5	0.0	2.0	0.4	0.5	2.2	3.8	6.4	4.2	3.1	10.2	
障害種別	身体障害(n=328)	26.5	<b>35.1</b>	6.7	0.0	1.8	0.6	2.7	3.7	4.0	4.6	1.8	12.2	
	知的障害(n=194)	2.1	<b>62.4</b>	0.5	0.0	1.0	0.0	0.0	7.2	15.5	1.5	2.1	7.2	
	精神障害(n=94)	21.3	<b>39.4</b>	3.2	0.0	1.1	0.0	2.1	2.1	4.3	4.3	7.4	8.5	
	難病(n=71)	<b>45.1</b>	16.9	11.3	0.0	4.2	1.4	1.4	2.8	0.0	2.8	4.2	2.8	7.0
	自立支援医療(n=133)	16.5	<b>44.4</b>	2.3	0.0	1.5	0.0	1.5	1.5	3.0	9.0	6.0	8.3	

問 障がいのある人が働くためには、どのような環境が必要だと思いますか。（あてはまるすべての番号に○印）

全体では「周囲が自分の障がいを理解してくれること」が59.7%と最も高く、次いで「障がいにあった仕事であること」が45.1%、「勤務時間や日数を調整できること」が38.2%となっています。

手帳の種類・診断別にみると、いずれの区分においても「周囲が自分の障がいを理解してくれること」が最も高くなっています。

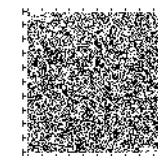
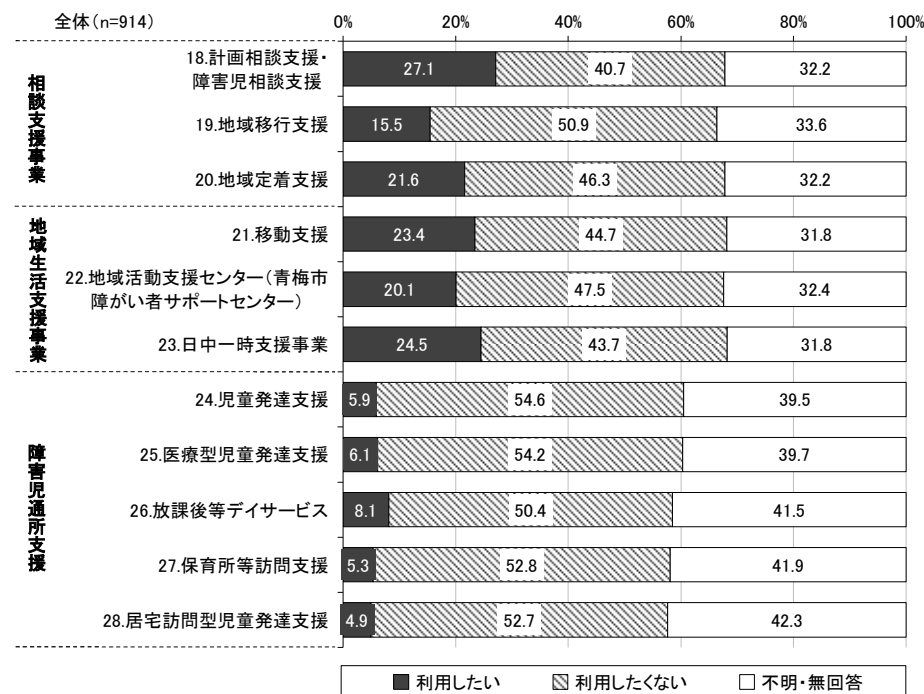
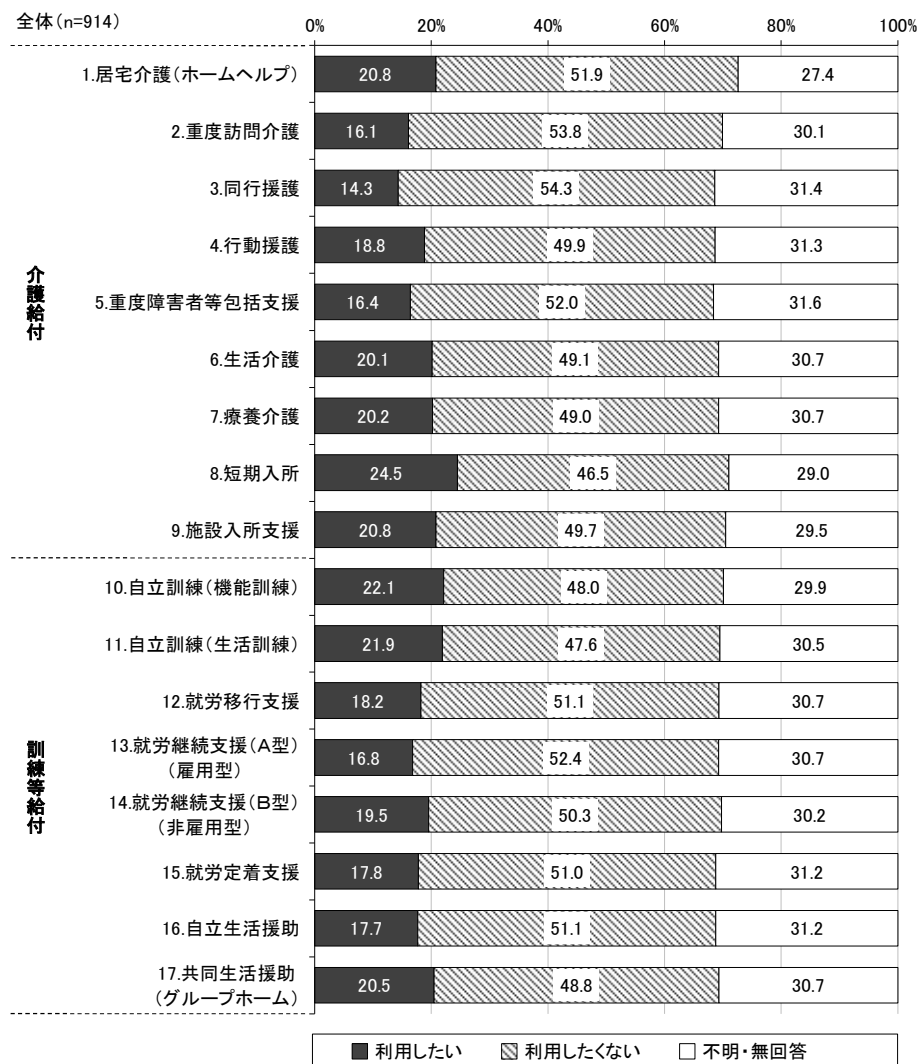
単位：%	周囲が自分の障がいを理解してくれること	障がいにあった仕事であること	勤務時間や日数を調整できること	職場に良き指導者や先輩がいること	通勤手段があること	ジョブコーチ等の制度があること	賃金が妥当であること	通院等を会社等が保障してくれること	勤務場所に障がい者用の設備があること	就労のための技術を身に付けられること	自宅で仕事ができる環境であること	その他	不明・無回答	
全体(n=914)	<b>59.7</b>	45.1	38.2	35.2	33.0	22.4	30.2	25.9	23.6	19.5	18.4	3.4	23.9	
障害種別	身体障害(n=572)	<b>57.0</b>	43.0	35.1	29.7	31.1	18.2	28.5	25.0	16.6	18.4	3.7	26.4	
	知的障害(n=219)	<b>66.7</b>	53.9	32.9	48.9	37.9	32.0	31.1	24.7	26.9	25.1	8.2	16.9	
	精神障害(n=135)	<b>67.4</b>	52.6	51.1	44.4	39.3	29.6	40.0	31.9	20.0	22.2	23.0	4.4	16.3
	難病(n=165)	<b>53.3</b>	37.6	41.2	30.9	32.7	18.8	27.3	24.8	23.6	17.6	17.0	0.6	32.7
	自立支援医療(n=192)	<b>68.8</b>	56.3	46.4	43.2	39.6	30.2	37.5	31.8	21.9	24.0	20.8	3.6	15.6



問 障害者総合支援法、児童福祉法の福祉サービスの今後の利用意向についてお答えください。(1～28までのそれぞれについて、1か2のどちらかの番号に○印)

すべてのサービスで「利用したくない」が高くなっています。「利用したい」は[18.計画相談支援・障害児相談支援]で27.1%と最も高く、次いで[8.短期入所][23.日中一時支援事業]で24.5%、[21.移動支援]で23.4%となっています。

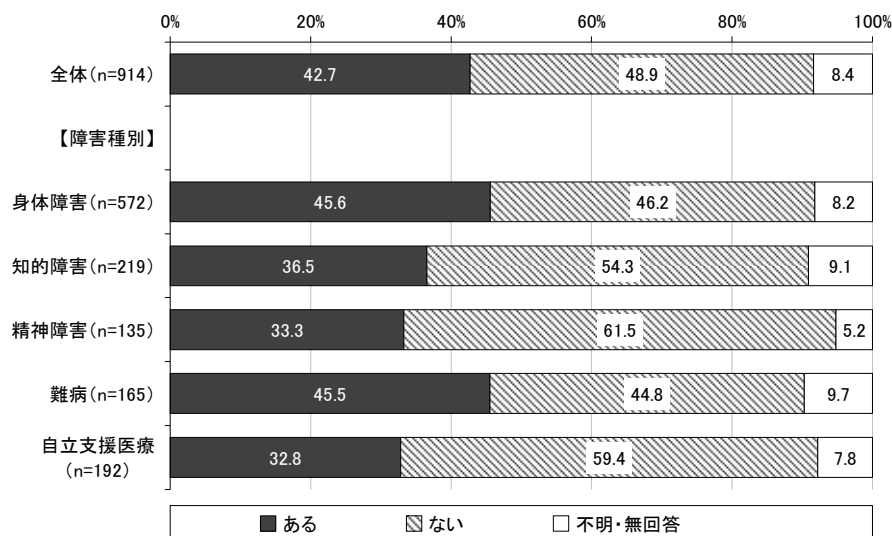
■今後の利用意向



問 あなたは、ふだん地域の方々とお付き合いがありますか。（番号に○印を1つだけ）

全体では「ある」が42.7%、「ない」が48.9%となっています。

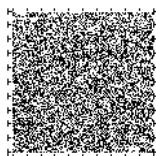
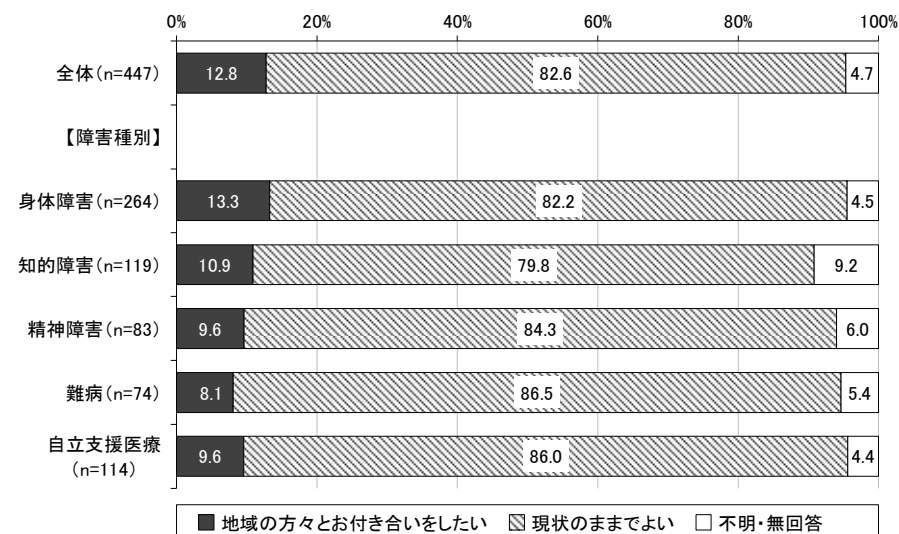
手帳の種類・診断別にみると、難病では「ある」、その他の区分においては「ない」が高くなっています。



問 ふだん地域の方々とお付き合いが「ない」方にお聞きします。あなたは、これから地域の方々とお付き合いをしていきたいですか。（番号に○印を1つだけ）

全体では「地域の方々とお付き合いをしたい」が12.8%、「現状のままでよい」が82.6%となっています。

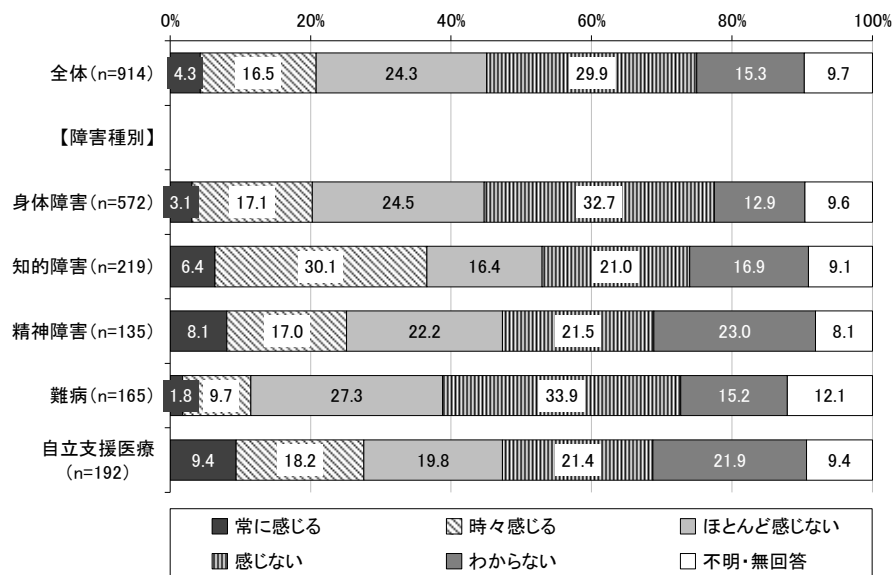
手帳の種類・診断別にみると、いずれの区分においても「現状のままでよい」が高くなっています。



問 あなたやあなたの家族は、日常生活の中で障がい者への差別や偏見を感じることはありませんか。（番号に○印を1つだけ）

全体では「感じない」が 29.9%と最も高く、次いで「ほとんど感じない」が 24.3%、「時々感じる」が 16.5%となっています。

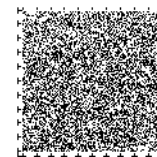
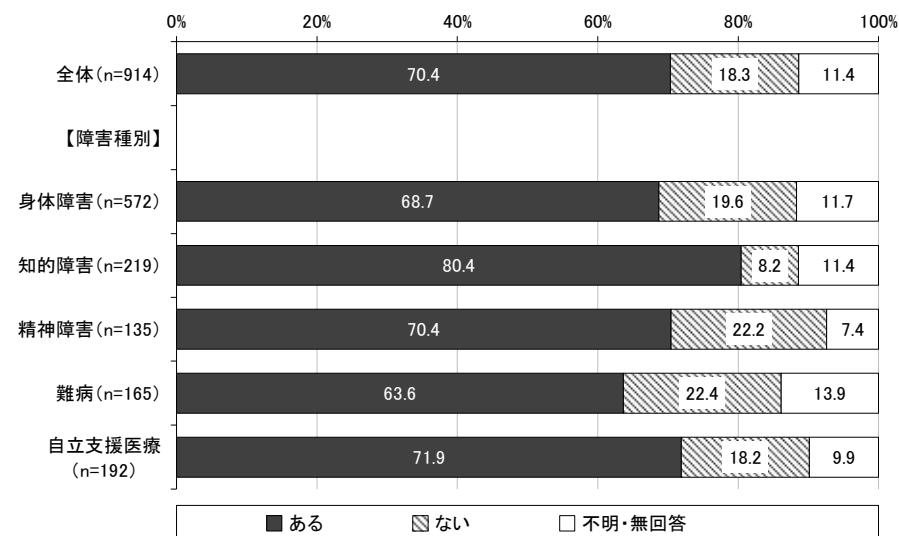
手帳の種類・診断別にみると、身体障害、難病では「感じない」、知的障害では「時々感じる」、精神障害、自立支援医療では「わからない」が最も高くなっています。



問 あなたは、何か困ったときに相談できる場所がありますか。（番号に○印を1つだけ）

全体では「ある」が70.4%、「ない」が18.3%となっています。

手帳の種類・診断別にみると、いずれの区分においても「ある」が高くなっています。



問 相談できるところがあると答えた方は、誰に相談しますか。（あてはまるすべての番号に○印）

全体では「家族」が79.8%と最も高く、次いで「市役所」が27.8%、「友人」が27.7%となっています。

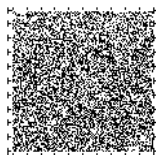
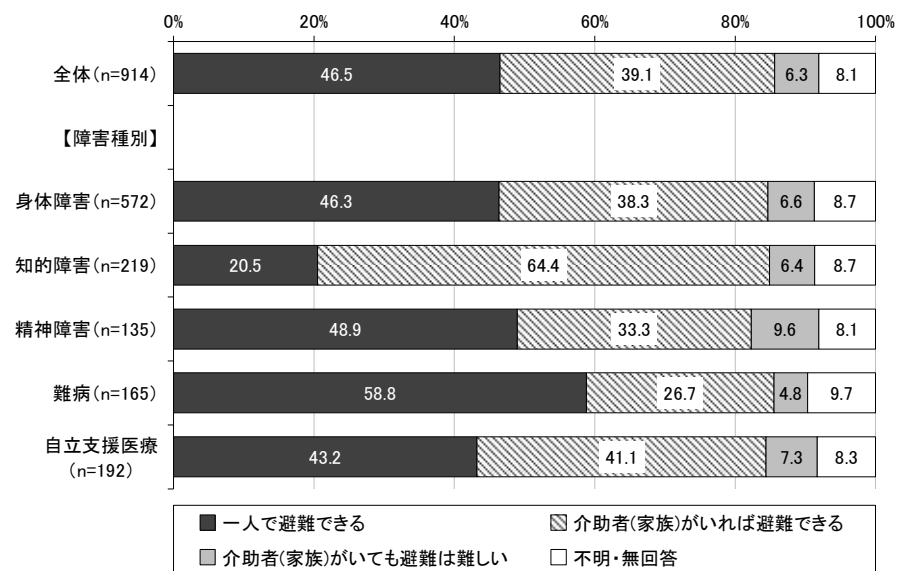
手帳の種類・診断別にみると、いずれの区分においても「家族」が最も高くなっています。

単位：%		家族	友人	相談支援事業所	市役所	職場の人	その他	不明・無回答
全体 (n=643)		79.8	27.7	24.6	27.8	15.9	13.1	0.0
障害種別	身体障害 (n=393)	83.5	29.0	21.9	29.8	16.0	11.7	0.0
	知的障害 (n=176)	76.1	20.5	41.5	21.0	20.5	21.6	0.0
	精神障害 (n=95)	63.2	29.5	35.8	36.8	11.6	20.0	0.0
	難病 (n=105)	91.4	34.3	13.3	26.7	11.4	7.6	0.0
	自立支援医療 (n=138)	63.0	24.6	37.0	33.3	10.9	21.7	0.0

問 あなたは地震や台風などの災害が発生した場合に、避難できますか。（番号に○印を1つだけ）

全体では「一人で避難できる」が46.5%と最も高く、次いで「介助者(家族)がいれば避難できる」が39.1%、「介助者(家族)がいても避難は難しい」が6.3%となっています。

手帳の種類・診断別にみると、知的障害では「介助者(家族)がいれば避難できる」、その他の区分においては「一人で避難できる」が最も高くなっています。



問 あなたは、災害に対してどのような準備をしていますか。（あてはまるすべての番号に○印）

全体では「地域の避難場所や避難所を知っている」が 35.8%と最も高く、次いで「特に準備はしていない」が 35.3%、「食糧や水などを備蓄している」が 29.5%となっています。

手帳の種類・診断別にみると、身体障害、難病では「地域の避難場所や避難所を知っている」、その他の区分においては「特に準備はしていない」が最も高くなっています。

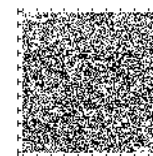
単位：%	手助けをしてくれる人を頼んでいる	「避難行動要援護者制度」の名簿提供に同意している	地域の避難場所や避難所を知っている	家族や支援者と避難方法を決めている	食糧や水などを備蓄している	避難したときに必要な薬、医療機器、補装具等の日常生活用具等すぐ持ち出せるように準備している	「ヘルプカード」を利用している	特に準備はしていない	その他	不明・無回答	
全体 (n=914)	8.0	7.0	<b>35.8</b>	15.8	29.5	17.1	6.7	35.3	2.1	8.6	
障害種別	身体障害 (n=572)	7.7	9.4	<b>36.7</b>	14.0	31.3	17.1	6.1	33.9	1.6	9.6
	知的障害 (n=219)	16.0	11.4	25.6	21.9	21.0	12.8	11.4	<b>32.9</b>	2.3	9.6
	精神障害 (n=135)	7.4	2.2	31.1	17.8	24.4	16.3	9.6	<b>42.2</b>	3.7	7.4
	難病 (n=165)	6.7	3.6	<b>40.6</b>	13.9	38.2	20.6	4.2	33.3	1.8	9.7
	自立支援医療 (n=192)	9.4	4.7	29.7	19.3	30.2	19.3	13.5	<b>37.5</b>	3.1	6.8

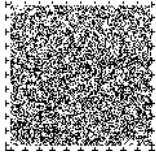
問 今後、行政に特に力を入れてほしい障がい者福祉施策はどのような分野ですか。（特に重要だと思う番号に○印を3つまで）

全体では「各種相談・情報提供の充実」が 44.5%と最も高く、次いで「介助、援助体制の充実」が 31.8%、「非常時の緊急システムの充実」が 24.8%となっています。

手帳の種類・診断別にみると、いずれの区分においても「各種相談・情報提供の充実」が最も高くなっています。

単位：%	各種相談・情報提供の充実	介助、援助体制の充実	グループホーム等の住宅施策の推進	就労支援事業所など福祉的就労の場の拡充	一般就労の援助、就労の場の確保	非常時の緊急システムの充実	障がい児教育の充実	文化、スポーツ等の活動への支援	障がい者差別解消に向けた理解促進および啓発	障がい者等に配慮したバリアフリーの推進	ボランティア等の充実	その他	不明・無回答	
全体 (n=914)	<b>44.5</b>	31.8	16.0	18.1	22.9	24.8	8.0	8.1	21.2	21.4	8.4	3.7	15.0	
障害種別	身体障害 (n=572)	<b>42.8</b>	33.0	12.9	13.6	20.1	25.7	5.9	7.0	18.4	26.6	7.7	4.2	17.0
	知的障害 (n=219)	<b>41.6</b>	29.7	32.0	30.1	21.9	23.3	13.2	12.8	28.3	17.8	9.6	5.0	11.0
	精神障害 (n=135)	<b>41.5</b>	20.0	16.3	25.2	32.6	13.3	8.1	8.1	28.1	12.6	9.6	5.2	14.8
	難病 (n=165)	<b>49.1</b>	38.8	10.3	12.7	21.8	29.1	6.1	7.9	17.0	25.5	8.5	2.4	13.3
	自立支援医療 (n=192)	<b>45.8</b>	26.6	21.9	24.0	27.6	20.3	8.3	9.9	29.2	12.5	9.4	4.7	11.5





## 第2章 計画の基本的な考え方

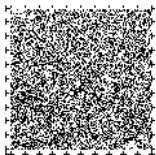
### 1 基本理念

# インクルーシブ社会が実現するまち

～違いを認め合い、その人らしく暮らせる共生のまち 青梅～

○障害の有無にかかわらず、その人らしく、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域共生社会の形成を図ることが重要です。

○本市においては、障害に対する理解促進、療育・教育の支援、就労支援等に取り組むとともに、障害福祉サービスの基盤整備を推進してきました。さらに、令和3年には、「障がいのある人も障がいのない人もその人らしく暮らせる共生のまち青梅市条例(青梅市障害者差別解消条例)」を制定し、障がいのある人も障がいのない人も同じ地域社会の一員として、互いに尊重し合い、支え合いながら、いつまでも安全に、安心して心豊かに暮らせる青梅市を目指して、取組を進めます。



## 2 基本目標

### 基本目標1 障害に対する理解促進・差別解消

各種啓発や意思疎通の支援を通じて障害に対する理解促進・差別解消を進めるとともに、ボランティア活動の支援、福祉のまちづくりの推進など、心と社会のバリアフリー化を進めます。

また、障がいのある方が状況に応じた支援を受けることができるよう、防災・防犯対策を推進します。

### 基本目標2 生活支援・サービス・相談支援体制の充実

障がい者のための拠点施設である青梅市障がい者サポートセンターの充実と基幹相談支援センターの設置により、相談支援体制を充実させるとともに、虐待防止をはじめとした障がい者の権利擁護に努め、経済的自立や住居確保の支援を行うことにより、地域生活の実現に向けた取組を推進します。

また、一人ひとりの障害特性や生活状況に応じて必要な支援を受けることができるよう、福祉サービスの提供に努めるとともに、障がいのある方に適切な保健・医療を提供できる体制を整備します。

### 基本目標3 障害特性に応じた療育・教育

児童発達支援センターの設置をはじめとした、障がい児一人ひとりの障害特性に合わせた療育・教育により、障害を重度化させない支援を推進するとともに、サービス利用や就学相談など、相談支援体制の充実に取り組みます。

また、誰も取り残すことのない支援を提供できるよう、療育ネットワークの構築と保護者等に向けた支援を推進し、切れ目のない支援体制を整備します。

### 基本目標4 就労支援・居場所づくりの推進

生きがいづくりや社会参加を促進するため、文化・スポーツ活動への参加、地域における交流機会づくりを推進するとともに、経済的自立や地域生活の実現のため、関係機関や事業者と連携した就労支援に取り組みます。



## 第3章 取組内容

### 基本目標 1 障害に対する理解促進・差別解消

基本方針	基本施策
(1)インクルーシブの推進	ア 普及啓発 イ 情報バリアフリーの促進 ウ 意思疎通支援の充実
(2)ボランティア活動の促進	ア 学校教育における福祉ボランティア活動等の取組 イ ボランティア・市民活動センターの拡充 ウ NPO法人、ボランティア団体の活動支援
(3)福祉のまちづくりの推進	ア 公共施設のユニバーサルデザイン化の推進 イ 住宅のバリアフリー化の促進 ウ 公共交通機関のバリアフリー化の促進 エ 心のバリアフリー
(4)防災・防犯対策の充実	ア 防災対策の推進 イ 見守り・防犯対策の推進

#### ■関連するSDGs



### 基本方針(1) インクルーシブの推進

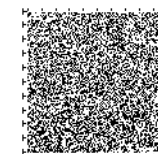
障がいのある方への理解促進のため、知識の普及啓発、情報格差縮小に向けた取組を進めます。

#### 基本施策 ア 普及啓発

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
合理的配慮の提供義務や障害に関する知識の普及啓発	市の広報紙、ホームページなど多様な媒体や機会等を活用して、合理的配慮の提供義務について周知啓発するとともに、障害に関する正しい知識の普及啓発を行います。	障がい者福祉課	
インクルーシブ理念と福祉意識の啓発	障がいのある人もない人も、地域の中で共に生きていくことができる社会を目指し、インクルーシブ理念の理解促進に努めます。(地域福祉計画から再掲)	地域福祉課 障がい者福祉課	地
障害者差別解消条例の周知	「障がいのある人も障がいのない人もその人らしく暮らせる共生のまち青梅市条例」にもとづき、障がいのある人の権利擁護等にかかる理念を浸透させ、障がいのある人に対する差別や偏見のない社会、共に社会の一員として、心豊かに暮らせるまちの実現に努めます。(地域福祉計画から再掲)	障がい者福祉課	地

#### 基本施策 イ 情報バリアフリーの促進

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
情報伝達手段の充実	情報格差の縮小に努め、情報伝達手段の充実など情報利用の円滑化を促進し、障がいのある方のコミュニケーションを広げ、自立と社会参加を支援していきます。	秘書広報課 障がい者福祉課	



事業名	取組内容	主担当課	関連計画
情報機器の活用促進	年齢や障害の有無に関係なく、全ての市民が同じように情報機器を活用して、情報収集や活用などができるよう、学習機会の周知、音声コードの普及等に努めます。(地域福祉計画から再掲)	障がい者福祉課	④

#### 基本施策 ウ 意思疎通支援の充実

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
多様なコミュニケーションの手段の確保	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の理念に則り、視覚や聴覚等に障がいのある方への手話、要約筆記、点字などを活用したコミュニケーション手段の確保や、重度の言語機能障害のある方への意思伝達装置など日常生活用具の利用促進に努めます。また、市役所窓口においては手話通訳設置事業を実施するほか、多様なコミュニケーション手段による応対を推進します。	障がい者福祉課	
ヘルプカードの普及啓発	障がいのある方が災害時や日常生活の中で困ったときに周囲に自己の障害への理解や支援を求めるための「ヘルプカード」の普及・啓発に努めます。	障がい者福祉課	

#### 基本方針(2) ボランティア活動の促進

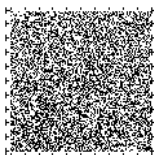
障害福祉にかかわるボランティア活動の促進のため、学校教育において福祉意識の高揚に向けて取り組むとともに、ボランティア・市民活動センターの充実、団体等の支援に取り組まします。

#### 基本施策 ア 学校教育における福祉ボランティア活動等の取組

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
福祉に関する教育の充実	福祉意識の啓発や活動への参加の機会づくりを進めるとともに、障害についての理解促進や福祉に関する教育の充実・強化を図ります。	指導室	
学校教育における心のバリアフリー化の促進	小・中学校などにおいて、福祉に関する教育や交流などにより、心の障壁の除去(バリアフリー化)を図るとともに、福祉への理解と関心を高めます。	指導室	

#### 基本施策 イ ボランティア・市民活動センターの拡充

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
ボランティア・市民活動センターの運営の充実	「ボランティア・市民活動センター」の運営の充実を図り、ボランティアの確保・ボランティア育成講座の開催、活動の組織化を進めるとともに、ボランティア・コーディネーターなどの体制充実を図り、ボランティア活動を促進します。(地域福祉計画から再掲)	市民活動推進課	④



### 基本施策 ウ NPO法人、ボランティア団体の活動支援

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
ボランティア等の活動支援	NPO法人、ボランティア団体の活動を支援するとともに、団体相互の連携や交流を促進し、ボランティア活動の活性化を図ります。(地域福祉計画から再掲)	市民活動推進課	地

### 基本方針(3) 福祉のまちづくりの推進

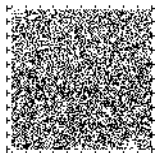
福祉のまちづくりの推進に向け、施設等のバリアフリー化に取り組むとともに、心のバリアフリーの推進に向けた支援を実施します。

### 基本施策 ア 公共施設のユニバーサルデザイン化の推進

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
公共建築物等のバリアフリー化の促進	障がいのある方が利用する市の公共施設のバリアフリー化に努めます。また、新たに整備する市の公共施設については、ユニバーサルデザインの考え方にもとづき整備します。	施設課	
ユニバーサルデザインの考えにもとづいたまちづくりの推進	国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(新バリアフリー法)」や「東京都福祉のまちづくり条例」、「青梅市福祉のまちづくり整備要綱」にもとづき、公共交通施設や公共公益建物、道路、公園、住宅などのバリアフリー化を促進し、優しいユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。(地域福祉計画から再掲)	地域福祉課	地 高 認

### 基本施策 イ 住宅のバリアフリー化の促進

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
住宅改善の支援	段差の解消や手すりの設置など、障害に応じたバリアフリー化を進めることにより、障がいのある方が暮らしやすい住宅の整備を促進し、住宅改善を支援します。	障がい者福祉課	

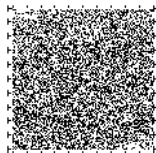


基本施策 ウ 公共交通機関のバリアフリー化の促進

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
交通施設のバリアフリー化の促進	駅などの交通施設については、その事業者に対して、障がい者が利用しやすい施設になるようバリアフリー化を推進します。	交通政策課	

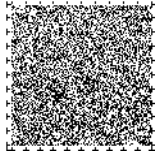
基本施策 エ 心のバリアフリー

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
ユニバーサルマナーの推進	障がいのある方に対する誤解や偏見、差別をなくすために、障害に関する正しい知識の普及啓発を行い、市民理解を進め、ユニバーサルマナーおよび心のバリアフリーを推進していきます。	障がい者福祉課	



## 基本方針(4) 防災・防犯対策の充実

防災・防犯対策を推進し、非常時にも障害のあるなしにかかわらず支援を受けられる体制を整備します。



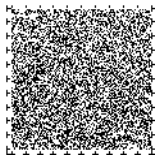
### 基本施策 ア 防災対策の推進

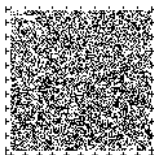
事業名	取組内容	主担当課	関連計画
防災意識の普及および減災の推進	障がいのある方が災害発生時に冷静に行動できるよう、広報、防災ハンドブック・ハザードマップの活用や防災訓練などの機会を通じて、防災意識の普及や非常時の対応方法の習得を推進するとともに、家具転倒防止器具の取付け促進等により減災にも努めていきます。	防災課	
地域における共助の仕組みの構築	自主防災組織やボランティア組織、市内にある福祉施設などとも連携を図りながら、地域における共助の仕組みを構築し、障害の特性に応じた災害時の支援体制の充実に努めていきます。	防災課	
二次避難所の運営体制の検討	障がいのある方の避難方法を確保するとともに、引き続き、二次避難所の設置・運営体制、医療機関や障害福祉サービス事業所との連携体制のあり方について検討を進めます。	防災課	
避難行動要支援者の支援	災害対策基本法および避難行動要支援者の情報の提供等に関する条例にもとづき、制度に同意された方の名簿を作成し、地域住民の理解のもと、地域で災害時の支援ができる「地域の安全は地域で守る」体制づくりを行います。(地域福祉計画から再掲)	防災課 地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課 介護保険課	地 高
	関係部局や関係団体等と連携し、避難行動要支援者への支援対策を検討するほか、個別避難計画の作成を推進します。また、自主防災組織等の安否確認訓練や避難支援訓練を通じ、支援実施体制の確立に努めます。(地域福祉計画から再掲)	防災課 介護保険課 高齢者支援課 障がい者福祉課	地 高

災害時協定締結による安心なまちづくり	障害福祉施設等と災害時協定を締結し、災害時における障がいのある人の安心なまちづくりを推進します。(地域福祉計画から再掲)	障がい者福祉課	地
防災訓練の実施	災害などの危険から高齢者・障がい者等を守るため、防災訓練などを行います。また、訓練を通じて、危機管理体制の充実を図ります。(地域福祉計画から再掲)	防災課 高齢者支援課 障がい者福祉課	地 高

### 基本施策 イ 見守り・防犯対策の推進

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
防犯対策の推進	関係機関や地域と連携を図りながら、防犯活動の支援や広報活動、また、障がい者に対する悪徳商法による被害を防止するために、悪徳商法の手口の紹介や防止方法などの啓発や情報提供を行います。	市民安全課	
見守り・助け合いのネットワークづくり	青梅市社会福祉協議会や民生委員・児童委員等と連携し、地域での日常的な見守りや助け合いのネットワークづくりを進めます。(地域福祉計画から再掲)	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課	地 高 再 成

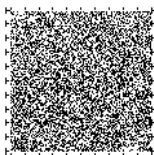




## 基本目標2 生活支援・サービス・相談支援体制の充実

基本方針	基本施策
(1)情報提供・相談支援の充実	ア 障がい者サポートセンターの充実 イ 相談支援体制の充実 ウ 地域移行の推進 エ 虐待防止対策の推進
(2)障害福祉サービスの充実	ア 自立支援給付の充実 イ 地域生活支援事業の充実 ウ 一般サービスの充実
(3)保健・医療の充実	ア 生活習慣病等の疾病等の予防 イ 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実
(4)経済的自立の支援	ア 年金・手当等の支援 イ 金銭的管理の支援
(5)住居の確保	ア 居住支援 イ グループホームの充実 ウ 居住環境の整備
(6)支援ネットワークの整備	ア 地域自立支援協議会の機能の充実 イ 分野横断的な連携体制の構築

### ■関連する SDGs



## 基本方針(1) 情報提供・相談支援の充実

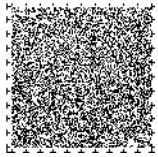
障がい者のための拠点施設である青梅市障がい者サポートセンターの充実をはじめ、地域移行支援と権利擁護の支援を行うことにより、地域生活の実現に向けた取組を推進します。

### 基本施策 ア 障がい者サポートセンターの充実

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
相談支援および地域活動支援センターとしての役割の充実	障がい児を含めた障がい者やその家族等からの相談に応ずる相談支援事業、障がい者への地域活動支援センター事業、創作活動、軽作業活動の機会の提供を行い、社会との交流を促進します。	障がい者福祉課	
虐待防止窓口機能の強化	障がい者虐待防止に対する相談や届出、通報の窓口として、虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応を図り、障がいのある人の権利侵害を防止します。	障がい者福祉課	

### 基本施策 イ 相談支援体制の充実

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの設置により、相談支援体制を充実させ、誰も取り残すことのない支援体制の整備を推進します。	障がい者福祉課	
包括的相談支援事業	相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け入れ、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供等を行います。(地域福祉計画から再掲)	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課 子育て応援課 こども家庭センター	④ ⑤ ⑥ ⑦
相談体制の充実	障がいのある人、家族、地域の住民からの相談に対し、公的機関、専門機関や地域の民生委員・児童委員と連携し、相談支援体制の強化・充実を図ります。(地域福祉計画から再掲)	障がい者福祉課	④

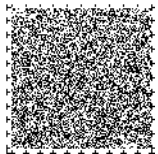


## 基本方針(2) 障害福祉サービスの充実

障がいのある方のニーズに合わせて障害福祉サービスを提供できるような体制づくりに取り組みます。

### 基本施策 ア 自立支援給付の充実

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
訪問系サービスの充実	訪問系サービスについては、身体介護・家事援助・通院等介助などの居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護など制度の適正を維持し、啓発に努め、サービスの質的、量的な充実を図ります。	障がい者福祉課	
日中活動系サービスの充実	日中活動系サービスについては、親亡き後を見据え、重度障がい者が日中利用するための生活介護や、緊急時の一時保護のための短期入所など、需要増が見込まれるサービスについて、支援体制の確保を図ります。 また、青梅市自立センターにおいて、引き続き障害福祉サービスの充実に努めます。	障がい者福祉課	
居住系サービスの充実	居住系サービスについては、障がいのある方の地域移行や介護者の高齢化等により潜在的な需要があると見込まれていることから、特に重度障がい者向けの共同生活援助(グループホーム)の充実を図るとともに、グループホーム入居者が日中に活動する生活介護等の施設についても充実を図り、親亡き後の支援体制の確保に努めます。	障がい者福祉課	
障害福祉に関する各種制度や事業等の周知・普及	市民が障害福祉に関する各種制度や事業等に関心を持ち、制度や事業等の内容の理解が進むよう、これらの周知・普及に努めます。(地域福祉計画から再掲)	障がい者福祉課	④



### 基本施策 ウ 地域移行の推進

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
地域移行のためのサービスの利用促進	地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助等について、引き続き丁寧な情報提供による周知、利用促進を図ります。	障がい者福祉課	
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、当事者および保健・医療・福祉に携わる方を含む様々な関係者が、情報共有や連携を行い、社会的包摂を推進します。	障がい者福祉課	

### 基本施策 エ 虐待防止対策の推進

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
障がい者の権利擁護の啓発	権利擁護についての啓発活動を推進し、障がい者の権利行使の援助、障がい者差別や虐待および不適切な支援の防止に関して、市内事業所等への周知に取り組みます。	障がい者福祉課	
障がい者虐待の防止や対応に向けた体制整備	障がい者や配偶者の虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制の整備強化に努めます。(地域福祉計画から再掲)	障がい者福祉課	④
被害に遭ったこどもの支援	児童虐待などの被害に遭ったこどもに対し、カウンセリングなどの支援を行います。また保護者に対しては、家庭環境の改善に向けた指導・支援を行うとともに、学校や児童相談所、医療機関などの関係機関と、再発防止に向けた連携を充実します。(地域福祉計画から再掲)	こども家庭センター指導室 障がい者福祉課	④ ⑤

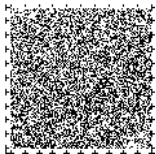
事業名	取組内容	主担当課	関連計画
障害基準該当サービス事業者登録制度の普及等	障害福祉サービス事業所が介護保険サービスを提供可能とする、障害基準該当サービス事業者登録制度について、制度の普及、事業者登録に努めます。(地域福祉計画から再掲)	障がい者福祉課	④
事業者への指導検査の実施	社会福祉法人の指導検査を継続するとともに、介護、障害および保育の各事業者への指導検査を実施します。(地域福祉計画から再掲)	地域福祉課 障がい者福祉課 こども育成課	④
福祉サービス第三者評価の普及促進	地域密着型サービスについては福祉サービス第三者評価の受審を指導し、サービス向上を図るとともに、地域密着型サービス以外についても受審を指導し、サービスの向上を図ります。(地域福祉計画から再掲)	介護保険課 障がい者福祉課 こども育成課	④ ⑤
サービス提供の充実	障害福祉サービスの充実のため、福祉人材の確保に努めるとともに、既存の事業者の育成および新規事業者の誘致などにより、サービス提供事業者の安定確保に努めます。(地域福祉計画から再掲)	障がい者福祉課	④

#### 基本施策 ウ 一般サービスの充実

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
一般サービスの充実	引き続き、障がい者の需要を把握しながら、個々のサービスの実情に沿った充実を図り、障がい者の生活支援に努めます。	障がい者福祉課	
生活支援サービスの充実	相談支援や障害福祉サービス、保健福祉サービス、保健・医療、障がい児保育・教育の充実を図ります。(地域福祉計画から再掲)	障がい者福祉課	④

#### 基本施策 イ 地域生活支援事業の充実

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
地域生活支援事業の充実と周知啓発	意思疎通支援事業、相談支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、サポートセンター事業、日中一時支援事業の実施を継続するとともに、自動車運転教習費補助事業、奉仕員等養成事業などの事業の周知、内容の充実を図ります。	障がい者福祉課	





### 基本方針(3) 保健・医療の充実

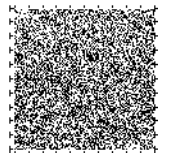
障害につながりうる疾病の予防・重度化防止の取組を進めるとともに、障がいのある方に適切な保健・医療を提供できる体制整備を推進します。

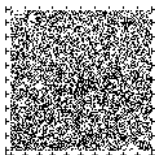
#### 基本施策 ア 生活習慣病等の疾病等の予防

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
疾病の予防および障害の重度化予防	障害の原因となる生活習慣病をはじめとする疾病の予防、二次予防、障害の重度化を防ぐため、必要な医療の給付や、健康診断、診療および検査を受けることを勧奨していきます。	健康課	

#### 基本施策 イ 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
障害に応じた保健医療対策の推進	障がい者等一人ひとりに応じた適切な医療・歯科医療サービスが受けられるよう、専門医療機関、関係機関等との障がい者の保健対策の推進を図ります。	健康課 障がい者福祉課	
通院等のための移動手段の充実	通院等のための移動手段の充実を図るため、福祉バス事業を継続実施するとともに、その他の移動手段について検討します。	障がい者福祉課	





## 基本方針(4) 経済的自立の支援

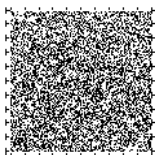
経済的支援および支援の情報を提供するとともに、金銭管理が困難な方が安心して暮らせるようにするための権利擁護事業を実施します。

### 基本施策 ア 年金・手当等の支援

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
各種手当の支給	障がい者やその家族に対し、国や東京都などが実施する各種手当などの支給により、経済的な支援を行い、生活の安定を図ります。	障がい者福祉課 こども育成課 保険年金課 生活福祉課	⑤
障害年金等の周知	市民全般に対し、障害が生じたときの支援として障害基礎年金等の受給など必要な情報の提供を行います。	保険年金課 生活福祉課	

### 基本施策 イ 金銭的管理の支援

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
権利擁護の推進	誰もが人権を尊重し合い、尊厳をもって安心して暮らせるよう、青梅市社会福祉協議会と連携し、権利擁護の推進を図ります。また、身寄りがない、経済的負担ができない市民に対しては、市が審判申立てや後見人報酬の費用助成を行います。(地域福祉計画から再掲)	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課	④ ⑤ ⑥ ⑦
成年後見制度の利用促進	青梅市社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の周知と活用の促進を図り、判断能力の不十分な高齢者等が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為をする際に、保護・支援を行います。(地域福祉計画から再掲)	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課 生活福祉課	④ ⑤ ⑥ ⑦



## 基本方針(5) 住居の確保

地域で自立した生活を送るため、地域移行への支援や住居の確保に向けた支援に取り組みます。

### 基本施策 ア 居住支援

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
障がい者世帯向け公営住宅の利用促進	身近な地域で、生きがいを持って、自立した生活を送るために基盤となる住まいの場の確保の手段として、障がい者世帯向けの公営住宅の利用を促進していきます。	住宅課	
地域移行支援のサービスの実施	障がいのある方が充実した地域生活を送ることができるよう、地域移行支援を行います。	障がい者福祉課	

### 基本施策 イ グループホームの充実

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
グループホームの支援体制の充実	「親亡き後」の生活に不安を感じる意見が多くあげられていることから、障がいのある方の地域における居住の場として、重度障がい者にも対応できるグループホームの確保を図り、支援体制の充実を図っていきます。	障がい者福祉課	
民間事業者への情報提供	グループホームの開設を計画する事業者に対しては、青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針にもとづき、情報提供等を行っていきます。	障がい者福祉課	

## 基本施策 ウ 居住環境の整備

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
入所施設等の居住環境の改善の検討	入所施設、グループホームには老朽化の著しい施設もあることから、入所者の居住環境の改善に配慮し、支援の在り方について研究していきます。	障がい者福祉課	
住宅設備改善事業等の利用促進	在宅の障がい者に対して、住宅設備改善事業等を活用しながら居住環境の整備に努めます。	障がい者福祉課	

## 基本方針(6) 支援ネットワークの整備

地域内での障がい者支援のネットワークを強化するため、地域自立支援協議会の機能充実に取り組みます。

### 基本施策 ア 地域自立支援協議会の機能の充実

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
自立支援協議会の機能の充実	自立支援協議会のネットワークを強化、活用し、様々な障害支援機関が、一人ひとりの各ライフステージにおける課題等を共有することにより、総合的な支援を進めていきます。	障がい者福祉課	

### 基本施策 イ 分野横断的な連携体制の構築

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
障がい者の地域生活支援拠点の整備【新規】	障がいのある人の重症化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で障がい児者やその家族が安心して生活するための、地域生活支援拠点等の整備を進めます。また、総合相談、専門相談・権利擁護・地域移行等、相談支援の中核的役割を担う機関として、基幹相談支援センターを整備します。(地域福祉計画から再掲)	障がい者福祉課	地
児童発達支援センターの整備	障がい児に対する地域支援体制を構築するため、支援の中核となる児童発達支援センターを整備します。(地域福祉計画から再掲)	障がい者福祉課	地



## 基本目標3 障害特性に応じた療育・教育

基本方針	基本施策
(1)障がい児支援の体制の確保	ア 障がい児保育 イ 相談支援体制の充実 ウ 特別支援教育の充実 エ 特別支援学校等との連携の推進
(2)切れ目のない支援体制の整備	ア 療育ネットワークの構築 イ 家族、保護者への支援の強化

### ■関連する SDGs



## 基本方針(1) 障がい児支援の体制の確保

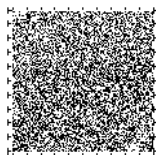
障がい児一人ひとりの障害特性に合わせた療育・教育の支援と、サービス利用や就学相談など、相談を受けとめる体制の充実に取り組みます。

### 基本施策 ア 障がい児保育

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
保育所等における障がい児の受入れ	保育所や学童クラブ等の一般的な子育て支援施策における障がい児の受入れに努めます。	こども育成課 子育て応援課	①
児童発達支援センターの設置	児童発達支援センターを設置するとともに、保育所等訪問支援の充実など、障がい児一人ひとりの障害特性に合わせた支援を推進します。	障がい者福祉課	

### 基本施策 イ 相談支援体制の充実

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
就学相談等の充実	就学相談をはじめとした相談の充実を図るとともに、その家族に対する支援にも努めます。	学務課 障がい者福祉課	①
ライフステージに対応した支援	ライフステージに対応したサービス・支援の提供が行えるように努めます。	障がい者福祉課 こども育成課 子育て応援課 こども家庭センター	①



### 基本施策 ウ 特別支援教育の充実

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
障害に応じた教育の充実	障害の種類や程度に応じた教育を行うとともに、個々のニーズに応じた支援、施設整備に努めます。	学務課 指導室	

### 基本施策 エ 特別支援学校等との連携の推進

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
特別支援学校等との連携の推進	特別支援教育パートナーシップ、相互派遣研修の実施などについて推進し、特別支援学校や特別支援学級等の教育関係者と日常的に連携を図ることで、障害があっても、安心して必要な教育的支援が受けられるよう、環境の整備、推進に努めます。	学務課 指導室	

### 基本方針(2) 切れ目のない支援体制の整備

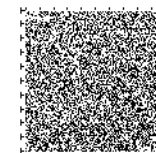
障がい児の成長に伴って支援が途切れることがないように、支援ネットワークの構築と保護者等の支援者に向けた支援に取り組みます。

### 基本施策 ア 療育ネットワークの構築

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
切れ目のない療育ネットワークの構築	障がい者福祉課、子育て世代包括支援センター、地域福祉コーディネーター、幼稚園、保育所、児童相談所、保健所、学校、民生委員・児童委員等の関係機関が連携し、切れ目のない療育ネットワークの構築を図ります。	障がい者福祉課 こども育成課 地域福祉課 学務課 こども家庭センター	④ ⑤
基幹相談支援センターの設置による切れ目のない支援体制の整備	障害の発見から就学までの療育、学齢期、卒業後の生活、重度化、高齢化など各ライフステージにおいて、障がいのある方それぞれに応じた切れ目のない支援を行う際の枠組みの中心として基幹相談支援センターを設置し、誰も取り残すことのない支援体制の整備を推進します。	障がい者福祉課	

### 基本施策 イ 家族、保護者への支援の強化

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
家族支援の促進	障がいのあるこどもを持つ保護者に向けた障害理解の推進やメンタルケアなどの家族支援を行います。保護者からの相談は適切な専門機関等へつなぐとともに、関係機関が理解を深めるための研修等を行います。	障がい者福祉課 子育て応援課 高齢者支援課 こども家庭センター	⑥ ⑦
家族のレスパイト等のための支援体制の強化	在宅生活における家族や保護者のレスパイトや緊急時対応について、重度障がい者の対応可能な事業所の確保に向けて民間法人の誘致等を検討するとともに、地域生活支援拠点の整備を進めます。	障がい者福祉課	



## 基本目標 4 就労支援・居場所づくりの推進

基本方針	基本施策
(1) 学習・文化・スポーツ活動の振興	ア 文化活動等の支援 イ 障がい者スポーツの振興
(2) 交流機会の拡大	ア イベント事業等の充実 イ 地域における交流機会の創出
(3) 就労の促進	ア 障害者就労支援センターの充実 イ 公共職業安定所(ハローワーク)等との連携 ウ 企業や福祉施設とのネットワークの構築

### ■関連する SDGs



## 基本方針(1) 学習・文化・スポーツ活動の振興

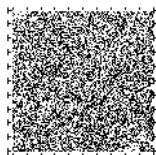
障害のあるなしにかかわらず、生涯にわたって学び、文化・スポーツの活動に取り組むために、参加の場づくりや周知・啓発等を推進します。

### 基本施策 ア 文化活動等の支援

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
文化・芸術活動の支援	障がいのある方の文化・芸術活動への参加機会を広げるとともに、活動成果の発表の場づくりを支援します。	社会教育課 文化課 障がい者福祉課	

### 基本施策 イ 障がい者スポーツの振興

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
スポーツの機会の拡充	障がいのある方とない方との交流の場としてスポーツに親しむことができる機会や、オンラインを活用してスポーツを楽しむことができる場などを作り、障がいのある方の生活・活動の幅を広げていきます。	スポーツ推進課	
民間団体等との連携による活動の機会の拡充	民間団体等とも連携し、レクリエーション活動への参加機会を拡大することによって、障がいのある方の生活・活動の幅を広げるとともに、障がい者スポーツに関するイベントの周知に取り組みます。	スポーツ推進課	
障がい者スポーツの周知啓発	東京都障害者スポーツ大会などの周知・啓発に努めるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーのひとつとして、多くの市民や企業等に、より広く障がい者スポーツに対する理解を深めるための啓発等に努めます。	スポーツ推進課	



## 基本方針(2) 交流機会の拡大

障がいのある方とない方が関わりあい、ともに暮らす地域づくりのため、地域における交流機会づくりを推進します。

### 基本施策 ア イベント事業等の充実

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
イベント等の充実による交流機会づくり	スポーツDAY青梅等のイベントを通じてスポーツ交流等を促し、障がいのある人となりが理解しあい、ともに暮らす地域社会の形成を図るために各種イベントの推進、ふれあい事業等の一層の充実を図ります。	スポーツ推進課 障がい者福祉課	

### 基本施策 イ 地域における交流機会の創出

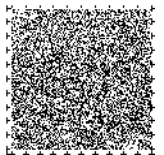
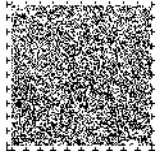
事業名	取組内容	主担当課	関連計画
関係機関との連携による地域交流機会の創出の支援	地域の方との連携を深め、障がいのある方が地域へ出る機会を増やすことを目的に、障がい者サポートセンターや市民センター、自治会、各種地域団体と連携し、障がい者作品展覧会などの行事をはじめとする地域交流機会の充実を図り、地域における住民相互の交流機会の創出を支援します。	障がい者福祉課 市民活動推進課	
地域づくり事業	介護、障害、子育て、生活困窮分野ごとに行われている地域づくりに向けた支援の取組を一体的に実施することで、属性に関わらず、地域住民を広く対象とし、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことができるよう取り組みます。(地域福祉計画から再掲)	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課 子育て応援課	地 高 子 重

## 基本方針(3) 就労の促進

就労に向けた相談支援、一般就労への移行の支援等、状況に応じた就労支援に取り組むとともに、ハローワーク等関係機関と連携した就労支援の体制を整備します。

### 基本施策 ア 障害者就労支援センターの充実

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
就労支援センターの支援力強化	多様なニーズへの対応や就労継続の支援等を図るため、障害者就労支援センターの支援力を高めるとともに、日常生活支援、職業生活支援、社会生活支援等を行います。	障がい者福祉課	
一般企業への就労の支援	障がい者が、安心して一般企業への就労を実現し、継続していけるよう支援を行います。	障がい者福祉課	
就労面と生活面双方の支援の提供	就労面の支援としては、職業相談、職場定着支援、ジョブコーチの派遣等を行い、生活面の支援としては、日常生活支援、職業生活支援、社会生活支援等を行います。	障がい者福祉課	
関係機関との連携および情報提供の充実	就労に関する情報収集および提供、関連機関・協力機関とのネットワーク形成等を行います。	障がい者福祉課	

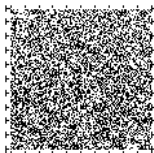


基本施策 イ 公共職業安定所(ハローワーク)等との連携

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
関係機関との連携による障がい者就労の促進	障がい者の就労機会の確保については、引き続き、公共職業安定所(ハローワーク)や企業、特別支援学校等との連携を図りながら、障がい者の就労を促進します。	障がい者福祉課	
離職後の支援の推進	離職の確認の際には、就労移行支援事業や公共職業安定所(ハローワーク)等への照会を行い、離職後のフォローや再就職に向けた支援を行うよう努めます。	障がい者福祉課	

基本施策 ウ 企業や福祉施設とのネットワークの構築

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
企業や障害福祉サービス事業者との連携による支援体制の充実	障がいのある方が働くことを通して生きがいのある生活を送ることができるように、一般企業への就労の促進を図るとともに、就労支援を行う障害福祉サービス事業所との連携を進め、就労支援体制の充実を図ります。	障がい者福祉課	
障がい者の就労後の支援体制の整備	障がいのある人の就労後の職業定着支援や障がい者の就労拡大のための企業開拓に向けて、障害者就労支援センターを中心として特別支援学校や関係機関等の連携を更に図り、継続した支援体制を整備します。(地域福祉計画から再掲)	障がい者福祉課	④ ⑤





## 第4章 障害福祉・障害児福祉サービスの事業量見込み

### 1 障害福祉計画

#### (1) 成果目標の設定

##### <1>施設入所者の地域生活への移行等

###### 国の基本指針

- ・地域移行者数: 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域移行
- ・施設入所者数: 令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

##### 【成果目標】

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の施設入所者数(a)	105人	令和4年度末の施設入所者数
目標年度入所者数(b)	98人	令和8年度末の施設入所者数
【目標値】削減見込み	7人	
施設入所者削減率	6.7%	令和4年度末の5%以上削減
【目標値】地域生活移行者数	7人 (6.7%)	令和4年度末施設入所者数の 6%以上

##### <2>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村および都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障がい者の地域移行や定着が可能となる。

##### ①精神障がい者の相談支援、居住系サービスの利用

###### 【主な活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	76人	95人	119人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	20人	33人	52人
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	20人	22人	24人

##### ②保健、医療および福祉関係者による協議の場

###### 【主な活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回
保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	50人	50人	50人
保健、医療および福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	2回	2回	2回



### <3> 地域生活支援の充実

#### 国の基本指針

- ・各市町村または圏域において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

#### 【成果目標】

項目	内容
地域生活支援拠点等の整備	令和6年度末までに整備
運用状況の検証	毎年度1回実施
強度行動障害を有する者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること	支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

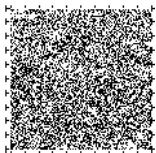
#### 【主な活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1か所	1か所	1か所
コーディネーターの配置人数	1人	1人	1人
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証および検討の実施回数	1回	1回	1回

### <4> 福祉施設から一般就労への移行

#### 国の基本指針

- ・一般就労への移行者数: 令和3年度実績の1.28倍以上
- このうち、就労移行支援事業による一般就労への移行者数: 令和3年度実績の1.31倍以上
- 就労継続支援 A 型事業による一般就労への移行者数: 令和3年度実績の1.29倍以上
- 就労継続支援 B 型事業による一般就労への移行者数: 令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所: 就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・就労定着支援事業の利用者数: 令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合: 2割5分以上



○就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

【成果目標】

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数	9人	
うち、就労移行支援利用者	0人	
うち、就労継続支援A型	2人	
うち、就労継続支援B型	7人	
【目標値】目標年度における一般就労移行者数	13人	令和3年度実績の1.28倍以上
うち、就労移行支援利用者	1人	令和3年度実績の1.31倍以上
うち、就労継続支援A型	3人	令和3年度実績の1.29倍以上
うち、就労継続支援B型	9人	令和3年度実績の1.28倍以上

○就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合5割以上の事業所

【成果目標】

項目	数値	考え方
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	2か所	就労移行支援事業所の5割以上

○就労定着支援事業の利用者数

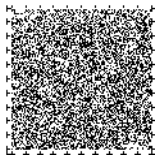
【成果目標】

項目	数値	考え方
令和3年度末の就労定着支援事業の利用者数	34人	
【目標値】目標年度の就労定着支援事業の利用者数	48人	令和3年度末実績の1.41倍以上

○就労定着支援の事業所ごとの定着率

【成果目標】

項目	数値	考え方
就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	1か所	就労定着支援事業所の2割5分以上



### <5> 相談支援体制の充実・強化等

国は、相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することとしています。

<p><b>国の基本指針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村において、令和8年度末までに基幹相談支援センターを設置する</li> <li>・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う【新規】</li> </ul>
--

#### 【成果目標】

項目	内容
基幹相談支援センターの設置	令和6年度末までに整備
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	検討

#### 【主な活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置【新設】	1か所(設置)	-	-
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	19件	20件	20件

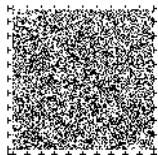
項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	19件	20件	20件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	12回	12回
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善【新設】	検討	検討	実施

### <6> 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の強化

<p><b>国の基本指針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県および各市町村において、サービスの質の向上のための体制を構築する</li> </ul>
---

#### 【主な活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	8人	8人	8人
障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	体制の有無	検討	検討
	実施回数	-	-

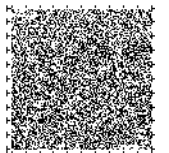


## ○発達障がい者等に対する支援の充実

国は、発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等およびその家族等への支援が重要であることから、保護者等がこどもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や育児等の方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなど発達障がい者等およびその家族に対する支援体制を確保することが重要であるとしています。

### 【主な活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
発達障害者地域支援協議会の開催回数	検討	1回	1回
発達障害者支援センターによる相談支援の件数	検討	10件	10件
発達障害者支援センターおよび発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	検討	14件	15件
発達障害者支援センターおよび発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数	検討	1回	1回
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	検討	5人	5人
ペアレントメンターの人数	検討	1人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	検討	5人	5人



## (2) サービス等の見込量およびその確保策

### ①訪問系サービス

事業名	内容
居宅介護	居宅における入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で、常時介護を要する方に対し、居宅における入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動の介護を総合的に行うサービスを提供します。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がいのある方に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等のサービスを提供します。
行動援護	知的障害または精神障害により、行動上著しい困難がある方で常時介護を必要とする方に対し、行動の際に生ずる危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする方で、介護の必要の程度が著しく高い方に対し、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。

### 【サービス見込量】

		令和4年度【実績】	令和5年度【見込】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	112	125	127	129	131
重度訪問介護	人/月	7	7	7	8	8
同行援護	人/月	80	77	79	81	83
行動援護	人/月	24	25	26	27	28
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0

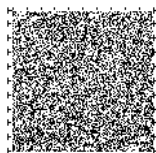
### 【見込量と確保策の考え方】

令和4年度までの利用実績および令和5年度の見込み数をもとに、利用者数の推移を踏まえて、見込み量を設定しました。

訪問系サービスは、新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えが続いていましたが、今後はサービス利用が増加する見込みであることに加え、施設入所者の地域移行等の推移を見込みながらサービス利用の増加に対応していくため、事業者には、国や東京都からの情報の提供を行うなど、今後見込まれる需要に対するサービスの確保を図ります。

あわせて、サービスの質の向上を図るため、事業者に対し、技術・知識の向上を目的とした研修会や講演会等の情報提供を行います。

また、利用者に対しては、東京都障害者サービス情報などを利用して、障がい者が利用するサービスを選択する幅を広げるための事業者情報の提供に努めます。



## ②日中活動系サービス

### 【サービス概要】

事業名	内容
生活介護	常時介護を必要とする方に対し、主に昼間、障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作活動または生産活動の機会などのサービスを提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体機能・生活能力の維持・向上等の支援が必要な身体障がい者に対し、身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事などの訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係機関との連絡調整等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	生活能力の維持・向上等の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に対し、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係機関との連絡調整等の支援を行います。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	就労を希望する対象者に、定められた期間、生産活動・その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
就労継続支援 (A型)	雇用契約にもとづく就労の機会を提供します。また、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を行います。
就労継続支援 (B型)	就労の機会や生産活動の機会を提供します。また、知識・能力が高まった場合は、就労への移行に向けた支援を行います。
就労定着支援	福祉サービスを利用し一般就労した方に対し、利用者との対面による相談や利用者を雇用した企業への訪問、関係機関との連絡調整等の支援を行います。

療養介護	医療を要する障がい者で常時介護を要する方に対し、主に昼間、病院、その他の施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。
短期入所	介護者が病気などの理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な方に、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。

### 【サービス見込量】

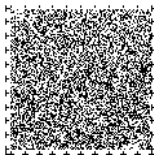
		令和4年度【実績】	令和5年度【見込】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	254	263	267	271	275
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	1	1	2	2
自立訓練 (生活訓練)	人/月	18	20	22	24	26
就労選択支援	人/月	-	-	-	2	3
就労移行支援	人/月	75	77	79	81	83
就労継続支援 (A型)	人/月	27	28	29	30	31
就労継続支援 (B型)	人/月	390	386	395	405	415
就労定着支援	人/月	35	35	38	41	44
療養介護	人/月	14	17	17	18	18
短期入所	人/月	120	120	123	126	129

#### 【見込量と確保策の考え方】

令和4年度までの利用実績および令和5年度の見込み数をもとに、利用者数の推移を踏まえて、見込み量を設定しました。

青梅市自立センターにおいて引き続き障害福祉サービスの充実に努めるほか、必要なサービス量が確保されるよう支援体制の充実に図ります。特に、親亡き後を見据え、重度障がい者が日中利用するための生活介護や、緊急時の一時保護のための短期入所など、市内に必要な施設や需要増が見込まれるサービスについては、国や東京都の施策を活用しながら既存の事業者によるサービスの拡充を支援するとともに、新たな事業者の開拓・支援など、サービス量が確保されるような施策を検討します。

また、「青梅市障害者就労支援センター」を有効に活用し、引き続き、市、民間企業、福祉施設等とハローワーク等公的機関が連携し、就労に関する支援の充実に図ります。





### ③居住系サービス

#### 【サービス概要】

事業名	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した障がい者に対し、一定期間にわたり定期的な巡回訪問等を行い、障がい者の理解力、生活力等を補う支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むのに支障のない障がいのある方に、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において、相談、その他の日常生活の援助を行います。
施設入所支援	主として、夜間において、入浴、排せつおよび食事等の介護、生活等に関する相談および助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

#### 【サービス見込量】

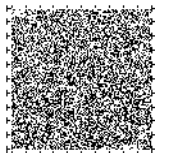
		令和4年 度【実績】	令和5年 度【見込】	令和6年 度	令和7年 度	令和8年 度
自立生活援助	人/月	0	1	2	3	4
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	246	251	265	280	295
施設入所支援	人/月	105	104	104	104	104

#### 【見込量と確保策の考え方】

令和4年度までの利用実績および令和5年度の見込み数をもとに、利用者数の推移を踏まえて、見込み量を設定しました。

共同生活援助(グループホーム)の利用については、設置数が増加傾向にありますが、親亡き後の支援体制として、特に市民利用や重度障がい者向けのグループホームの充実を図るため、事業者への情報提供や利用者からの相談に応じる体制を強化します。

また、青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針にもとづき、重度障がい者の受入れが可能なグループホームの確保を図るため、これらのグループホームの新設・増設について、国や東京都の施策を活用しながら、事業者に対し情報提供等の支援を行うなど、サービス量が確保されるような施策を検討します。



#### ④相談支援

##### 【サービス概要】

事業名	内容
計画相談支援	<p>対象者は、障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する全ての障がい者です。サービス内容は、次のとおりです。</p> <p>支給決定時は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害者支援利用計画案を作成</li> <li>②支給決定または変更後、事業者等との連絡調整、計画の作成</li> </ul> <p>支給決定後は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①一定の期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う。(モニタリング)</li> <li>②事業者等との連絡調整、支給決定または支給決定の変更にかかる申請の勧奨</li> </ul>
地域移行支援	<p>対象者は、障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者です。</p> <p>サービス内容は、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などで、支援期間は、6か月から12か月です。</p>
地域定着支援	<p>対象者は、一人暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方などで、その他家族等の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者です。</p> <p>サービス内容は、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の相談などで、支援期間は、12か月以内です。</p>

##### 【サービス見込量】

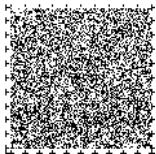
		令和4年度【実績】	令和5年度【見込】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	985	1,041	1,100	1,160	1,220
地域移行支援	人/月	7	12	13	14	15
地域定着支援	人/月	0	0	1	2	2

##### 【見込量と確保策の考え方】

令和4年度までの利用実績および令和5年度の見込み数をもとに、利用者数の推移を踏まえて、見込み量を設定しました。

事業者による計画相談支援の充実を図り、地域移行支援や地域定着支援を検討します。サービスの趣旨を踏まえ、事業者と利用者の上に立った、公平で公正な計画相談支援が行えるよう、関係機関と連携を図ります。

また、基幹相談支援センターの設置により、相談支援体制を充実させるとともに、事業者との連携強化を図ります。

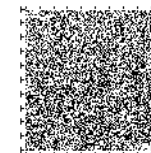


### (3)地域生活支援事業

#### 【サービス概要】

事業名	内容
必須事業	
①相談支援事業	地域の障がい者等の福祉に関する問題について、障がい者等、障がい児の保護者または障がい者等の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言を行い、事業者等との連絡調整(サービス利用支援および継続サービス利用支援に関するものを除く。)などの便宜を総合的に提供します。
②コミュニケーション(意思疎通)支援事業	意思の伝達に支援が必要な障がい者等に対して、手話通訳等を派遣する事業などを行います。
③日常生活用具費給付等事業	日常生活における便宜を図るため、障がい者等に補装具以外の機器で自立した日常生活を支援する用具費の給付および用具の貸与を行います。
④移動支援事業	自立支援給付の対象とならないケースでの外出時の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。
⑤地域活動支援センター事業	創造的な活動や、生産活動など様々な活動を支援する場としての機能を強化するとともに、専門職員等を配置して、医療・福祉・地域との連携を強化し、障がい者の地域生活を支援します。
⑥成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが必要であると認められる障がい者で、制度の利用に要する費用について補助を受けなければ制度の利用が困難な障がい者に対して、申し立て費用や成年後見人報酬などの経費の一部を助成し利用の促進を図ります。
その他事業	
⑦日中一時支援事業	日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練などを行います。

⑧自動車運転教習費補助事業	障がい者が自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を補助することにより、心身障がい者の日常生活の利便および生活圏の拡大を図ります。
⑨自動車改造費補助事業	障がい者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、重度身体障がい者の社会復帰の促進を図ります。
⑩点字図書給付等事業	希望する図書の点字変換費用の補助を行います。
⑪奉仕員等養成事業	手話奉仕員(通訳者)、要約に必要な技術などを習得した要約筆記奉仕員、点訳または朗読に必要な技術を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成する研修を実施します。
⑫就労支援センター事業	障がい者の企業就労等を支援するため、就労支援や生活支援のコーディネーターを配置し、必要な相談、情報提供、支援等を総合的に図ります。



【サービス見込量】

① 相談支援事業

		令和4年度【実績】	令和5年度【見込】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業	相談件数	12,401	13,100	13,600	14,000	14,200

【実施に向けての考え方】

令和4年度までの利用実績および令和5年度の見込み数をもとに、利用者数の推移を踏まえて、見込み量を設定しました。

障がい者サポートセンターでは、一般相談支援をはじめ、高次脳機能障害や発達障害等の相談支援体制の充実を図り、個々の障害特性を考慮した相談支援体制を維持し、地域における障がい者の相談支援ネットワークの拡大に向けて取り組みます。

② コミュニケーション(意思疎通)支援事業

		令和4年度【実績】	令和5年度【見込】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣利用者	人	252	250	270	290	310
	時間	581	560	580	600	620
手話通訳者設置事業人数	人	1	1	1	1	1

【実施に向けての考え方】

令和4年度までの利用実績および令和5年度の見込み数を踏まえて、見込み量を設定しました。引き続き、必要な施策を実施し、事業の充実を図ります。

③ 日常生活用具費給付等事業

		令和4年度【実績】	令和5年度【見込】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具費給付等事業	件	3,561	3,570	3,627	3,685	3,744

【実施に向けての考え方】

令和4年度までの利用実績および令和5年度の見込み数を踏まえて、見込み量を設定しました。引き続き、必要な施策を実施し、事業の充実を図ります。

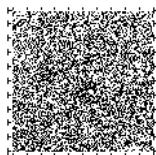
技術の進歩、発展による日常生活用具の機能向上に対し、柔軟な対応を図る事業体制の整備に努めます。国や東京都の新たな取組による施策を活用して、必要に応じた支援を実施します。

④ 移動支援事業

		令和4年度【実績】	令和5年度【見込】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人	117	120	123	126	129
	時間	9,835	9,250	10,080	10,330	10,590

【実施に向けての考え方】

令和4年度までの利用実績および令和5年度の見込み数を踏まえて、見込み量を設定しました。引き続き、必要な施策を実施し、事業の充実を図ります。



### ⑤地域活動支援センター事業

		令和4年 度【実績】	令和5年 度【見込】	令和6年 度	令和7年 度	令和8年 度
地域活動支援 センター事業	か所	1	1	1	1	1

#### 【実施に向けての考え方】

地域活動支援センターの基礎的事業や機能強化事業を実施してきた、障がい者サポートセンター事業の充実を図り、事業所等に情報の提供や支援を行う体制を強化し、障がいのある方の自立に向けた生活支援を引き続き実施します。

基礎的事業は、創作的活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動機会の提供を充実します。

機能強化事業(I型)は、保健師、社会福祉士、作業療法士、精神保健福祉士等の専門職員の配置による相談支援事業や福祉および地域の社会基盤との連携の強化、地域住民ボランティアの育成や障がい者への理解のための普及啓発等の事業を引き続き実施します。

また、障がい者(児)とその家族、地元住民、学校など、地域と連携したネットワークの充実を図ります。

### ⑥成年後見制度利用支援事業

		令和4年 度【実績】	令和5年 度【見込】	令和6年 度	令和7年 度	令和8年 度
成年後見制度 利用支援事業	件	2	3	5	6	7

#### 【実施に向けての考え方】

令和4年度までの利用実績および令和5年度の見込み数を踏まえて、見込み量を設定しました。引き続き、必要な施策を実施し、事業の充実を図ります。

障がいのある方の判断能力等を勘案して、補助、保佐、後見など、必要な支援に繋いでいきます。

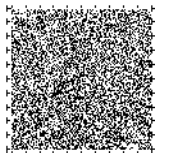
### ⑦日中一時支援事業

		令和4年 度【実績】	令和5年 度【見込】	令和6年 度	令和7年 度	令和8年 度
日中一時支援 事業	人	20	23	25	27	30
	回	134	209	230	253	275

#### 【実施に向けての考え方】

令和4年度までの利用実績および令和5年度の見込み数を踏まえて、見込み量を設定しました。

今後も必要に応じて、国や東京都の施策を活用し、事業者への支援を検討していくとともに、供給の拡大を図ります。



### ⑧自動車運転教習費補助事業

		令和4年 度【実績】	令和5年 度【見込】	令和6年 度	令和7年 度	令和8年 度
自動車運転教習費補助事業	件	1	3	4	5	6

#### 【実施に向けての考え方】

令和4年度までの実績および令和5年度の見込み数を踏まえて、見込み量を設定しました。引き続き、障がいのある方の社会参加に向けて自動車運転教習費の補助を実施します。

### ⑨自動車改造費補助事業

		令和4年 度【実績】	令和5年 度【見込】	令和6年 度	令和7年 度	令和8年 度
自動車改造費補助事業	件	1	1	2	3	4

#### 【実施に向けての考え方】

令和4年度までの実績および令和5年度の見込み数を踏まえて、見込み量を設定しました。引き続き、障がいのある方の社会参加に向けて自動車改造費の補助を実施します。

### ⑩点字図書給付等事業

		令和4年 度【実績】	令和5年 度【見込】	令和6年 度	令和7年 度	令和8年 度
点字図書給付等事業	人	0	1	1	1	1

#### 【実施に向けての考え方】

令和4年度までの利用実績および令和5年度の見込み数を踏まえて、見込み量を設定しました。

障がいのある方の文化・教養享受の機会を確保するため、引き続き、点字図書給付等の助成を実施します。

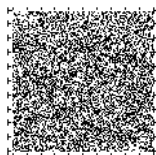
### ⑪手話奉仕員等事業

		令和4年 度【実績】	令和5年 度【見込】	令和6年 度	令和7年 度	令和8年 度
手話通訳者等養成事業	回	58	25	60	30	60
	人	63	20	40	30	40

※令和4年度、6年度、8年度は隔年実施の上級講習会を実施。

#### 【実施に向けての考え方】

令和4年度までの利用実績および令和5年度の見込み数を踏まえて、今後の修了者の見込み量を設定しました。



## ⑫就労支援センター事業

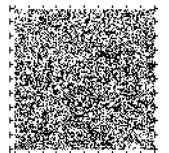
		令和4年 度【実績】	令和5年 度【見込】	令和6年 度	令和7年 度	令和8年 度
就労支援セン ター事業	雇用実 績	47	48	49	50	50
	相談件 数	6,149	6,608	6,660	6,710	6,760

### 【実施に向けての考え方】

令和4年度までの利用実績および令和5年度の見込み数を踏まえて、今後の利用見込量を設定しました。

青梅市障害者就労支援センターは平成20年10月に開設してから16年目を迎え、その間、職業相談、就職準備支援、ジョブコーチの派遣などの就労面の支援や日常生活支援、職業生活支援などの生活面の支援などを中心に、障がいのある方の企業就労を支援してきました。

引き続き、就労後の職業定着支援や、障がい者の就労拡大のための企業開拓に向けて、特別支援学校や関係機関との連携を図り、継続した支援体制を整備します。



## 2 障害児福祉計画

### (1) 成果目標の設定

#### ①障がい児支援の提供体制の整備等

##### 国の基本指針

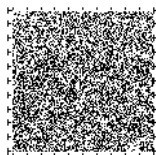
- ・児童発達支援センターの設置:各市町村または各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県および必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等:各市町村または圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県および各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

#### 【成果目標】

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	1か所	令和6年度末までに設置
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築	検討	
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等	1か所	

#### 【主な活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	1人	1人	1人





## (2) サービス等の見込量およびその確保策

### ①相談支援

#### 【事業の概要】

事業名	内容
計画相談支援	<p>対象者は、障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する全ての障がい児です。サービス内容は、次のとおりです。</p> <p>支給決定時は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成</li> <li>②支給決定または変更後、事業者等との連絡調整、計画の作成</li> </ul> <p>支給決定後は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①一定の期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う。(モニタリング)</li> <li>②事業者等との連絡調整、支給決定または支給決定の変更にかかる申請の勧奨</li> </ul>

#### 【サービス見込量】

		令和4年度【実績】	令和5年度【見込】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児計画相談支援	人/月	454	497	527	557	585

#### 【見込量と確保策の考え方】

令和4年度までの利用実績および令和5年度の見込み数をもとに、利用者数の推移を踏まえて、見込み量を設定しました。

事業者による計画相談支援の充実を図ります。サービスの趣旨を踏まえ、事業者と利用者間に立った、公平で公正な計画相談支援が行えるよう、関係機関と連携を図ります。

また、基幹相談支援センターの設置により、相談支援体制を充実させるとともに、事業者との連携強化を図ります。



## ②障害児サービス

### 【事業の概要】

事業名	内容
児童発達支援	障がい児(未就学)が施設に通所し、日常生活における基本的な動作の指導および集団生活への適用訓練を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関等に通所または通院し、児童発達支援および治療を行います。
放課後等デイサービス	学校(幼稚園および大学を除く。)に就学している障がい児について、授業の終了後または休日に児童発達支援センター等の施設に通所し、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の集団生活を営む施設等に通う障がい児について、当該施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児について、発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

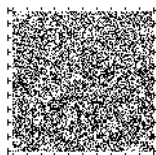
### 【サービス見込量】

		令和4年度【実績】	令和5年度【見込】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	82	105	115	125	135
医療型児童発達支援	人/月	0	0	1	1	1
放課後等デイサービス	人/月	372	392	412	432	450
保育所等訪問支援	人/月	6	7	15	25	40
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	1	1	1

### 【見込量と確保策の考え方】

令和4年度までの利用実績および令和5年度の見込み数をもとに、利用者数の推移を踏まえて、見込み量を設定しました。

児童発達支援センターの設置により、障がい児一人ひとりの障害特性に合わせた支援を推進するとともに、サービスの提供に向けて、事業者への情報提供や利用者からの相談に応じる体制を整備します。



# 資料編

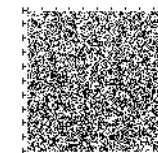
## 1 取組指標

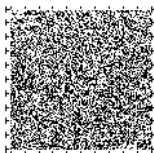
※各計画の「第4章 取組内容」について、数値目標を原則として、評価指標を設定した事業について、掲載します。

### 1 地域福祉計画

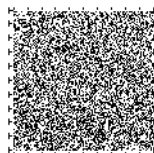
#### 1. 顔見知りの関係づくり

事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
福祉教育等の推進	児童生徒の思いやりの心や社会奉仕の精神などを育むため、福祉教育を推進します。また、市民センター等での各種講座を通じて、市民への啓発・広報を行います。	指導室 社会教育課	各種講座実施回数	2回	2回	3回	3回	3回
インクルーシブ理念と福祉意識の啓発	障がいのある人もない人も、地域の中で共に生きていくことができる社会を目指し、インクルーシブ理念の理解促進に努めます。	地域福祉課 障がい者福祉課	出前講座の実施	1回	1回	2回	2回	2回
保健福祉に関する学びの場の提供	生涯学習講座などを通じて、地域保健福祉への関心や福祉意識の向上に努めます。	社会教育課	講座延べ受講者数	83人	94人	100人	100人	100人
障害者差別解消条例の周知	障がいのある人も障がいのない人もその人らしく暮らせる共生のまち青梅市条例」にもとづき、障がいのある人の権利擁護等にかかる理念を浸透させ、障がいのある人に対する差別や偏見のない社会、共に社会の一員として、心豊かに暮らせるまちの実現に努めます。	障がい者福祉課	出前講座等の実施	1回	1回	2回	2回	2回

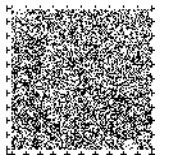




事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
市内小・中学校への「認知症サポーター養成講座」の推進事業	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者となる「認知症サポーター養成講座」の普及・啓発の推進事業として、市内小・中学校で授業実施します。	高齢者支援課	参加人数	0人	20人	60人	100人	100人
自治会の活動支援	自治会連合会との連携基本協定書にもとづき、活動や取組を積極的に支援します。	市民活動推進課	自治会振興交付金交付額(千円)	50,258	49,979	49,979	49,979	49,979
各種交流イベントの開催	お～ちゃんフェスタやおうめ健康まつりなど、各種行事を通じて地域への関心や交流・ふれあいの機会づくりを進めます。また参加者の増加に向けた検討を進めます。	市民活動推進課	健康課：参加者数	コロナで中止	250人	300人	350人	400人
		健康課 社会教育課	社会教育課：講座延べ受講者数	83人	94人	100人	100人	100人
地域活動の活性化と地域、学校、行政が協働した取組を推進するため、文化財の活用などに向けた連携事業の実施	文化財保護指導員等が老壮大学等への講師の奨励を行うとともに、旧吉野家住宅については、地元自治会等との連携を図りながら、活用計画を推進します。	文化課	文化財保護指導員等の老壮大学等への講師派遣件数	3回	5回	6回	6回	6回
子育てひろば事業	中高生や高齢者との交流事業など、世代間交流や地域交流を行う機会づくりを進めます。	子育て応援課	利用者数	40,752人	49,352人	50,000人	50,000人	50,000人
地域づくり事業	介護、障害、子育て、生活困窮などの分野ごとに行われている地域づくりに向けた支援の取組を一体的に実施することで、属性に関わらず、地域住民を広く対象とし、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことができるように取り組みます。	地域福祉課	地域づくり支援の拠点の設置箇所数	-	-	5か所	10か所	15か所
		高齢者支援課 障がい者福祉課 子育て応援課	障がい者サポートセンター交流祭の開催	0回	1回	1回	1回	1回
認知症家族会等への支援	認知症の人や介護する家族同士の集いの場を提供するなどの支援を行います。	高齢者支援課	認知症カフェの数	2か所	6か所	7か所	8か所	9か所

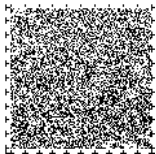


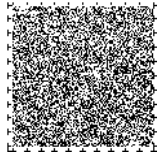
事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
生活支援サービスの体制整備	ボランティアの養成や住民主体の通いの場の活動等生活支援の基盤整備のため、関係機関等と協議を進めるとともに、高齢者と地域の様々なサービスや社会資源とをつなぐ生活支援コーディネーターを配置し、新たな社会資源の発見、サービスの創出、ネットワーク構築を図ります。	高齢者支援課	第2層協議体の設置数	10	11	11	11	11
			協議体の活動の継続	10の協議体が活動を継続	11の協議体が活動を継続	11の協議体が活動を継続	11の協議体が活動を継続	11の協議体が活動を継続
障がい者の就労後の支援体制の整備	障がいのある人の就労後の職業定着支援や障がい者の就労拡大のための企業開拓に向けて、障害者就労支援センターを中心として特別支援学校や関係機関等の連携を更に図り、継続した支援体制を整備します。	障がい者福祉課	障害者就労支援センター相談件数	6,149件	6,608件	6,660件	6,710件	6,760件
見守りネットワークにおける企業等との連携強化	見守り支援ネットワーク事業協定にもとづき、民間事業者と連携し、日常業務における緩やかな見守りを実施し、ネットワークを充実していきます。	高齢者支援課	見守り支援ネットワーク締結事業者数	44社	44社	45社	46社	47社
ユニバーサルデザインの考えにもとづいたまちづくりの推進	国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(新バリアフリー法)」や「東京都福祉のまちづくり条例」、「青梅市福祉のまちづくり整備要綱」にもとづき、公共交通施設や公共公益建物、道路、公園、住宅などのバリアフリー化を促進し、優しいユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。	地域福祉課	福祉のまちづくり条例届出書受理件数	3件	4件	4件	4件	4件
			整備基準適合証交付件数	1件	1件	1件	1件	1件
公共建築物等のバリアフリー化の促進	高齢者や障がい者に配慮した施設づくりを推進するとともに、民間施設に対する指導・助言を行い、理解と協力を求めます。	地域福祉課	東京都福祉のまちづくり条例に関する相談受理件数	10件	10件	10件	10件	10件



## 2. 多様な主体による支え合い活動の推進

事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
ゲートキーパーの養成	こころの健康づくりに関する充実を図るとともに、悩んでいる人に声をかけ、傾聴し、支援へつなげ、見守る人(ゲートキーパー)の育成に努めます。	健康課	実施回数	27人(1回)	40人(2回)	1回以上	1回以上	1回以上
元気高齢者等が支える家事支援サービスの担い手の養成	元気な高齢者の新たな社会参加の一つとして介護保険の家事支援サービスを提供するおうめ生活サポーターを養成します。	高齢者支援課	おうめ生活サポーター数	275名	288名	320名	350名	380名
介護予防リーダーの養成	ボランティアとして地域の高齢者の体操教室等、住民主体の集いの場の立ち上げを担う介護予防リーダーの養成を行います。	高齢者支援課	活動中の介護予防リーダーの数	56人	65人	75人	85人	95人
認知症サポーター養成講座	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者となる認知症サポーターを養成します。	高齢者支援課	認知症サポーター数	6,445人	7,000人	7,500人	8,000人	8,500人
市民講座の実施、シンポジウムの開催【新規】	地域福祉の担い手の発掘や人材育成を目的とした市民講座やシンポジウムを実施し、地域のニーズに応えられる人材の育成に取り組めます。	地域福祉課	地域における市民講座等の開催回数	-	-	4回	7回	10回
高齢者のボランティア活動の支援	青梅ボランティア・市民活動センターにおいて、各種団体と連携・協力し、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍できる基盤整備を進めます。	高齢者支援課	第2層協議体の設置数	10	11	11	11	11
			協議体の活動の継続	10の協議体が活動を継続	11の協議体が活動を継続	11の協議体が活動を継続	11の協議体が活動を継続	11の協議体が活動を継続

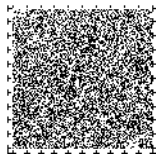


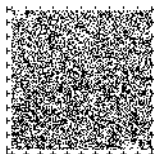


事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
避難行動要支援者の支援	災害対策基本法および避難行動要支援者の情報の提供等に関する条例にもとづき、制度に同意された方の名簿を作成し、地域住民の理解のもと、地域で災害時の支援ができる「地域の安全は地域で守る」体制づくりを行います。	防災課 地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課 介護保険課	防災課報告障害種別数	4種類	4種類	4種類	4種類	4種類
			避難行動要支援者名簿の年1回の更新	実施	実施	実施	実施	実施
	関係部局や関係団体等と連携し、避難行動要支援者への支援対策を検討するほか、個別避難計画の作成を推進します。また、自主防災組織等の安否確認訓練や避難支援訓練を通じ、支援実施体制の確立に努めます。	防災課 介護保険課 高齢者支援課 障がい者福祉課	災害時個別支援計画作成対象者数	7名	6名	6名	7名	7名
			同意確認済み対象者の個別避難計画の作成	8支会地区対象者の一部作成	4~8支会地区対象者を作成	1,2,10支会地区対象者を作成	全対象者作成	全対象者作成
災害時協定締結による安心なまちづくり	障害福祉施設等と災害時協定を締結し、災害時における障がいのある人の安心なまちづくりを推進します。	障がい者福祉課	災害協定の締結	4事業所	4事業所	4事業所	4事業所	4事業所

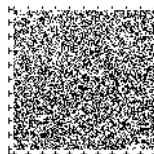
### 3. 包括的な支援体制の整備・強化

事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
民生委員・児童委員の適正配置	民生委員・児童委員は、市民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行っています。地域福祉の向上に向けて、民生委員・児童委員の適正配置に引き続き努めます。	地域福祉課	定数151人(民生委員139人、主任児童委員12人)に対する委嘱数	民生委員 132人 主任児童委員 12人	民生委員 125人 主任児童委員 10人	民生委員 139人 主任児童委員 12人	民生委員 139人 主任児童委員 12人	民生委員 139人 主任児童委員 12人
身近な福祉総合相談窓口の設置【新規】	11か所の各市民センターに福祉総合相談窓口を設置し、地域福祉コーディネーターを配置します。複雑化・複合化した相談に対応するとともにアウトリーチ等を行っていく一方、地域住民等と一緒に地域づくりを行います。	地域福祉課 市民活動推進課	福祉総合相談窓口の設置数	-	-	11か所	11か所	11か所

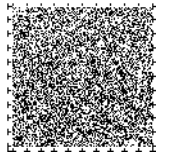




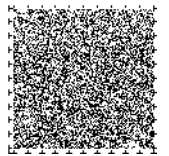
事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
包括的相談支援事業【新規】	相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け入れ、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供等を行います。	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課 子育て応援課 こども家庭センター	相談受付件数	-	-	10回	15回	20回
相談体制の充実	障がいのある人、家族、地域の住民からの相談に対し、公的機関、専門機関や地域の民生委員・児童委員と連携し、相談支援体制の強化・充実を図ります。	障がい者福祉課	相談支援数	2,947人	2,990人	3,050人	3,100人	3,150人
相談体制の充実	子育てに関する情報提供の一層の充実を図るとともに、総合的な相談窓口の充実に努めます。	子育て応援課 こども家庭センター	相談窓口の設置 (子育てひろば)	18	18	18	次期計画にて 検討	次期計画にて 検討
相談体制の充実	健康づくりのための情報提供を充実させるとともに、生活習慣病の予防や改善に向けた相談体制の強化に努めます。	健康課	健康相談の実施回数	11回(積雪で1 回中止)	12回	12回	12回	12回
妊娠期からの相談体制	思いがけない妊娠等出産・育児に悩む母親に対し、児童虐待の予防につなげることも留意し、妊娠期からの相談体制の充実に努めます。	こども家庭センター	妊婦全数面談	100%	100%	100%	100%	100%
職員研修の実施	様々な福祉ニーズの相談に対応できる職員(地域福祉コーディネーターを含む。)を育成する研修を実施します。	地域福祉課	福祉に関わる職員育成研修会の開催回数	-	-	3回	2回	2回
障がい者の地域生活支援拠点の整備【新規】	障がいのある人の重症化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で障がい児者やその家族が安心して生活するための、地域生活支援拠点等の整備を検討します。また、総合相談、専門相談・権利擁護・地域移行等、相談支援の中核的役割を担う機関として、基幹相談支援センターを整備します。	障がい者福祉課	地域生活支援拠点の設置	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所
切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築と推進	地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築に取り組みます。	高齢者支援課	多職種ネットワーク連絡会開催	中止(コロナ対策)	年1回	年1回	年1回	年1回

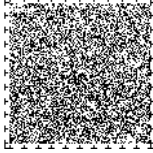




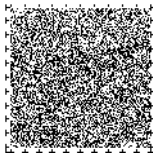


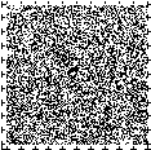
事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、高齢者の保健事業について、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業を一体的に実施します。	高齢者支援課 保険年金課 健康課	ハイリスクアプローチの人数 ポピュレーションアプローチの人数	-	-	新規特定疾病: 30 ポピュレーション: 50	新規特定疾病: 25 ポピュレーション: 100	新規特定疾病: 25 ポピュレーション: 100
児童発達支援センターの整備【新規】	障がい児に対する地域支援体制を構築するため、支援の中核となる児童発達支援センターを整備します。	障がい者福祉課	児童発達支援センターの設置	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所
多機関協働事業【新規】	受け入れた相談のうち、解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行うことにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応します。 相談者本人の同意が得られた場合は、重層的支援会議を開催します。案件ごとに構成員を決定し、支援プランの適正の協議やプラン終結時の評価等を検討します。 本人同意が得られない場合は、会議の構成員に対する守秘義務を設ける支援会議を開催し、関係者間で情報共有を図り、支援体制の検討を行います。	地域福祉課	複雑化・複合化した事案を協議する支援会議・重層的支援会議の実施回数	-	-	5回	10回	15回
認知症初期集中支援推進事業	本人の拒否等から医療や介護のサービスに結びついていない認知症または認知症の恐れのある40歳以上の市民を、適切なサービスの安定的利用につなげる支援を行います。	高齢者支援課	認知症初期集中支援チームの支援数	1事例	1事例	3事例	3事例	3事例
罪を犯した人の社会復帰への取組	犯罪をした者および非行のある少年の改善更生を図るため、保護司またはその関係団体との連携を密にし、社会復帰への取組に努めます。また、保護司と連携し、「社会を明るくする運動」の推進を図ります。	地域福祉課	社会を明るくする運動推進委員会実施回数	1回	1回	1回	1回	1回



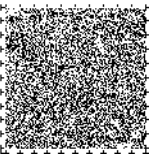


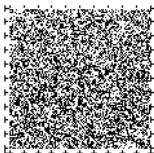
事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援、住居確保給付金の支給、家計改善支援などの生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。	地域福祉課	生活困窮者の自立を促進するための支援プラン作成回数	52回	60回	70回	80回	90回
住宅確保等、住まいに関する相談・支援	定期的に住宅相談会を開催し、市民の安全で安心できる快適な住まいづくりのために、適切な助言を行います。また、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を行う制度を検討します。	住宅課	定例住宅相談会および住宅なんでも相談会の相談件数	41件	45件	45件	45件	45件
			東京都居住支援協議会等にオブザーバーとして参加	5回	6回	6回	6回	6回
自殺対策の推進	自殺対策は「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組により、誰もが「生きることの包括的な支援」として必要な支援を受けられるようにすることが重要です。自殺には多様かつ複合的な原因・背景があることから、保健・医療・福祉・教育・労働その他の関係施策・関係団体との連携強化を図ります。	健康課	「青梅市自殺総合対策計画取組状況調査」、「青梅市健康増進計画庁内連絡会議」の実施回数	各2回	各2回	各2回	各2回	各2回
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業【新規】	地域社会からの孤立が長期にわたる地域住民に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供および助言等の提供を包括的かつ継続的にいきます。	地域福祉課	アウトリーチ等を通じた継続的支援の実施回数	0回	2回	5回	10回	15回
保健福祉に関する各種制度や事業等の周知・普及	市民が保健福祉に関する各種制度や事業等に関心を持ち、制度や事業等の理解が進むよう、これらの周知・普及に努めます。	地域福祉課 介護保険課 高齢者支援課 健康課	「青梅市成人保険事業のご案内」発行回数	1回	1回	1回	1回	1回
障害福祉に関する各種制度や事業等の周知・普及	市民が障害福祉に関する各種制度や事業等に関心を持ち、制度や事業等の内容の理解が進むよう、これらの周知・普及に努めます。	障がい者福祉課	広報掲載回数	3回	3回	3回	3回	3回



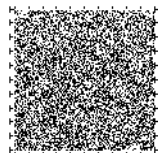


事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
出産・子育て情報の提供	スマートフォンを活用した子育て支援情報を提供する子育てアプリ「ゆめうめちゃんの子育て・予防接種ナビ」の運用等により、子育てに関する情報提供を充実します。	子育て応援課 こども育成課 こども家庭センター	登録児童数	3,128	3,576	4,038	4,500	4,962
障害基準該当サービス事業者登録制度の普及等	障害福祉サービス事業所が介護保険サービスを提供可能とする、障害基準該当サービス事業者登録制度について、制度の普及、事業者登録に努めます。	障がい者福祉課	障害基準該当サービス登録事業者数	0	0	1者	1者	2者
福祉サービス第三者評価の普及促進	地域密着型サービスについては福祉サービス第三者評価の受審を指導し、サービス向上を図るとともに、地域密着型サービス以外についても受審を指導し、サービスの向上を図ります。	介護保険課 障がい者福祉課 こども育成課	受審した事業所数	5事業所	3事業所	7事業所	7事業所	7事業所
			日中活動系サービス推進事業における第三者評価受審経費の補助件数	5件	1件	6件	6件	6件
サービス提供の充実	子育て支援サービス、保育サービスの充実を図ります。	子育て応援課 こども育成課	多様な保育サービスを提供する施設の数	①27/32園	①26/31園	①26/31園	①26/31園	①26/31園
			①障害児保育	②1園	②1園	②1園	②1園	②1園
			②病児保育 病児対応型	③1園	③1園	③1園	③1園	③1園
			③病後児対応型	④10/32園	④14/31園	④15/31園	④15/31園	④16/31園
			④体調不良児対応型	⑤9/32園	⑤10/31園	⑤10/31園	⑤11/31園	⑤11/31園
			⑤一時預かり					
ひとり親家庭等の自立支援の推進	ひとり親家庭等の自立のためハローワークと連携した、自立支援プログラム事業を継続実施するとともに、資格の取得や教育訓練実施に対する支援を行います。また一般社団法人日本シングルマザー支援協会と連携し、「ひとり親家庭サポート講座」や「訪問相談支援事業」を実施します。	子育て応援課	①自立支援プログラム	①6件	①2件	①5件	①5件	①5件
			②教育訓練給付金	②5件	②3件	②3件	②3件	②3件
			③高等職業給付金	③21件	③23件	③23件	③23件	③23件
			④ひとり親サポート講座	④14名	④15名	④15名	④20名	④20名
			⑤訪問相談事業		⑤10名	⑤15名	⑤20名	⑤20名
権利擁護の推進	誰もが人権を尊重し合い、尊厳をもって安心して暮らせるよう、青梅市社会福祉協議会と連携し、権利擁護事業の推進を図ります。また、身寄りがなく、経済的負担ができない市民に対しては、市が審判申立てや後見人報酬の費用助成を行います。	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課	報酬助成件数	2件	3件	3件	4件	5件
			成年後見支援事業	2件	3件	5件	5件	5件





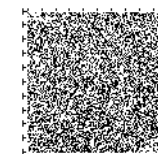
事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
成年後見制度の利用促進	青梅市社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の周知と活用の促進を図り、判断能力の不十分な高齢者等が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為をする際に、保護・支援を行います。	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課 生活福祉課	周知チラシ等の配付部数	2,500部	2,500部	2,500部	2,500部	2,500部
			成年後見制度利用促進講演会回数	1回	1回	1回	1回	1回
			成年後見支援事業	2件	3件	5件	5件	5件
成年後見制度の利用促進	制度の周知・啓発、相談事業の実施、利用促進などについて、既存の成年後見制度推進機関の活用を継続するとともに、地域ネットワークが担うべき機能の整備・充実に向け、社会福祉協議会と協議を進めながら、検討します。 法人後見については、経済的な理由から適切な成年後見人等を得られない市民の後見人等を社会福祉協議会が受任し、支援を行うほか、今後法人後見が増加することを見込み、社会福祉協議会以外に受任できる法人の募集を検討します。 市民後見については、市民後見人の育成支援に取り組めます。	地域福祉課	成年後見関連相談件数	369件	400件	420件	450件	470件
			法人後見受任件数	14件	20件	25件	30件	35件
			受任調整件数	21件	25件	30件	30件	35件
高齢者虐待の防止や対応に向けた体制整備	「青梅市高齢者虐待ネットワーク連絡会」をはじめ、関係機関との連携により、虐待の予防と早期発見に取り組めます。また、関係機関へ虐待防止・早期発見に関する啓発を行います。	介護保険課 高齢者支援課	青梅市高齢者虐待防止ネットワーク連絡会	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回
障がい者虐待の防止や対応に向けた体制整備	障がい者などの虐待や配偶者暴力の防止、早期発見・早期対応のための体制の整備強化に努めます。	障がい者福祉課	虐待防止センターの設置	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
被害に遭ったことものの支援	児童虐待などの被害に遭ったことにも対し、カウンセリングなどの支援を行います。また保護者に対しては、家庭環境の改善に向けた指導・支援を行うとともに、学校や児童相談所、医療機関などの関係機関と、再発防止に向けた連携を充実します。	こども家庭センター 指導室 障がい者福祉課	虐待防止センターの設置	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

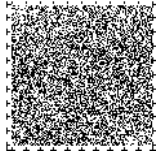


## 2 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

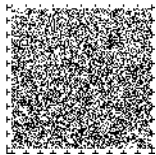
### 1. 「支える側」「支えられる側」の枠組みを超えていきいきと過ごせる暮らしづくり

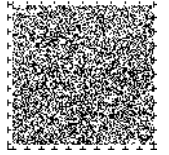
事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
健康増進ポイントアプリ活用事業【新規】	健康増進ポイントアプリの利用を促進し、アプリを活用した継続的な運動習慣の確立に努めます。	健康課	65歳以上の利用者数 (65歳以上は約4万人)	-	100人	300人	500人	700人
健康教育	生活習慣病の予防や健康に関して正しい知識の普及を図り健康の保持増進を図るよう支援します。	健康課 高齢者支援課	参加率(65歳以上)	16人/回	23人/回	10人/回	10人/回	10人/回
データヘルス計画にもとづいた保健事業	特定健康診査の結果やレセプトデータの分析にもとづき、生活習慣病の重症化の予防や、異常値を放置している者への受診勧奨などを行います。(糖尿病性腎症重症化予防事業、生活習慣病治療中断者受診勧奨事業、各種講演会等)	保険年金課 健康課	糖尿病性腎症重症化予防事業対象者数・全体の中で占める割合	947人・ 3.4%	947人・ 3.7%	900人・ 3.8%	870人・ 4.1%	850人・ 4.4%
特定健康診査	「高齢者の医療の確保に関する法律」にもとづき、40歳から74歳までの市国保加入者を対象にメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を行います。	健康課 保険年金課	受診率	48.80%	45.00%	50.00%	52.00%	53.00%
特定保健指導	特定健康診査の分析結果により、メタボリックシンドローム等の該当者や予備群を対象に、特定保健指導を行い、対象者が健診結果を理解し、生活習慣の改善および健康の自己管理ができるよう支援します。	健康課 保険年金課	利用率	21.40%	19.00%	22.00%	23.00%	25.00%
成人歯科検診	「健康増進法」にもとづき、65歳・70歳の市民を対象に歯科検診を行い、生涯にわたる歯と口腔の健康保持・増進を図ります。	健康課	受診率	2.10%	2.30%	2.50%	2.80%	3.00%



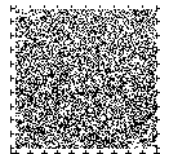


事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
後期高齢者医療健康診査	「高齢者の医療の確保に関する法律」にもとづき、後期高齢者医療制度の加入者を対象に健康診査を行い、高齢者の生活習慣病の早期発見および健康の維持と増進を図ります。	健康課 保険年金課	受診率	56.00%	56.00%	57.00%	58.00%	60.00%
後期高齢者歯科健康診査	「高齢者の医療の確保に関する法律」にもとづき、後期高齢者医療制度の加入者を対象に歯科健康診査を行い口腔機能の低下や、誤嚥性肺炎等の後期高齢者に多くみられる疾病の予防を図ります。	健康課 保険年金課	受診率	2.30%	2.40%	2.50%	2.60%	2.70%
がん等の検診事業	胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がんの早期発見を目的に、各種がん検診を行います。また、骨密度検診を実施し、骨粗しょう症予防の啓発に努めます。	健康課	受診率 ①胃がん ②肺がん ③大腸がん ④乳がん ⑤子宮頸がん ⑥骨密度	①6.5% ②4.5% ③29.1% ④16.5% ⑤12.5% ⑥3.0%	①6.6% ②4.6% ③29.3% ④16.7% ⑤12.6% ⑥3.1%	①6.8% ②4.8% ③29.5% ④16.9% ⑤12.8% ⑥3.2%	①7.0% ②5.0% ③29.7% ④17.1% ⑤13.0% ⑥3.3%	①7.2% ②5.2% ③29.9% ④17.3% ⑤13.2% ⑥3.4%
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	KDB(国保データベース)システムを活用し、地域の高齢者の健康課題の把握や、庁内外関係者間および医療関係団体等の連携を深め、事業の企画・調整・分析等を行い事業の基本的な方針を作成します。 この方針にもとづき、高齢者への個別的支援(ハイリスクアプローチ)および通いの場での積極的関与(ポピュレーションアプローチ)による支援を行います。	高齢者支援課 保険年金課 健康課	・ハイリスクアプローチの人数 ・ポピュレーションアプローチの人数	-	-	新規特定疾病: 30 ポピュレーション: 50人	新規特定疾病: 25 ポピュレーション: 70人	新規特定疾病: 25 ポピュレーション: 100人
のびのび体操教室	65歳以上の方を対象に軽度なリズム体操、筋力トレーニングを行います。	スポーツ推進課	参加者数(延べ参加人数)	2,197人	2,300人	2,400人	2,500人	2,600人
梅っこ体操	本市オリジナルの介護予防体操である梅っこ体操の普及のための取組を行います。	高齢者支援課 スポーツ推進課	介護予防教室の開催数	12回	15回	15回	15回	15回
			参加人数	241人	300人	400人	400人	400人
			CD・DVDの貸し出し数	5枚	10枚	15枚	20枚	25枚

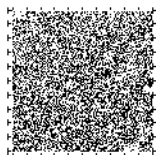




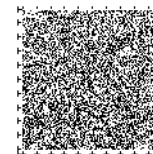
事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
温泉保養施設利用助成事業	市が指定した温泉保養施設を利用する高齢者に利用料の一部を助成し、健康な生活を支援します。	高齢者支援課	温泉助成券発行人数 ①宿泊 ②日帰り	①664人 ②3,191人	①730人 ②3,300人	①800人 ②3,500人	①900人 ②4,000人	①1,000人 ②4,500人
高齢者クラブへの支援	高齢者の仲間づくり、生きがいづくりのために、継続して高齢者クラブへの支援を行います。	高齢者支援課	①クラブ数 ②会員数	①49 ②4,422人	①49 ②4,226人	①50 ②4,500人	①50 ②4,500人	①50 ②4,500人
シルバーマイスター事業	優れた技能・知識・経験を有する高齢者をシルバーマイスターとして認定・登録し、市民の学習活動等における講師や指導者として推薦しています。活動を通じて、高齢者の積極的な社会参加と能力活用の促進を図ります。	高齢者支援課	シルバーマイスター登録者数	19人	18人	19人	20人	21人
地域サロンの開設	地域における高齢者の集いの場・交流の場として、自治会館で地域サロンを開設し、定期的に交流のためのイベントを行います。	高齢者支援課	参加者数	510人	950人	1,000人	1,050人	1,100人
高齢者の生涯学習や生きがいづくり	生涯学習として、高齢者が参加しやすく、学習の機会を自由に選択し、様々な知識や技術を習得することができるような環境の充実を図ります。また、自分の持ち味を出発点に、仲間、まち、他地域へとかかわりの輪を広げ、多くの交流の中から、地縁活動と地域交流について学ぶ講座を開催します。	社会教育課	事業参加回数	0回	0回	1回	1回	1回
シルバー人材センターの運営支援	高齢者の能力や経験を生かした就業の場や活躍する機会の確保を図るため、シルバー人材センターの運営を支援します。	高齢者支援課	就業率	73%	75%	75%	75%	75%
高齢者移動支援補助事業【新規】	外出の機会が減っている高齢者の移動に関し、介護予防に資する活動を行う場所へ送迎を行う事業を実施する団体に対し補助金を交付し、高齢者の地域における移動および地域活動への参加を促進し、介護予防の推進を図ります。	高齢者支援課	事業実施事業者数	-	2事業者	5事業者	5事業者	5事業者
敬老会の開催	開催方法や内容等について検討を行いつつ、高齢者に敬意を表し、その長寿を祝う敬老会を開催します。	高齢者支援課	参加者数	2,208人	2,120人	2,200人	2,200人	2,200人
		高齢者支援課	第2層協議体の設置数	10	11	11	11	11



事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
地域の支え合いについて検討する機会の確保	生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員等が地域や関係機関と連携し、通いの場や見守り活動など高齢者の社会参加につながる取組を行います。		協議体開催数	107回	100回	100回	100回	100回
			協議体の活動の継続状況	10地域で活動継続	11地域で活動継続	11地域で活動継続	11地域で活動継続	11地域で活動継続
元気高齢者等が支える家事支援サービスの担い手(おうめ生活サポーター)養成研修	高齢者の暮らしを支える新たな担い手として、また、元気な高齢者の新たな社会参加の場の1つとして、高齢者への家事支援サービスの担い手を養成するための研修を行います。	高齢者支援課	おうめ生活サポーター数	275名	288名	320名	350名	380名
家族介護教室	高齢者を介護している家族等に対し、介護方法や介護予防、健康づくりなどについての知識・技術を習得する家族介護教室を開催します。	高齢者支援課	実施回数	年2回	年2回	年3回	年3回	年3回
家族介護慰労金支給事業	重度の要介護者を在宅で介護している家族等の慰労および経済的負担の軽減などを図るため、一定の要件を満たす場合に家族介護慰労金を支給します。	高齢者支援課	対象者訪問・交付件数	5件	5件	5件	5件	5件
介護人材確保事業の実施【新規】	介護の仕事に関する普及啓発等を行います。	高齢者支援課 介護保険課	普及啓発を実施するイベント等の実施回数	1回	1回	1回	1回	1回
介護サービス事業者および居宅介護支援事業者連絡会	市と介護サービス事業者の定期的な情報交換と連絡協議の場として、介護サービス事業者および居宅介護支援事業者と連絡会を行います。	高齢者支援課 介護保険課	連絡会実施回数	それぞれ年1回	それぞれ年1回	それぞれ年1回	それぞれ年1回	それぞれ年1回

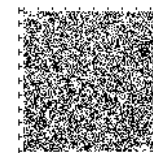


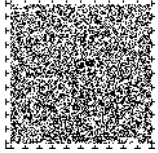




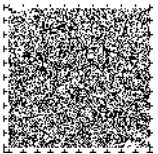
## 2. 安心して暮らせる地域づくり

事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
高齢者虐待の防止や対応に向けた体制整備	虐待防止、早期発見・早期対応のため、各関係機関等との連携を図り、一層の体制整備に努めると共に、知識や理解を深めてもらうための普及啓発を行います。	高齢者支援課 介護保険課	関係機関等に対する普及啓発	ケアマネジャー対象の勉強会 年1回	関係機関等対象の研修会 年1回	関係機関等対象の研修会 年1回	関係機関等対象の研修会 年1回	関係機関等対象の研修会 年1回
成年後見制度申立事業	関連部署と連携し、身寄りが無い認知症高齢者等の保護を図るため、市長が法定後見(後見・保佐・補助)開始の審判申立てを行います。	高齢者支援課 障がい者福祉課 地域福祉課	申立て件数	20件	20件	30件	30件	30件
			成年後見支援事業	2件	3件	5件	5件	5件
家具転倒防止器具給付事業	家具転倒防止器具を給付し、高齢者の生命・財産を地震災害から守ります。	高齢者支援課 防災課	支給件数	28	25	30	30	30
要配慮者施設の避難確保計画の作成促進	浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の避難確保計画の作成および避難訓練の実施を促進します。	防災課 介護保険課	計画作成率	100%	100%	76%	88%	100%
涼み処開設事業【新規】	夏季の一定期間、暑い日や外出時の休憩場所として、市の公共施設などを開放します。	健康課	開設箇所	-	15箇所	16箇所	18箇所	20箇所
消費生活に関する啓発相談および犯罪防止のための情報提供	悪質商法や特殊詐欺の被害を未然に防ぐため、高齢者に対する出前講座や市広報等の活用、消費者月間での街頭キャンペーン、イベント等における啓発事業や情報提供、消費生活相談を実施します。	市民安全課	①パネル展 回数 ②広報 回数 ③キャンペーン 回数 ④イベント 回数	①3回 ②12回 ③0回 ④1回	①3回 ②12回 ③1回 ④1回	①3回 ②12回 ③1回 ④1回	①3回 ②12回 ③1回 ④1回	①3回 ②12回 ③1回 ④1回
高齢者交通安全教室の実施	高齢者交通事故防止のため、高齢者交通安全教室などを行います。	交通政策課	参加人数	コロナ感染防止のため実施なし	2地区 50人	2地区 50人	2地区 50人	2地区 50人
認知症ケアパスの活用	認知症の人とその家族に掲示することを目的に、具体的な機関名や内容および認知症の段階に合わせた医療・介護サービスや支援の仕組み(認知症ケアパス)等が掲載されたガイドブックを作成し、適宜見直しを行うとともに、広く関係者や住民への効果的な周知を図ります。	高齢者支援課	認知症ケアパス作成部数	3,000部	3,500部	3,000部	3,000部	3,000部

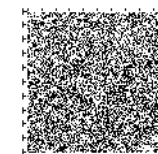


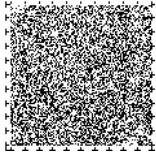


事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
認知症の相談窓口の周知	認知症の人やその家族、関係機関に対して、認知症のことをどこに相談すれば良いか、どのような支援があるかを広く周知するため、広報による定期的な情報発信やホームページの整備に取り組みます。	高齢者支援課	もの忘れ相談会の実施回数	3回/年	5回/年	8回/年	8回/年	8回/年
認知症簡易チェックシステムによる啓発	認知症の早期発見や啓発のため、スマートフォンなどで気軽に認知症の簡易チェックができるシステムを推進します。	高齢者支援課	チェックシステム年間アクセス数	本人用 1919 家族用 2070	本人用 1250 家族用 1208	本人用 1500 家族用 1500	本人用 1500 家族用 1500	本人用 1500 家族用 1500
介護予防・認知症講演会	介護予防、認知症予防等に関する講演会を開催し、基本的な知識の普及啓発を図ります。	高齢者支援課	参加者数	54人	60人	100人	100人	100人
認知症支援コーディネーター事業の推進	認知症の早期発見・対応に向けて専門職と連携し支援を行うため認知症支援コーディネーターを配置し、認知症の疑いのある高齢者の早期発見・診断・対応を進めます。	高齢者支援課	認知症コーディネーターの活動状況 ①相談件数 ②訪問件数	①延べ 177 件 ②延べ 41 件	①延べ 300 件 ②延べ 100 件	①延べ 1000 件 ②延べ 300 件	①延べ 1000 件 ②延べ 300 件	①延べ 1000 件 ②延べ 300 件
認知症地域支援推進員の配置	地域における認知症の理解を推進するため、介護や認知症に関する専門知識をもつ認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置します。認知症の人や家族等への相談支援、医療、介護の連携支援や研修会の開催、認知症カフェの推進等の取組等を行い、地域で高齢者を見守る体制づくりに取り組みます。	高齢者支援課	認知症地域支援推進員の配置数	4人	3人	4人	4人	4人
介護予防教室	介護予防の普及に資する運動教室等の介護予防教室を開催します。	高齢者支援課	教室の開催数 ①健康長寿のび～る教室 ②脳イキイキ教室	①全 10 回× 年 2 回 ②全 6 回× 年 3 回	①全 10 回× 年 2 回 ②全 6 回× 年 3 回	①全 6 回× 年 3 回 ②全 6 回× 年 3 回	①全 6 回× 年 3 回 ②全 6 回× 年 3 回	①全 6 回× 年 3 回 ②全 6 回× 年 3 回
本人発信支援、社会参加に向けた基盤づくりへの取組	認知症地域支援推進員を中心に、認知症カフェや家族の会等に関係者・家族のみならず認知症の本人が参加できるような機会の提供を行い、本人発信ができるような環境・機会等をつくることを目指します。	高齢者支援課	認知症カフェの数	2 か所	6 か所	7 か所	8 か所	9 か所
			チームオレンジの設置数	0 か所	0 か所	1 か所	2 か所	3 か所



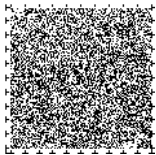
事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
認知症サポーターの活動の場づくり	認知症サポーター養成講座を受講した認知症サポーターが、修了後にボランティア活動できるような場を提供し、認知症本人・家族への支援等、チームオレンジとしての活動ができることを目指します。	高齢者支援課	チームオレンジの設置数	0 か所	0 か所	1 か所	2 か所	3 か所
認知症カフェの普及	認知症地域支援推進員を中心に、生活支援コーディネーターや認知症疾患医療センター等と連携して認知症カフェを普及し、認知症本人や家族が集う活動を推進します。	高齢者支援課	認知症カフェの数	2 か所	6 か所	7 か所	8 か所	9 か所
認知症高齢者家族支援サービス事業	認知症などで行方不明になる可能性のある高齢者を見守り、早期発見・保護できるよう、ICTを活用した捜索支援アプリの活用や、位置探索GPS機器を貸与し、現在位置の情報を介護者等に提供します。	高齢者支援課	見守りシール利用者数	11 名	40 名	60 名	80 名	100 名
認知症BPSDケアプログラム推進事業	介護サービス事業者等を対象に、認知症BPSDケアプログラム推進事業等を実施し、認知症ケアの質の向上のための取組を支援します。	高齢者支援課	アドミニストレーター数	61 名	66 名	70 名	75 名	80 名
認知症疾患医療センター等との連携	受診困難等認知症の疑いがある高齢者を訪問するなど、認知症の人とその家族を支援するため、都が指定する認知症疾患医療センター、民生委員・児童委員、かかりつけ医等との連携を深めます。	高齢者支援課	認知症疾患医療センターとの連絡会の回数	0	0	1	2	2

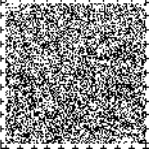




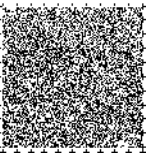
### 3. 持続可能な福祉の仕組みづくり

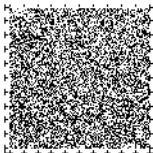
事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
居住環境の整備【新規】	公営住宅において、高齢の入居者でも住みやすい環境を確保するため、高齢者用住戸の拡充や共用部への手すり等の設置等の環境改善を図ります。	住宅課	市営住宅内の高齢者向け住戸の数	4住宅18戸	4住宅18戸	4住宅18戸	4住宅19戸	4住宅20戸
フレイル予防に関する普及・啓発	健康な状態と要介護状態の中間の状態である「フレイル」を予防するため、運動・栄養・社会参加の3つのポイントから、フレイル予防についての情報提供の機会をつくります。	高齢者支援課 健康課	①健康相談による対応人数 ②介護予防教室の開催回数	①2人/回 ②24回	①5人/回 ②30回	①5人/回 ②30回	①5人/回 ②30回	①5人/回 ②30回
地域リハビリテーション活動支援事業	高齢者クラブを含め広く市民への介護予防促進のため、リハビリテーション専門職の専門的知見の活用を図ります。	高齢者支援課	実施回数	年 24 回	年 15 回	年 15 回	年 15 回	年 15 回
介護予防事業対象者把握事業	要支援・要介護認定を受けていない 65 歳以上の市民に対し、生活機能に関する状態等、介護予防事業対象者の把握に努めます。 また、地域包括支援センター職員が訪問し、介護予防事業の説明・案内を行います。	高齢者支援課	把握人数	1,465/ 1,611 人	1,980(見込) /2,195 人	対象者の約 9 割を把握する	対象者の約 9 割を把握する	対象者の約 9 割を把握する
介護予防リーダー養成事業	介護予防の重要性を理解し、地域で健康づくりのための活動を担っていく介護予防リーダーを養成します。	高齢者支援課	①講座の参加者数 ②活動しているリーダー数 ③通いの場の数	①延べ 493 人 ②52 人 ③23 か所	①延べ 500 人 ②60 人 ③27 か所	①延べ 500 人 ②70 人 ③30 か所	①延べ 500 人 ②80 人 ③33 か所	①延べ 500 人 ②90 人 ③36 か所
地域介護予防活動支援事業	介護予防リーダーなどのボランティアの協力や「青梅市地域介護予防活動支援事業補助金」の制度活用等により、高齢者等が地域で行う自主的な介護予防活動を支援していきます。	高齢者支援課	交付団体登録数	13 団体	15 団体	18 団体	21 団体	24 団体
地域ケア会議の推進	「自立支援」に重点をおき、日常生活圏ごとに「自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議」を多職種で連携して開催し、地域の課題把握へとつなげます。	高齢者支援課	地域ケア会議の開催回数	6回 18事例	6回 18事例	6回 18事例	18回18事例	18回18事例



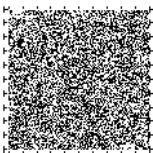


事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
在宅医療・介護連携に関する情報収集、課題把握および関係者への情報周知	多職種ネットワーク連絡会等において、在宅医療・介護連携における課題の抽出を行い、「在宅医療の4つの場面」(日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り)ごとに、「目指す姿」の設定に取り組みます。また、関係者への情報共有周知を行います。	高齢者支援課	多職種ネットワーク連絡会開催	中止(コロナ対策)	年1回	年1回	年1回	年1回
在宅医療・介護連携に関する相談支援	医療・介護関係者の円滑な連携を支援する相談窓口体制を目指します。	高齢者支援課	医療・介護連携に関する相談支援窓口相談件数	1か所 延 41 件	1か所 延 45 件	3か所 延 150 件	3か所 延 150 件	3か所 延 150 件
在宅医療・介護連携に関する地域住民への普及啓発	地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるようにするとともに、地域住民の在宅医療や介護連携の理解の促進を図ります。	高齢者支援課	住民向け講演会の実施	住民向け講演会 年1回	住民向け講演会 年1回	住民向け講演会 年1回	住民向け講演会 年1回	住民向け講演会 年1回
在宅医療・介護連携に関する関係者間の情報共有に関する支援および研修の実施	医療と介護について、関係者が互いの業務の現状を知り、意見交換のできる関係を構築するなど、地域の医療・介護関係者の連携促進を目的とした多職種での研修を近隣自治体と連携して実施します。 また、地域の医療・介護関係者間での情報共有ツールの導入や活用について支援します。	高齢者支援課	医療・介護関係者向け研修会の開催	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
地域包括支援センターによる総合相談支援	高齢者の実情把握に努め、高齢者本人・家族・近隣住民からの相談に対応し、総合的・専門的な援助(助言・指導)を行います。 地域の民生委員・児童委員や公的機関、専門機関等と連絡を密にし、総合的支援体制を整備します。	高齢者支援課	相談窓口体制の強化	地域包括支援センター窓口3か所	地域包括支援センター窓口3か所(体制見直し)	地域包括支援センター窓口5か所設置(包括3か所+支所2か所)	地域包括支援センター窓口5か所(包括3か所+支所2か所)の円滑な運営	地域包括支援センター窓口5か所(包括3か所+支所2か所)の運営体制の強化
介護サービス相談員派遣事業	介護サービス相談員が介護施設等を訪問し、利用者の相談に対応します。	高齢者支援課	介護サービス相談員訪問延べ回数(施設数等)	66 回	100 回	100 回	100 回	100 回

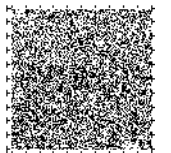




事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
包括的・継続的ケアマネジメント支援	ケアプラン作成技術の個別指導、支援困難事例への指導助言、地域における社会資源との連携・協力体制の整備等を行います。	高齢者支援課	地域のケアマネジメントの質の向上 ①主任介護支援専門員連絡会 ②ケアマネジャー対象の勉強会、研修会等 ③各圏域ごとの勉強会等	①年1回 ②勉強会年4回	①年1回 ②勉強会年4回	①年1回 ②研修会年1回 ③各圏域年2回	①年1回 ②研修会年1回 ③各圏域年2回	①年1回 ②研修会年1回 ③各圏域年2回
給付適正化事業	【要介護認定の適正化】 要介護認定のプロセスにおいてオンライン化を推進しつつ、全国一律の基準にもとづく認定が行えるよう、要介護認定の適正化を図ります。  【ケアプラン等の点検】 ○ケアプラン点検 介護支援専門員が作成したケアプラン等を確認し、自立支援に資するケアマネジメントの考え方を共有します。 ○住宅改修・福祉用具点検 適切な制度利用となるよう、事業者に対する普及啓発や、利用状況の現地調査を含む点検等を推進します。	介護保険課	【要介護認定の適正化】 ①認定調査員に対する研修の開催 ②介護認定審査会合議体長会議の開催 ③認定審査会オンライン開催の比率(%) (※令和6年度から)	①1回 ②1回	①1回 ②1回	①1回 ②1回 ③25%	①1回 ②1回 ③35%	①1回 ②1回 ③50%
			【ケアプラン等の点検】 ①ケアプラン点検件数 ②住宅改修の書類点検・訪問調査件数 ③福祉用具購入件数 ④福祉用具貸与調査件数	①1件 ②書類点検：435件 訪問調査：1件 ③9件 ④12件	①1件 ②書類点検：404件 訪問調査：7件 ③12件 ④12件	①6件 ②書類点検：435件 訪問調査：7件 ③13件 ④20件	①7件 ②書類点検：425件 訪問調査：8件 ③13件 ④28件	①8件 ②書類点検：415件 訪問調査：8件 ③14件 ④36件



事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
	<p>【医療情報との突合・縦覧点検】</p> <p>○医療情報との突合 介護と医療の給付情報を突合し、重複請求の排除等を図ります。</p> <p>○縦覧点検 介護の給付実績を確認し、サービスの整合性等の点検を行います。</p> <p>【介護給付費通知】</p> <p>従来実施してきた介護給付費通知については、期待する効果が得られているか把握することが困難であることから、第9期計画期間中において、事業実施の方向性について見直しを検討します。</p>		<p>【医療情報との突合・縦覧点検】</p> <p>①縦覧点検：点検効果が高いと期待される4帳票（居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表：年間120件程度、重複請求縦覧チェック一覧表：年間50件程度、算定期間回数制限縦覧チェック一覧表：年間500件程度、単独請求明細書における準受付審査チェック一覧表：年間550件程度）のうち、対象件数全件を点検できた帳票数。</p> <p>②医療情報との突合：点検対象全件に対し、実際の点検件数の割合。（国保連合会処理分および保険者確認分の総計）</p>	①2 ②71%	①2 ②75%	①2 ②78%	①2 ②81%	①3 ②85%
			【介護給付費通知】 各年度、介護給付費通知を1回発送（第9期計画期間中に廃止の場合は除く）	1回	1回	1回	1回	1回
地域密着型サービス事業所の整備【新規】	調査や推計の結果、市内において今後不足が見込まれる地域密着型サービスについて、事業所の新規指定を行います。	介護保険課	整備事業所数	-	2事業所	-	1事業所	1事業所



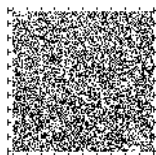
### 3 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

#### 1. 障害に対する理解促進・差別解消

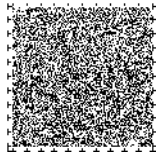
事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
障害に関する知識の普及啓発	市の広報紙、ホームページなど多様な媒体や機会等を活用して、障がいに関する正しい知識の普及啓発を行います。	障がい者福祉課	広報掲載回数	約3回	約3回	約3回	約3回	約3回
住宅改善の支援	段差の解消や手すりの設置など、障害に応じたバリアフリー化を進めることにより、障がいのある方が暮らしやすい住宅の整備を促進し、住宅改善を支援します。	障がい者福祉課	住宅設備改善事業の給付件数	5件	5件	5件	5件	5件
ユニバーサルマナーの推進	障がいのある方に対する誤解や偏見、差別をなくすために、障害に関する正しい知識の普及啓発を行い、市民理解を進め、ユニバーサルマナーおよび心のバリアフリーを推進していきます。	障がい者福祉課	出前講座の実施	1回	1回	2回	2回	2回

#### 2. 生活支援・サービス・相談支援体制の充実

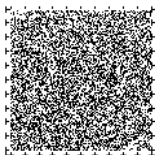
事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
相談支援および地域活動支援センターとしての役割の充実	障がい児を含めた障がい者やその家族等からの相談に応ずる相談支援事業、障がい者への地域活動支援センター事業、創作活動、軽作業活動の機会の提供を行い、社会との交流を促進します。	障がい者福祉課	地域活動支援センター事業の実施	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
虐待防止窓口機能の強化	障がい者虐待防止に対する相談や届出、通報の窓口として、虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応を図り、障がいのある人の権利侵害を防止します。	障がい者福祉課	虐待防止窓口の設置	2か所	2か所	3か所	3か所	3か所

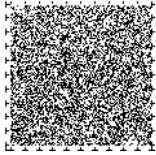




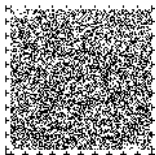


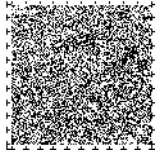
事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの設置により、相談支援体制を充実させ、誰も取り残すことのない支援体制の整備を推進します。	障がい者福祉課	基幹相談支援センターの設置	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所
地域移行のためのサービスの利用促進	地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助等について、引き続き丁寧な情報提供による周知、利用促進を図ります。	障がい者福祉課	地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助の支給件数	7 人	7 人	7 人	8 人	8 人
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、当事者および保健・医療・福祉に携わる方を含む様々な関係者が、情報共有や連携を行い、社会的包摂を推進します。	障がい者福祉課	精神保健福祉関係機関情報交換会の開催	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
障がい者の権利擁護の啓発	権利擁護についての啓発活動を推進し、障がい者の権利行使の援助、障がい者差別や虐待防止に関して、市内事業所等への周知に取り組みます。	障がい者福祉課	商工会議所広報誌への掲載依頼	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
訪問系サービスの充実	訪問系サービスについては、身体介護・家事援助・通院等介助などの居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護など制度の適正を維持し、啓発に努め、サービスの質的、量的な充実を図ります。	障がい者福祉課	訪問系サービスの支給件数	223 人	220 人	220 人	220 人	220 人
日中活動系サービスの充実	日中活動系サービスについては、親亡き後を見据え、重度障がい者が日中利用するための生活介護や、緊急時の一時保護のための短期入所など、需要増が見込まれるサービスについて、支援体制の確保を図ります。また、青梅市自立センターにおいて、引き続き障害福祉サービスの充実に努めます。	障がい者福祉課	日中活動系サービスの支給件数	934 人	1000 人	1020 人	1050 人	1050 人
居住系サービスの充実	居住系サービスについては、障がいのある方の地域移行や介護者の高齢化等により潜在的な需要があると見込まれていることから、特に重度障がい者向けの共同生活援助(グループホーム)の充実を図るとともに、グループホーム入居者が日中に活動する生活介護等の施設についても充実を図り、親亡き後の支援体制の確保に努めます。	障がい者福祉課	居住系サービスの支給件数	351 人	375 人	380 人	385 人	390 人





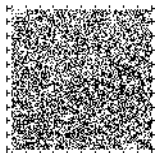
事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
疾病の予防および障害の重度化予防	障害の原因となる生活習慣病をはじめとする疾病の予防、二次予防、障害の重度化を防ぐため、必要な医療の給付や、健康診断、診療および検査を受けることを勧奨していきます。	健康課	健康相談の実施回数	11回(積雪で1回中止)	12回	12回	12回	12回
通院等のための移動手段の充実	通院等のための移動手段の充実を図るため、福祉バス事業を継続実施するとともに、その他の移動手段について検討します。	障がい者福祉課	福祉バス事業の実施	2台	2台	2台	2台	2台
障がい者世帯向け公営住宅の利用促進	身近な地域で、生きがいを持って、自立した生活を送るために基盤となる住まいの場の確保の手段として、障がい者世帯向けの公営住宅の利用を促進していきます。	住宅課	市営住宅内の障がい者向け住戸の数	1住宅4戸	1住宅4戸	1住宅4戸	2住宅5戸	2住宅6戸
地域移行支援のサービスの実施	障がいのある方が充実した地域生活を送ることができるよう、地域移行支援を行います。	障がい者福祉課	地域移行支援の支給件数	7人	7人	7人	7人	7人
グループホームの支援体制の充実	「親亡き後」の生活に不安を感じる意見が多くあげられていることから、障がいのある方の地域における居住の場として、重度障がい者にも対応できるグループホームの確保を図り、支援体制の充実を図っていきます。	障がい者福祉課	グループホームのユニット数	69ユニット	65ユニット	66ユニット	67ユニット	68ユニット
住宅設備改善事業等の利用促進	在宅の障がい者に対して、住宅設備改善事業等を活用しながら居住環境の整備に努めます。	障がい者福祉課	住宅設備改善事業の給付件数	5件	5件	5件	5件	5件
自立支援協議会の機能の充実	自立支援協議会のネットワークを強化、活用し、様々な障害支援機関が、一人ひとりの各ライフステージにおける課題等を共有することにより、総合的な支援を進めていきます。	障がい者福祉課	自立支援協議会の開催	4回	4回	4回	4回	4回

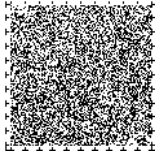




### 3. 障害特性に応じた療育・教育

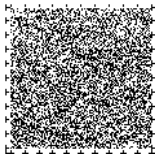
事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
保育所等における障がい児の受け入れ	保育所や学童クラブ等の一般的な子育て支援施策における障がい児の受け入れに努めます。	こども育成課 子育て応援課	・障がい児の受け入れを行っている施設の数 ・障がい児の受け入れを行っている学童クラブ数	障害児保育 27/32 園 40/40 クラブ	障害児保育 26/31 園 40/40 クラブ	障害児保育 26/31 園 40/40 クラブ	障害児保育 26/31 園 40/40 クラブ	障害児保育 26/31 園 40/40 クラブ
児童発達支援センターの設置	児童発達支援センターを設置するとともに、保育所等訪問支援の充実など、障がい児一人ひとりの障害特性に合わせた支援を推進します。	障がい者福祉課	児童発達支援センターの設置	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所
就学相談等の充実	就学相談をはじめとした相談の充実を図るとともに、その家族に対する支援にも努めます。	学務課 障がい者福祉課	児童発達支援センターの設置	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所
切れ目のない療育ネットワークの構築	障がい者福祉課、子育て世代包括支援センター、地域福祉コーディネーター、幼稚園、保育所、児童相談所、保健所、学校、民生委員・児童委員等の関係機関が連携し、切れ目のない療育ネットワークの構築を図ります。	障がい者福祉課 こども育成課 地域福祉課 学務課 こども家庭センター	児童発達支援センターの設置	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所
基幹相談支援センターの設置による切れ目のない支援体制の整備	障害の発見から就学までの療育、学齢期、卒業後の生活、重度化、高齢化など各ライフステージにおいて、障がいのある方それぞれに応じた切れ目のない支援を行う際の枠組みの中心として基幹相談支援センターを設置し、誰も取り残すことのない支援体制の整備を推進します。	障がい者福祉課	基幹相談支援センターの設置	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所
家族支援の促進	障がいのあるこどもを持つ保護者に向けた障害理解の推進やメンタルケアなどの家族支援を行います。保護者からの相談は適切な専門機関等へつなぐとともに、関係機関が理解を深めるための研修等を行います。	障がい者福祉課 子育て応援課 高齢者支援課 こども家庭センター	ピアカウンセリングの実施	1 件	4 件	4 件	4 件	4 件
家族のレスパイト等のための支援体制の強化	在宅生活における家族や保護者のレスパイトや緊急時対応について、重度障がい者の対応可能な事業所の確保に向けて民間法人の誘致等を検討するとともに、地域生活支援拠点の整備を進めます。	障がい者福祉課	地域生活支援拠点の設置	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所

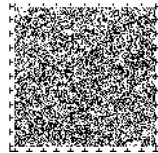




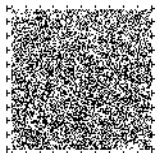
#### 4. 就労支援・居場所づくりの推進

事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
文化・芸術活動の支援	障がいのある方の文化・芸術活動への参加機会を広げるとともに、活動成果の発表の場づくりを支援します。	社会教育課 文化課 障がい者福祉課	・後援、共催事業数 ・障がい者作品展示会の開催	1回 1回	1回 1回	1回 1回	1回 1回	1回 1回
スポーツの機会の拡充	障がいのある方とない方との交流の場としてスポーツに親むることができる機会や、オンラインを活用してスポーツを楽しむことができる場などを作り、障がいのある方の生活・活動の幅を広げていきます。	スポーツ推進課	スポーツ実施率	40.5%	44.0%	46.0%	48.0%	50.0%
民間団体等との連携による活動の機会の拡充	民間団体等とも連携し、レクリエーション活動への参加機会を拡大することによって、障がいのある方の生活・活動の幅を広げるとともに、障がい者スポーツに関するイベントの周知に取り組みます。	スポーツ推進課	スポーツ・運動に関する情報の入手先【行政の窓口】の割合	2.7%	3.0%	3.5%	4.0%	4.5%
障がい者スポーツの周知啓発	東京都障害者スポーツ大会などの周知・啓発に努めるとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーのひとつとして、多くの市民や企業等に、より広く障がい者スポーツに対する理解を深めるための啓発等に努めます。	スポーツ推進課	現在のスポーツ・運動への取組の満足度	18.9%	20.0%	21.0%	22.0%	23.0%
イベント等の充実による交流機会づくり	スポーツ DAY 青梅等のイベントを通じてスポーツ交流等を促し、障がいのある人となない人が理解しあい、ともに暮らす地域社会の形成を図るために各種イベントの推進、ふれあい事業等の一層の充実を図ります。	スポーツ推進課 障がい者福祉課	現在のスポーツ・運動への取組の満足度	18.9%	20.0%	21.0%	22.0%	23.0%
関係機関との連携による地域交流機会の創出の支援	地域の方との連携を深め、障がいのある方が地域へ出る機会を増やすことを目的に、障がい者サポートセンターや市民センター、自治会、各種地域団体と連携し、障がい者作品展示会などの行事をはじめとする地域交流機会の充実を図り、地域における住民相互の交流機会の創出を支援します。	障がい者福祉課 市民活動推進課	障がい者サポートセンター交流祭の開催	0	1回	1回	1回	1回





事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
就労支援センターの支援力強化	多様なニーズへの対応や就労継続の支援等を図るため、障害者就労支援センターの支援力を高めるとともに、日常生活支援、職業生活支援、社会生活支援等を行います。	障がい者福祉課	障害者就労支援センターの人員拡充	4人	5人	5人	5人	5人
一般企業への就労の支援	障がい者が、安心して一般企業への就労を実現し、継続していけるよう支援を行います。	障がい者福祉課	障害者就労支援センターの人員拡充	4人	5人	5人	5人	5人
就労面と生活面双方の支援の提供	就労面の支援としては、職業相談、職場定着支援、ジョブコーチの派遣等を行い、生活面の支援としては、日常生活支援、職業生活支援、社会生活支援等を行います。	障がい者福祉課	障害者就労支援センター相談件数	6,149件	6,608件	6,660件	6,710件	6,760件
関係機関との連携および情報提供の充実	就労に関する情報収集および提供、関連機関・協力機関とのネットワーク形成等を行います。	障がい者福祉課	会議・連絡会の開催	1回	1回	1回	1回	1回
関係機関との連携による障がい者就労の促進	障がい者の就労機会の確保については、引き続き、公共職業安定所(ハローワーク)や企業、特別支援学校等との連携を図りながら、障がい者の就労を促進します。	障がい者福祉課	福祉施設連絡会の開催	3回	3回	3回	3回	3回
離職後の支援の推進	離職の確認の際には、就労移行支援事業や公共職業安定所(ハローワーク)等への照会を行い、離職後のフォローや再就職に向けた支援を行うよう努めます。	障がい者福祉課	障害者就労支援センター相談件数	6,149件	6,608件	6,660件	6,710件	6,760件
企業や障害福祉サービス事業者との連携による支援体制の充実	障がいのある方が働くことを通して生きがいのある生活を送ることができるように、一般企業への就労の促進を図るとともに、就労支援を行う障害福祉サービス事業所との連携を進め、就労支援体制の充実を図ります。	障がい者福祉課	一般就労件数	47件	48件	55件	60件	65件



## 2 策定経過等

### 1 地域福祉計画（青梅市重層的支援体制整備事業実施計画、青梅市再犯防止推進計画、青梅市成年後見制度利用促進基本計画）

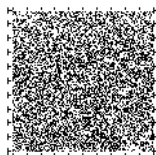
#### (1) 協議経過

##### ア 青梅市地域共生社会推進会議

年 月 日	区 分	内 容
令和5年 4月20日	第1回	・本会議の目的、趣旨、各計画について ・計画策定にかかる基本理念・目標について ・市民アンケート調査の実施について ほか
令和5年 5月26日	第2回	・計画素案作成にかかる意見について ほか
令和5年 8月 7日	第3回	・今までの議論等における整理すべき主な課題および地域福祉計画骨子（案）について ほか
令和5年12月 1日	第4回	・地域福祉総合計画（案）について ほか
令和6年 2月21日	第5回	・地域福祉総合計画（案）について ほか

##### イ 青梅市成年後見制度利用促進審議会

年 月 日	区 分	内 容
令和5年 7月18日	第1回	・委嘱状交付 ・会長および副会長の選任 ・本会議の目的、趣旨について ほか
令和5年11月24日	第2回	・地域福祉計画に含まれる成年後見制度利用促進基本計画（案）について ほか
令和6年 2月 5日	第3回	・地域福祉計画に含まれる成年後見制度利用促進基本計画（案）について ほか



ウ 青梅市包括的支援体制整備等庁内検討委員会

年 月 日	区 分	内 容
令和5年 5月16日	第1回	・第1回地域共生社会推進会議報告 ・計画策定スケジュールについて ほか
令和6年 2月15日	第2回	・地域福祉総合計画（案）について

エ 地域福祉計画部会

年 月 日	区 分	内 容
令和5年 7月27日	第1回	・地域福祉計画について ・重層的支援体制整備事業実施計画について ・成年後見制度利用促進計画および再犯防止推進計画について
令和6年 1月18日	第2回	・地域福祉総合計画（案）について ・取組事例について

(2) 条例・要綱

ア 青梅市地域共生社会推進会議設置要綱

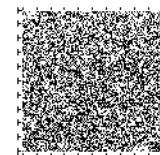
1 設置

この要綱は、青梅市地域福祉計画等(以下「計画」という。)にもとづく施策を推進し、地域共生社会の実現を図るため、青梅市地域共生社会推進会議(以下「推進会議」という。)を設置し、その組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 所掌事項

推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 計画の策定および変更に関すること。



- (2) 計画の進捗状況の把握に関すること。
- (3) 計画の評価および見直しに関すること。
- (4) その他計画の推進に関し青梅市長(以下「市長」という。)が必要と認める事項に関すること。

### 3 組織

推進会議は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 地域福祉団体の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

### 4 任期

委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### 5 会長および副会長の職務

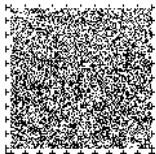
- (1) 推進会議に会長および副会長を置き、委員の互選により定める。
- (2) 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。

### 6 会議

- (1) 推進会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。
- (2) 推進会議の議長は、会長をもって充てる。
- (3) 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見または説明を求めることができる。

### 7 部会

- (1) 会長が必要と認めるときは、推進会議に部会を置くことができる。
- (2) 部会は、会長が指名する委員のほか、市職員で組織する。
- (3) 部会に部会長を置き、部会長は、部会に属する委員が互選する。
- (4) 部会長は、部会を招集するほか、部会の事務を掌理し、部会の経過および結果を推進会議に報告する。





(5) 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に、会議への出席を求めてその意見または説明を聴くことができる。

## 8 報告

会長は、必要に応じて検討等の経過および結果を市長に報告する。

## 9 庶務

推進会議の庶務は、地域福祉担当課において処理する。

## 10 その他

この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が定める。

## 11 実施期日等

- (1) この要綱は令和5年4月1日から施行する。
- (2) 第3項に規定する委員の委嘱に関し必要な準備行為は、この要綱の実施前においても行うことができる。
- (3) 青梅市地域福祉計画等進ちょく状況調査委員会設置要綱(平成17年5月1日実施)および青梅市地域福祉計画検討委員会設置要綱(平成30年4月1日実施)は、廃止する。

### イ 青梅市成年後見制度利用促進審議会条例

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下「法」という。)第14条第2項の規定にもとづき、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議するため、青梅市長(以下「市長」という。)の附属機関として、青梅市成年後見制度利用促進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

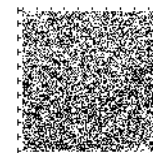
第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関すること。
- (2) 法第14条第1項に規定する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定に関すること。
- (3) 成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施状況についての点検、評価または助言に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員8人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験または専門的知識を有する者



- (2) 医師
- (3) 福祉関係者
- (4) 市民

2 市長は、前条各号に規定する事項を調査審議するために必要があると認めるときは、審議会に、市長が委嘱する臨時委員を置くことができる。

(委員および臨時委員)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 臨時委員の任期は、委嘱の日から前条第2項の規定による調査審議が終了した日または前項の委員の任期が満了する日のいずれか早い日までとする。

3 委員および臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長および副会長)

第5条 審議会に会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員および議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員および議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

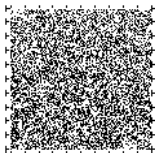
4 第1項の規定にかかわらず、会長は、必要があると認めるときは、オンライン会議(映像および音声の送受信により、委員および議事に関係のある臨時委員の間で同時かつ双方向に対話することができるシステムを利用した会議をいう。以下同じ。)を行い、または書面による審議を発議することができる。この場合において、オンライン会議への出席および書面による審議への参加を第2項の出席とみなし、書面による審議にかかる可否は書面によるものとする。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、調査審議のために必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、地域福祉担当課において処理する。



(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱する委員の任期の満了日は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、令和7年3月31日とする。

ウ 青梅市包括的支援体制整備庁内検討委員会設置要綱

1 設置

この要綱は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第106条の3に規定する地域生活課題の解決のための包括的な支援体制(以下「包括的支援体制」という。)の整備および各種計画の施策の推進に関し、必要な事項を調査検討するため、青梅市包括的支援体制整備等庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 包括的支援体制の整備に関すること。

(2) 次に掲げる計画の策定および改訂に関すること。

ア 社会福祉法第107条の規定にもとづく青梅市地域福祉計画

イ 社会福祉法第106条の5の規定にもとづく青梅市重層的支援体制整備事業実施計画

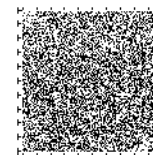
ウ 次に掲げる高齢者福祉に関する計画

(ア) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定にもとづく青梅市高齢者保健福祉計画

(イ) 介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定にもとづく青梅市介護保険事業計画

エ 次に掲げる障害者福祉に関する計画

(ア) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定にもとづく青梅市障害者計画



- (イ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条の規定にもとづく青梅市障害者福祉計画
  - (ウ) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20の規定にもとづく青梅市障害児福祉計画
  - オ 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条第1項にもとづく青梅市成年後見制度利用促進計画
  - カ その他委員会が必要と認める計画
- (3) その他委員会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

### 3 組織

- (1) 委員会は、委員17人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をもってこれに充てる。
- ア 委員長 健康福祉部長
  - イ 副委員長 こども家庭部長
  - ウ 委員 企画政策課長、市民安全課長、交通政策課長、防災課長、市民活動推進課長、地域福祉課長、生活福祉課長、介護保険課長、高齢者支援課長、障がい者福祉課長、健康課長、子育て応援課長、こども家庭センター所長、住宅課長および学務課長
- (2) 前号の規定にかかわらず、委員長は、必要と認める者を臨時委員として委員会に出席させることができる。

### 4 委員長の職務および代理

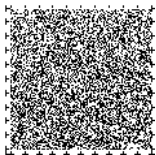
- (1) 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### 5 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見の聴取もしくは説明を聴き、または資料の提供を求めることができる。

### 6 部会

- (1) 委員会は、必要があると認めるときは、次に掲げる部会を置き、その所掌事項は、次のアからウまでに掲げる部会の区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに定める事項とする。



ア 地域福祉計画部会 第2項第2号ア、イおよびオに規定する計画に関する事項

イ 高齢者福祉計画部会 第2項第2号ウ(ア)および(イ)に規定する計画に関する事項

ウ 障害者福祉計画部会 第2項第2号エに規定する計画に関する事項

(2) 前号に定めるもののほか、委員会は、その設置目的を達成するために必要な部会を設置することができる。

(3) 部会に属すべき委員は、委員会が指名する。

(4) 部会に部会長を置き、委員会が指名する委員がこれに当たる。

(5) 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査検討の経緯および結果を委員会に報告する。

(6) 部会の会議については、前項の規定を準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

## 7 庶務

(1) 委員会の庶務は、地域福祉課において処理する。

(2) 部会の庶務は、部会長の所属する課において処理する。

## 8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

## 9 施行期日等

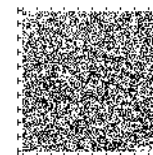
(1) この要綱は、令和5年4月4日から施行する。

(2) 次に掲げる要綱は、廃止する。

ア 青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画検討委員会設置要綱(平成29年4月1日実施)

イ 青梅市障害者計画等庁内連絡会議設置要綱(平成25年9月17日実施)

ウ 青梅市重層的支援体制整備事業移行準備庁内検討会設置要綱(令和4年6月7日実施)



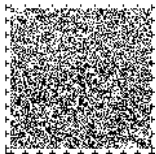
### (3) 委員

#### ア 青梅市地域共生社会推進会議委員

区 分	氏 名	所属団体等
学識経験者等	大橋 謙策	公益財団法人テクノエイド協会理事長 NPO法人日本地域福祉研究所顧問、日本社会事業大学名誉教授
学識経験者等	杉田 真衣	東京都立大学人文社会学部准教授
学識経験者等	江成 道子	一般社団法人日本シングルマザー支援協会代表理事
学識経験者等	山下 望	社会福祉法人南風会常務理事、東京都障害者施策推進協議会専門委員
地域団体	宮口 泉	青梅市自治会連合会会長
地域団体	林 美明	青梅市民生・児童委員合同協議会会長
地域団体	小山登美夫	高齢者クラブ連合会会長
地域団体	本橋 義雄	西多摩地区保護司会青梅分区分区長
市 民	鳥居塚 卓	公募市民
市 民	平原 一修	公募市民
市 民	栗原 寿江	公募市民

#### イ 青梅市成年後見制度利用促進審議会委員

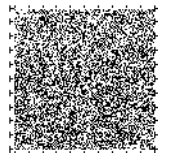
区 分	氏 名	所属団体等
学識経験者	小野 敏明	田園調布学園大学名誉教授
専門的知識を有する者	田中洋一郎	弁護士
医 師	中野 和広	中野クリニック医院長
福祉関係者	小嶋 直之	青梅市老人福祉施設長会会長
福祉関係者	林 美明	青梅市民生・児童委員協議会会長



福祉関係者	諸澤 倫子	青梅市地域包括支援センターうめぞの
福祉関係者	山下 望	社会福祉法人南風会常務理事、東京都障害者施策推進協議会専門委員
市 民	山浦 賢一	公募市民

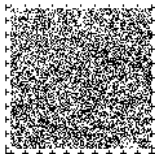
ウ 青梅市包括的支援体制整備庁内検討委員会委員

区 分	氏 名	役 職
委員長	増田 博司	健康福祉部長
副委員長	木村 芳夫	こども家庭部長
委 員	野村 正明	企画政策課長
//	田島 一紀	市民安全課長
//	河村 純	交通政策課長
//	梶 雅善	防災課長
//	小井戸雄一	市民活動推進課長
//	茂木 正	地域福祉課長
//	佐々木良介	生活福祉課長
//	杉山 智則	介護保険課長
//	大越 理良	高齢者支援課長
//	斎藤 剛	障がい者福祉課長
//	小林 靖幸	健康課長
//	濱野 剛	子育て応援課長
//	中村 幸子	こども家庭センター所長
//	福島 雅俊	住宅課長
//	山田 浩之	学務課長



工 地域福祉計画部会委員

区 分	氏 名	役 職
部会長	茂木 正	地域福祉課長
部会員	臼井 陽平	企画政策課企画政策担当主査
//	内田 幸宗	市民安全課市民相談係長
//	高橋 雄飛	交通政策課交通政策担当主査
//	小野里 巧	防災課危機管理係長
//	小林智恵子	市民活動推進課地域支援係主任
//	田中 新一	地域福祉課庶務係長
//	内山 貴宏	地域福祉課福祉政策担当主査
//	吉澤 誠	地域福祉課地域支援係長
//	田村 啓司	地域福祉課指導検査係長
//	松井 慎治	生活福祉課保護第二係長
//	小林 飛翔	介護保険課介護保険管理係主任
//	内藤 健	高齢者支援課包括支援係長
//	野寄 祐子	障がい者福祉課相談支援係主任
//	陶山 晶平	健康課健康推進係長
//	師岡 幹雄	子育て応援課子育て推進係長
//	鈴木 遼太	こども家庭センターこども家庭センター係長
//	南條 敦宏	住宅課住宅政策係長
//	前田 徹	学務課学務係長



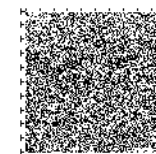


## 2 青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画（青梅市認知症施策推進計画）

### (1) 協議経過

#### ア 青梅市介護保険運営委員会

年 月 日	区 分	内 容
令和4年 5月23日	令和4年度 第1回	・第9期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画の策定スケジュールについて
令和4年 7月25日	令和4年度 第2回	・第9期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画の策定について ・高齢者等実態調査の実施に伴う部会の設置について ・日常生活圏域および地域包括支援センター運営体制の見直しについて
令和4年11月 7日	令和4年度 第3回	・第8期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進ちよく状況について ・青梅市地域福祉総合計画の策定について（第9期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画との合本化） ・日常生活圏域および地域包括支援センター運営体制の見直しについて ・高齢者等実態調査について
令和4年12月23日	令和4年度 第4回	・日常生活圏域および地域包括支援センター運営体制の見直しについて
令和5年 1月30日	令和4年度 第5回	・日常生活圏域および地域包括支援センター運営体制の見直しについて
令和5年 4月28日	令和5年度 第1回	・青梅市地域福祉総合計画および地域共生社会推進会議について ・第9期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定スケジュールについて ・第9期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定にかかる調査結果について（中間報告）
令和5年7月21日	令和5年度 第2回	・青梅市地域福祉総合計画および地域共生社会推進会議について ・第9期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本目標について



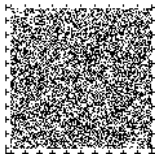
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第9期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定にかかる調査結果について</li> <li>・地域包括支援センターの選定について</li> </ul>
令和5年10月18日	令和5年度 第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第9期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画骨子案について</li> <li>・介護予防における新規事業について</li> </ul>
令和5年11月20日	令和5年度 第4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第9期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案について</li> </ul>
令和6年 2月 1日	令和5年度 第6回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第9期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について</li> <li>・第9期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画期間における介護保険料について</li> <li>・青梅市介護保険条例の一部改正について</li> <li>・青梅市指定居宅介護支援等の人員および運営に関する基準条例の一部改正について</li> </ul>

イ 青梅市高齢者等実態調査部会

年 月 日	区 分	内 容
令和4年10月 3日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第9期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に向けた調査の実施について</li> <li>・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について</li> <li>・在宅介護実態調査について</li> <li>・介護サービス事業所調査について</li> </ul>

ウ 青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定部会

年 月 日	区 分	内 容
令和5年 8月16日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青梅市地域福祉総合計画および地域共生社会推進会議について</li> <li>・第9期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画骨子案について</li> <li>・第9期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画の策定スケジュールについて</li> </ul>



		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第8期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進ちょく状況について</li> <li>・第9期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画の施策体系（案）について</li> <li>・第7次青梅市総合長期計画について（抜粋）</li> <li>・第9期計画策定における厚生労働省の基本指針について</li> </ul>
令和5年10月26日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第9期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画の施策体系について</li> <li>・第9期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画の各論について</li> </ul>
令和6年 1月12日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第9期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画（案）について</li> <li>・認知症施策推進計画について</li> </ul>

## エ 高齢者福祉計画部会

年 月 日	区 分	内 容
令和5年 8月 7日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部会の趣旨、計画の概要および今後のスケジュールについて</li> <li>・第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の骨子案について</li> </ul>
令和5年10月20日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の各論について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>

## (2) 条例・要綱

### ア 青梅市介護保険条例(抜粋)

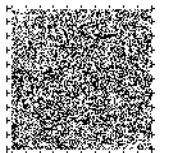
#### 第4章 介護保険運営委員会

##### (介護保険運営委員会)

第11条 介護保険の運営等に関し必要な事項を調査審議するため、市長の付属機関として青梅市介護保険運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 介護保険事業計画および高齢者保健福祉計画の円滑な実施に関すること。
- (2) 介護保険事業計画および高齢者保健福祉計画の策定に関すること。



- (3) 地域包括支援センターの設置、運営、評価等に関する事。
  - (4) 地域密着型サービスの指定、運営、評価等に関する事。
  - (5) その他介護保険の運営等に関し市長が必要と認める事項
- 3 委員会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員 13 人以内をもって組織する。
- (1) 被保険者の代表 4人
  - (2) 事業者の代表 4人
  - (3) 学識経験者 5人以内
- 4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 6 臨時委員は、市長が委嘱する。
- 7 臨時委員の任期は、当該特別な事項の調査審議期間とする。

#### イ 青梅市介護保険規則(抜粋)

##### 第6章の2 介護保険運営委員会

(会長および副会長)

第 52 条の2 青梅市介護保険運営委員会(以下「委員会」という。)に会長および副会長を置く。

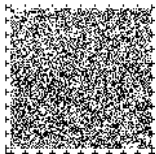
- 2 会長および副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 52 条の3 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員および臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員および臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の設置)



第 52 条の4 会長は、条例第 11 条第2項各号に規定する事項を調査審議するため、部会を設置することができる。

(関係者の出席等)

第 52 条の5 会長は、委員会の会議に必要があると認めるときは、委員および臨時委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第 52 条の6 委員会の会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認め、委員会の会議に出席した委員および臨時委員の過半数の同意を得たときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第 52 条の7 委員会の庶務は、介護保険担当課において処理する。

(その他)

第 52 条の8 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

## ウ 青梅市包括的支援体制整備庁内検討委員会設置要綱（再掲）

### 1 設置

この要綱は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第106条の3に規定する地域生活課題の解決のための包括的な支援体制(以下「包括的支援体制」という。)の整備および各種計画の施策の推進に関し、必要な事項を調査検討するため、青梅市包括的支援体制整備等庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### 2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 包括的支援体制の整備に関すること。
- (2) 次に掲げる計画の策定および改訂に関すること。

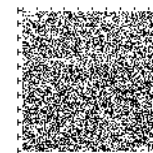
ア 社会福祉法第107条の規定にもとづく青梅市地域福祉計画

イ 社会福祉法第106条の5の規定にもとづく青梅市重層的支援体制整備事業実施計画

ウ 次に掲げる高齢者福祉に関する計画

(ア) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定にもとづく青梅市高齢者保健福祉計画

(イ) 介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定にもとづく青梅市介護保険事業計画



## エ 次に掲げる障害者福祉に関する計画

- (ア) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定にもとづく青梅市障害者計画
  - (イ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条の規定にもとづく青梅市障害者福祉計画
  - (ウ) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20の規定にもとづく青梅市障害児福祉計画
- オ 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条第1項にもとづく青梅市成年後見制度利用促進計画
- カ その他委員会が必要と認める計画
- (3) その他委員会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

## 3 組織

- (1) 委員会は、委員17人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をもってこれに充てる。

ア 委員長 健康福祉部長

イ 副委員長 こども家庭部長

ウ 委員 企画政策課長、市民安全課長、交通政策課長、防災課長、市民活動推進課長、地域福祉課長、生活福祉課長、介護保険課長、高齢者支援課長、障がい者福祉課長、健康課長、子育て支援課長、こども家庭センター所長、住宅課長および学務課長

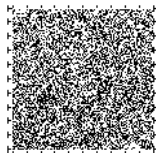
- (2) 前号の規定にかかわらず、委員長は、必要と認める者を臨時委員として委員会に出席させることができる。

## 4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## 5 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見の聴取もしくは説明を聴き、または資料の提供を求めることができる。



## 6 部会

(1) 委員会は、必要があると認めるときは、次に掲げる部会を置き、その所掌事項は、次のアからウまでに掲げる部会の区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに定める事項とする。

ア 地域福祉計画部会 第2項第2号ア、イおよびオに規定する計画に関する事項

イ 高齢者福祉計画部会 第2項第2号ウ(ア)および(イ)に規定する計画に関する事項

ウ 障害者福祉計画部会 第2項第2号エに規定する計画に関する事項

(2) 前号に定めるもののほか、委員会は、その設置目的を達成するために必要な部会を設置することができる。

(3) 部会に属すべき委員は、委員会が指名する。

(4) 部会に部会長を置き、委員会が指名する委員がこれに当たる。

(5) 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査検討の経緯および結果を委員会に報告する。

(6) 部会の会議については、前項の規定を準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

## 7 庶務

(1) 委員会の庶務は、地域福祉課において処理する。

(2) 部会の庶務は、部会長の所属する課において処理する。

## 8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

## 9 施行期日等

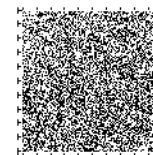
(1) この要綱は、令和5年4月4日から施行する。

(2) 次に掲げる要綱は、廃止する。

ア 青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画検討委員会設置要綱(平成29年4月1日実施)

イ 青梅市障害者計画等庁内連絡会議設置要綱(平成25年9月17日実施)

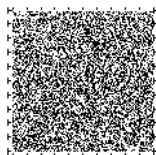
ウ 青梅市重層的支援体制整備事業移行準備庁内検討会設置要綱(令和4年6月7日実施)



(3) 委員

ア 青梅市介護保険運営委員会委員

区 分	氏 名	所属団体等	備 考
被保険者の代表	小山登美夫	青梅市高齢者クラブ連合会の代表	
被保険者の代表	和山 満雄	青梅市自治会連合会の代表	R5.4.27 退任
被保険者の代表	高畑 一男	市民から一般公募	R5.4.27 退任
被保険者の代表	吉永 紀子	市民から一般公募	R5.4.27 退任
被保険者の代表	沖山 哲	市民から一般公募	R5.4.28 就任
被保険者の代表	橋本満智子	市民から一般公募	R5.4.28 就任
被保険者の代表	木村 誠志	青梅市民生児童委員合同協議会の代表	R4.12.23 就任
事業者の代表	藤本 稔巳	介護老人福祉施設の代表	R5.4.27 退任
事業者の代表	石田 信彦	介護老人保健施設の代表	R5.4.27 退任
事業者の代表	小嶋 直之	介護老人福祉施設の代表	R5.4.28 就任
事業者の代表	角田 昭文	地域密着型サービス連絡会の代表	R5.4.28 就任
事業者の代表	相墨 欽章	青梅市ケアマネジャー連絡会の代表	
事業者の代表	坂本 竜	居宅サービス事業者の代表	
学識経験者	土田 大介	青梅市医師会の代表	
学識経験者	百瀬 澄雄	青梅市歯科医師会の代表	
学識経験者	田中 三広	青梅市薬剤師会の代表	
学識経験者	新井 一夫	青梅市接骨師会の代表	
学識経験者	小柳 友次	青梅市民生児童委員合同協議会の代表	R4.12.22 退任
学識経験者	菅沼 隆	大学教授等	R5.4.28 就任





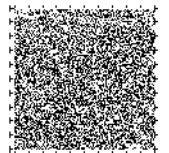
臨時委員	植田 拓也	地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター研究所	R5.7.21～R6.3.31
------	-------	---------------------------	-----------------

イ 高齢者等実態調査部会員

区 分	氏 名	所属団体等
被保険者の代表	小山登美夫	青梅市高齢者クラブ連合会の代表
被保険者の代表	和山 満雄	青梅市自治会連合会の代表
事業者の代表	相墨 欽章	青梅市ケアマネジャー連絡会の代表
事業者の代表	坂本 竜	居宅サービス事業者の代表
学識経験者	土田 大介	青梅市医師会の代表
学識経験者	新井 一夫	青梅市接骨師会の代表

ウ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定部会員

区 分	氏 名	所属団体等
被保険者の代表	小山登美夫	青梅市高齢者クラブ連合会の代表
被保険者の代表	橋本満智子	市民から一般公募
事業者の代表	相墨 欽章	青梅市ケアマネジャー連絡会の代表
事業者の代表	坂本 竜	居宅サービス事業者の代表
学識経験者	土田 大介	青梅市医師会の代表
学識経験者	新井 一夫	青梅市接骨師会の代表
学識経験者	菅沼 隆	大学教授等
臨時委員	植田 拓也	地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター研究所



工 高齢者福祉計画部会員

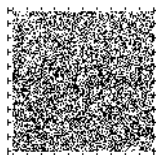
区 分	氏 名	役 職
部会長	大越 理良	高齢者支援課長
部会員	内田 幸宗	市民安全課市民相談係長
〃	高橋 雄飛	交通政策課交通政策担当主査
〃	小野里 巧	防災課危機管理係長
〃	岡崎 徹	保険年金課後期高齢者医療係長
〃	田中 新一	地域福祉課庶務係長
〃	小林 飛翔	介護保険課主任
〃	小沼 彩子	高齢者支援課主査
〃	草間 千幸	障がい者福祉課主査
〃	檜島 恵子	健康課特定健診係長
〃	南條 敦宏	住宅課住宅政策係長

### 3 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

(1) 協議経過

ア 青梅市障害者地域自立支援協議会

年 月 日	区 分	内 容
令和5年 5月15日	第1回	・青梅市障害者計画等検討委員会委員の推薦について ほか
令和5年 8月23日	第2回	・青梅市障害者計画策定のための基礎調査結果報告について ほか
令和5年12月11日	第3回	・障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の素案について ほか
令和6年 2月 2日	第4回	・地域福祉総合計画のパブリックコメント実施結果について ほか



## イ 障害者計画等検討委員会

年 月 日	区 分	内 容
令和5年 9月28日	第1回	・委嘱状交付 ・委員長および副委員長の選出 ・障害者計画の体系(案)について ほか
令和5年10月30日	第2回	・第5期青梅市障害者計画の事業評価について ・障害者計画の骨子(案)について ほか
令和5年11月29日	第3回	・障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の素案について ほか
令和6年 1月23日	第4回	・パブリックコメントの実施結果について ・障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画(案)について ほか

## (2) 条例・要綱

### ア 青梅市障害者地域自立支援協議会設置要綱

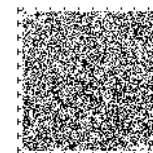
#### 1 設置

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3にもとづき、障害のある人とその家族が、地域の中で安心して普通に暮らしていけるよう、地域における自立支援について協議するとともに、関係機関との連携により障害のある人への支援環境を充実させるため、青梅市障害者地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

#### 2 所掌事務

協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 分野を越えた地域のネットワーク(顔と顔が見える関係)づくりに関すること。
- (2) 障害のある人または支援する機関等が抱える潜在化した問題を顕在化させることで、見えてくる困難な課題への対応の在り方に関すること。
- (3) 障害者計画の実施状況の検証および評価に関すること。
- (4) 中立性、公平性を確保しつつ、相談支援事業の有効性や問題点を評価すること。



- (5) 障害のある人およびその家族を支える地域における制度や仕組み等支援の連携に関すること。
- (6) 社会資源の開発および改善に関すること。
- (7) その他協議会において必要と認めること。

### 3 組織

協議会は、次に掲げる委員 20 人以内で組織する。

- (1) 指定相談支援事業者
- (2) 指定障害福祉サービス事業者
- (3) 保健、医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 障害当事者および家族の代表
- (6) 民生児童委員の代表
- (7) 商工団体の代表
- (8) 青梅市社会福祉協議会の代表
- (9) 学識経験者
- (10) その他青梅市長(以下「市長」という。)が必要と認める者

### 4 委嘱

委員は、市長が委嘱する。

### 5 委員の任期

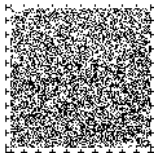
委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 6 役員

協議会には、会長および副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### 7 会議



協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

#### 8 意見の聴取等

会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、または委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

#### 9 専門部会

(1) 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(2) 専門部会は、会長が指名する委員をもって構成する。

(3) 専門部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

#### 10 意見の聴取等

部会長は、専門部会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、または委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

#### 11 事務局

協議会の事務局は、障がい者福祉担当課に置く。

#### 12 守秘義務

協議会および専門部会(以下「協議会等」という。)の委員は、運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

#### 13 その他

この要綱に定めるもののほか、協議会等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 14 実施期日

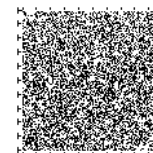
この要綱は、平成 20 年9月 24 日から実施する。

#### 15 経過措置

(1) この要綱の一部改正は、平成 23 年4月1日から実施する。

(2) この要綱の一部改正は、平成 24 年4月1日から実施する。

(3) この要綱の一部改正は、平成 25 年4月1日から実施する。



## イ 青梅市障害者計画等検討委員会設置要綱

### 1 設置

障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定にもとづく第6期青梅市障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定にもとづく第7期青梅市障害福祉計画および児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項の規定にもとづく第3期青梅市障害児福祉計画(以下「障害者計画等」という。)の策定に当たり、必要な事項の検討を行うため、青梅市障害者計画等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### 2 所掌事項

委員会は、障害者計画等の策定に関し、必要な事項を検討する。

### 3 組織

委員会は、次に掲げる者につき、青梅市長(以下「市長」という。)が委嘱する委員13人以内をもって組織する。

- (1) 保健・医療関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 障害当事者または家族
- (4) 指定障害福祉サービス事業者
- (5) 民生・児童委員
- (6) 学校教育関係者
- (7) 青梅市障害者地域自立支援協議会の代表

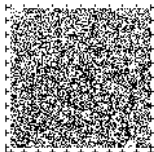
### 4 委員の任期

委員の任期は、委嘱の日から第8項に規定する報告のあった日までとする。

### 5 委員長および副委員長

- (1) 委員会に委員長および副委員長を置く。
- (2) 委員長および副委員長は、委員が互選する。
- (3) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### 6 会議



委員会の会議は、必要に応じて市長が招集し、委員長が議長になる。

#### 7 意見の聴取等

委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めて意見を聴き、または、資料の提出を求めることができる。

#### 8 報告

委員長は、委員会の検討結果を市長に報告する。

#### 9 庶務

委員会の庶務は、障がい者福祉課において処理する。

#### 10 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

#### 11 実施期日等

この要綱は、令和5年6月22日から実施し、第8項に規定する報告のあった日の翌日をもって廃止する。

### ウ 青梅市包括的支援体制整備庁内検討委員会設置要綱（再掲）

#### 1 設置

この要綱は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第106条の3に規定する地域生活課題の解決のための包括的な支援体制(以下「包括的支援体制」という。)の整備および各種計画の施策の推進に関し、必要な事項を調査検討するため、青梅市包括的支援体制整備等庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### 2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

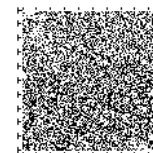
- (1) 包括的支援体制の整備に関すること。
- (2) 次に掲げる計画の策定および改訂に関すること。

ア 社会福祉法第107条の規定にもとづく青梅市地域福祉計画

イ 社会福祉法第106条の5の規定にもとづく青梅市重層的支援体制整備事業実施計画

ウ 次に掲げる高齢者福祉に関する計画

(ア) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定にもとづく青梅市高齢者保健福祉計画



- (イ) 介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定にもとづく青梅市介護保険事業計画
  - エ 次に掲げる障害者福祉に関する計画
  - (ア) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定にもとづく青梅市障害者計画
  - (イ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条の規定にもとづく青梅市障害者福祉計画
  - (ウ) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20の規定にもとづく青梅市障害児福祉計画
  - オ 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条第1項にもとづく青梅市成年後見制度利用促進計画
  - カ その他委員会が必要と認める計画
- (3) その他委員会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

### 3 組織

- (1) 委員会は、委員17人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をもってこれに充てる。

ア 委員長 健康福祉部長

イ 副委員長 こども家庭部長

ウ 委員 企画政策課長、市民安全課長、交通政策課長、防災課長、市民活動推進課長、地域福祉課長、生活福祉課長、介護保険課長、高齢者支援課長、障がい者福祉課長、健康課長、子育て応援課長、こども家庭センター所長、住宅課長および学務課長

- (2) 前号の規定にかかわらず、委員長は、必要と認める者を臨時委員として委員会に出席させることができる。

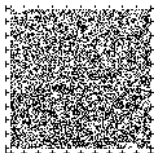
### 4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### 5 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見の聴取もしくは説明を聴き、または資料の提供を求めることができる。

### 6 部会





(1) 委員会は、必要があると認めるときは、次に掲げる部会を置き、その所掌事項は、次のアからウまでに掲げる部会の区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに定める事項とする。

ア 地域福祉計画部会 第2項第2号ア、イおよびオに規定する計画に関する事項

イ 高齢者福祉計画部会 第2項第2号ウ(ア)および(イ)に規定する計画に関する事項

ウ 障害者福祉計画部会 第2項第2号エに規定する計画に関する事項

(2) 前号に定めるもののほか、委員会は、その設置目的を達成するために必要な部会を設置することができる。

(3) 部会に属すべき委員は、委員会が指名する。

(4) 部会に部会長を置き、委員会が指名する委員がこれに当たる。

(5) 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査検討の経緯および結果を委員会に報告する。

(6) 部会の会議については、前項の規定を準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

## 7 庶務

(1) 委員会の庶務は、地域福祉課において処理する。

(2) 部会の庶務は、部会長の所属する課において処理する。

## 8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

## 9 施行期日等

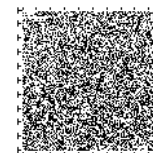
(1) この要綱は、令和5年4月4日から施行する。

(2) 次に掲げる要綱は、廃止する。

ア 青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画検討委員会設置要綱(平成29年4月1日実施)

イ 青梅市障害者計画等庁内連絡会議設置要綱(平成25年9月17日実施)

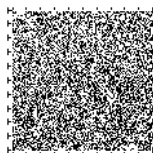
ウ 青梅市重層的支援体制整備事業移行準備庁内検討会設置要綱(令和4年6月7日実施)



### (3) 委員

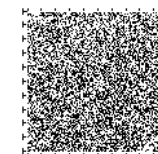
#### ア 青梅市障害者地域自立支援協議会委員

区 分	氏 名	所属団体等
指定相談支援事業者	加藤小百合	青梅市障がい者サポートセンター主任支援員
指定相談支援事業者	副田 拓人	社会福祉法人南風会青梅学園支援主任
指定障害福祉サービス事業者	宮崎 啓太	社会福祉法人友愛学園地域交流プラザゆうあい施設長
指定障害福祉サービス事業者	大栗 重幸	青梅市自立センター就労支援事業所課長補佐
保健、医療関係者	古久保俊樹	医療法人財団良心会青梅成木台病院作業療法士
保健、医療関係者	下地 直樹	多機能型支援施設ほたるの里施設長
保健、医療関係者	鈴木 晶子	東京都西多摩保健所保健対策課課長代理
教育関係者	田中 明子	青梅市中学校長会会長
教育関係者	白鳥 誠	東京都立青峰学園進路指導部教諭
障害当事者および家族の代表	朝長 靖子	青梅市重症心身障害児（者）を守る会会長
障害当事者および家族の代表	野村 光	
障害当事者および家族の代表	星野 絵美	
障害当事者および家族の代表	市川由美子	
障害当事者および家族の代表	及川 恵子	
民生児童委員の代表	河邊 昌弘	青梅市民生児童委員合同協議会障害者福祉研究部会長
商工団体の代表	細川 卓也	青梅商工会議所地域振興課長
青梅市社会福祉協議会の代表	遠藤 朱美	青梅市社会福祉協議会地域係長
学識経験者	井原 哲人	白梅学園大学准教授
その他市長が必要と認める者	今井りえ子	特定非営利活動法人青梅こども未来副代表理事



イ 青梅市障害者計画等検討委員会委員

区 分	氏 名	所属団体等
保健・医療関係者	馬場 潤	二俣尾診療所院長
保健・医療関係者	村上邦仁子	東京都西多摩保健所保健対策課長
学識経験者	吉池 久	東京都立青峰学園校長
障害当事者または家族	朝長 靖子	青梅市重症心身障害児(者)を守る会会長
障害当事者または家族	尾根 清美	あゆみの会会長
障害当事者または家族	島田 英己	青梅市障害者団体連合会理事
指定障害福祉サービス事業者	山下 望	社会福祉法人南風会常務理事
指定障害福祉サービス事業者	宮崎 啓太	社会福祉法人友愛学園地域交流プラザゆうあい施設長
民生委員・児童委員	河邊 昌弘	青梅市民生児童委員合同協議会障害者福祉研究部会長
学校教育関係者	田中 明子	青梅市中学校長会会長
青梅市障害者地域自立支援協議 会の代表	遠藤 朱美	青梅市社会福祉協議会地域係長



### 3 パブリック・コメント実施結果

#### 1 実施期間

令和5年12月15日(金)～12月28日(木) 14日間

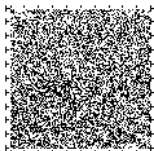
#### 2 意見募集結果

10名 15件

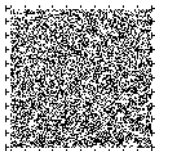
#### 3 意見要旨および市の考え方

区分:①総論、②地域福祉計画、③高齢・介護計画、④障害者等計画、⑤その他

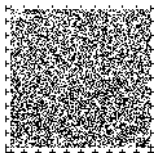
No.	区分	意見要旨	市の考え方
1	①	歴史的な趣きのある青梅駅付近が東青梅駅付近のような殺伐としたコンクリートの建物に包まれることがないことないよう祈っています。また、その趣きを残しつつ、現代の若者たちにも魅力を持ってもらえる”古さの中の新鮮さ”を残し、奨励するための古くとも新しい街づくりに期待しております。また、青梅市の街道は、歩道が完備していますので、歩行運動にはびったりです。これからも歩行者のみならず、車いすの方々も安心して出られる歩道づくりをお願いいたします。	国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(新バリアフリー法)」や「東京都福祉のまちづくり条例」、「青梅市福祉のまちづくり整備要綱」にもとづき、公共交通施設や公共公益建物、道路などのバリアフリー化を促進し、優しいユニバーサルデザインのまちづくりを進めてまいります。

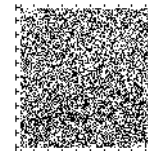


No.	区分	意見要旨	市の考え方
2	①	<p>(1)青梅市地域福祉総合計画(表紙～第1編 総論) 9～10 ページ</p> <p>市民センター(図書館)へ相談支援体制を設けるのはよいと思う。 私的感想として、子どもが大人の多い市役所へ行きたいとは思わない。 子どもの目に入りそうなところで設置、または派遣するとより効果的だと考えられる。 理由は、知る機会の問題。知らなければ、そもそも相談しようと思わない。 例えば青梅市内なら永山公園でのイベントに地域福祉コーディネーターを向かわせるなど、市民センターと縁がない人でもこういうイベントには顔を出す可能性がある。必要な時に頼ってもらいたいなら、地道ながら機会を増やすことが大事なはず。</p>	<p>貴重な御意見として参考にさせていただきます。 なお、地域福祉コーディネーターは、御自宅等へ訪問して相談をお受けするアウトリーチも実施することとしております。イベント等への参加は今後検討してまいります。</p>
3	①	<p>(1)青梅市地域福祉総合計画(表紙～第1編 総論) 12 ページ</p> <p>定住に関して。緊急自動車の騒音が気になる。青梅インターで毎回『交通の利便性』をアピールしている反面、トラックの通行も目立つので、可能であれば対策して欲しいところ。 よって婚姻後、青梅市を後にするかもしれない。 防音に関して補助や対策をしてくれるなら、勧めて婚姻後に青梅市を選ぶかもしれない。実際に住み始めてから判明することも少なくない。 青梅市のパブリックイメージに「静かに暮らせる」事をアピールするならこの点力を入れると「わかりやすい」と思う。</p>	<p>貴重な御意見として参考にさせていただきます。 今後もより住みやすいまちづくりを目指して検討してまいります。</p>
4	②	<p>(2)青梅市地域福祉総合計画(第2編 地域福祉計画)24 ページ特にない・不明無回答が0%。この「特にない」の項目不要では？その他が11.5%なので別の項目1つ増やす方が有意義に思う。「交通面」とか「騒音」とか。青梅市は自転車がないと相当辛い上に、車の出入りのしづらさは問題に挙がらない方がおかしい。人によっては買い物すら苦勞するのではないか。</p>	<p>アンケート調査の回答項目に「特にない」を設けましたが、回答いただいた方がおりましたので、0%としております。その他の項目の見直し等、貴重な御意見として参考にさせていただきます。次回のアンケート調査を実施する際に検討してまいります。</p>

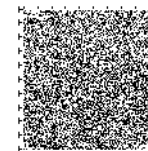


No.	区分	意見要旨	市の考え方
5	②	<p>(2)青梅市地域福祉総合計画(第2編 地域福祉計画) 26ページ</p> <p>(要約)相談機関を知っていますか。という問いで若年層が知らないと答えるのは当然かと思う。</p> <p>では、全年代で、いくつの時(何歳)に知ったか?というデータが欲しい。どうやって知ることができたかまで分かると効果的なアプローチが見えてくるのではないだろうか。これはデータを見なくても予想がつく事なので、「いずれも知らない」事にスポットを当てて『理由』を探らないと有効活用しづらいのではないか。</p> <p>しかし、これは知らない人に聞くよりも、全年代で「どうやって知ったか」を探ることで理由が見えてくるかもしれない。</p>	<p>貴重な御意見として参考にさせていただきます。</p> <p>次回アンケート調査をする際に検討してまいります。</p>
6	②	<p>(2)青梅市地域福祉総合計画(第2編 地域福祉計画) 41ページ</p> <p>農林水産省は受刑者の労働について活路を見出そうとしているので、青梅市で支援したらどうか。</p> <p>最近の「ホタテの殻剥き作業断念」は記憶に新しく、加工品を『輸出できない』とのこと。国内(市内)で消費する分には問題にならない。青梅市は広いと言う特徴があるので、農業など割り当てられたら食料自給率も上がる。農業を通じた福祉という考え方で再犯防止と生きやすい青梅市につながるのではないだろうか。問題を増やすリスクはあるもの見える問題に対して(みんなで)取り組むことで地域の連携に役立つと思う。東京都としてみても、取り組むことで青梅市は他市より詳しいプロフェッショナル知見を得られるだろう。</p>	<p>貴重な御意見として参考にさせていただきます。</p> <p>本計画と一体で策定する「青梅市再犯防止推進計画」の具体的な取組において、農福連携も含め、就労に向けた支援について、今後検討してまいります。</p>

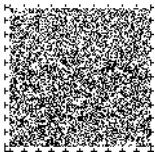




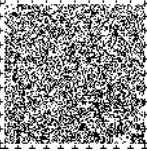
No.	区分	意見要旨	市の考え方
7	③	<p>・6年ほど前まで、65歳以上が無料で入れる福祉風呂が市内に3か所ありました。前市長は老朽化などの理由で廃止しましたが、新市長は高齢者福祉のために何らかの施設(浴用できる施設)が必要との表明をされています。P72にもありますように「(1)65歳健康寿命」を伸ばす。P107にある「高齢者がいきいき暮らすまち」作りにもありますように、福祉風呂の復活が急務と考えます。福祉風呂があれば、高齢者はそれを目的に外出が増え、利用者同士の交流ができて生活にリズムができ、はつらつと生きていくことができます。6年前に利用したとき、ある男性が足が悪いがここまでバス利用して、バス停から歩いてきた。家にこもりがちになるが、この風呂に入りに行くことで刺激になると言っていました。高齢者や障害のある方は無料とし、それ以外は、東京都銭湯基準に準じる料金体系とすれば誰もが利用でき、かつ将来の観光施設としての役割も担うものと確信します。・現在、65歳以上に温泉保養施設の利用料の助成制度があります。年12回、1日1回の300円の補助です。都内の他の行政区では、月4回ないし5回で、200円です入れる施設があります。青梅市でも、利用回数年12回としても、200円にて利用できるようにしていただきたい。</p>	<p>入浴施設を新たに設置する予定はありませんが、現在、市内2か所および市外7か所で1回300円の温泉保養施設利用助成事業を実施しており、令和4年度は3,191人の市民の方から申請があり、延べ15,950回御利用いただき、好評いただいております。また、助成額300円については、23区の一部において200円で入浴できる制度があることは承知しておりますが、多摩地区で見ますと、1人暮らしでお風呂が無い方や非課税世帯のみが対象の自治体などもあり、青梅市の補助条件が特に低いとは考えていないため、金額を変更する予定はありません。高齢者の交流や生きがいがづくりについては、「基本方針1 生きがいがづくり・介護予防等の推進」にありますように各種事業を予定しておりますので御活用をお願いします。</p>
8	③	<p>今の自立健康体操を続けて健康で生きたい。 認知症にかからないための学びの場所があればうれしい。</p>	<p>認知症予防については市でも重要な課題と認識しております。認知症についての学びの場といたしまして、認知症の予防や正しい理解の普及について「基本方針2認知症に関する支援の充実」に記載しておりますのでぜひ御活用ください。認知症予防や介護予防につきましても各種事業や職種と連携を行い、これまで以上に多くの方に利用していただけるよう周知の工夫や施策の充実を図ってまいります。</p>



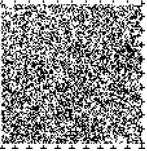
No.	区分	意見要旨	市の考え方
9	③	<p>(3)青梅市地域福祉総合計画(第3編 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)            高齢について。            支える側、支えられる側。少なくとも支えられる側になるべくならないので、予防医学の観点でアルツハイマー等、認知症予防をしっかり受けられると尊厳が守られ、人材としても経験と知識を活かしやすくなり、QOLを高められるのではないだろうか。            高齢に必要なケアと介護コストは年中耳に入る課題で、主に家族として支える側の心理的負担は懸念される。「身体だけが健康であっても」物悲しい思いが残る。寝たきりになったとしても「ありがとう」くらいは言いたいかなとは思う。</p>	<p>認知症予防については市でも重要な課題と認識しております。認知症の予防や正しい理解の普及につきましては「基本方針2認知症に関する支援の充実」に記載しておりますのでぜひ御活用ください。認知症の方の尊厳が守られ、いつまでもその人らしく生活を続けていただくために各種事業の充実に力を入れてまいります。</p>

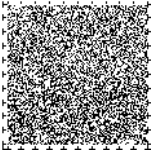




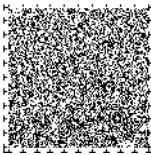


No.	区分	意見要旨	市の考え方
10	③	<p>第1編 ①P16→「支える側」「支えられる側」暮らしづくり 生きがいづくり介護予防推進 ア健康づくりのための継続的な支援 イ 健康のための体力づくり とありますが、NPO 団体の事業も含まれるのでしょうか？それとも市の主催の体操指導やボランティア活動のみを推進していくのでしょうか？②協働による計画の推進 (3)NPO・ボランティア団体・自治会・・・地域で行われている団体と連携を図り、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応行くことが求められています、とありますが具体的にはどのようなことが求められるのか？第3編 ③高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 アンケート調査 介護予防教室年2回の開催の参加者少数やはりボランティアだけでは難しいのではないかと？④P111→65歳からは高齢者支援課の対象になるが現在の高齢者支援課ではボランティア、シルバー人材、敬老会、社会福祉系、その他の業務が多く「健康づくり」少ない。現在の65歳～75歳は非常に若い。この10年をいかに健康で充実した生活を送ることで75歳～85歳が介護必要としない人数を増やせる。すると先の10年元気な85歳～95歳につながる現在、健康運動指導士として青梅市で「自立生活体操」を行っています。10年以上健康課の体操も指導。今回初めて各市民センターで「青梅市福祉総合計画(案)」が目にとまりました。青梅市の高齢化率や地域別世帯数、他にも興味深いことが多く勉強になりました。また、この資料をもっと多くの市民に見てもらいたいとも思います。(意見募集)期間はもう少し長いとよかったです。昨年100歳時代と言われていますが、介護の心配ではなく、これからは今「健康で元気な方」を維持して行くことが必要と考えます。65歳～の方は若くアンケート調査にもあるようにボランティアにも興味があるようなので健康づくりのイベントからボランティアにつながる取りくみがあると地域のつながりも生まれ、参加しやすいのではないのでしょうか？青梅市の健康づくりにこれかも尽力していきたいと思っています。時間があれば私たちの活動を知っていただき支援もいただけたらうれしいです。</p>	<p>①お見込みの通り NPO 団体等の事業も含まれます。②多様な状況が想定されますが、制度のはざままで支援が困難な方などに対する属性を問わない地域の支え合い活動の推進などが挙げられます。③④介護予防教室は令和4年度年に62回実施しており、市および地域包括支援センターが主催しております。介護予防講演会は年に2回、医師などを講師として開催しております。介護予防につきましては、高齢者がお元気なうちから、取り組んでいただけるよう、周知の工夫や施策の充実を図って参ります。また各種事業やイベントからボランティアなどの生きがいづくりにつながる仕組みづくりや、関係部署と連携し、健康づくりや健康寿命の延伸に向けて活動している団体や教室、取組などの周知を図ってまいります。</p>

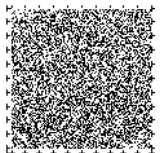


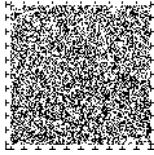


No.	区分	意見要旨	市の考え方
11	④	P128 現在、高齢者、障害者が増加する一方で、青梅市地域福祉総合計画にもあるように、就労継続支援 A 型、就労定着支援が下回っている。また、共同生活援助グループホームは、大きく伸びていると記載されています。しかし、現状は閉鎖されている所もあり、入所が困難です。また、一般企業の障害者枠での就労も希望が殺到する中で狭き門です。障害者も皆と一緒に仕事をしたいと思っているが、実際は希望に添えていません。障害者雇用の受け皿を大きくしていただき、障害者と共に働きたいと思える人材を育成していただきたいと思えます。就労後(16時以降、休日等)の居場所もありません。これから大きく変わることを期待しております。	障がい者グループホームにつきましては、障がいのある方が地域で自立した生活を送るために、今後もニーズの把握と適正なサービスの確保に努め、支援体制の充実を図ってまいります。特に、親亡き後の支援体制として、重度障がい者に対応できるグループホームの確保に努めてまいります。また、就労支援につきましては、障がいのある方の就労後の職業定着支援や就労拡大のための企業開拓に向けて、引き続き、障害者就労支援センターを中心として関係機関等との連携を図っていくとともに、学校教育において障害についての理解促進に取り組んでまいります。
12	④	P149 居住系サービスの充実学校卒業後の生活介護等の施設が少なすぎる。自立センターの老朽化、安全面でも考えていく必要があるのでは？学年によって多数(3年後は大多数)の障害者が行き場を失うことが予想される。数の把握と計画を願います。P152 児童発達支援センターの整備 P154 基幹相談支援センターの設置による切れ目のない支援体制の整備乳幼児健診の見直しが必要と思われる。救い上げてもらえないで支援をされず幼児期を過ごしてしなう親子が多い。こども育成課との連携が重要。しろまえ児童学園にいらした職員等にも協力を得たい。各々で事業を行い始めているが、幼児期には親支援が大切であることを認識して事業が行えるよう指導が必要。また、保育所等訪問事業の実態が不明。今後もっと件数が増えるに当たり、的確な援助、指導を行える職員配置が望ましい。しろまえ児童学園卒業の際、(12年前から)希望していた児童発達と保育園、幼児稚園との平行通園(訪問含む)の希望は多々あるのではないかとと思われる。	日中活動系サービスや居住系サービスにつきましては、学校卒業を迎えられる方々が地域で安心して生活を送れるよう、今後もサービスの支援体制の確保に努めます。特に、重度障がいの方が利用するための生活介護やグループホームなど、需要増が見込まれるサービスについては、国や都の施策を活用しながら、サービス量が確保されるような施策を検討してまいります。また、障がい児一人ひとりの障害特性に合わせた療育を提供し、乳幼児期に適切な支援を実施するために、児童発達支援センターの設置を進めるほか、誰も取り残すことのない支援体制の整備を目的として、基幹相談支援センターを設置し相談支援体制の充実を図ってまいります。保育所等訪問支援、児童発達支援につきましては、利用希望者の増加が見込まれることから、サービス提供事業者への情報提供や利用者からの相談に応じる体制を整備してまいります。
13	④	スポーツについては、HIMAWARI のような活動が継続していけるような人材(が必要)。事例をまとめたものを、直接、自立支援協議会委員長に届ける。できれば、個人が受けた相談について、委員全員に共有してもらえるような仕組みが必要。	貴重な御意見として参考にさせていただきます。 なお、自立支援協議会についてはネットワークの強化と機能の充実を図ってまいります。



No.	区分	意見要旨	市の考え方
14	④	<p>格差や偏見のないまちになればよいと思います。障害者やお年寄りなど色々な作品作りや挑戦できる場所がもっと必要な気がします。働く意欲のあるお年寄りや、障害者などにインターンをやるところがあったらよいかもしれません。また、救護施設などが少ないすぎるのが現状があり、自然豊かな青梅市に救護施設があるとよいと思います。</p> <p>青梅市でも、高齢者や若者を始めeスポーツを発展、促進させて、まちおこしできればよいと思います。未来のオリンピックに、eスポーツが発展する可能性があり、またeスポーツは世界で大会が行われています。青梅市でも先駆けてeスポーツの選手を育成し大会を行ってまちおこしをしたらよいと思います。</p> <p>耳が不自由な人と話すために手話チャンネルを青梅市で動画つくるとか今の国の税金や市の財政でやっていくには厳しいと思うので、クラウドファンディングなどうまく活用していけたらよいかもしれません。</p>	<p>貴重な御意見として参考にさせていただきます。</p> <p>障がいのある方の文化・芸術活動やスポーツへの参加機会を拡充するための支援を引き続き行ってまいります。また、手話を含む多様なコミュニケーション手段の確保を図ってまいります。</p>
15	⑤	<p>1. 概要版を作成する。2. 他市町の成功例を参考に載せる。3. 長期のものと短期が混在している。区分けする。4. データは資料編にして本文を読みやすくする。5. 外来語などは解説を付す。</p>	<p>1. 作成いたします。2. 他市町村も参考に作成しておりますが、成功例として掲載するか検討してまいります。3. 資料編に取組指標を掲載いたします。4. 本文だけでは分かりづらいかと思われるので、データを交えて作成しております。5. 資料編に用語集を掲載いたします。</p>





## 4 オンライン交流会の結果

### 1 結果概要（小学生）

【開催日】令和5年7月24日（月）午前9時30分から午前11時30分まで

【開催方法】各学校間と市役所とのオンライン開催

【目的】青梅市の将来を担う子どもたちが、それぞれのテーマについて他校との意見交換・交流を通じて、市政運営に対し、興味・関心をもってもらうとともに、子どもたちの声を市政運営に反映させることを目的とする。

【実施概要】グループ毎の意見交換および市（市長・教育長）への発表

#### （1）テーマ「みんなが通いやすい、より良い学校にするために」

- 怪我をしないために遊具や曲がり角の工夫
- データ化をし、教科書を無くしていく
- 机を広くし、空調を整え、学習しやすいようにする
- いじめアンケートを全体に説明していく
- グリーンリボン運動
- いじめがなく楽しい学校
- 悪口やいじめがないことを目指し、挨拶運動に力を入れる
- 不審者に対する防犯
- 学校ルールに自分たちの意見も取り入れてほしい
- 集団下校にボランティアの人も協力してほしい
- 市にはエアコンを体育館に設置してほしい、歩道の幅を広くしてほしい
- 全校みんなが協力しあって学校の全員と仲が良く深まること
- 市は性別関係なく受け入れ、「ジェンダー平等推進計画」を子どもにもわかりやすく説明してほしい

- 通学路を広くする
- 学校も各階にひとりである部屋を作る
- 網戸をつけてその網戸を掃除する

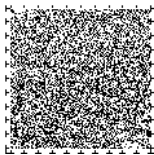
#### （2）テーマ「みんなが住みたい、より良いまちにするために」

##### 視点①ゼロカーボンシティに向けた取組

- 二酸化炭素の排出の少ないバス、電車などの公共交通機関を使う
- 電気自動車、ハイブリッド車などを市で推進してもらう
- 植樹は学校や家でも取り組める
- 林業の活性化やソーラーパネルの設置
- 給食を残さず食べる
- 自転車の貸し出し
- あまり電気やガスを使わないようにする。節電はエアコンの1度上げ下げするなど具体的に伝えていくことが大事
- ゴミの分別をする

##### 視点②子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせる支え合いのまちづくり

- バリアフリーの対策や歩道の整備
- 点字ブロック、段差を減らす
- ラジオ体操広場など交流する場、助け合いをする
- 高齢者が買い物をするときカートバス停まで運べる工夫やカートを寄付する
- 聴覚障がい者のために市民センターなどに手話ができる人を配置してもらいたい



- 誰とでも挨拶をしてコミュニケーションを深める
- 老人ホームや点字ブロック、バリアフリーなどを増やしてみんなが住みやすいようにすること
- こどもも若者も高齢者にも遊べる場所を作った方がよい
- 救急車を増やす
- 多くの場所にミストを置く、これは熱中症対策にもなるし、地球温暖化対策にもなる
- 電車の本数を増やす。その中でも優先席を増やし、ポスターを作り高齢者に席を譲る

## 2 結果概要（中学生）

【開催日】令和5年12月20日（水）午後3時00分から午後4時00分まで

【開催方法】各学校間と市役所とのオンライン開催

【目的】青梅市の将来を担うこどもたちが、それぞれのテーマについて他校との意見交換・交流を通じて、市政運営に対し、興味・関心をもってもらうとともに、こどもたちの声を市政運営に反映させることを目的とする。

【実施概要】グループ毎の意見交換および市（市長・教育長）への発表

（1）テーマ「みんなが通いやすい、より良い学校にするために」

- 挨拶、給食などを通して学校生活を充実させる、仲良くなるために笑顔で過ごしたり、挨拶運動をする
- 他学年や他校と交流して仲をよくしたり関係をつくったりする
- SDGsなど持続的な社会を目指すために中学生ができることについて活動する
- 個性を尊重できるようないろいろな種類のレクを行ったり得意を増やす場所を増やしていく。市への要望として、いろいろな立場の人が意見を言えるよう、講演会などを行ってほしい

- 挨拶運動として、ポスター、看板作り。市への要望として、学校だけでなく青梅全体で挨拶運動に取り組みたい。私たちの手で青梅市を良くしていきたいという思いがあり地域の人と関わったり、より良い関係ができればよい
- 男女差別がない学校にするために、学ランの廃止や生徒の皆さんから意見をもらうアンケートをとる

（2）テーマ「みんなが住みたい、より良いまちにするために」

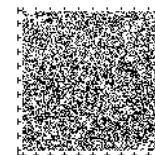
視点①ゼロカーボンシティに向けた取組

【地球温暖化が進むとどうなるか】

- 気温上昇による生物の減少、食料や水不足
- 台風や大雨などの自然災害が多く起こる
- 海面上昇などの異常気象が起こり、住む場所がなくなったり、作物が育たなかったりする

【二酸化炭素を減らすためにどんなことをすればよいのか】

- 生活資源のリサイクル
- 水素自動車や電気自動車の普及
- 学校の蛍光灯をLEDにする
- シャワーの時間を一日1分でも短くし、節電節約に心がける
- ゴミの分別をしっかりとる、ゴミ拾い
- 花植え、木を植えたりしたボランティア活動の参加
- 車はあまり使わず、排気ガスを出さないようにする
- できるだけ再生可能エネルギーを使い、電気を節約する、自動車を使わずに自転車や徒歩で行く



- 私たちの学校周辺では自家用車を使わないと行けない、公共交通機関を使いたくてもバスの本数が1時間に1本しかない
- ペロブスカイト太陽電池を取り入れる
- 青梅一中では「SDGs青梅一中バージョン」をつくった

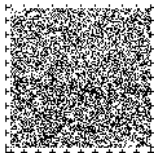
## 視点②子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせる支え合いのまちづくり

### 【どんなまちになっているとよいか】

- バリアフリー、ピクトグラム、相手のことを尊重する、地域での交流を増やす
- 気遣いができるまち、ボランティア活動が盛んなまち、障がいがある人や高齢者が暮らしやすいバリアフリーなまち
- 地域で災害時に備えた取組みをしていたり、バリアフリーを設置している、夜道などに危険がない地域

### 【どんなことをすれば良いのか】

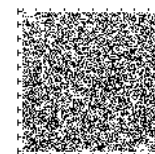
- 学生のうちに差別に対する理解を増やすことや、外国人観光客を増やす取組みを行う、英語表記の看板を増やす
- 自動販売機のボタンを低いところにしたり、近くに台を置くなどの工夫
- 階段がある場所にスロープを付ける、点字ブロックを途切れさせない、電車やバスの中で高齢者の方などに席を譲る
- ユニバーサルデザイン、バリアフリーを増やし、身体が不自由な人のことを知ってもらうための呼びかけ、例えばパラスポーツなどを行うこと
- 地域と協力した取組みを行うこと



参加者名簿（小学生）

	氏名	参加テーマ
1	原島 悠	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
2	川瀬 祐月	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
3	佐藤 祥一	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
4	増田 辰紀	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
5	高橋 莉央	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
6	富岡 勇翔	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
7	野沢 雄慎	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
8	吉澤 璃奈	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
9	藤野 煌人	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
10	藏北 来琉	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
11	武田 愛羅	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
12	山本 結菜	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
13	小野寺 岳	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
14	栗見 有希	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
15	小柳 由花	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
16	吉川 央祐	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
17	坂上 望珠	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
18	岡藤 流星	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
19	原島 凜	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
20	須崎 百加	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
21	澤田 優音	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
22	由利 新太	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
23	足立 紗菜	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
24	金子 姫愛	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
25	新田 康太	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
26	佐藤 優芽	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
27	加藤 歩乃	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
28	安藤 健	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
29	井口 柚子	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
30	野口 碧生	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために

	氏名	参加テーマ
31	宮田 幸思	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
32	森田 舞姫	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
33	エダ 和希 オツ ー	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
34	石原 由樹	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
35	河口 歩陽	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
36	木村 茉央	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
37	大塚 風芽	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
38	森泉 千鶴	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
39	野村 深澄	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
40	中村 遼大	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
41	田中 隆慈	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
42	森田 いち花	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
43	大在家 真結菜	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
44	山岡 友梨	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
45	原 敏博	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
46	石動 音彩	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
47	鈴木 楓里	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
48	梶 晃輔	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
49	佐藤 咲花	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
50	松木 大翔	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
51	尾針 柊悟	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
52	金子 瑠那	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
53	森澤 理久	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
54	日向 葵平	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
55	荒木 将輝	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
56	岡部 莉愛	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
57	篠宮 結菜	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために

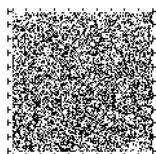


	氏名	参加テーマ
58	藤田 美紅	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
59	大久保 心音	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
60	海老澤 夢奈	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
61	水永 直樹	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
62	澤村 武瑠	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
63	平塚 悠斗	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
64	中村 全	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
65	飛田 明里	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
66	神山 凜	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために

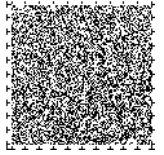
参加者名簿（中学生）

	氏名	参加テーマ
1	谷村 知紗	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
2	田中 純菜	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
3	西蘭 幸汰	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
4	柳田 姫菜	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
5	峯岸 紗希	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
6	鈴木 星来	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
7	白鳥 瑛士	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
8	竹腰 瑠輝	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
9	小林 夏帆	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
11	岡本 拓未	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
12	榎戸 亮磨	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
13	大木 梨穂	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
14	荒川 琉華	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
15	柳内 みさき	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために

	氏名	参加テーマ
16	渡邊 心華	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
17	柳本 知徳	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
18	佐藤 銀	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
19	土方 雄飛	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
20	水村 竜也	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
21	宿谷 綺星	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
22	山川 歩輝	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
23	板垣 杏奈	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
24	井上 菜月	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
25	黒米 琉生	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
28	殿谷 咲大	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
29	鈴木 脩真	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
30	畑中 龍弥	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
31	坂齋 拓	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
32	上野 珠莉	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
33	府川 心美	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
34	北向 文	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
35	西原 めい	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
36	小野 愛歩	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
37	窪田 暖生	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
38	岡 幸生	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
39	齊藤 美波	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
40	稲葉 ゆい	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
41	野中 絆翔	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
42	佐藤 駿悟	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
43	山路 茉子	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
44	中本 恵那	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
45	桑原 沙采	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために







## 5 青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針

本市では介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や、精神病床などの医療施設が、市民のニーズを超える立地があることから、福祉施設等の種類に応じて定員増を認めないもの、必要に応じて検討するものなどを基本方針として定め明らかにしています。この基本方針にもとづき、新規施設の総量規制や既存施設の転換等の制限を行っています。なお、本基本方針は、国による制度変更や市民ニーズの変更等があった際は、専門家の意見を聞きながら、「第7次青梅市総合長期計画」によるまちづくりの基本方向に沿い、必要に応じ見直しています。

### 青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針

#### 1 基本方針策定の主旨

青梅市（以下「市」という。）においては、自然に恵まれた暮らしやすい居住環境や、福祉分野への積極的な事業者の進出などを背景に、高齢者福祉施設および障害者福祉施設ならびに長期入院を伴う医療施設（以下「福祉施設等」という。）が多く配置されてきた。

一方、介護保険制度の開始や障害者自立支援法の制定以降、福祉サービスは多様化が図られてきており、近年は、地域包括ケアシステムの構築と深化、地域共生型社会に向けた取組の中で、在宅福祉の推進と充実が図られてきている。

これらのことから、市は、高齢者や障害者を含む全ての住民に対して、住み慣れた地域での人と人とのふれあいの中で、持続可能な市民福祉を希求していくとともに、福祉施設等について地域住民に充足されているか否かの観点に立ち、福祉施設等の配置のあり方に関し、市の基本方針を定めるものとする。

#### 2 基本方針

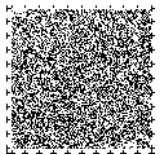
青梅市は、誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅サービスの整備を進めるものとし、市内における福祉施設等の整備については、次に掲げるところにより対応し、また、意見を述べ、必要な要請を行うものとする。この場合において、具体的な指標を必要とするときは、地域福祉総合計画に示すものとする。

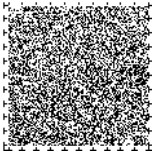
##### (1) 定員・施設増の必要がない施設

ア 次に掲げる施設については、定員・施設増の必要がない。

(ア) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

(イ) 介護老人保健施設（老人保健施設）





- (ウ) 介護医療院
- (エ) 有料老人ホーム（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条第 1 項の登録を受ける有料老人ホームを除く。）
- (オ) 軽費老人ホーム
- (カ) 養護老人ホーム
- (キ) 主に療養病床および精神病床を有する医療施設
- (ク) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）に定める入所または入居を伴う施設および日中活動支援施設。ただし、重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のための入所施設、主に知的障害者のための日中活動支援施設および障害者グループホーム（主たる対象が精神障害者であるものを除く。）を除く。

イ 前記アに掲げる施設で既存のものを整備する場合の基本方針は、次のとおりとする。

- (ア) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を整備する場合は、次に掲げるとおりとする。
  - a 既存施設を整備する場合は、現行定員の範囲内（定員 100 名未満の施設整備であるときは 100 名まで）定員増ができるものとする。
  - b 前記 a の規定に関わらず、既存施設をユニット型施設として整備する場合（従来型と同一建物内において一体的に設置する施設を含む。）において、現行定員が 100 名以上であるときは、現行定員の数から現行定員の数に 1 ユニットの定数を超えない範囲の数を加算した数まで、現行定員が 100 名未満であるときは、現行定員の数から 100 に 1 ユニットの定数を超えない範囲の数を加算した数まで定員増ができるものとする。
- (イ) 療養病床を有する医療施設については、介護医療院への施設の転換を認めるものとする。この場合においては、現行定員の範囲内で施設増ができるものとする。
- (ウ) 前記(ア)または(イ)以外で既存福祉施設等を整備する場合は、現行定員の範囲内とする。

(2) 定員・施設数について検討を要する施設

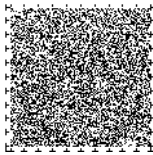
次に掲げる施設については、当面、定員・施設増の必要はないが、今後の市民の入所予測にもとづき定員が不足する場合には、新規の設置および既存福祉施設等の整備により、ふさわしい定員を検討していく。

- ア 重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のための入所施設
- イ 障害者グループホーム（重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のためのものおよび主たる対象が精神障害者であるものを除く。）
- ウ 主に知的障害者のための日中活動支援施設（重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のためのものを除く。）

(3) 一定程度の必要がある施設

次に掲げる施設については、サービスの多様性と地域福祉の観点から一定程度の必要があり、それぞれの計画の中でふさわしい定員について検討する。また、設置に当たり市民の入所が図られる必要がある。

- ア 認知症高齢者グループホーム



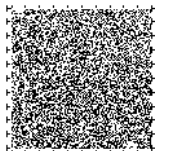
- イ 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の登録を受ける有料老人ホーム
- ウ 重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のための障害者グループホーム
- エ 重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のための日中活動支援施設

### 3 実施期日

この基本方針は、平成14年10月1日から実施する。

### 4 経過措置

- (1) この基本方針の一部改正は、平成17年4月1日から実施する。
- (2) この基本方針の一部改正は、平成18年7月1日から実施する。
- (3) この基本方針の一部改正は、平成20年8月26日から実施し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第2項第1号ア(セ)および(ソ)に規定する施設が、法内施設へ移行を検討できる期限は、平成24年3月31日までの国が定める施設の移行猶予期間を限度とする。
- (4) この基本方針の一部改正は、平成23年4月1日から実施する。
- (5) この基本方針の一部改正は、平成24年4月1日から実施し、改正後の第2項第1号ア(エ)および同号イ(イ)の規定は、平成23年10月20日から適用する。ただし、改正後の第2項第1号ア(キ)に掲げる主に精神科病床を有する医療施設のうち、すでに市内に存するものを運営する者が、平成27年3月31日までの間において、市内にある当該医療施設について国の定める規模に準ずる病床数の削減を図るため、障害者グループホーム（主たる対象が精神障害者であるものに限る。）を市の基本的な考え方に添って整備する場合に限り、当該施設については、削減される病床数の2割程度の定員数を限度として、一定程度の必要がある施設とみなすことができるものとする。
- (6) この基本方針の一部改正は、平成25年4月1日から実施する。
- (7) この基本方針の一部改正は、平成26年4月1日から実施する。
- (8) この基本方針の一部改正は、平成27年4月1日から実施する。
- (9) この基本方針の一部改正は、平成30年7月1日から実施する。
- (10) この基本方針の一部改正は、令和3年4月1日から実施する。
- (11) この基本方針の一部改正は、令和6年4月1日から実施する。



## 6 用語集

### あ行

#### ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。

#### アウトリーチ

援助を求めている人のいる場所におもむいて援助を提供すること。特に、援助のニーズが不明確な場合には、アウトリーチ活動によって潜在的なニーズを把握し、応えていくことが重要とされる。

#### 悪質商法や特殊詐欺

高額な商品やサービス等を契約させ金銭をだまし取る行為等を悪質商法、家族を装いお金を振り込ませる行為等を特殊詐欺という。

#### アクセシビリティ

年齢や障害の有無に関係なく、誰でもさまざまな製品、サービスを支障なく利用できること。

#### アセスメント

問題解決のための援助活動に先立って行われる総合評価、または初期・事前評価を指す。

#### 医療的ケア

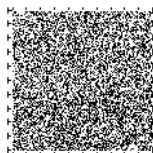
医師の指導の下、保護者や看護師が日常的、応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療行為のこと。

#### インクルーシブ、インクルージョン

「包摂的な、包摂性のある」という意味であり、「排他的」の対義語となる。包摂とは、あるものを包括的に受け入れることを指し、「包摂的な社会」とは、異なる意見や立場、文化や価値観などを受け入れ、調和が図られている社会を指す。

#### NPO、NPO法人

Non Profit Organization の略。行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織のこと。特定非営利活動促進法（通称 NPO 法）の制定により、「特定非営利活動法人」という法人格を得ることができるようになった。



## 青梅市地域介護予防活動支援事業補助金

地域介護予防事業の実施を目的とした活動を行う市内の団体を対象に、市内自治会館や市民センター等の公共的施設を使用した際の会場借上料について交付している補助金のこと。

## か行

---

### 介護ボランティア

介護施設等におけるボランティア活動であり、介護人材の確保と高齢者等の生きがいづくりの両面から推進していくことが求められている。

### 介護ロボット

介護が必要な方の自立支援や、介護する側の負担軽減に役立てられるロボット機器のこと。介護現場における人手不足への対策として開発が進められている。

### 介護予防事業対象者／事業対象者

介護予防事業対象者把握事業の実施により、要介護・要支援の認定を受けていない人の状況を把握することで、総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）等の適切な利用につなげていく。この、総合事業の対象者を省略して、事業対象者といわれる。

### 通いの場

身近な会場で、住民同士が活動を行うための定期的な集まり。介護予防に効果的といわれている。

### 基幹相談支援センター

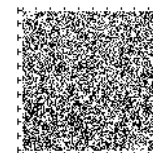
地域の実情に応じて、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、障害のある人の権利擁護等の業務を行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

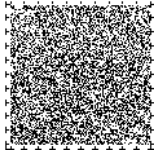
### 機能訓練指導員

日常生活を送る上で困難な状況にある人たちに対し機能訓練などを行い、身体・生活機能の改善と維持を図る職種。

### ケアプラン

要介護認定等を受けた人が、どのような介護サービスをどのように利用するのかを整理した利用計画書。ケアマネジャーが要介護等の心身の状況や、希望、必要性などを踏まえ、介護保険のサービスだけでなくボランティアや介護保険外のさまざまなサービスを組み合わせて作成する。





### ケアマネジメント

要介護者等の心身の状況や、希望、必要性などを踏まえてケアプランを作成し、適切な介護サービス等が利用できるよう、事業者との連絡調整などを行うこと。

### KDB（国保データベース）システム

国保連合会が健診・保健指導、医療、介護」の各種データを利活用して、統計情報や個人の健康に関するデータ」を作成するシステムのこと。

### ゲートキーパー

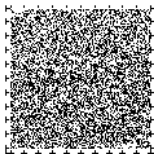
自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

### 権利擁護

認知症や障がいのある人など、判断能力が不十分な人や日常生活に不安のある人が、地域社会で自立して生活するために、日常的な金銭管理や必要な福祉サービスの利用を支援すること。

### 高次脳機能障害

外傷性の脳損傷や脳血管障害の後遺症として、記憶能力の障害、集中力や考える力の障害、行動の異常、言葉の障害等が生じること。



### 合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等に、合理的配慮の提供を義務化している。東京都の「障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」では、国の機関や地方公共団体に加え、民間事業者にも合理的配慮の提供を義務化している。

### 高齢者のみ世帯

高齢者のみ世帯とは、世帯の全員が65歳以上の世帯のうち、ひとり暮らし高齢者世帯を除いたもの。

### 誤嚥性肺炎

本来気管に入ってはいけない物が気管に入り（誤嚥）、そのために生じる肺炎のこと。老化や脳血管障害の後遺症などによって、飲み込む機能（嚥下機能）や咳をする力が弱くなると、口腔内の細菌、食べかす、逆流した胃液などが誤って気管に入りやすくなり、誤嚥性肺炎の発症につながる。

## 国保／国民健康保険

他の医療保険制度（被用者保険、後期高齢者医療制度）に加入していない全ての住民の方を対象とした医療保険制度。被保険者の疾病及び負傷に対して必要な医療の給付を行うことを基本事業としているが、事前の措置として、医療給付の対象となる保険事故の発生の未然防止や、早期発見による疾病の重症化の防止など、保健衛生の向上に資する事業である保健事業についても行っている。

## 心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

## 骨粗しょう症

骨密度の低下によって骨がもろくなり、骨折しやすくなる病気。

## 個別的支援（ハイリスクアプローチ）

リスクを持っている人を抽出し、相談や指導等の支援を行う活動。

## さ行

### 再犯防止

関係省庁や地方公共団体、民間協力者等と連携し、犯罪や非行をした人が再び罪を犯さないように支援する取組み。

### 作業療法士

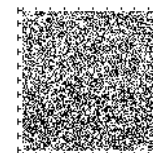
入浴や食事など日常生活の動作や、手工芸、園芸およびレクリエーションまであらゆる作業活動を通して、日常生活をスムーズに送るための複合的動作を可能とする訓練を行う専門職。

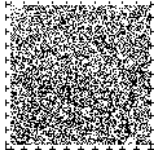
### 自主グループ

介護予防のために継続的に運動を行うグループ。

### 児童発達支援センター

児童発達支援に加えて、施設の有する専門的機能を活かし、地域の障害のある子どもやその家族への相談、障害のある子どもを預かる施設への援助、助言をあわせて行うなど、地域における中核的な療育施設。





## 市民後見人

親族からの支援を受けることが難しく、判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、弁護士や司法書士などの専門職等ではなく、家庭裁判所より専任された身近な立場でその生活を支援する市民による後見人のこと。

## 重層的支援体制整備事業

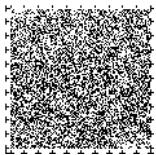
市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業。

## 障害者基本法

障害者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体などの責務、障害のある人のための施策の基本となる事項を定めることなどにより、障害のある人のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害のある人の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

## 障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や国の行政機関、地方公共団体等および民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などを定めた法律。全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的としている。



## 障害者就労支援センター

障害のある人の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害のある人が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労および生活に関する支援を総合的に行う機関のこと。

## 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

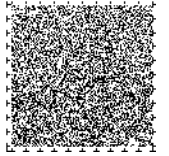
全ての障害者が社会、経済、文化等あらゆる分野の活動に参加できるよう、障害者による情報の取得やコミュニケーションの手段を充実する施策の推進に向けた基本理念や基本的事項を定めた法律。

## 障害者総合支援法

障害のある人の地域生活と就労を進め、自立を支援することを目的に、平成17年10月31日に成立し、平成18年4月から施行された法律。身体・知的・精神の障害別に分かれていたサービスの一元化や自己負担の定率負担化などが行われた。従来の障害者自立支援法に替わる法律として平成25年4月から施行されている。

障害のある人の地域生活の充実、就労による自立などを一元的に支援する障害福祉サービスについて定める。





## 消費者月間

毎月5月について、消費者保護基本法（「消費者基本法」の前身）制定を記念して定められた期間で、消費者・事業者・行政が一体となって消費者問題に関する啓発・教育などの各種事業を集中的に行っている。

## 所得段階別加入割合補正後被保険者数

所得段階により保険料が異なるため、所得段階別加入者数を、各所得段階別の保険料率で補正したもの。

## ジョブコーチ

障害のある人が就労する際、できることできないことを事業所に伝えるなど、障害のある人が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える人のこと。

## シルバー人材センター

高年齢者雇用安定法にもとづき、概ね60歳以上の人を対象として、臨時的で短期的な仕事を無料で紹介する公益社団法人。

## 「人権の花」運動

主に小学生を対象とした啓発運動で、昭和57年度から実施されている。その内容は、学校に配布した花の種子、球根などを子どもたちが協力し育てることによって、生命の尊さを実感し、その中で豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得するこ

とを目的としている。また、育てた花を父母や社会福祉施設に届けたり、写生会、観賞会を開催したりすることにより、一層の人権尊重思想の普及高揚を図ることも趣旨の一つとなっている。

## 審判申立て

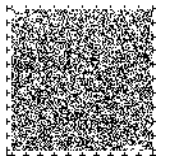
成年後見人を選任するために、家庭裁判所に成年後見開始審判を申立てること。

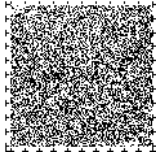
## 生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす役割を持つ人。

## 生活習慣病

食事や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が深く関与し、それらが発症の要因となる疾患の総称。日本人の死因の上位を占める、がんや心臓病、脳卒中は、生活習慣病に含まれる。





### 生産年齢人口

生産活動を中心となって支える15～64歳の人口のこと。労働の中核的な担い手として経済に活力を生み出す一方、社会保障を支える存在でもある。

### 成年後見制度

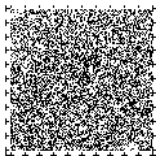
認知症、知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が不十分な人の預貯金の管理（財産管理）や日常生活でのさまざまな契約（介護サービスや施設の入所に関する契約等）などを支援する制度。

### 積極的関与（ポピュレーションアプローチ）

地域や社会全体に対して、健康増進や介護予防等に関する意識醸成や行動促進を図る活動。

### 総合事業／介護予防・日常生活支援総合事業

地域支援事業の1つであり、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業から構成される。住民等の多様な主体によるサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、介護予防や日常生活の支援を図る事業が位置づけられる。



### た行

#### ターミナルケア

病気で余命がわずかになった方に対して、残りの余命を少しでも心穏やかに過ごせるように痛みや不安、ストレスを緩和するために行う、行う、医療・看護的、介護的ケアのこと。

#### 第1号被保険者／第2号被保険者

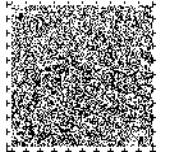
介護保険の被保険者の区分。第1号被保険者は65歳以上の人、第2号被保険者は医療保険に加入している40歳～64歳の人（介護保険を利用できない特定の施設に入所している一部の人を除く。）。

#### 多職種ネットワーク連絡会

医療・介護連携に関する現状の把握・共有、課題の抽出、対応策の検討等を行う連絡会。

#### ダブルケア、ダブルケアラー

子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態など、複数のケアを行うことやケアを担う人のこと。



## 団塊の世代

戦後の第一次ベビーブーム期（昭和22年～昭和24年）ないしその前後に生まれた世代。

## 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会をいう。

## 地域福祉コーディネーター

個別の課題や地域のニーズを的確に把握し、関係機関等と連携・調整しながら、福祉課題の解決に導く「つなぎ役」。制度の狭間で苦しんでいる人や既存の公的な福祉サービスだけでは十分な対応ができない人などに対し、地域福祉を育むことにより、地域の生活課題の解決に向けた取組を行うとともに、地域づくりの支援を行う。

## 地域包括ケアシステム

高齢等になっても住み慣れた場所で生活し続けることができるよう、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制。

## 地域密着型サービス

住み慣れた地域で要介護者の生活を支えることを目的として、平成18年の介護保険法の改正により新たに設けられたサービス。市町村がサービス事業者の指定・指導監督の権限を持つ。

## チームオレンジ

ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援をつなげる仕組み。

## 調整交付金

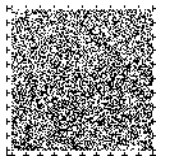
市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため、各市町村における給付費の5%をもとに、高齢者中の後期高齢者の割合・高齢者の所得状況の格差・災害等の特別な事情等を勘案して定められる割合において交付を行うもの。

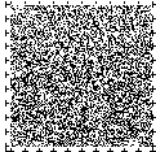
## 調整済み認定率

第1号被保険者の性・年代別人口構成による影響を除外した認定率で、これらの要素を受けずに自治体間の比較が可能。

## データヘルス計画

医療情報や健診結果の情報等のデータ分析にもとづき、効率的・効果的な保健事業を実施する取組。





## 出前講座

市民の生涯学習の一助として、市職員・官公署職員等が講師として地域に出張し、市の施策や技術的知識等を活かした講座を開催するもの。

## 糖尿病性腎症

糖尿病がある方の慢性合併症のひとつで、高血糖の状態が続くことで血管に異常が生じ、腎機能が低下したもの。進行すると人工透析が必要となる。

# な行

---

## 難病

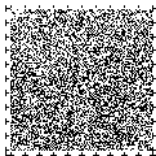
原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残す恐れがある病気をいう。

## 二次避難所

高齢者、障害のある人(子ども)、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を対象として、必要に応じて開設する避難所。

## 認知症カフェ

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う集いの場。



## 認知症疾患医療センター

各地域において認知症の人とその家族を支援する体制を構築するために、医療機関相互や医療と介護の連携の推進役として東京都が指定するもの。

## 認知症BPSDケアプログラム

BPSD（認知症患者に頻繁に見られる知覚、思考内容、気分、行動の障害の兆候。不安、うつ、怒りっぽさ、幻覚、妄想、徘徊などの精神症状）への関わり方を工夫したり、症状を軽減することで、認知症ケアの質の向上を把握するためのプログラムのこと。

## 熱中症警戒アラート

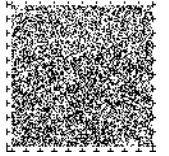
熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動を促すための情報。

# は行

---

## 8050 問題

80代の親が50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題のこと。



## 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されている。なお、最近では広汎性発達障害に代わる用語として「自閉症スペクトラム（障害）」という呼び方が定着しつつある。

## ピアサポート

ピアは英語で「仲間」「対等」といった意味であり、ピアサポートは「同じ仲間」や「対等な関係」における、相談や交流を主とした支え合い活動のこと。

## フレイル

健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のことを指す。適切な治療や予防を行うことで要介護状態に進まずにすむ可能性がある。

## 平均自立期間

要介護認定を受けるまでの期間の平均、健康と考える期間。

## ヘルプカード

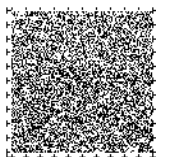
義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるためのカードのこと。

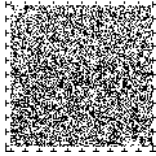
## 法定後見（後見・保佐・補助）

認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分な方に対して、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人の権利を法的に支援、保護するための制度で、本人の判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の3種類がある。

## 保険者機能強化推進交付金

保険者機能の強化に向けて、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する市町村の取組や、こうした市町村の取組を支援する都道府県の取組を推進するため 2018（平成30）年度に創設された交付金。自治体への財政的インセンティブとして、国が設定した指標により、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況の評価に応じて交付される。





## 保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰する際、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行う。

## ま行

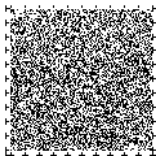
---

### 見える化システム

厚生労働省が運営するシステムで、介護保険事業に関する現状分析や将来推計等を行うことにより、地域課題の「見える化」を図るもの。

### 民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、児童委員を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援等を行う。



## メタボリックシンドローム

内臓脂肪の蓄積により、糖代謝異常、脂質代謝異常、高血圧などの動脈硬化の危険因子が集積している状態のこと。内臓脂肪の蓄積（ウエスト周囲径の増大）に加え、脂質代謝異常、高血圧、高血糖の3項目のうち2項目以上を満たす場合に判定される。

## や行

---

### ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていること。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

### ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

### ユニバーサルマナー

自分とは違うだれかのことを思いやり、理解し、高齢者や障がいのある人など、様々な人の目線で考え、行動する心づかいのことをいう。

## ら行

---

### 理学療法士

マッサージ・温熱・電気などを用いる物理療法と、筋肉増強・機能訓練・歩行訓練などの運動療法を組み合わせる運動障害の回復・改善をはかる理学療法を行う資格者。

### リハビリテーション専門職

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のことで、リハビリテーションを実施する資格者。

### 療育

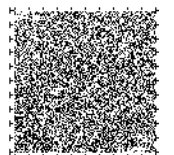
障害のある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のこと。

### レスパイト

「休息」「息抜き」「小休止」という意味であり、障害福祉サービスなどを利用している間、介護をしている家族などが一時的に休息をとれるような支援を行うこと。

### レセプトデータ

診療報酬明細書の通称で、患者ごとの受診や処方記録したもの。



青梅市地域福祉総合計画

令和6(2024)年3月 発行

発行 青梅市

編集 青梅市 健康福祉部 地域福祉課

〒198-8701 東京都青梅市東青梅1-11-1

電話 0428-22-1111(代表)

青梅市ホームページ <https://www.city.ome.tokyo.jp>

